

平成 28 年度
下関市包括外部監査結果報告書
「子ども・子育て支援事業に係る事務の執行について」

平成 29 年 3 月

下関市包括外部監査人

公認会計士 三浦 勝

目次

| | |
|-----------------------------|-----|
| 第1章 外部監査の概要..... | 1 |
| I 外部監査の概要..... | 1 |
| 1 外部監査の種類..... | 1 |
| 2 選定した特定の事件..... | 1 |
| 3 外部監査の実施期間..... | 3 |
| 4 外部監査従事者の資格及び氏名..... | 3 |
| 5 利害関係..... | 3 |
| II 主な監査手続及び監査の範囲..... | 4 |
| 1 監査の主な要点..... | 4 |
| 2 主な監査手続..... | 4 |
| 3 監査結果の記載..... | 4 |
| 第2章 下関市の人口変動状況..... | 5 |
| I 人口動向分析..... | 5 |
| 1 人口の推移..... | 5 |
| 2 年齢3区分別の人口の推移..... | 8 |
| 3 自然増減及び社会増減の推移..... | 9 |
| 4 出生数..... | 11 |
| 5 少子化の要因と背景..... | 15 |
| 6 少子化の対策..... | 18 |
| II 下関市の子ども・子育てに関する計画..... | 19 |
| 1“For Kids”プラン 2015..... | 19 |
| 第3章 監査の結果及び意見..... | 21 |
| I 子どもの成長を支える環境づくり..... | 21 |
| 1 就学前の教育・保育の総合的な提供..... | 21 |
| 2 障害がある子どもへの適切な支援..... | 36 |
| II すべての子育て家庭を支える環境づくり..... | 45 |
| 1 子育て家庭への支援..... | 45 |
| 2 地域で子育てを支える環境づくり..... | 98 |
| 3 子どもの権利を守るための環境づくり..... | 103 |
| 4 ひとり親家庭への支援..... | 106 |
| 5 健やかに育つ環境づくり..... | 120 |
| III みんなが育つ環境づくり..... | 133 |
| 1 子どもたち一人ひとりの生きる力の育成..... | 133 |
| 2 子どもと家庭が地域で学び・育つ環境づくり..... | 134 |

| | | |
|----|---------------------------|-----|
| IV | 子育てと仕事の両立を応援する環境づくり | 143 |
| 1 | 保育サービス等の充実 | 143 |
| 2 | 仕事と生活の調和の実現..... | 147 |
| V | 安心して生活できる環境づくり..... | 149 |
| 1 | 子どもと子育て家庭に配慮したまちづくり | 149 |
| 2 | 子どもが安心して生活できる環境づくり..... | 170 |
| VI | その他..... | 172 |
| 1 | こども未来部こども育成課 | 172 |
| 2 | 教育部学校支援課..... | 185 |
| 3 | 都市整備部公園緑地課..... | 208 |

報告書の数値は、原則として千円単位(切捨て)で表記を行っている。ただし、出所等の関係により百万円単位で表記を行っている箇所もある。また、小数点については、原則として小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表記している。そのため、本報告書の本文、図表に記載されている合計数値は、その内訳の単純合計と一致しない場合がある。

第1章 外部監査の概要

I 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第1項、第2項及び第4項の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 監査する事件(監査テーマ)

「子ども・子育て支援事業に係る事務の執行について」

(2) 監査する事件(監査テーマ)として選定した理由

市が公表する「人口 年齢(3区分)別」によれば、市の人口は昭和 55 年をピークに減少に転じており、年少人口(0歳から 14 歳)は継続的に減少、老年人口(65 歳以上)の増加が進んでいる状況である。

図表1-I-2-1 人口推移

(単位:千人、%)

| 年次 | 総人口 | 年少人口(割合) | | 老年人口(割合) | |
|---------|---------|----------|-------|----------|-------|
| 昭和 25 年 | 280,949 | 97,991 | 34.9% | 13,517 | 4.8% |
| 昭和 35 年 | 317,029 | 98,608 | 31.1% | 18,215 | 5.8% |
| 昭和 45 年 | 315,603 | 75,146 | 23.8% | 25,041 | 7.9% |
| 昭和 55 年 | 325,478 | 73,396 | 22.6% | 34,398 | 10.6% |
| 平成 2 年 | 315,643 | 55,433 | 17.6% | 47,577 | 15.1% |
| 平成 12 年 | 301,097 | 40,440 | 13.4% | 67,137 | 22.3% |
| 平成 22 年 | 280,947 | 33,744 | 12.0% | 80,199 | 28.6% |

(出所:人口 年齢(3区分)別)

このような状況下、市政運営においては限られた財源を何に配分するか、優先度と必要度によって選択する効率的な視点が必要になっている。平成 27 年度の市長施政方針では、率先して取り組まなければならない課題として「少子高齢化が進み、人口が減少する中でも活力を失わないまちづくり」を掲げ、また、平成 27 年度からの 10 年間を計画期間とする第2次下関市総合計画の重点取り組み方針として「都市の魅力向上」と「暮らしやすさ向上」の2つの目標を掲げ、「人口減少対策」に横断的に対応するとされている。その中で「みんながともに学び、ともに楽しむ、人を育てるまち」を個別の施策として掲げて、将来を担う子どもから大人まで、すべての市民が個性と能力を発揮できる環境づくりに取り組むことを表明されている。第2次下関市総合計画市民アンケートにおいても、将来伸ばすべき下関市のイメージとして「子育てがしやすい都市」が上位に位置し、この点からも、子育ての充実は、市民の生活に密接に係わっている

1 外部監査の概要
2 選定した特定の事件

ため、市民の関心が非常に高い分野であると言える。市は平成 26 年4月に「こども未来部」を設置、平成 27 年3月に「”For Kids” プラン 2015(下関市子ども・子育て支援事業計画 下関市次世代育成支援行動計画)」を策定し、子ども・子育てのための取組を総合的に推進することとしている。

したがって、市の厳しい財政状況の中、市が実施する子ども・子育て支援事業が効果的・効率的になされているか否かについて市民の関心も高いものと考えことから、子ども・子育て支援事業に係る事務の執行について、法令等に対する合規性及び経済性、効率性、有効性の観点から総合的に検討することは十分な意義があると判断し、特定の事件として選定した。

(3) 監査対象部局

- こども未来部こども育成課
- こども未来部こども家庭課
- こども未来部こども保健課
- 教育部学校教育課
- 教育部教育研修課(平成 28 年度より教育部学校教育課より独立)
- 教育部学校支援課
- 教育部生涯学習課
- 都市整備部公園緑地課

(4) 外部監査の対象年度

平成 27 年度

ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

3 外部監査の実施期間

平成 28 年6月1日より平成 29 年3月 21 日まで

4 外部監査従事者の資格及び氏名

| | | |
|----------|----------------|--------|
| 包括外部監査人 | 公認会計士 | 三浦 勝 |
| 外部監査人補助者 | 同 | 千々松 英樹 |
| 同 | 同 | 田中 しずか |
| 同 | 同 | 長谷部 丈 |
| 同 | 同 | 井上 昌宏 |
| 同 | 同 | 中村 秀樹 |
| 同 | 公認会計士 試験合格者 | 矢田部 博之 |

5 利害関係

包括外部監査人及び外部監査人補助者らは、いずれも監査対象事件につき地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

II 主な監査手続及び監査の範囲

1 監査の主な要点

- (1) 子ども・子育て支援に関する施策に係る事務の執行の合規性
 - 子ども・子育て支援に関する施策に係る事務について、市の規則等が関係法令及び条例に準拠しているか。
 - 子ども・子育て支援に関する施策に係る事務が関係法令、条例、規則等に準拠して適切に実施されているか。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策に係る事務の経済性・効率性・有効性
 - 子ども・子育て支援に関する施策に係る事務が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策に係る事務の公平性
 - 子ども・子育て支援に関する施策に係る事務が、公平性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

2 主な監査手続

- (1) 関連書類一式を閲覧し、合規性の検証のための関連規則等との照合を実施した。
- (2) 経済性・効率性等の検証のために、どのような事務処理や業務改善等がなされているかについて、担当部署に対してヒアリング及び関連書類の調査・分析等を行った。
- (3) 必要と考えた施設等の現場視察を行った。

なお、監査対象は主として平成 27 年度決算額において、市の支出が 1,000 千円以上の委託事業、補助事業及び扶助事業である。ただし、必要に応じて、市以外の財源を含むもの、また市の支出が 1,000 千円未満のものについても確認している。

3 監査結果の記載

監査の結果に関しては、「指摘事項」及び「意見」に区分して記載している。本報告書において、両者は以下のように定義している。

指摘事項 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に定められている「監査の結果に関する報告」であり、法令又は規則等に照らして改善を要する必要があると判断したもの。

意見 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に定められている「監査の結果に添えて提出する意見」であり、将来のために改善・改良していくことが望ましいと判断したもの。

第2章 下関市の人口変動状況

I 人口動向分析

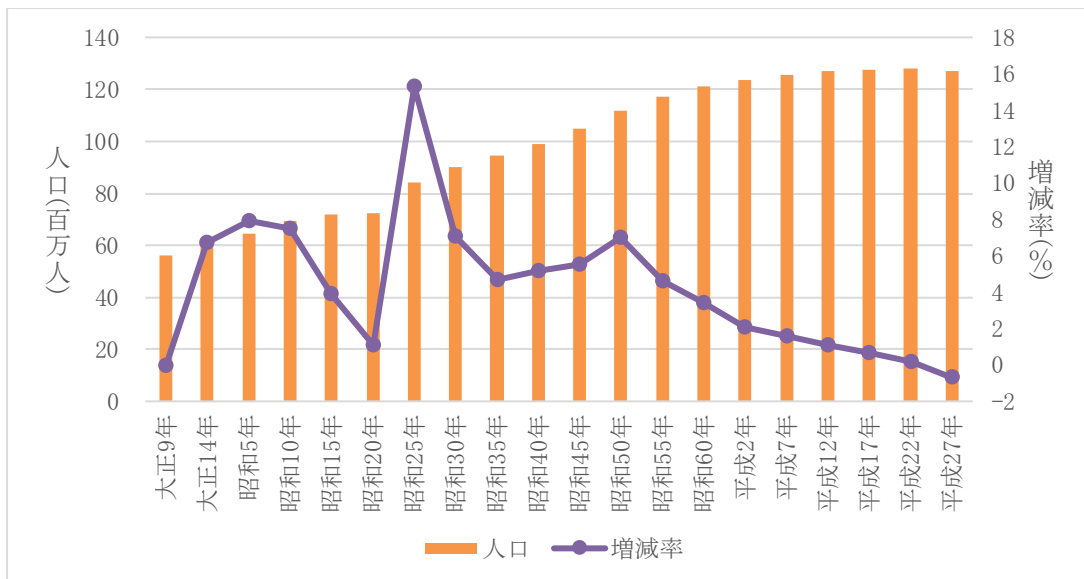
1 人口の推移

平成 27 年国勢調査による平成 27 年 10 月 1 日現在の日本の人口は 127,094 千人となり、平成 22 年の調査に比べ、人口は 962 千人減少している。

5年ごとの人口増減率の推移をみると、昭和 20 年から昭和 25 年は第1次ベビーブームにより 15.3%と高い増加率となったが、その後は出生率の低下に伴って増加幅が縮小し、昭和 30 年から昭和 35 年には 4.7%となった。その後、第2次ベビーブームにより昭和 45 年から昭和 50 年には 7.0%と増加幅が拡大するが、その後は再び増加幅が減少に転じ、平成 22 年から平成 27 年には 0.8%の減少となり、大正9年の調査開始以来、初めての人口減少となっている。

大正9年から平成 27 年までの人口の推移及び人口増減率の推移は以下のとおりである。

図表2-I-1-1 日本の人口及び人口増減率の推移



(出所:総務省統計局「平成 27 年国勢調査 人口等基本集計結果」)

I 人口動向分析
1 人口の推移

図表2-I-1-2 日本の人口推移

(単位:千人、%)

| | 人口 | 5年間の人口増減 | | 年平均人口増減率 |
|---------|--------------|--------------|------------|-----------|
| | | 増減数 | 増減率 | |
| 大正 9 年 | 55,963 | - | - | - |
| 大正 14 年 | 59,737 | 3,774 | 6.7 | 1.3 |
| 昭和 5 年 | 64,450 | 4,713 | 7.9 | 1.5 |
| 昭和 10 年 | 69,254 | 4,804 | 7.5 | 1.5 |
| 昭和 15 年 | (注 1) 71,933 | 2,679 | 3.9 | 0.8 |
| 昭和 20 年 | (注 2) 72,147 | (注 3) 780 | (注 3) 1.1 | (注 3) 0.2 |
| 昭和 25 年 | 84,115 | (注 3) 11,052 | (注 3) 15.3 | (注 3) 2.9 |
| 昭和 30 年 | 90,077 | 5,962 | 7.1 | 1.4 |
| 昭和 35 年 | 94,302 | 4,225 | 4.7 | 0.9 |
| 昭和 40 年 | 99,209 | 4,908 | 5.2 | 1.0 |
| 昭和 45 年 | 104,665 | 5,456 | 5.5 | 1.1 |
| 昭和 50 年 | 111,940 | 7,274 | 7.0 | 1.4 |
| 昭和 55 年 | 117,060 | 5,121 | 4.6 | 0.9 |
| 昭和 60 年 | 121,049 | 3,989 | 3.4 | 0.7 |
| 平成 2 年 | 123,611 | 2,562 | 2.1 | 0.4 |
| 平成 7 年 | 125,570 | 1,959 | 1.6 | 0.3 |
| 平成 12 年 | 126,926 | 1,356 | 1.1 | 0.2 |
| 平成 17 年 | 127,768 | 842 | 0.7 | 0.1 |
| 平成 22 年 | 128,057 | 289 | 0.2 | 0.1 |
| 平成 27 年 | 127,094 | △962 | △0.8 | △0.2 |

(出所:総務省統計局「平成 27 年国勢調査 人口等基本集計結果」)

(注1)国勢調査による人口 73,114 千人から内地外の軍人、軍属等の推計数 1,181 千人を差し引いた補正人口。

(注2)昭和 20 年人口調査による人口 71,998 千人に内地の軍人及び外国人の推計数 149 千人を加えた補正人口。沖縄県を含まない。

(注3)沖縄県を除いて算出

市においても、日本の人口推移と概ね近似した動きを見せているが、加えて町村の編入により人口が増加しており、昭和 10 年から昭和 15 年は長府町、小月町等の3町5村が市に編入したことにより 10.5%と高い増加率となっている。

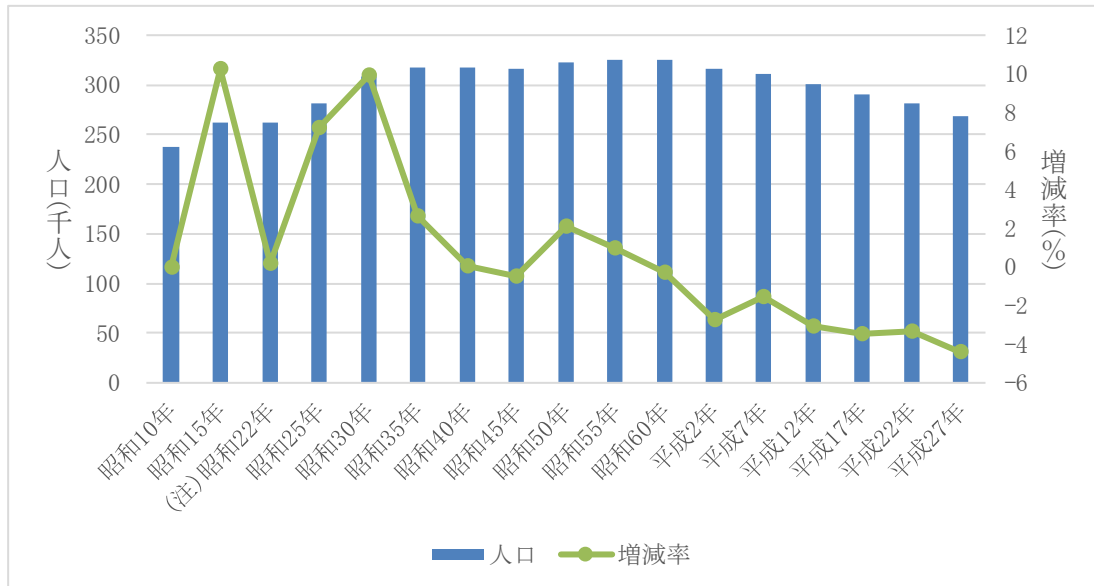
もともと、市は本州の最西端に位置する地理的な特性から九州や中国大陸への玄関口となり、人や物が交流する拠点として栄えてきたが、昭和 33 年の関門国道トンネルの開通、昭和 48 年の関門橋開通、昭和 50 年の山陽新幹線全線開通に加え、航空交通網が整備されたことに

I 人口動向分析
1 人口の推移

より、次第に市の交流拠点としての優位性が失われ、市の人口は昭和 55 年をピークに以降は減少に転じている。

昭和 10 年から平成 27 年までの人口の推移及び人口増減率の推移は以下のとおりである。

図表2-I-1-3 市の人口及び人口増減率の推移



(出所:総務省統計局「国勢調査報告」、山口県統計分析課「山口県統計年鑑」)

(注)昭和 20 年は実施されていない。

I 人口動向分析
2 年齢3区分別の人口の
推移

2 年齢3区分別の人口の推移

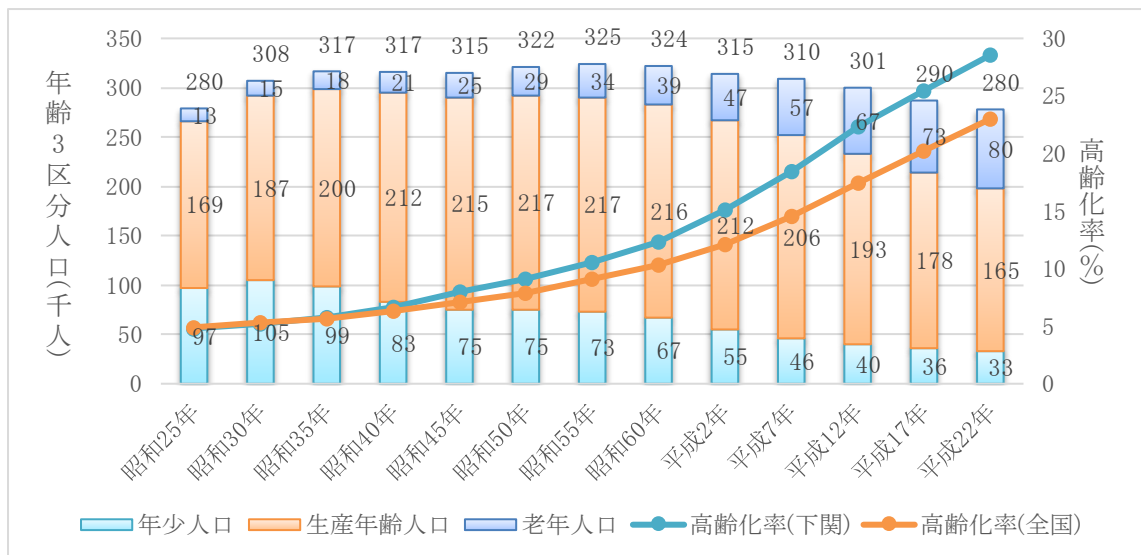
市の年齢3区分別の人口の推移を見ると、年少人口(15 歳未満)は昭和 30 年の 105 千人をピークに減少を続け、平成 22 年には 33 千人となっている。

生産年齢人口(15 歳以上 65 歳未満)は昭和 55 年の 217 千人をピークに減少を続け、平成 22 年には 165 千人となっている。

一方、老年人口(65 歳以上)は毎年増加の一途をたどっており、平成 22 年には 80 千人となり、老年人口の総人口に占める割合である高齢化率が7%を超える高齢化社会となったのは全国と同時期の昭和 45 年である。以降、国勢調査年で比較を行うと、全国よりも5年早い平成2年に高齢社会(高齢化率 14%超)に、続いて全国よりも 10 年早い平成 12 年に超高齢社会(高齢化率 21%超)に移行し、全国水準よりも早い速度で高齢化が進展している。

昭和 25 年から平成 22 年までの国勢調査による市の年齢区分別人口の推移は以下のとおりである。

図表2-I-2-1 年齢3区分別人口の推移



(出所: 下関市「統計しものせき」、総務省統計局「国勢調査報告」)

(注1)年少人口は15歳未満、生産年齢人口は15歳以上65歳未満、老年人口は65歳以上である。

(注2)合計には、年齢不詳が含まれているため、年少人口、生産年齢人口、老年人口の合計と一致しない。

3 自然増減及び社会増減の推移

人口増減には、出生による増加と死亡による減少の自然増減と、転入による増加と転出による減少の社会増減の2つの要因がある。

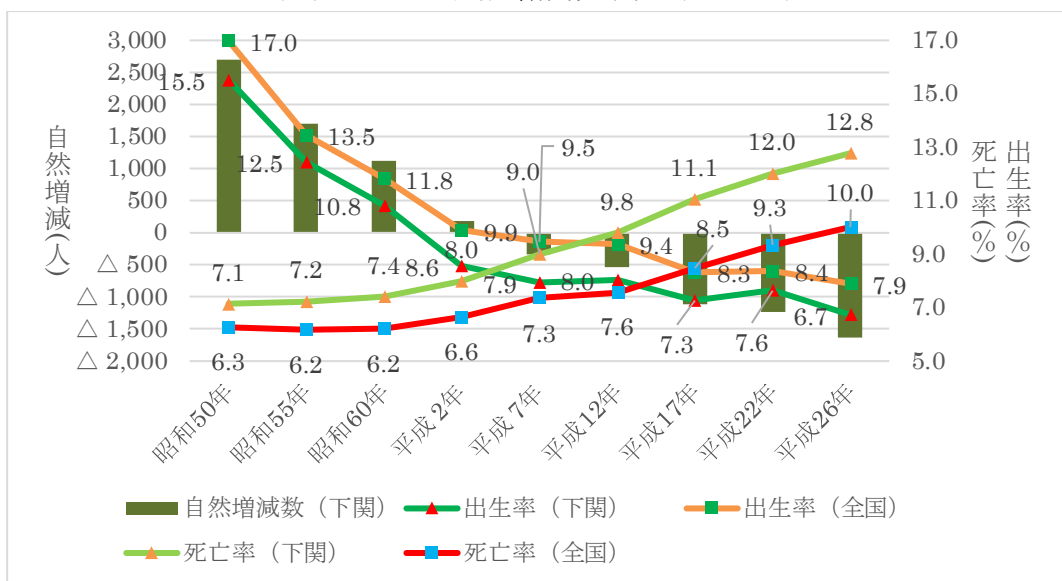
(1) 自然増減

日本全体の出生数は一貫して減少傾向にあり、平成 26 年度の出生数は昭和 50 年の約半分の 1,003 千人となっている。また、死亡数は高齢化に伴って増加を続け、平成 26 年度の死亡数は昭和 50 年の約 1.8 倍の 1,273 千人となり、出生数が死亡数を上回る自然増の状態が平成 17 年に反転し、以降自然減のマイナス幅が拡大し続けている。

市は、全国水準を上回るスピードで少子化、高齢化が進んでおり、平成 26 年の全国の出生率・死亡率が 7.9%、10.0%に対して、市は 6.7%、12.8%となっており、全国よりも 13 年早い平成4年から自然増減が反転し、以降平成6年にプラスに転じたのを除き、自然減のマイナス幅が拡大し続けている。

市における自然増減数・出生率・死亡率及び全国の出生率と死亡率の推移は以下のとおりである。

図表2-I-3-1 自然増減数・出生率・死亡率



(出所:厚生労働省「平成 27 年人口動態統計の年間推計」、下関市「統計しものせき」)

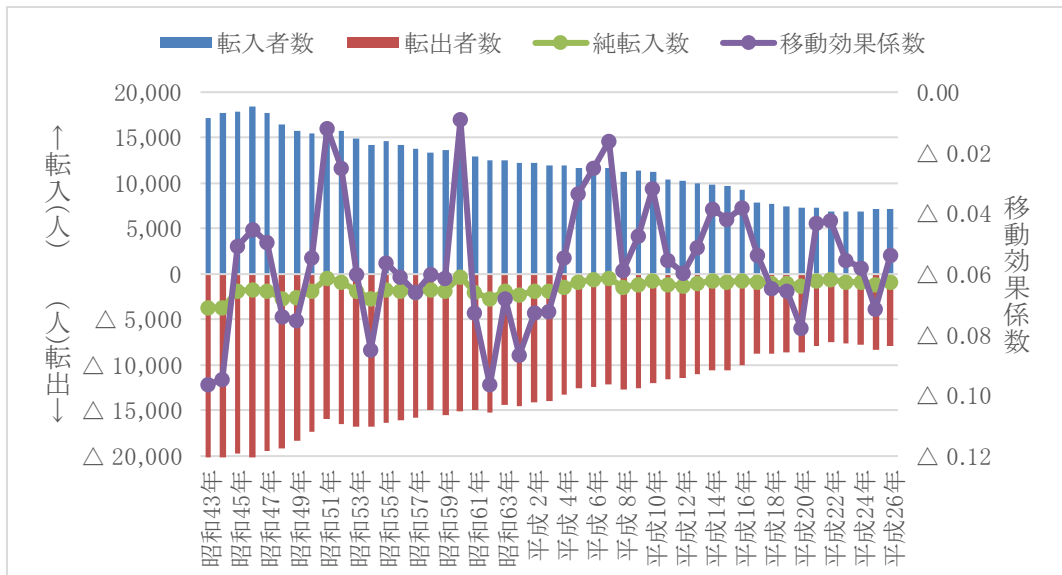
(2) 社会増減

通常、景気が良くなると都市部の仕事が増加し、人口が都市部に集中するため、地方では社会減の状態になり、一方で景気が悪化すると都市部の仕事が減少し、都市部から人口が離れるため、地方では社会増の状態になりやすいとされている。

「統計しものせき」によれば、少なくとも昭和43年以降は転出者数が転入者数を上回り、純転入数はマイナスとなっている。移動効果係数(ある地域の他の地域との間の人口の転出入の動きがどの程度一方的か、あるいは双方向的かを示す係数)も一貫してマイナス値を示している。

移動効果係数が大きく変動している要因として、昭和43年、44年は高度経済成長期であり、昭和62年はバブル景気の影響により転出数が増加しマイナス幅が大きくなっている。また、昭和60年は円高不況、平成7年以降はバブル崩壊後の経済不況の影響で転出数が減少しマイナス幅が小さくなっている。

図表2-1-3-2 転入・転出の推移



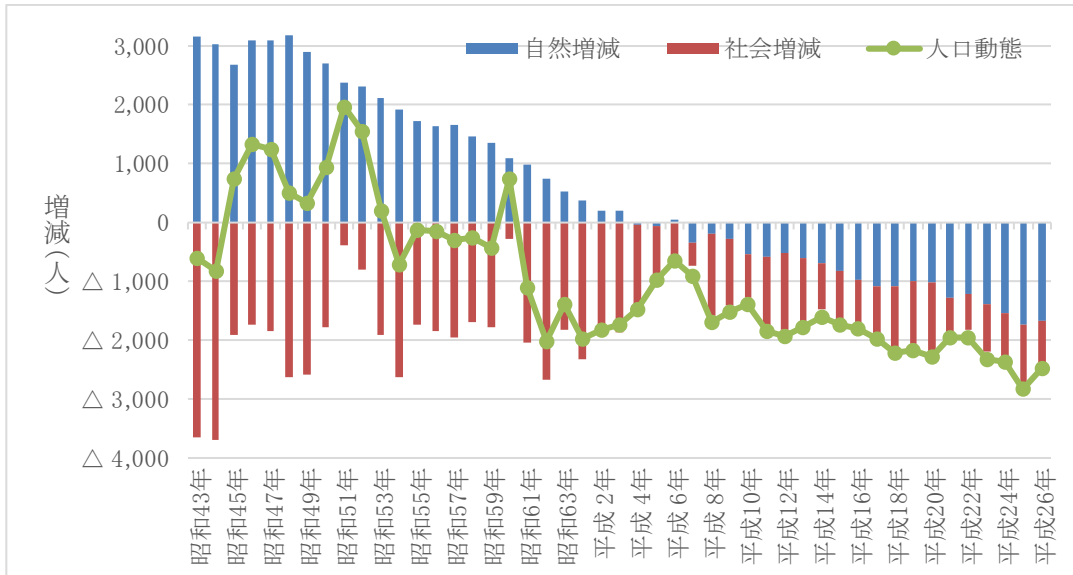
(出所: 下関市「統計しものせき」)

(注)移動効果係数=(転入数-転出数)÷(転入数+転出数)

(3) 総人口に与える自然増減、社会増減の影響

市では、昭和 53 年まで自然増減のプラス幅が社会増減のマイナス幅を上回っていたため、総人口は増加していたが、ベビーブームが起きた昭和 49 年以降出生数は次第に減少し、また、高齢化に伴い死亡率も次第に上昇したため、自然増減のプラス幅が縮小し、昭和 54 年以降、人口動態がマイナスに転じている。さらに、平成7年以降は自然増減数がマイナスとなり、人口の減少幅も拡大傾向にある。

図表2-I-3-3 自然増減、社会増減及び人口動態の推移 (単位:人)



(出所: 下関市「統計しものせき」)

4 出生数

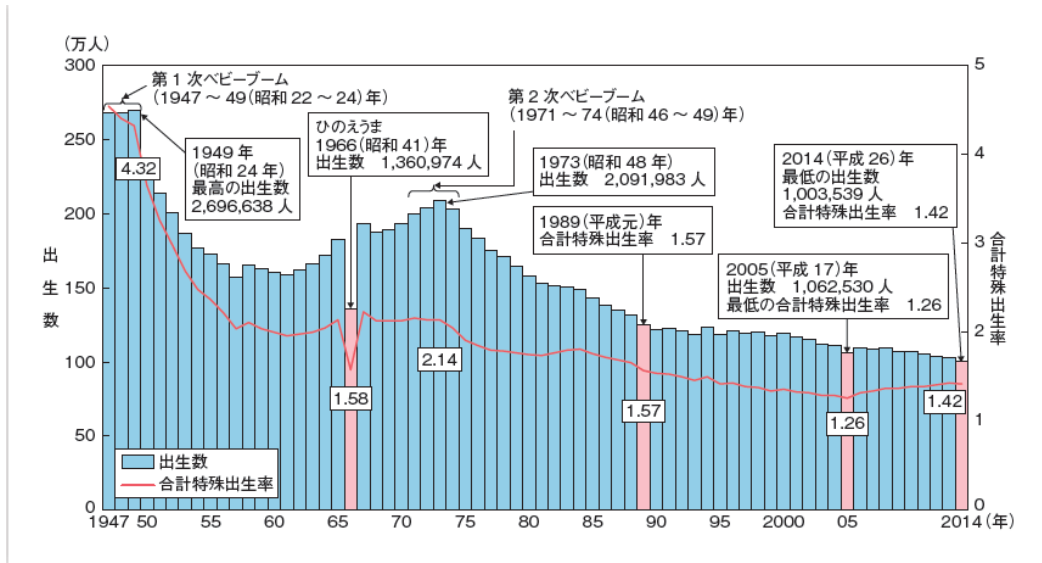
(1) 出生数と合計特殊出生率の推移

日本の年間出生数は第1次ベビーブーム(昭和 22 年から昭和 24 年)期には 270 万人近くに達し、その後昭和 28 年から昭和 45 年の間は 200 万人を割ったものの、第2次ベビーブーム(昭和 46 年から昭和 49 年)期には再び 200 万人を超えた。しかし、昭和 50 年に再び 200 万人を割り込んで以降は毎年減少し続け、平成3年以降は増加と減少を繰り返しながら、緩やかな減少傾向となっている。なお、平成 27 年の出生数は 1,005 千人であり、前年の 1,003 千人を約 2 千人上回っている。

合計特殊出生率(※)では、第1次ベビーブーム期には 4.3 を超えていたが、昭和 25 年以降急激に低下した。その後、第2次ベビーブーム期を含めほぼ 2.1 台で推移するが、昭和 50 年に 2.0 を下回り平成17年まで減少傾向、平成 18 年以降は微増傾向となったものの、平成 27 年では 1.46 となっている。

(※)合計特殊出生率とは、15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

図表2-I-4-1 出生数及び合計特殊出生率の年次推移(全国)

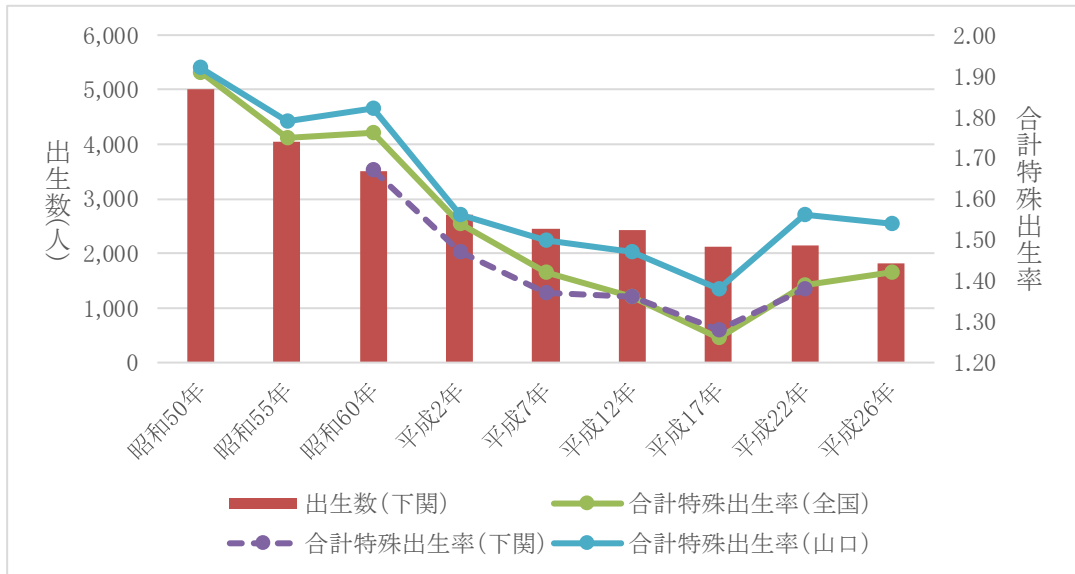


(出所:厚生労働省「平成27年度 人口動態統計」)

市の年間出生数は、図表2-I-4-2「出生数及び合計特殊出生率の年次推移(下関市、山口県)」に示すように、出生数は減少傾向にあり、昭和50年には5,005人だったものが平成26年には1,819人まで減少している。

合計特殊出生率は、山口県全体では平成に入ってから現在まで、全国の合計特殊出生率を0.01ポイントから0.17ポイントの間で上回っているが、市は平成17年の1.28を除き全国水準を下回っている。また、人口を維持するために必要とされる水準(人口置換水準)は、2.07から2.08とされ、全国、下関市、山口県共に下回り、依然として少子化の進行に歯止めがかからない厳しい状況にある。

図表2-I-4-2 出生数及び合計特殊出生率の年次推移(下関市、山口県)



(出所:下関市「統計しものせき」、山口県「人口増減統計」、厚生労働省「人口動態統計」)

(注)下関市では昭和49年以前の情報は開示されていない。

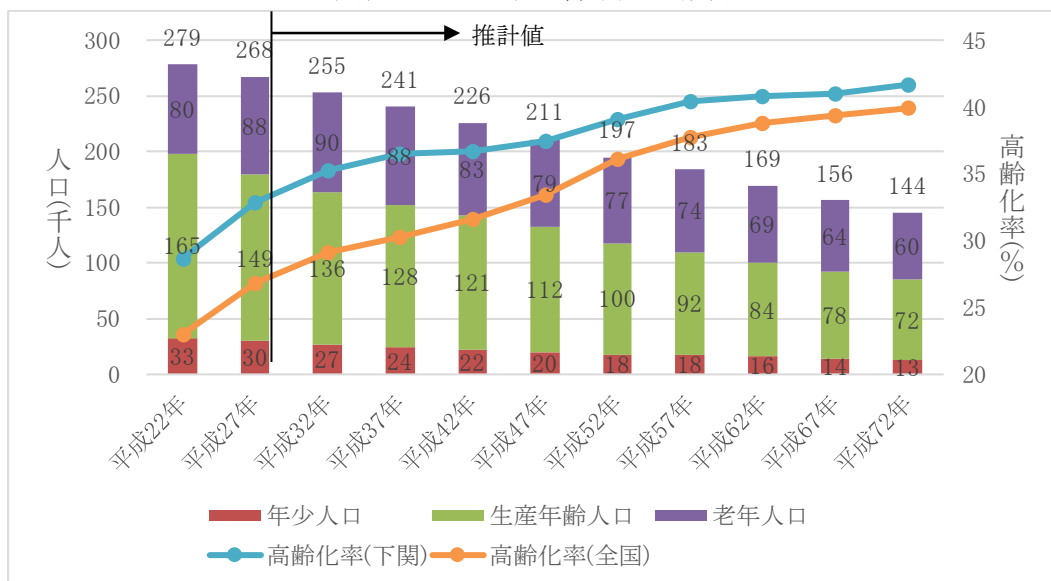
(2) 下関市における人口推移と将来推計

市における出生数は、ベビーブーム期の一時的な増加を除き減少傾向が続いている。市が、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠して試算した市の将来人口は、平成52年に200千人を下回り、平成72年には150千人を下回る144千人まで減少する見通しとなっている。

年齢3区分別推計では、年少人口は13千人、生産年齢人口は72千人まで減少する見通しとなっている。老年人口は、平成32年まで増加し90千人に達するが、平成37年以降減少に転じ、平成72年には60千人まで減少する見通しとなっている。しかし、老年人口以外の減少スピードが老年人口の減少スピードを上回るため、高齢化率は、継続的に増加し平成57年に40%に到達する見通しである。

平成22年から平成72年までの将来推計は以下のとおりである。

図表2-I-4-3 市の将来人口推計



(出所: 下関市「人口ビジョン」、厚生労働省「平成27年版 高齢社会白書」)

5 少子化の要因と背景

(1) 少子化の影響

少子化は、社会面、経済面など多岐に亘り影響を及ぼすことが懸念されている。厚生労働省における「平成 27 年版 厚生労働白書」で示されている具体的な影響は以下のとおりである。

- 人口減少に伴う就業者数の減少によって労働投入が減少し、日本の経済全体に影響を及ぼす。
- 地方での人口減少は、労働力人口の減少や消費市場の縮小を引き起こし、地方の経済規模を縮小させる。それが、社会生活サービスの低下を招き、さらなる人口流出を引き起こす悪循環に陥る恐れがある。
- 都市部での人口減少は都市機能を支えるサービス産業が成立しなくなり、第 3 次産業を中心に、雇用機会の大幅な減少や都市機能の低下が生じる恐れがある。
- 都市部を中心に、高齢者数の増大により、医療・介護のニーズが増大し、特に、介護サービスを担う人材が不足し、医療・介護の供給に支障をきたす恐れがある。
- 社会保障の担い手が減少し、社会保障の維持や財政健全化に対し影響が及ぶ。

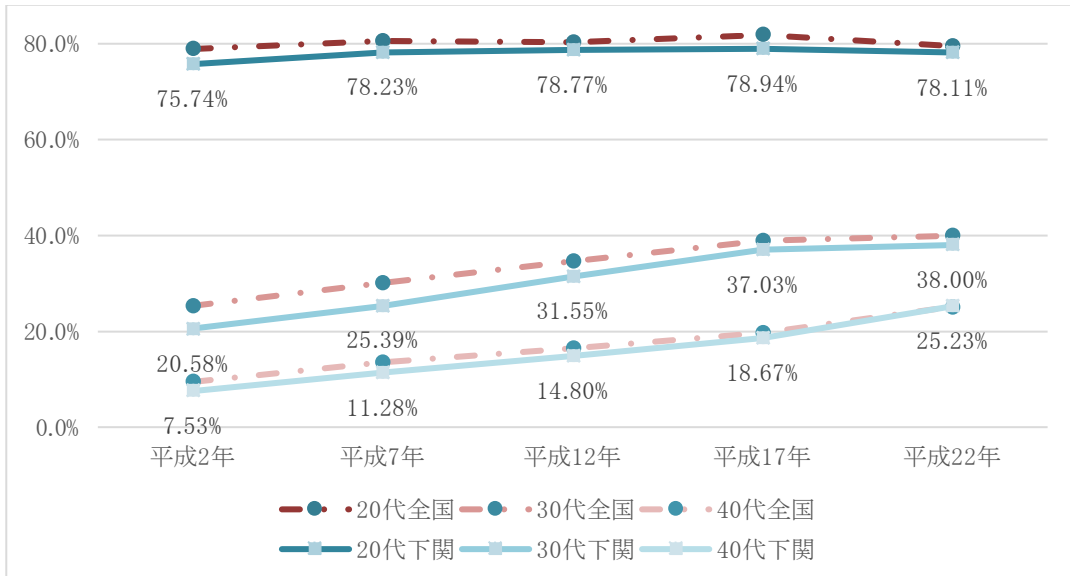
(2) 少子化の要因

「少子化対策推進基本方針」(平成 11 年 12 月少子化対策推進関係閣僚会議決定)によると、近年の出生率低下の主な要因としては、晩婚化の進行等による未婚率の上昇にある。その背景には、結婚に関する意識の変化と併せて、固定的な性別役割分業を前提とした職場優先の企業風土、核家族化や都市化の進行等により、仕事と子育ての両立の負担感が増大していることや、子育てそのものの負担感が増大していることにある。

下関市、全国における年代別男女別の未婚率は、20 年前と比べると、男性は 20 代で 2.37 ポイント(全国:0.72 ポイント)、30 代で 17.42 ポイント(同 14.62 ポイント)、40 代で 17.70 ポイント(同 15.69 ポイント)増加しており、女性は 20 代で 7.34 ポイント(全国:8.92 ポイント)、30 代で 17.57 ポイント(同 17.40 ポイント)、40 代で 10.19 ポイント(同 9.60 ポイント)増加しており、市に限らず全国的に晩婚化が進んでいる。

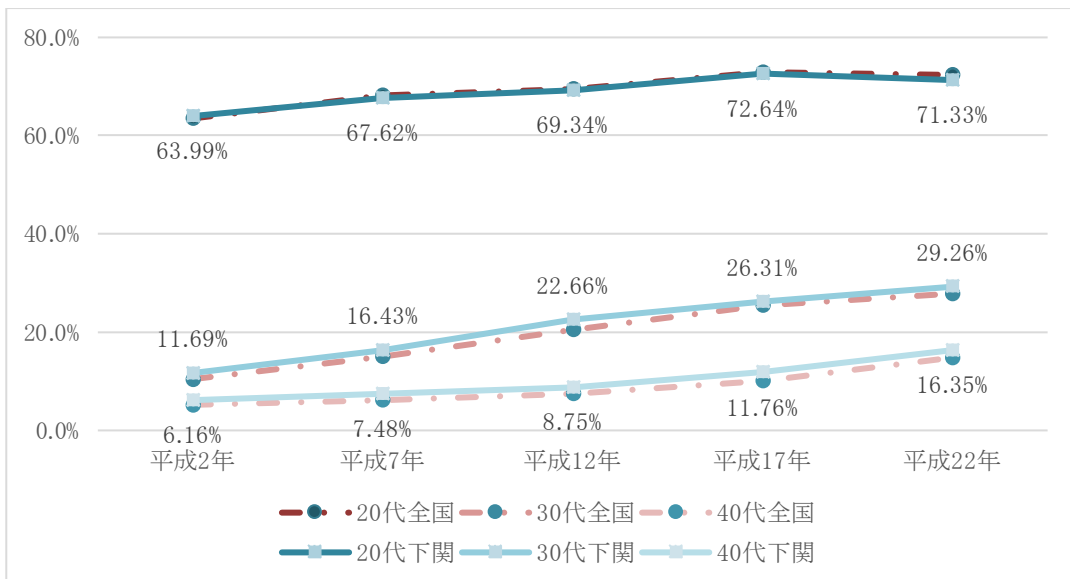
下関市、全国における年代別男女別の未婚率の推移は以下のとおりである。

図表2-I-5-1 年齢別未婚率推移 男性



(出所:総務省統計局「国勢調査」)

図表2-I-5-2 年齢別未婚率推移 女性



(出所:総務省統計局「国勢調査」)

また、年代別に出産時の母親の年齢を見ると、昭和50年は20代の出産が81.0%、30代の出産が17.4%と20代での出産が最も多かったのに対し、平成26年では、20代での出産が41.3%、30代での出産が53.2%と30代での出産が最も多くなっている。全国的にも同様の動きがみられ、昭和50年の20代での出産は75.7%、30代での出産が22.7%であり、平成26年の20代での出産は35.3%、30代は58.3%と変化している。

市の年代別に出産時における母親の年齢の推移は以下のとおりである。

図表2-I-5-3 出産時の母親の年齢推移

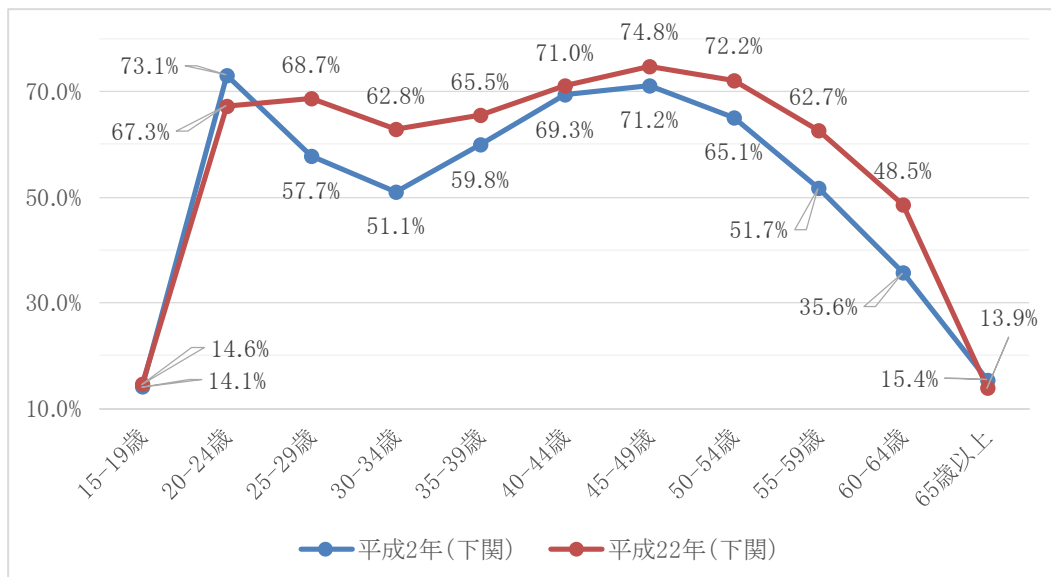


(出所: 下関市「統計しものせき」)

さらに、年齢階層別就業率では、女性労働力の特徴として、結婚・出産・育児の期間は仕事を離れて家事や育児に専念し、子育てが終了した時点で再就職するため M 字型のカーブを描いていたが、近年は M 字型カーブの谷となる 20 代後半から 30 代までの部分が緩やかになってきている。

これは、結婚年齢の高齢化、女性の職場進出に伴い各年齢層において労働の割合が上昇し、出産が高齢化していることを示している。

図表2-I-5-4 年齢階層別就業率

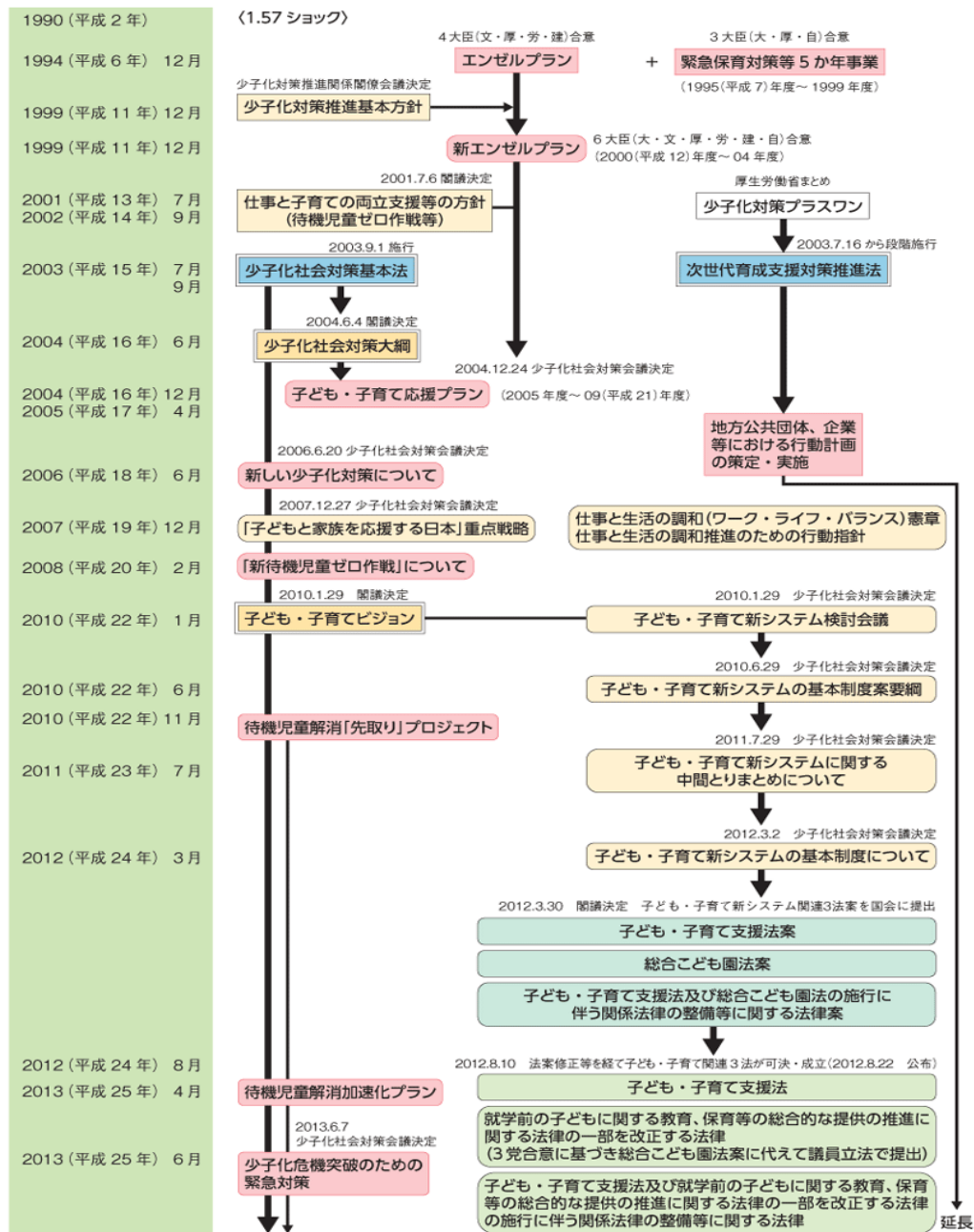


(出所: 下関市「統計しものせき」、総務省統計局「国勢調査」)

6 少子化の対策

日本政府は、平成2年の「1.57 ショック」(※)を契機に出生率の低下と、子どもの数が減少傾向にあることを問題として認識し、仕事と子育ての両立支援など、子どもを産み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めており、これまでの取組の経緯は以下のとおりである。

図表2-I-6-1 少子化対策の経緯



(出所:内閣府「少子化対策 国の取組み」)

※平成元年の合計特殊出生率が1.57で、「ひのえうま」である昭和41年の合計特殊出生率1.58を下回ったことが判明した時の事象を指す。

II 下関市の子ども・子育てに関する計画

市では、平成 22 年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく「下関市次世代育成支援行動計画 “For Kids”プラン 2010」を策定し、子どもの利益が最大限尊重され、子どもの成長を通じて親や地域のみんがとともに成長することを目指し、子どもの成長、子育てへの支援に関する様々な施策に取り組んでいる。また、平成 24 年8月の「子ども・子育て関連3法」の制定、平成 27 年度の「子ども・子育て支援新制度」施行により、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や待機児童の解消、地域で子ども・子育て支援の充実を図ることが求められていることから、「“For Kids”プラン 2015(下関市子ども・子育て支援事業計画 下関市次世代育成支援行動計画)」を策定し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本に、子どもの視点に立ち、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保など、子ども・子育て支援のための取組を総合的に推進している。

1 “For Kids”プラン 2015

(1) 計画の基本理念、基本目標

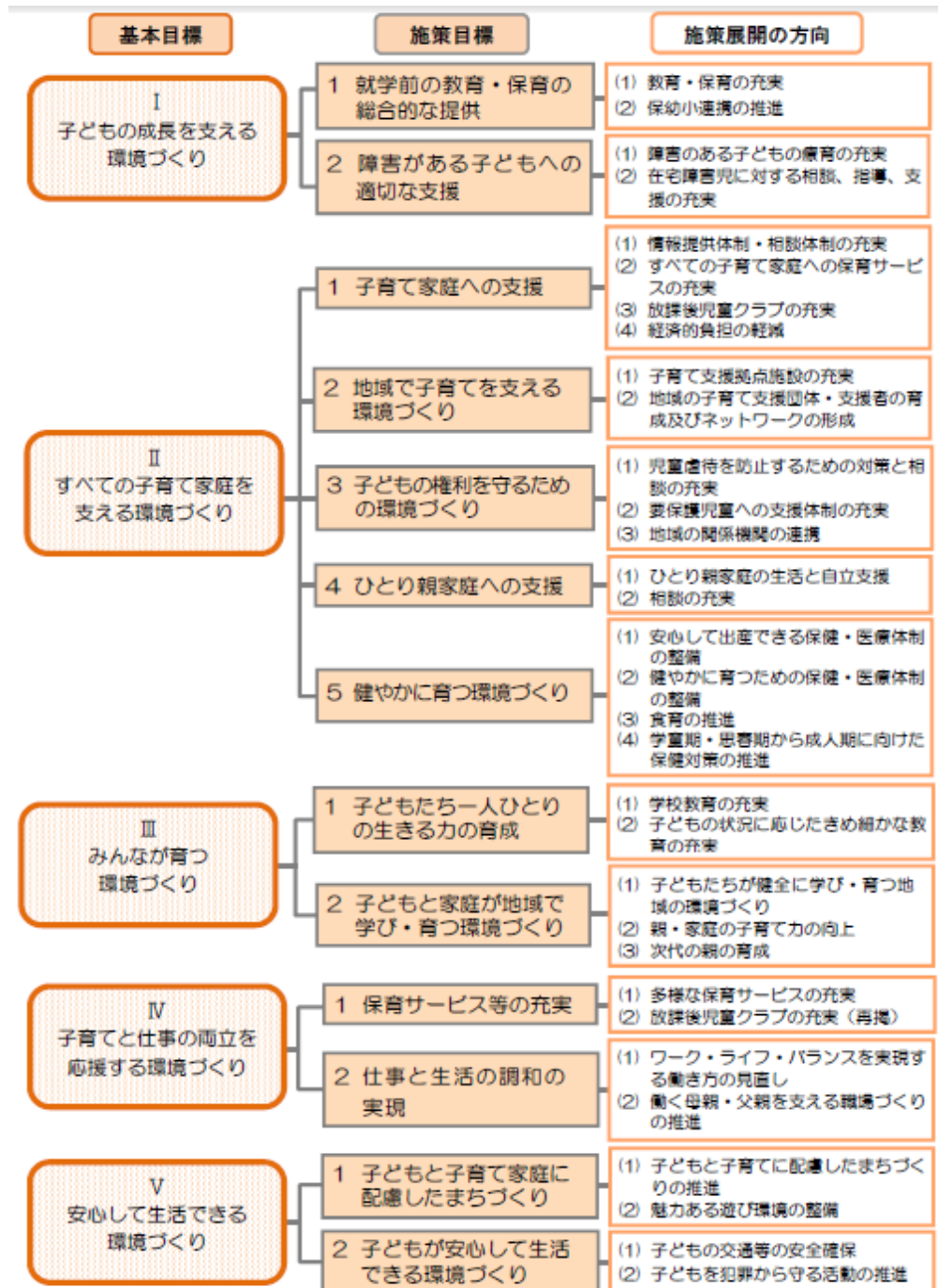
少子化の急速な進行、家族形態の変化、地域のつながりの希薄化、情報化の進展など、子育てや子どもを取り巻く社会の環境は大きく変化し、多くの子育て家庭が子育ての孤立感や負担感を感じていること、家庭や地域の養育力が低下していること、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していることなどが問題となっている。

すべての子どもたちの最善の利益が実現されることを基本とし、親や地域のみんが子どもの成長を通して喜びを感じる中で、ともに学び、成長することにより、次代の下関市を担う子どもたちの健やかな成長を支えるまちを目指し、以下の5つの基本目標を設定し、これらに基づいて施策を推進している。

- 子どもの成長を支える環境づくり
- すべての子育て家庭を支える環境づくり
- みんなが育つ環境づくり
- 子育てと仕事の両立を応援する環境づくり
- 安心して生活できる環境づくり

(2) 計画の体系

図表2-II-1-1 計画の体系



(出所:下関市「For Kids」プラン 2015)

第3章 「監査の結果及び意見」では、監査対象施策について、上記施策目標、施策展開の方向に沿って個別に説明を行う。

第3章 監査の結果及び意見

I 子どもの成長を支える環境づくり

市は、乳幼児期の重要性や特性を踏まえた上で多様化する保育需要に対応し、親の就労や経済状況、子どもの発達の違いなどにかかわらず、それぞれに適した就学前教育・保育が提供できるよう、量の拡充とともに、認定こども園の普及や施設の改善、保育園、幼稚園、小学校の連携強化など質的向上を図り、また、障害などのある子どもへ適切な援助、訓練ができるよう受入枠の拡大と内容の充実を図ることを目標としている。

施策目標は以下の2点を設定している。

- 就学前の教育・保育の総合的な提供
- 障害がある子どもへの適切な支援

1 就学前の教育・保育の総合的な提供

当施策目標では、施策展開の方向として「教育・保育の充実」「保幼小連携の推進」を掲げている。

(1) 教育・保育の充実

市は、乳幼児期の重要性や特性を踏まえた上で多様化する保育需要に対応し、就学前の教育・保育を安定的に提供できるよう、量の拡充、質的向上を図っている。

平成27年度における各施策内容は以下のとおりである。

| 施策 | 内容 | 事業 |
|-----------------|---|--------------------------------|
| 教育・保育の提供体制の充実 | 施設型給付により、保育園、幼稚園、認定こども園の充実を図る。また、地域型保育事業の導入を図る。 | 監査対象事業なし |
| 幼児期の教育の充実 | 幼児期の特性や発達段階に応じた教育・保育の質的向上を図るため、幼稚園教諭、保育士などの専門性を高める。 | 監査対象事業なし |
| ① 就学前教育・保育環境の充実 | 潜在する需要を含めた地域の保育需要を考慮し、バランスのとれた就学前教育・保育環境の整備を進め、充実を図る。 | (ア)市立こども園の整備 (イ)保育環境適正化推進事業 |
| 認定こども園の普及 | 幼児期の教育・保育を総合的に提供する施設である認定こども園を普及させる。 | 監査対象事業なし |

| 施策 | 内容 | 事業 |
|------------|---|---------------------------|
| ②サービスの質の向上 | 幼稚園教諭、保育士などの知識・技術や施設運営の質を高める研修を行うとともに、保育サービス評価等の導入・実施に取り組む。 | (ア)保育園、幼稚園、認定こども園職員の研修費補助 |

① 就学前教育・保育環境の充実

(ア) 市立こども園の整備(こども未来部こども育成課)

市は、「市立幼稚園・保育園の連携及び幼保一元化推進の基本方針」(平成 19 年3月策定)、「保育環境適正化推進基本方針」(平成 20 年8月策定) 及び「下関市立幼稚園の適正規模・適正配置に関する基本方針」(平成 22 年8月策定)の3つの基本方針を具現化するため、「下関市立就学前施設の整備基本計画」(平成 27 年3月策定。以下、「整備基本計画」という)を策定している。

「整備基本計画」では、教育・保育の提供区域として市内を 10 の地区に分け、地区ごとの子どもの数と教育・保育のニーズ、地理的事情、現存施設の態様・配置状況等に基づいて、3 歳児教育、一時預かりといったサービスを含む子育て支援機能を備えた、地域における子育て支援の拠点となる幼保連携型認定こども園の整備を進めることとしている。

当該事業の平成 27 年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-I-1-1 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|---------------------|--------|----------|
| 委託料 | 40,000 | 34,452 |
| 本庁地区幼保一体化施設実施設計業務 | | (33,264) |
| 本庁地区こども園用地地積測量図作成業務 | | (1,188) |
| 支出費用合計 | 40,000 | 34,452 |
| 一般財源 | 4,000 | 7,452 |
| 市債 | 36,000 | 27,000 |
| 財源合計 | 40,000 | 34,452 |

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

このうち、本庁地区幼保一体化施設実施設計業務及び本庁地区こども園用地地積測量図作成業務委託の概要はそれぞれ以下のとおりである。

● 本庁地区幼保一体化施設実施設計業務

図表3-I-1-2 本庁地区幼保一体化施設実施設計業務概要

| | | |
|--------------------------|----------------------------------|---------------------|
| 契約名称 | 本庁地区幼保一体化施設実施設計業務 | |
| 契約期間 | 平成 27 年6月 26 日から平成 28 年2月 29 日まで | |
| 契約内容 | 本庁地区幼保一体化施設の設計業務 | |
| 契約相手先 | M 社 | |
| 契約の種類 | 条件付き一般競争入札 | |
| 予定価格(千円) | 38,160 | |
| 入札金額 (予定価格に 対する割合) | A 社 | 37,800 千円 99.0% |
| | B 社 | 36,072 千円 94.5% |
| | C 社 | 36,720 千円 96.2% |
| | D 社 | 34,560 千円 90.5% |
| | E 社 | 37,800 千円 99.0% |
| | F 社 | 35,424 千円 92.8% |
| | G 社 | 35,640 千円 93.3% |
| | H 社 | 37,260 千円 97.6% |
| | I 社 | 36,720 千円 96.2% |
| | J 社 | 39,420 千円 103.3% |
| | K 社 | 36,720 千円 96.2% |
| | L 社 | 33,998 千円 89.0% |
| | M 社 | 33,264 千円 87.1% |
| | N 社 | 36,720 千円 96.2% |
| | O 社 | 37,800 千円 99.0% |
| 平成 27 年度契約額(千円) | | 33,264 |

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

● 本庁地区こども園用地地積測量図作成業務

図表3-I-1-3 本庁地区こども園用地地積測量図作成業務委託概要

| | |
|------|-------------------------------------|
| 契約名称 | 本庁地区こども園用地地積測量図作成業務委託 |
| 業務場所 | 下関市幡生新町 |
| 契約期間 | 平成 27 年 12 月 21 日から平成 28 年3月 11 日まで |

| | |
|-----------------|--|
| 契約内容 | 本庁地区こども園用地地積測量図の作成等を行う。 【業務の内容】 ①調査業務(資料調査、現地調査) ②測量業務(面積測量、境界標設置) ③申請手続(分筆) ④書類作成 ⑤付随業務(杭打設等) |
| 契約相手先 | 公益社団法人 山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 |
| 契約の種類 | 随意契約 |
| 随意契約理由 | 平成 20 年2月5日付け契第 97 号「公共嘱託登記業務委託について」において、「業務規模が大量と考えられる予定価格が 100 万円を超える業務については、設立の趣旨が「大量の登記測量業務等に適正かつ迅速に実施すること」である山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と随意契約とすることができるものとする。」(地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号適用)とされている。 本件は、業務規模が大量で予定価格が 100 万円を超え、かつ、これを適正・迅速に実施する必要があるため、山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と随意契約するものである。 |
| 平成 27 年度契約額(千円) | 1,188 |

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

(イ) 保育環境適正化推進事業(こども未来部こども育成課)

当事業は、市立保育園、幼稚園、認定こども園の連携を図るとともに、子どもたちに必要な保育環境の適正化の検討を行うものであり、子ども・子育て施設運営事業と子ども・子育て施設耐震事業とに区分され実施されている。

I 子どもの成長を支える環境づくり
1 就学前の教育・保育の総合的な提供

a. 子ども・子育て施設運営事業

子ども・子育て施設運営事業の平成 27 年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-I-1-4 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|--|---------|----------|
| 賃金 | 12,765 | 10,978 |
| 報償費 | 53 | 37 |
| 旅費 | 7,074 | 5,454 |
| 需用費 | 244,508 | 222,669 |
| 役務費 | 12,423 | 10,614 |
| 委託料 | 178,053 | 162,599 |
| 下関市保育所(C 保育園、D こども園、E 保育園)給食調理業務(4月から6月まで) | | (5,371) |
| 下関市保育所(A こども園、B 保育園)給食調理業務 | | (11,391) |
| 下関市保育所(C 保育園、D こども園、E 保育園)給食調理業務(7月から3月まで) | | (18,468) |
| 下関市保育所(J こども園、K 保育園)給食調理業務 | | (10,594) |
| 下関市保育所(L 保育園、M 保育園)給食調理業務 | | (13,729) |
| 下関市保育所(N 保育園、O 保育園)給食調理業務 | | (16,277) |
| 下関市保育所(F 保育園、G 保育園)給食調理業務 | | (13,741) |
| 下関市保育所(H 保育園、I 保育園)給食調理業務 | | (15,072) |
| 学校給食物品運搬業務 | | (3,181) |
| ごみ収集運搬業務(山陽・勝山)(保育所・幼稚園) | | (7,754) |
| 産業廃棄物処理業務(保育所) | | (1,037) |
| 保育園及びこども園環境管理・保全・補助業務 | | (15,930) |
| 下関市立双葉保育園 | | (1,348) |
| 下関市立黒井保育園機械警備業務 | | |
| 豊田西保育園、西市こども園、豊田下こども園 機械警備業務 | | (1,394) |
| 豊浦地区幼保一体化施設機械警備業務 | | (1,192) |
| その他 | | (26,113) |
| 使用料及び賃借料 | 23,793 | 22,033 |
| 公有財産購入費 | 378 | 285 |
| 備品購入費 | 11,700 | 9,909 |

I 子どもの成長を支える環境づくり
1 就学前の教育・保育の総合的な提供

| | | |
|------------|---------|---------|
| 負担金補助及び交付金 | 871 | 538 |
| 支出費用合計 | 491,618 | 445,120 |
| 一般財源 | 385,053 | 219,469 |
| 県支出金 | 5,222 | - |
| 使用料及び手数料 | 65,780 | 196,403 |
| 諸収入 | 35,563 | 29,246 |
| 財源合計 | 491,618 | 445,120 |

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

このうち、ごみ収集運搬業務(山陽・勝山)、産業廃棄物処理業務、保育園及びこども園環境管理・保全・補助業務及び各機械警備業務の概要はそれぞれ以下のとおりである。

なお、保育園及びこども園の給食調理業務については、本章「II すべての子育て家庭を支える環境づくり 5 健やかに育つ環境づくり (3)食育の推進 ①食育の推進 (ア) 保育園、幼稚園、認定こども園における食育の推進」において記載する。

● ごみ収集運搬業務(山陽・勝山)

図表3-I-1-5 ごみ収集運搬業務(山陽・勝山)概要

| | |
|----------|--|
| 契約名称 | 平成 27 年度ごみ収集運搬業務 |
| 業務場所 | 熊野小学校等 全 34 箇所 (その他2契約において、71 箇所分を契約) |
| 契約期間 | 平成 27 年4月1日から平成 28 年3月 31 日まで |
| 契約内容 | 各施設より排出される一般廃棄物(ごみ)について、業務場所の敷地内のごみ集積場に集積されたごみを適正に収集し、じん芥車により市内の一般廃棄物処理施設へ運搬する。 回収日:保育園・こども園・消防署は週2回(毎週火・金曜日)、その他施設は、週1回(金曜日) |
| 契約相手先 | A 社 |
| 契約の種類 | 指名競争入札 |
| 契約理由 | 地方自治法施行令 167 条1の第1号 環境部の「指定業者決定通知書」の3企業体による指名競争入札 この業務は許可業者でないと行うことができず、一般競争入札に適さないため指名競争入札としている。 |
| 予定価格(千円) | 9,093 |

| | | | | |
|---------------------------|-----|-------------------|----------|-------------------|
| 入札金額 (予定価格に 対する割合) | A 社 | 8,709 千円 95.7% | B 社 | 8,715 千円 95.8% |
| | C 社 | 8,920 千円 98.1% | | |
| 平成 27 年度契約額(千円) | | | 8,709 | |
| その他部課契約分(千円) | | | 18,083 | |
| 合計 | | | 26,792 | |
| 子ども・子育て施設運営事業費(保育所) (千円) | | | (5,815) | |
| 子ども・子育て施設運営事業費(こども園) (千円) | | | (417) | |
| 子ども・子育て施設運営事業費(幼稚園) (千円) | | | (1,938) | |
| その他部課負担費用(千円) | | | (18,620) | |

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】—意見—

契約業者の選定方法について

市は、ごみ収集運搬業務について、指名競争入札により業者と契約を行っている。

指名競争入札とした理由として、「この業務は許可業者でないとできないこと」を挙げ、その性質が一般競争入札に適さないとしている。しかし、同様に許可を必要とする産業廃棄物処理業務については、条件付き一般競争入札により契約業者を選定しており、「許可業者でないと行うことができない業務である」ということのみでは、指名競争入札とする理由として不十分と考えられる。

一般廃棄物の処理については、平成 26 年 10 月 8 日付け環廃対発第 1410081 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について(通知)」で明らかのように、市に統括的責任があることから、一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、市は業の許可の適正な運用を行うとともに、市が排出する一般廃棄物の収集運搬業務の委託について、「下関市一般廃棄物(ごみ)収集・運搬業務共同企業体取扱要綱」を定め、これに基づき、業の許可を得ている複数の事業者の間で結成された共同企業体により一般廃棄物の収集運搬業務委託を行うこととしている。

したがって、これらの趣旨を踏まえると、指名競争入札とした理由として、「この業務は許可業者でないとできず、一般競争入札に適さないため」のみでは不十分であり、地方

自治法施行令第 167 条第 1 号に基づき、個別具体的に記載すべきと考えられる。

● 産業廃棄物処理業務

図表3-I-1-6 産業廃棄物処理業務概要

| | | |
|------------------------|--|--------------------------|
| 契約名称 | 平成 27 年度産業廃棄物処理業務 | |
| 業務場所 | 玄洋公民館等 全 109 箇所 | |
| 契約期間 | 平成 27 年5月 25 日から平成 28 年3月 31 日まで | |
| 契約内容 | 業務場所より出されるびん及び廃プラスチック(軟質)について、次のとおり収集運搬業務を実施する。 ・びん…年3回(7月、11月、3月) ・廃プラスチック(軟質)…月1回(3週間以上空けて回収すること)、消防施設7箇所については、月2回(原則2週間程度空けて回収すること) | |
| 契約相手先 | A 社 | |
| 契約の種類 | 条件付き一般競争入札 | |
| 予定価格(千円) | 8,093 | |
| 入札金額 (予定価格に対する割合) | A 社 7,992 千円 98.7% | B 社 8,046 千円 99.4% |
| 平成 27 年度契約額(千円) | 7,992 | |
| 子ども・子育て運営事業費(保育所)(千円) | (1,037) | |
| 子ども・子育て運営事業費(こども園)(千円) | (72) | |
| 子ども・子育て運営事業費(幼稚園)(千円) | (687) | |
| その他部課負担費用(千円) | (6,195) | |

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

● 保育園及びこども園環境管理・保全・補助業務

図表3-I-1-7 保育園及びこども園環境管理・保全・補助業務概要

| | |
|------|-------------------------------|
| 契約名称 | 平成 27 年度保育園及びこども園環境管理・保全・補助業務 |
| 業務場所 | 保育園及びこども園 全 23 箇所 |

| | |
|-----------------|---|
| 契約期間 | (準備期間)平成 27 年4月1日から平成 27 年4月 30 日 (履行期間)平成 27 年5月1日から平成 28 年3月 31 日 |
| 契約内容 | ①園舎全体の清掃 ②便所掃除 ③給食準備及び片付け ④洗濯並びに洗濯干し ⑤午睡の準備及び片付け ⑥①から⑤までを基準とするが、現地の状況等によって業務内容を変更することがある |
| 契約相手先 | 株式会社みなど |
| 契約の種類 | 随意契約 |
| 随意契約理由 | 地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号 当該業務は、園児の安全と衛生の確保を確実に行う観点から、即座に多数の園に多数の人員を配置する業務に着手しなくてはならないこと、即座に多数の雇用者を確保できること、保育施設という特殊性から業務上知りえた秘密の保持、第三者に与えた損害の補償などから、その性質上、競争入札に適さない業務であるため。 |
| 平成 27 年度契約額(千円) | 15,930 |

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、下記の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】－意見－

契約業者の選定方法について

市は、保育園及びこども園環境管理・保全・補助業務について、随意契約により業者と契約を行っている。

随意契約とした理由として、「即座に多数の園に多数の人員を配置する業務に着手しなくてはならないこと」、「即座に多数の雇用者を確保できること」、「業務上知りえた秘密の保持が求められること」、「第三者に与えた損害に対する補償が発生する可能性があること」を挙げ、その性質が競争入札に適さないとしている。確かに、当該業務は保育園又はこども園で実施されるもので、業務上知りえた秘密が流出したことにより、そこに通う子どもたちが何らかの被害に遭うということも考えられ、契約の相手先の選定については慎重な検討、判断が求められる。しかし、雇用者の確保などの条件を満たし、過去の実績等から、秘密の保持等も

含め業務の実施に関して十分な信頼性を持つと判断できる業者が、契約相手先以外に下関市内にあるのであれば、少なくとも指名競争入札とすることも可能であったと考えられる。

そのため、当該業務について、少なくとも指名競争入札とできる可能性がないかどうかの検討も含め、随意契約とすることの妥当性について再考することが望ましいと考える。

● 各機械警備業務

図表3-I-1-8 下関市立双葉保育園、下関市立黒井保育園機械警備業務概要

| | | | |
|--------------------------|---|--------------------|---------------------------|
| 契約名称 | 下関市立双葉保育園、下関市立黒井保育園機械警備業務 | | |
| 業務場所 | 下関市立双葉保育園、下関市立黒井保育園 | | |
| 契約期間 | 平成 25 年3月 27 日から平成 28 年3月 31 日まで | | |
| 契約内容 | <p>契約対象物件に警報機器を設置する。 業務実施中に警報機器により感知される異常の有無を受託者の警備本部において、自動的に表示される機械設備により受知し、警報機器の正常な作動を確認しうるに必要な機器を設置して、契約対象物件の異常の有無を間断なく監視したうえで、下記の業務を実施する。</p> <p>①火災の早期発見、関係先への通報及び初期消火 ②契約対象物件への侵入者の発見、関係先への通報及び侵入者の排除 ③非常通報時の関係先への通報、連絡 ④警備機器等の保守点検及び警備実施事項の報告</p> | | |
| 契約相手先 | C 社 | | |
| 契約の種類 | 指名競争入札 | | |
| 契約理由 | 警備機械維持管理運営には専門的知識並びに安定した組織運営が必要で、専門業者でなければこれを行えないため、指名競争入札とし、競争入札参加有資格者名簿の登録業者中、警備・機械警備登録業者を指名した。 | | |
| 予定価格(千円) | 3,744 | | |
| 入札金額 (予定価格に 対する割合) | A 社 | 4,320 千円 115.3% | B 社 3,960 千円 105.7% |
| | C 社 | 3,744 千円 100.0% | D 社 3,830 千円 102.3% |
| | E 社 | 7,054 千円 188.4% | F 社 4,320 千円 115.3% |
| 契約金額(千円) | | 3,744 | |

| | |
|---------------|---------|
| 平成 27 年度分(千円) | (1,348) |
|---------------|---------|

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

図表3-I-1-9 豊田西保育園、西市こども園、豊田下こども園機械警備業務概要

| | | | |
|--------------------------|--|---------------------|---------------------------|
| 契約名称 | 豊田西保育園・西市こども園・豊田下こども園機械警備業務委託 | | |
| 業務場所 | 豊田西保育園・西市こども園・豊田下こども園 | | |
| 契約期間 | 平成 25 年4月1日から平成 28 年3月 31 日まで | | |
| 契約内容 | 図表 3-I-1-8 下関市立双葉保育園、下関市立黒井保育園機械警備業務における契約内容と同様。 | | |
| 契約相手先 | B 社 | | |
| 契約の種類 | 指名競争入札 | | |
| 契約理由 | 図表 3-I-1-8 下関市立双葉保育園、下関市立黒井保育園機械警備業務における契約理由と同様。 | | |
| 予定価格(千円) | 5,864 | | |
| 入札金額 (予定価格に 対する割合) | A 社 | 6,156 千円 104.9% | B 社 5,810 千円 99.0% |
| | C 社 | 6,318 千円 107.7% | D 社 6,329 千円 107.9% |
| | E 社 | 10,949 千円 186.7% | F 社 6,480 千円 110.5% |
| 契約金額(千円) | 5,810 | | |
| 平成 27 年度分(千円) | (2,092) | | |
| 子ども・子育て運営事業費(保育所)(千円) | (697) | | |
| 子ども・子育て運営事業費(こども園)(千円) | (1,394) | | |

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

図表3-I-1-10 豊浦地区幼保一体化施設機械警備業務概要

| | | | |
|--------------------------|--|--------------------|---------------------------|
| 契約名称 | 豊浦地区幼保一体化施設機械警備業務 | | |
| 業務場所 | 下関市立川棚こども園 | | |
| 契約期間 | 平成 26 年 11 月 1 日から平成 31 年 10 月 31 日まで | | |
| 契約内容 | 図表 3-I-1-8 下関市立双葉保育園、下関市立黒井保育園機械警備業務における契約内容と同様。 | | |
| 契約相手先 | A 社 | | |
| 契約の種類 | 条件付き一般競争入札 | | |
| 予定価格(千円) | 5,520 | | |
| 入札金額 (予定価格に 対する割合) | A 社 | 5,520 千円 100.0% | B 社 5,580 千円 101.0% |
| | C 社 | 5,620 千円 101.8% | D 社 5,640 千円 102.1% |
| 契約金額(千円) | 5,520 | | |
| 平成 27 年度分(千円) | 1,192 | | |

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

上記3つの委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】—意見—

契約業者の選定方法について

市は、市立の各保育園等の機械警備業務委託として、「下関市立双葉保育園、下関市立黒井保育園機械警備業務委託(以下、「双葉保育園等業務委託」という)」、「豊田西保育園・西市こども園・豊田下こども園機械警備業務委託(以下、「豊田西保育園等業務委託」という)」、及び「豊浦地区幼保一体化施設機械警備業務委託(以下、「豊浦地区業務委託」という)」の3つの委託契約を締結している。そのうち、「双葉保育園等業務委託」及び「豊田西保育園等業務委託」については、指名競争入札による契約業者選定を行っているが、「豊浦地区業務委託」については、条件付き一般競争入札により契約業者を選定している。

「双葉保育園等業務委託」及び「豊田西保育園等業務委託」で指名競争入札を採用した理由として、警備に関する専門的知識並びに安定した組織運営が必要で、専門業者でなければ業務を行えないことを挙げているものの、上記の3つの契約については、契約内容も概ね同一のものであり、「双葉保育園等業務委託」及び「豊田西保育園等業務委託」について指名競争入札とすべき特別な要因は見当たらない。

I 子どもの成長を支える環境づくり
1 就学前の教育・保育の総合的な提供

指名競争入札は、指名業者の選定に当たり、発注者の恣意性が介入するおそれがあることなどから、可能な限り一般競争入札とする必要があり、指名競争入札とすべきかどうか再考する必要があると考えられる。

b. 子ども・子育て施設耐震事業

子ども・子育て施設耐震事業の平成 27 年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-I-1-11 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|-------------------------------|-------|---------|
| 委託料 | 4,600 | 4,482 |
| 下関市立川中幼稚園耐震補強計画策定及び 実施設計業務 | | (4,482) |
| 支出費用合計 | 4,600 | 4,482 |
| 一般財源 | 3,431 | 3,365 |
| 国庫支出金 | 1,169 | 1,117 |
| 財源合計 | 4,600 | 4,482 |

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

下関市立川中幼稚園耐震補強計画策定及び実施設計業務の概要は以下のとおりである。

図表3-I-1-12 下関市立川中幼稚園耐震補強計画策定
及び実施設計業務委託概要

| | | | |
|-----------------|--|-------------------|---------------------------|
| 契約名称 | 下関市立川中幼稚園耐震補強計画策定及び実施設計業務委託 | | |
| 契約期間 | 平成 27 年7月2日から平成 28 年2月 26 日 | | |
| 契約内容 | 下関市立川中幼稚園園舎の耐震補強計画策定及び実施設計を行う | | |
| 契約相手先 | A 社 | | |
| 契約の種類 | 指名競争入札 | | |
| 契約理由 | 耐震補強に係る設計という専門性を必要とする業務であり、一般競争入札に適さないため指名競争入札としている。 | | |
| 予定価格(千円) | 4,530 | | |
| 入札金額 (予定価格に) | A 社 | 4,482 千円 98.9% | B 社 4,773 千円 105.4% |

| | | | | |
|-----------------|-----|--------------------|-------|--------------------|
| 対する割合) | C 社 | 4,827 千円 106.6% | D 社 | 4,752 千円 104.9% |
| | E 社 | 4,644 千円 102.5% | F 社 | 4,752 千円 104.9% |
| 平成 27 年度契約額(千円) | | | 4,482 | |

(出所：こども未来部こども育成課提出資料)

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

② サービスの質の向上

(ア) 保育園、幼稚園、認定こども園職員の研修費補助(こども未来部こども育成課)

保育所、幼稚園、認定こども園職員の研修、教育・保育技術の調査研究を実施し、もって職員の資質向上及び教育・保育内容の充実向上を図る事業に対して、その経費の一部を補助する。当該事業は、私立保育所運営費等補助事業の一部として実施されている。

私立保育所運営費等補助事業の平成 27 年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-I-1-13 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|------------------------|--------|----------|
| 負担金補助及び交付金 | 70,971 | 56,061 |
| 私立就学前施設職員保育技術等調査研究費補助金 | | (5,951) |
| 障害児保育事業費補助金 | | (40,834) |
| 私立保育所運営費補助金 | | (9,159) |
| その他 | | (116) |
| 支出費用合計 | 70,971 | 56,061 |
| 一般財源 | 68,204 | 53,271 |
| 県支出金 | 2,767 | 2,790 |
| 財源合計 | 70,971 | 56,061 |

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

このうち、私立就学前施設職員保育技術等調査研究費補助金の概要は以下の通りである。

なお、障害児保育事業費補助金については、本節「2障害がある子どもへの適切な支

援 (2)在宅障害児に対する相談、指導、支援の充実 ④障害児保育の推進 (ア)障害児保育の推進」において、私立保育所運営費補助金については、本章「II すべての子育て家庭を支える環境づくり 1 子育て家庭への支援 (2)すべての子育て家庭への保育サービスの充実 ②民間保育サービスの育成 (ア)私立保育所運営費補助事業において記載する。

図表3-I-1-14 私立就学前施設職員保育技術等調査研究費補助金概要

| | | |
|--|---------------------------|--|
| 補助事業名称 | 下関市私立就学前施設職員保育技術等調査研究費補助金 | |
| 対象者 | | |
| 私立の保育所・幼稚園・こども園 | | |
| 対象事業 | | |
| ①研修の実施及び他の機関等が保育士等を対象に実施する研修への派遣 | | |
| ②先進都市の教育・保育についての研究 | | |
| ③就学前施設相互間の教育・保育に関する研究 | | |
| ④講習会等の開催及び他の機関等が開催する講習会への派遣 | | |
| ⑤その他教育・保育技術及び保育衛生についての研究 | | |
| 関連法規 | | |
| 児童福祉法 学校教育法 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 下関市私立就学前施設職員保育技術等調査研究費補助金交付要綱 | | |
| 補助金額 | | |
| 施設割: 1施設につき年間 130,000 円 | | |
| 職員割: 1人につき年間 3,000 円×対象職員数 | | |
| 平成 27 年度補助額(千円) | 5,952 | |

(出所: こども未来部こども育成課提出資料)

当該補助金に関して、要綱等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

(2) 保幼小連携の推進

市は、幼児期の教育の質の向上を図るため、幼児期の教育と就学後の教育の連続性を踏まえ、保幼小連携の体制を整備している。

平成 27 年度における各施策内容は以下のとおりである。

1 子どもの成長を支える環境づくり
 2 障害がある子どもへの適切な支援

| 施策 | 内容 | 事業 |
|-------------------|--|--------------------|
| 就学前教育と小学校教育の連携の推進 | 保育園、幼稚園、認定こども園、小学校の連絡会や研修会を実施するなど、就学前施設と小学校との円滑な連携を図る。 | 監査対象事業なし |
| 保育園と幼稚園の連携強化 | 保育園と幼稚園の連携を強化し、それぞれの機能を活かした就学前の教育・保育の充実を図る。 | 保育環境適正化推進事業(再掲)(注) |

(注)「1子どもの成長を支える環境づくり 1就学前の教育・保育の総合的な提供 (1)教育・保育の充実 ①就学前教育・保育環境の充実(イ)保育環境適正化推進事業」と同じ事業であるため、記載は省略している。

2 障害がある子どもへの適切な支援

当施策目標では、具体的な施策展開の方向として「障害のある子どもの療育の充実」「在宅障害児に対する相談、指導、支援の充実」を掲げている。

(1) 障害のある子どもの療育の充実

市は、障害のある子どもの社会的な自立を促進するため、年齢や障害などに応じた専門的な療育を提供しており、平成27年度における施策内容は以下のとおりである。

| 施策 | 内容 | 事業 |
|--------|---------------------------------|-----------------|
| ①療育の充実 | 子どもの障害に応じた適切な支援を行えるよう、療育体制を整える。 | (ア)障害児地域療育等支援事業 |

市が、上記施策を実現させるために実施した事業は以下のとおりである。

① 療育の充実

(ア) 障害児地域療育等支援事業(こども未来部こども育成課)

在宅療育等に関する相談・指導・各種福祉サービスの提供の援助・調整を行い、地域の在宅障害児及びその家族の支援を実施する。当該事業は、こども発達センター管理運営業務と発達支援機能強化事業とに区分され、それぞれの業務・事業の一部が当該事業として実施されている。

a. こども発達センター管理運営業務

こども発達センター管理運営業務の平成27年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-I-2-1 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|-----|----|----|
| 役務費 | 10 | 9 |

1 子どもの成長を支える環境づくり
2 障害がある子どもへの適切な支援

| | | |
|----------------|--------|----------|
| 委託料 | 30,712 | 29,777 |
| 障害児地域療育等支援事業委託 | | (6,111) |
| 発達支援事業委託 | | (22,450) |
| 母子通園訓練事業委託 | | (1,070) |
| その他 | | (146) |
| 工事請負費 | 6,000 | 5,832 |
| 支出費用合計 | 36,722 | 35,618 |
| 一般財源 | 36,181 | 35,080 |
| 県支出金 | 537 | 534 |
| 諸収入 | 4 | 4 |
| 財源合計 | 36,722 | 35,618 |

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:子ども未来部子ども育成課提出資料)

市では、下関市子ども発達センターの管理運営を指定管理により実施し、社会福祉法人下関市社会福祉事業団を指定管理者として指定し、下関子ども発達センターの管理運営に関する基本協定(以下、本項では「基本協定」という)を締結している。指定管理の概要は以下のとおりである。

図表3-I-2-2 下関市子ども発達センターの管理運営に関する基本協定概要

| | |
|------------------|--|
| 指定管理施設の名称 | 下関市子ども発達センター |
| 指定管理期間 | 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで |
| 指定管理業務の内容 | <ul style="list-style-type: none"> (1)センターの運営に関する業務 (2)センターの管理に関する業務 (3)はたぶ園の管理運営に関すること。 (4)障害児通所支援事業に関すること。 (5)発達支援に関すること。 (6)キッズハウス(母子通園訓練事業)に関すること。 (7)地域療育等支援事業に関すること。 (8)業務に関する経理事務に関すること。 (9)管理運営のための体制整備に関すること。 (10)関係機関との連絡調整に関すること。 (11)災害時の非常対応に関すること。 (12)その他の管理運営に関すること。 (13)乙への協力依頼 (14)その他 |
| 指定管理の根拠 | 地方自治法第244条の2第3項 |

1 子どもの成長を支える環境づくり
 2 障害がある子どもへの適切な支援

| | |
|-----------------|------------------|
| 指定管理者 | 社会福祉法人下関市社会福祉事業団 |
| 平成 27 年度契約額(千円) | 6,111 |

(出所：こども未来部こども育成課提出資料)

上記基本協定に基づく年度協定のうち、障害児地域療育等支援事業の概要は以下のとおりである。

なお、発達支援事業については、本項「(2)在宅障害児に対する相談、指導、支援の充実 ①相談体制の充実 (ア)発達支援室」において、母子通園訓練事業については、本項「(2)在宅障害児に対する相談、指導、支援の充実 ②早期発見・早期療育体制の充実 (ア)母子通園訓練」において記載する。

図表3-I-2-3 下関市こども発達センターの管理運営
 (療育等支援)に関する年度協定概要

| | |
|-------------------|---|
| 年度協定 | 平成 27 年度下関市こども発達センターの管理運営(療育等支援)に関する年度協定 |
| 協定期間 | 平成 27 年4月1日から平成 28 年3月 31 日まで |
| 年度協定の目的 | センターの維持管理に関する業務 基本協定に掲げる指定管理業務の業務のうち、(7)並びに(1)～(4)まで及び(8)～(14) |
| 目標値の設定 | 教室年間利用組数 延べ 378 組 |
| 平成 27 年度指定管理料(千円) | 6,111 |

(出所：こども未来部こども育成課提出資料)

当該年度協定に関して、協定等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

b. 発達支援機能強化事業

発達支援機能強化事業の平成 27 年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-I-2-4 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|-----------------------|--------|----------|
| 負担金補助及び交付金 | 16,000 | 16,000 |
| 下関市こども発達センター診療所運営費補助金 | | (16,000) |
| 支出費用合計 | 16,000 | 16,000 |
| 一般財源 | 16,000 | 400 |
| 国庫補助金 | - | 15,600 |

1 子どもの成長を支える環境づくり
2 障害がある子どもへの適切な支援

| | | |
|------|--------|--------|
| 財源合計 | 16,000 | 16,000 |
|------|--------|--------|

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

下関市こども発達センター診療所運営費補助金の概要は以下のとおりである。

図表3-1-2-5 下関市こども発達センター診療所運営費補助金概要

| | | |
|---|------------------------|--------|
| 補助事業名称 | 下関市こども発達センター診療所運営費補助事業 | |
| 対象者 | | |
| 社会福祉法人下関市社会福祉事業団 | | |
| 補助対象 | | |
| 発達障害専門の診療所の運営に要する経費について、診療所を運営する者に対し毎年度予算の範囲内で補助金を交付する。 | | |
| 関連法規 | | |
| 下関市こども発達センター診療所運営費補助金交付要綱 | | |
| 補助金額 | | |
| 施設の整備費等を除いた運営費から診療報酬等の収入を除いた額とする。 | | |
| 平成 27 年度補助額(千円) | | 16,000 |

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

当該補助金に関して、要綱等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

(2) 在宅障害児に対する相談、指導、支援の充実

市は、障害のある子どもなどに対する相談、指導、支援の充実を図り、介護者の負担軽減等に努めており、平成 27 年度における各施策内容は以下のとおりである。

| 施策 | 内容 | 事業 |
|------------------|--|---------------------------------|
| ① 相談体制の充実 | 発達支援室や相談支援事業者、関係機関の連携による相談支援体制の強化を図る。 | (ア)発達支援室 障害児地域療育等支援事業(再掲)(注) |
| ② 早期発見・早期療育体制の充実 | 心身に障害がある乳幼児、または障害が予測される乳幼児の早期発見・早期療育を図るため、健康診査や相談体制の充実を図るとともに、適切な助言・指導を行う。 | (ア)母子通園訓練 (イ)障害児通所支援事業 |

1 子どもの成長を支える環境づくり
 2 障害がある子どもへの適切な支援

| | | |
|-------------|---|----------------------|
| ③ 生活支援の充実 | 心身に障害がある子どもとその保護者を対象に、発達に応じて在宅での生活を支援するサービスを行うとともに、重度の心身障害児に対し手当の支給を行う。 | (ア)総合支援学校等障害児放課後対策事業 |
| 教育支援体制の充実 | 早期からの就学相談や情報提供を行うなど、一人ひとりの希望に応じた教育上必要な支援を行う。 | 監査対象事業なし |
| 障害に対する理解の促進 | 発達障害を含む障害に関する理解の促進を図るため、情報の周知、ノーマライゼーションの理念の普及啓発を図る。 | 監査対象事業なし |
| ④ 障害児保育の推進 | 一人ひとりの障害の種類・程度に応じ、家庭や専門機関との連携を密にしたきめ細かな保育を実施する。 | (ア)障害児保育の推進 |

(注)本項「(1)障害のある子どもの療育の充実 ①療育の充実 (ア)障害児地域療育等支援事業」と同じ事業であるため、記載は省略している。

① 相談体制の充実

(ア) 発達支援室(こども発達センター管理運営業務)(こども未来部こども育成課)

心身に障害のある児童及びその疑いのある児童の療育体制の充実を図るため設置された下関市こども発達センターの指定管理による運営、療育支援体制の機能強化、家庭や関係機関等との情報共有及び連携強化を目指す事業である。

こども発達センター管理運営業務の平成27年度における予算決算数値は本項「(1)障害のある子どもの療育の充実 ①療育の充実 (ア)障害児地域療育等支援事業」に記載の図表3-I-2-1のとおりである。

図表3-I-2-1のうち、発達支援事業委託の概要は以下のとおりである。

図表3-I-2-6 下関市こども発達センターの管理運営
(発達支援等)に関する年度協定

| | |
|---------|---|
| 年度協定 | 下関市こども発達センターの管理運営(発達支援等)に関する年度協定 |
| 協定期間 | 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで |
| 年度協定の目的 | センターの維持管理に関する業務 基本協定に掲げる指定管理業務の業務のうち、(5)並びに(1)～(4)まで及び(8)～(14) |

1 子どもの成長を支える環境づくり
2 障害がある子どもへの適切な支援

| | |
|-----------------|--|
| 目標値の設定 | 発達支援事業専門職による障害児通所支援事業での年間支援回数 延べ2,150回 |
| 平成27年度指定管理料(千円) | 22,450 |

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

当該年度協定に関して、協定等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成27年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

② 早期発見・早期療育体制の充実

(ア) 母子通園訓練(こども発達センター管理運営業務)(こども未来部こども育成課)

当該事業は、0歳から3歳までの心身障害児とその保護者を対象に療育訓練・日常生活の指導を行い、早期療養により障害の軽減を図ることを目的としている。

こども発達センター管理運営業務の平成27年度における予算決算数値は本項「(1) 障害のある子どもの療育の充実 ①療育の充実 (ア)障害児地域療育等支援事業」に記載の図表3-I-2-1のとおりである。

図表3-I-2-1のうち、母子通園訓練事業委託の概要は以下のとおりである。

図表3-I-2-7 下関市こども発達センターの管理運営
(母子通園訓練事業)に関する年度協定

| | |
|-----------------|---|
| 年度協定 | 平成27年度下関市こども発達センターの管理運営(母子通園訓練事業)に関する年度協定 |
| 協定期間 | 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで |
| 年度協定の目的 | センターの維持管理に関する業務 基本協定に掲げる指定管理業務の業務のうち、(6)並びに(1)～(4)まで及び(8)～(14) |
| 目標値の設定 | 教室年間利用組数 延べ378組 |
| 平成27年度指定管理料(千円) | 1,070 |

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

当該年度協定に関して、協定等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成27年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

(イ) 障害児通所支援事業(こども未来部こども育成課)

在宅の障害児に対し、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援を実施し、日常生活の療育指導や集団生活適応訓練、放課後等における生活能力向上のための訓練を行う。

当該事業の平成27年度における予算決算数値は以下のとおりである。

1 子どもの成長を支える環境づくり
 2 障害がある子どもへの適切な支援

図表3-I-2-8 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|-------------|---------|-----------|
| 扶助費 | 314,700 | 310,490 |
| 障害児給付費 | | (293,882) |
| サービス利用計画作成費 | | (16,275) |
| その他 | | (332) |
| 支出費用合計 | 314,700 | 310,490 |
| 一般財源 | 78,675 | 74,650 |
| 国庫補助金 | 157,350 | 157,226 |
| 県支出金 | 78,675 | 78,613 |
| 財源合計 | 314,700 | 310,490 |

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

障害児給付費及びサービス利用計画作成費については、市が主体の事業ではないため、当該扶助費の概要の記載は省略する。

③ 生活支援の充実

(ア) 総合支援学校等障害児放課後対策事業(こども未来部こども育成課)

豊浦総合支援学校へ通学する児童の放課後における生活の場を確保することにより、保護者の子育てと就労等の両立ができる環境づくりを推進する。

当該事業の平成 27 年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-I-2-9 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|----------------|-------|---------|
| 委託料 | 3,400 | 3,400 |
| 総合支援学校等放課後対策事業 | | (3,400) |
| 支出費用合計 | 3,400 | 3,400 |
| 一般財源 | 850 | 1,835 |
| 県支出金 | 850 | 493 |
| 国庫支出金 | 1,700 | 1,070 |
| 財源合計 | 3,400 | 3,400 |

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

総合支援学校等放課後対策事業の概要は以下のとおりである。

1 子どもの成長を支える環境づくり
 2 障害がある子どもへの適切な支援

図表3-I-2-10 総合支援学校等放課後対策事業概要

| | | |
|-----------------|---|-------|
| 契約名称 | 豊浦総合支援学校障害児放課後対策事業 | |
| 業務場所 | 山口県立豊浦総合支援学校 | |
| 契約期間 | 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで | |
| 契約内容 | 豊浦総合支援学校に通学する児童及び生徒(以下、「障害児」という)の授業終了後の保護・育成等を行い、もって当該障害児並びにその家族の福祉の増進を図るという目的に沿ってサービスを提供する。 | |
| 契約相手先 | 社会福祉法人下関市社会福祉協議会 | |
| 契約の種類 | 随意契約 | |
| 随意契約理由 | 地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号 この事業は、隣接の豊浦病院と連携を密にしながら通うことが難しいケースの児童及び生徒を対象とした事業であり、慣れ親しんだ指導員・設備等を必要とする。 以上のことから事業の性質が競争入札に適さないため、平成 16 年度から実績のある事業所との随意契約とする。 | |
| 平成 27 年度契約額(千円) | | 3,400 |

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

④ 障害児保育の推進

(ア) 障害児保育の推進(こども未来部こども育成課)

一人ひとりの障害の種類・程度に応じ、家庭・専門機関との連携を密にした障害児の保育を実施する。当該事業は、私立保育所運営費等補助事業の一部として実施されている。

私立保育所運営費等補助事業の平成 27 年度における予算決算数値は本節「1 就学前の教育・保育の総合的な提供 (1)教育・保育の充実 ②サービスの質の向上 (ア)保育園、幼稚園、認定こども園職員の研修費補助」に記載の図表 3-I-1-13 のとおりである。

図表 3-I-1-13 のうち、障害児保育事業費補助金の概要は以下のとおりである。

図表3-I-2-11 障害児保育事業費補助金概要

| | |
|-------------------|----------------|
| 補助事業名称 | 下関市障害児保育事業費補助金 |
| 対象者 | |
| 私立の保育所・こども園を経営する者 | |

1 子どもの成長を支える環境づくり
 2 障害がある子どもへの適切な支援

| 対象事業 | |
|--|--------|
| 障害児が入所した場合における当該障害児の保育のため保育士及び保育教諭の増補に要する経費並びに当該障害児の日常生活指導に要する経費 | |
| 関連法規 | |
| 児童福祉法 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 下関市障害児保育事業費補助金交付要綱 | |
| 補助金額 | |
| 下記の金額を合計した額 | |
| ①中重度障害児 71,610 円に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」の規定により特別児童扶養手当を支給される障害児(所得により手当の支給を停止されている者を含む)で、年度内の各月の初日において入所している者の数を合計した数を乗じて得た額 | |
| ②軽度障害児 29,730 円に市が定める基準により市長が認定した児童で、年度内の各月の初日において入所している者の数を合計した数を乗じて得た額 | |
| 平成 27 年度補助額(千円) | 40,835 |

(出所：こども未来部こども育成課提出資料)

当該補助金に関して、要綱等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

II すべての子育て家庭を支える環境づくり

共働きをしている家庭、共働きをしていない家庭、ひとり親家庭、障害がある子どもを養育している家庭など、すべての家庭の子育てを支えること、あらゆる状況にあるすべての子どもの成長を支援することが必要であり、また、家庭の養育機能の低下や子育て家庭の孤立化などが問題となっていることから、地域全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることが重要である。

そのため、地域における子育てに関する様々な支援の充実を図るとともに、相談・情報提供体制の充実を図り、すべての子育て家庭が身近に感じることができる、地域一体となった子育て支援体制づくりを推進している。

施策目標は以下の5点を設定している。

- 子育て家庭への支援
- 地域で子育てを支える環境づくり
- 子どもの権利を守るための環境づくり
- ひとり親家庭への支援
- 健やかに育つ環境づくり

1 子育て家庭への支援

当該施策目標では、施策展開の方向として「情報提供体制・相談体制の充実」「すべての子育て家庭への保育サービスの充実」「放課後児童クラブの充実」「経済的負担の軽減」を掲げている。

(1) 情報提供体制・相談体制の充実

市は、子育てに関するあらゆる情報が、すべての子育て家庭へ確実に伝わる情報提供体制づくりを進めるとともに、気軽に相談できる場や様々な問題に適切に対応する相談体制の充実を図っており、平成27年度における各施策内容は以下のとおりである。

| 施策 | 内容 | 事業 |
|-----------|---|-------------------------------|
| 情報提供体制の充実 | 子育てに関する情報がすべての子育て家庭に確実に伝わるよう、より効果的な提供方法を検討し、様々な方法・媒体で情報を提供する。 | 監査対象事業なし |
| ① 相談体制の充実 | 個々のケースに適切に対応できるよう子育て支援センターや子ども家庭相談室、乳幼児相談等、各種相談機能の充実とともに、関係機関の連携を図る。また、相談機関の周知や利用しやすい相談体制の整備に努める。 | (ア)地域子育て支援拠点事業 (イ)養育支援訪問事業 |

II すべての子育て家庭を
支える環境づくり
1 子育て家庭への支援

| 施策 | 内容 | 事業 |
|----------------|--|----------|
| 一元的な子育て支援体制の確立 | こども未来部により、市の子どもの育成と子育て支援に関する取組を一元的に提供していく。 | 監査対象事業なし |
| 関連部局の連携 | 保健・福祉・教育等、庁内の関連部局が連携を図り、一体となって支援を進める。 | 監査対象事業なし |

① 相談体制の充実

(ア) 地域子育て支援拠点事業(こども未来部こども育成課)

核家族化や地域のつながりの希薄化、3歳未満児の約8割は家庭で子育てが行われていること、また、児童数の減少などを背景として、家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や不安感、負担感の増大、子どもの多様な人との関わりの減少といった課題がある。このような課題等に対応するため、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場として各地域に地域子育て支援拠点を設置している。

市においても、さまざまな地域の人が集い、異年齢児との交流や世代間の交流などを通じて、子どもが学ぶことができる地域の場を提供するとともに、交流の促進、子育てに関する相談、援助、地域の子育て関連情報の提供などを行い、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援するため、地域子育て支援拠点(子育て支援センター)の運営を委託する事業を行っている。

当該事業の平成27年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-II-1-1 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|----------------|--------|----------|
| 委託料 | 58,710 | 58,330 |
| 下関市地域子育て支援拠点事業 | | (58,330) |
| 支出費用合計 | 58,710 | 58,330 |
| 一般財源 | 19,570 | 18,374 |
| 県支出金 | 19,570 | 19,978 |
| 国庫支出金 | 19,570 | 19,978 |
| 財源合計 | 58,710 | 58,330 |

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

下関市地域子育て支援拠点事業の概要は以下のとおりである。

図表3-II-1-2 下関市地域子育て支援拠点事業概要

| | |
|-----------------|---|
| 契約名称 | 下関市地域子育て支援拠点業務委託事業 |
| 業務場所 | 保育園等 全8箇所 |
| 契約期間 | 平成 27 年4月1日から平成 28 年3月 31 日まで |
| 契約内容 | 常設の地域子育て支援拠点を開設し、子育て家庭の親とその子ども(主として概ね3歳未満の児童及び保護者)を対象として、以下の基本事業を実施する。 (1)子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 (2)子育て等に関する相談、援助の実施 (3)地域の子育て関連情報の提供 (4)子育て及び子育て支援に関する講習等の実施(月1回以上) |
| 契約相手先 | 社会福祉法人勝山園ほか7法人(計8法人) |
| 契約の種類 | 随意契約 |
| 随意契約理由 | 地方自治法施行令 167 条の2第1項第2号 下関市地域子育て支援拠点事業実施要綱によって指定された保育所であり、その性質又は目的が競争入札に適さないため。 |
| 平成 27 年度契約額(千円) | 58,330 |

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

(イ) 養育支援訪問事業(こども未来部こども保健課)

当事業は、養育が特に必要な家庭に対し、保健師等による専門的相談支援や、支援員による家事支援及び育児支援並びに児童虐待の防止を実施する事業であり、児童相談室運営事業として実施されている。

当該事業の平成 27 年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-II-1-3 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|-----|-------|-------|
| 報酬 | 4,616 | 4,495 |
| 共済費 | 623 | 587 |
| 旅費 | 118 | 94 |
| 需用費 | 412 | 186 |
| 役務費 | 211 | 134 |
| 委託料 | 2,400 | 2,408 |

II すべての子育て家庭を
支える環境づくり
1 子育て家庭への支援

| | | |
|------------|-------|---------|
| 養育支援訪問事業 | | (2,393) |
| その他 | | (14) |
| 使用料及び賃借料 | 187 | 126 |
| 備品購入費 | 11 | - |
| 負担金補助及び交付金 | 4 | 4 |
| 公課費 | 8 | 6 |
| 支出費用合計 | 8,590 | 8,044 |
| 一般財源 | 7,648 | 6,939 |
| 県支出金 | 471 | 552 |
| 国庫支出金 | 471 | 552 |
| 財源合計 | 8,590 | 8,044 |

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:こども未来部こども保健課提出資料)

養育支援訪問事業の概要は以下のとおりである。

図表3-II-1-4 下関市養育支援訪問事業概要

| | |
|------|---|
| 契約名称 | 下関市養育支援訪問事業 |
| 業務場所 | 支援を必要とする各家庭及び児童相談室 |
| 契約期間 | 平成27年5月1日から平成28年3月31日まで |
| 契約内容 | <p>支援を必要とする家庭に安定した妊娠・出産・育児をすることを可能にする、不適切な養育状態にある家庭の養育環境の改善、保護者の孤立化を防ぎ自立した家庭を築くことなどを目的とし、次に掲げる業務を行う。</p> <p>①訪問員の選定及び訪問業務の連絡調整 ②訪問員研修(フォローアップ、スキルアップ等) ③訪問員が行う個別の養育支援に対する助言・指導 ④連携会議への訪問員の派遣 ⑤市が行う養育支援計画策定への協力 ⑥対象家庭からの相談に対応し、年間を通じて午前0時から午後12時まで対応する窓口の設置 ⑦夜間及び休日における地域家庭からの家庭児童相談に係る対応 ⑧業務の実績報告、費用請求及び訪問業務に係る消耗品の準備等に係る庶務 ⑨その他、市との協議により必要と認められた業務</p> <p>訪問員は原則として下記の育児・家事を保護者とともに行う。保護</p> |

II すべての子育て家庭を
支える環境づくり
1 子育て家庭への支援

| | |
|---------------|--|
| | 者の養育能力の改善が目的のため、単なるサービス提供ではなく、助言や指導を行い、過度な負担にならないよう配慮しながら援助を行う。 ①育児援助 授乳、オムツ交換、沐浴介助、適切な保育環境の整備など ②家事援助 食事の準備及び片付け、衣類の洗濯・補修、居室等の清掃及び整理整頓、生活必需品の買い物など |
| 契約相手先 | 社会福祉法人中部少年学院 |
| 契約の種類 | 随意契約 |
| 随意契約理由 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 本事業は、育児や家事の支援により児童虐待を未然に防止することを目的としており、本事業の委託先は、支援を行う訪問員に対し、育児、家事支援のみならず、児童虐待防止に関する助言、指導、教育が可能な団体・施設等でなければならない。これに加えて24時間365日、対象家庭からの電話相談に応じる相談窓口を有していること等、仕様書に定める条件を満たすことのできる団体・施設は、市内では中部少年学院のみであるため、競争入札に適さないことから随意契約によるものとする。 |
| 平成27年度契約額(千円) | 2,393 |

(出所:こども未来部こども保健課提出資料)

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成27年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

(2) すべての子育て家庭への保育サービスの充実

市は、保護者の多様な就労形態に対応し、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、幼稚園における一時預かりなど、多様な保育サービスの充実を図っている。

また、保護者のリフレッシュのための保育サービスや緊急時の際の保育サービスなど、すべての家庭が利用できる保育サービスの充実を図っており、平成27年度における各施策内容は以下のとおりである。

| 施策 | 内容 | 事業 |
|----------------|---|------------|
| ① 多様な保育サービスの充実 | 延長保育や休日保育、病児・病後児保育等の多様な保育サービスや幼稚園における一時預かりの充実を図る。 | (ア)一時預かり事業 |

II すべての子育て家庭を支える環境づくり
1 子育て家庭への支援

| | | |
|----------------------|--|-----------------|
| すべての子育て家庭への保育サービスの充実 | 地域の人や子育て関係機関と連携し、病気や介護のために子どもの保育が困難になった場合や、リフレッシュを希望する場合の保育サービスの充実を図る。 | 監査対象事業なし |
| ② 民間保育サービスの育成 | 民間保育サービス等に対する助言及び援助を充実するとともに、職員の研修会等の充実を図り、民間保育従事者との連携の場の形成に努める。 | (ア)私立保育所運営費補助事業 |

① 多様な保育サービスの充実

(ア) 一時預かり事業(こども未来部こども育成課)

保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭でも保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。こうした需要に対応するため、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的として、国や県の補助を受けて行われている事業である。

市においても、保護者の就労、傷病、育児疲れ等の理由で、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童の子育てを支援し、児童の心身の健全な発達を図るため、生後6か月から就学前までの児童を対象に、原則として、1週間に3日程度、1か月12日以内を限度として、幼稚園、保育所及び認定こども園等において児童を一時的に預かり、保育を行う事業を委託している。

当該事業の平成27年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-II-1-5 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|-------------|--------|----------|
| 報酬 | 16,644 | 15,276 |
| 共済費 | 1,759 | 1,783 |
| 賃金 | 9,375 | 4,889 |
| 需用費 | 1,797 | 678 |
| 委託料 | 34,739 | 16,908 |
| 一時預かり事業業務委託 | | (16,908) |
| 支出費用合計 | 64,314 | 39,535 |

II すべての子育て家庭を
支える環境づくり
1 子育て家庭への支援

| | | |
|-------|--------|--------|
| 一般財源 | 18,218 | △6,011 |
| 県支出金 | 16,416 | 19,097 |
| 国庫支出金 | 16,416 | 19,097 |
| 諸収入 | 13,264 | 7,353 |
| 財源合計 | 64,314 | 39,535 |

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:子ども未来部子ども育成課提出資料)

一時預かり事業の概要は以下のとおりである。

図表3-II-1-6 一時預かり事業概要

| | | |
|------------------|---|--|
| 契約名称 | 下関市一時預かり事業 | |
| 業務場所 | 保育園等 全 28 箇所 | |
| 契約期間 | 平成 27 年4月 1 日から平成 28 年3月 31 日まで | |
| 契約内容 | 下関市一時預かり事業実施要綱による事業の実施を目的とし、保育所及び認定子ども園又は家庭的保育事業所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所において児童を一時的に預かるもの。 | |
| 契約相手先 | 社会福祉法人みそら保育園ほか 27 法人 (計 28 法人) | |
| 契約の種類 | 随意契約 | |
| 随意契約理由 | 地方自治法施行令 167 条の2第1項第2号 下関市一時預かり事業実施要綱によって指定された施設であり、地方自治法施行令 167 条の2第1項第2号によりその性質又は目的が競争入札に適さないため。 | |
| 平成 27 年度契約金額(千円) | 16,908 | |

(出所:子ども未来部子ども育成課提出資料)

当該事業に関しては、下関市一時預かり事業実施要綱(以下、本事業において「要綱」という)において、事業を利用する保護者は、設置者等の事業の実施に要する費用の一部(以下、本事業において「利用料」という)を負担するものとし、利用する設置者等の定める期日までに当該設置者等に利用料を納入しなければならないことが定められている。また、その利用料は以下の標準利用料を基準として、設置者等が定めるものとされている。

| 事業の種類 | 標準利用料 |
|-------|---|
| 一般型 | 次の各号に掲げる児童の区分に応じ、当該各号に定める額 |
| 余裕活用品 | (1)1日の利用時間が4時間以内の児童 日額 900 円(おやつ代を含む) |
| 緊急一時型 | (2)1日の利用時間が4時間を超える児童 日額 1,800 円(おやつ代、給食代を含む) |
| 幼稚園型 | 次の各号に掲げる児童の区分に応じ、当該各号に定める額 (おやつ代、給食代を除く) 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する 休日に利用する児童 (1)8時間以下の範囲で利用する児童 日額 800 円 (2)8時間超の範囲で利用する児童 日額 900 円 2 1以外の日に利用した場合 (1)学年始め・学年末休業日、夏季休業日、冬季休業日に利用 した場合 ア. 4時間以下の範囲で利用する児童 日額 400 円 イ. 4時間超の範囲で利用する児童 日額 500 円 (2)(1)以外の日に利用する児童 ア. 開園時刻から午後5時までの間(教育時間を除く)で利用 する児童 日額 300 円 イ. 開園時刻から午後5時を超える時間(教育時間を除く)ま での間で利用する児童 日額 400 円 |

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成27年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】—意見—

利用者負担について

市では、一時預かりの利用日及び利用時間数に応じて利用料を定めている。市と同様に中核市に該当し、保育所やこども園の利用児童数が近似している他市(図表 3-II-1-7 中核市 利用児童数 参照)や山口県内の他市の中には、以下のように利用日や利用時間数以外の項目を利用料算定の基準としている市もある。

- 年齢区分に応じて利用料を設定している。(岐阜市、柏市、高槻市)
- 1時間当たりの利用料を設定している。(高槻市)
- 1日当たりの利用料の他、別途延長保育料を設定している。(豊中市)

- 生活保護法による被保護世帯等に該当する場合は利用料が免除又は減額となる。
(岐阜市、山口市、光市)

現在、市の要綱では、1時間当たりの利用料設定や、生活保護法による被保護世帯等に該当する場合の利用料の免除等は定められていないが、保護者にとって、より利用しやすい事業となるために、利用者負担について継続的に検討を行うことが望ましいと考える。

図表3-II-1-7 中核市 利用児童数

| 中核市 | 保育所等数(箇所) | 定員(人) | 利用児童数(人) |
|-----|-----------|-------|----------|
| 下関市 | 57 | 5,576 | 5,095 |
| 旭川市 | 60 | 4,726 | 5,039 |
| 秋田市 | 64 | 5,916 | 5,410 |
| 柏市 | 57 | 5,765 | 5,541 |
| 高槻市 | 50 | 5,240 | 5,618 |
| 豊中市 | 67 | 5,409 | 5,592 |
| 奈良市 | 50 | 6,315 | 5,570 |

(出所:厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ(平成27年4月1日)」)

② 民間保育サービスの育成

(ア) 私立保育所運営費補助事業(こども未来部こども育成課)

当該事業は、「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園を運営する私立施設において、入所児童の処遇の向上及び施設運営の健全化を図るために、私立施設がこの目的のために行う事業に要する経費について補助金を交付するものであり、私立保育所運営費等補助事業の一部として実施されている。

私立保育所運営費等補助事業の平成27年度における予算決算数値は、本章「I 子どもの成長を支える環境づくり 1 就学前の教育・保育の総合的な提供 (1)教育・保育の充実 ②サービスの質の向上(ア)保育園、幼稚園、認定こども園職員の研修費補助」に記載の図表3-I-1-13のとおりである。

図表3-I-1-13のうち、私立保育所運営費補助金の概要は以下のとおりである。

図表3-II-1-8 私立保育所運営費補助金概要

| 補助事業名称 | 下関市私立保育施設運営費補助事業 |
|---|------------------|
| 補助対象等 | |
| 入所児童の処遇の向上及び施設運営の健全化を図るために行う事業に要する経費について、私立施設を運営する者に対し毎年度予算の範囲内で下関市私立保育施設運営費補助金を交付する。 | |

| 関連法規 | |
|---|-------|
| 児童福祉法 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 下関市私立保育施設運営費補助金交付要綱 | |
| 補助金額 | |
| 1 私立施設につき、以下のいずれか少ない額とする。 <ul style="list-style-type: none"> ● 3,000 円に、当該年度内の各月の初日において入所している児童(年度の初日の前日において満1歳に満たない児童)の数を合計した額を乗じて得た額 ● 入所児童の処遇向上のための経費で実際に要したものの額 | |
| 平成 27 年度補助額(千円) | 9,159 |

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

当該補助金に関して、要綱等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】—意見—

補助金の対象について

「下関市私立保育施設運営費補助金交付要綱」において、補助対象は入所児童の処遇の向上及び施設運営の健全化を図るために行う事業に要する経費とされており、その具体的な内容については特段の定めはない。また、補助金交付申請書に添付される収支予算書では、事業に要する経費として人件費などの項目が記載されているのみであり、当該経費が補助事業に要する経費として適当であるかどうかの判断が難しい。

補助金の交付決定においては、申請内容を審査する必要がある、その判断の公平性、公正性を担保するためには、補助金交付要綱において補助対象となる範囲を明確化すべきであったと考える。

なお、当該事業は平成 27 年度をもって廃止されている。

(3) 放課後児童クラブの充実

共働き家庭等の子どもが安心して過ごせる場を提供するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進めることを目的として、国において、「放課後子ども総合プラン」が策定された。

市では、児童健全育成の場として放課後児童クラブの質及び量的な拡充を図るとともに、放課後子ども総合プランに基づき、放課後子供教室など地域の子育て支援活動と連携し、多様なニーズに対応したサービスの充実を図っている。

平成 27 年度における各施策内容は以下のとおりである。

| 施策 | 内容 | 事業 |
|---------------|--|--------------------------|
| ① 放課後児童クラブの充実 | 放課後における小学校児童の健全育成を図るため、高学年の利用ニーズを含めた地域の需要を考慮しながら量的な拡充に努めるとともに、施設環境の整備など管理運営の充実を図る。 | (ア)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) |
| 指導内容の充実 | 指導内容を充実するとともに、研修の実施等により支援員の資質向上を図る。 | 監査対象事業なし |

① 放課後児童クラブの充実

(ア) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)(こども未来部こども家庭課)

保育園から小学校に進学する児童をもつ家庭、主に共稼ぎ家庭において直面する社会的な問題として「小1の壁」がある。小1の壁とは、保育園では延長保育があるところも多く、ある程度遅い時間までの保育環境が整備されているが、小学校では、15 時頃に授業が終わってしまうため、授業終了後から保護者が帰宅するまでの間、児童は一人で過ごすことになり、また、児童が小学生になると時短勤務制がなくなる企業も多く、子どもの小学校入学を機に就労時間を変更しなければならなくなることを言う。

この小1の壁に対する事業のひとつとして放課後児童健全育成事業がある。放課後児童健全育成事業とは、児童福祉法第6条の3第2項に定められた事業であり、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業で、一般には「学童保育」と称される。

近年、少子化の影響から児童数は減少傾向にあり、小学校の児童数も同様に減少する傾向にあるが、保護者の労働環境の変化や、核家族化の進行により、放課後児童クラブ利用者数は増加傾向にある。市における平成 23 年から平成 27 年までの放課後児童クラブの状況は以下のとおりである。

図表3-II-1-9 放課後児童クラブの状況

(単位:箇所、人)

| 区分 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 | 平成 27 年 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| クラブ数 | 46 | 47 | 47 | 47 | 51 |
| 在籍児童数 | 1,759 | 1,688 | 1,719 | 1,791 | 2,030 |
| 小学校児童数 | 13,719 | 13,283 | 13,095 | 12,882 | 12,732 |

(出所:下関市「ForKids」プラン 2015、「下関市立学校適正規模・適正配置基本計画」)

(各年度 5 月 1 日時点)

放課後児童健全育成事業を実施する施設は、公立公営が 40 箇所 50 児童クラブ、民設民営は1箇所1クラブで構成され、実施場所は学校の余裕教室 36 箇所(70.6%)、学校敷地内専用棟9箇所(17.7%)、公的施設2箇所(3.9%)、その他4箇所(7.8%)となっている。全国学童保育連絡協議会の調べ(2012 年調査)によれば、全国平均は、学校施設が 51.8%、児童館が 13.0%、公的施設が 17.1%、その他(法人施設、民間施設等)が 18.1%となっている。市では教育委員会と協議し積極的に余裕教室を利用しているため、全国平均よりも高い値となっている。

【開所時間】(出所:児童募集ホームページ)

| | |
|--------------------|--------------------------------|
| 平日(月曜から金曜日) | 授業終了時～午後6時 30 分 |
| 土曜日 | 午前8時～午後6時 |
| 市立小学校の休業日(長期休業期間等) | 午前8時～午後6時 30 分 (土曜日は午後6時まで) |

【保育料】

| | |
|--------------------------------------|------------|
| 月曜から金曜日(基本利用) | 月額 4,000 円 |
| 基本利用+土曜日 | 月額 5,000 円 |
| 夏休み期間(7月 21 日～8月 31 日)は、加算料金 2,600 円 | |
| おやつ代、スポーツ保険料掛金(一部)は除く。 | |

【対象者】

下関市が設置する小学校に就学している児童及び下関市に住所を有し、かつ、下関市立小学校以外の小学校に就学している児童であって、その保護者が次の項目のいずれかに該当することにより、昼間家庭において、保護者による監護に欠けると認められる者。ただし、市長が特に必要と認めるときは、対象となる。

- ◆ 居宅外で労働することを常態としていること。
- ◆ 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- ◆ 妊娠し、又は出産したこと(出産予定月の前月から 5 月間で必要な期間)。
- ◆ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- ◆ 長期にわたり疾病の状態にあり、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- ◆ 就業を目的とした職業訓練等で職業能力開発校等に就学していること。
- ◆ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

当該事業の平成 27 年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-II-1-10 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|------------------|---------|---------|
| 報酬 | 206,326 | 209,068 |
| 共済費 | 33,219 | 32,486 |
| 賃金 | 88,445 | 53,761 |
| 報償費 | 40 | 10 |
| 旅費 | 837 | 632 |
| 需用費 | 9,533 | 8,650 |
| 役務費 | 4,587 | 3,768 |
| 委託料 | 4,994 | 4,484 |
| 児童クラブ廃棄物収集運搬処理委託 | | (4,067) |
| その他 | | (416) |
| 使用料及び賃貸料 | 4,824 | 4,388 |
| 備品購入費 | 1,150 | 1,104 |
| 負担金補助及び交付金 | 4,600 | 4,365 |
| 放課後児童健全育成事業補助金 | | (4,365) |
| 公課費 | 30 | 24 |
| 支出費用合計 | 358,585 | 322,744 |
| 一般財源 | 112,398 | 79,696 |
| 分担金・負担金 | 128,195 | 93,793 |
| 使用料・手数料 | - | 25 |
| 国庫支出金 | 58,996 | 74,615 |
| 県支出金 | 58,996 | 74,615 |
| 財源合計 | 358,585 | 322,744 |

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:こども未来部こども家庭課提出資料)

このうち、児童クラブ廃棄物収集運搬処理業務及び放課後児童健全育成事業補助金の概要は、それぞれ以下のとおりである。

● 児童クラブ廃棄物収集運搬処理業務

図表3-II-1-11 児童クラブ廃棄物収集運搬処理業務概要

| | |
|------|------------------------------------|
| 契約名称 | 平成27年度 産業廃棄物処理業務 |
| 業務場所 | 下関市内の公民館、幼稚園、保育園、児童館、小学校、中学校、消防署など |
| 契約期間 | 平成27年5月25日から平成28年3月31日まで |

| | | |
|--------------------------|--|--------------------------|
| 契約内容 | 業務場所から出される廃プラスチック類、ガラスくずを収集・運搬し、圧縮減容、破碎の方法により処分する。 | |
| 契約相手先 | A 社 | |
| 契約の種類 | 条件付き一般競争入札 | |
| 予定価格(千円) | 8,093 | |
| 入札金額 (予定価格に 対する割合) | A 社 7,992 千円 98.8% | B 社 8,046 千円 99.4% |
| 契約額(千円) | 7,992 | |
| 児童クラブ分(千円) | 4,067 | |

(注)上記契約は児童クラブ以外の施設を含めた一括契約であるため、予算決算数値とは一致しない。

(出所:こども未来部こども家庭課提出資料)

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

● 放課後児童健全育成事業補助金

図表3-II-1-12 放課後児童健全育成事業補助金概要

| | |
|---|----------------|
| 補助事業名称 | 放課後児童健全育成事業補助金 |
| 対象者 | |
| 社会福祉法人 | |
| 対象事業 | |
| 次に定める要件をすべて満たしている事業 | |
| (1)本市が事業を実施し、又は実施を予定している校区以外の校区において実施する事業であること。ただし、次に掲げる校区のいずれかに該当する校区で実施する事業については、この限りでない。 | |
| ア 既設置の放課後児童クラブにおいて、当該児童クラブの利用児童の定員を上回る利用希望児童があり待機児童が生じている校区 | |
| イ 地域における利用児童の状況、立地条件等から、新たに事業を実施する必要があると認められる校区 | |
| ウ その他市長が特に必要と認める校区 | |
| (2)事業を実施するための専用の施設又は部屋が確保され、必要な設備及び備品が備わっていること。 | |
| (3)補助金を交付する年度の4月1日において、利用の登録がある児童が5人以上であること。 | |
| (4)開設時間が次に掲げる基準に該当し、閉所時刻が 18 時以降である事業を、当該 | |

II すべての子育て家庭を
支える環境づくり
1 子育て家庭への支援

| | | |
|--|-----------------------------|----------|
| <p>年度において250日以上実施すること。ただし、土曜日に実施する事業について、利用希望がないために開設時間を短縮し、又は実施しなかった場合においては、この限りでない。</p> <p>ア 土曜日及び学校長期休業日等以外の日1日につき4時間以上</p> <p>イ 土曜日及び学校長期休業日等1日につき8時間以上</p> <p>(5)児童の健全育成に関する知識と経験を有する専任の放課後児童支援員が1人以上配置されていること。</p> | | |
| 関連法規 | | |
| 下関市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱 | | |
| 補助金額 | | |
| 補助金の額は、補助金を申請しようとする補助事業について、図表3-II-1-13に示す運営費基本額の区分の補助基準額と、補助対象経費から寄附金その他の収入を控除した額とを比較し、いずれか少ない額。 | | |
| 平成27年度補助額(千円) | 4,365 | |
| 実施日数 | 登録児童数 | 23人から31人 |
| | 開設日数 | 292日 |
| | 長時間開設時間 (1日8時間超の年間平均時間数) | 2.41時間 |

(出所:こども未来部こども家庭課提出資料)

図表3-II-1-13 別表 補助金額

| 区分 | 補助基準額(注) | 補助対象経費 |
|------------|--|--|
| 運営費 基本額 | (ア)構成する児童の数が1から19人の支援の単位 1,424,000円-(19人-支援の単位を構成する児童の数)×26,500円 | 放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費 ただし、飲食物費及び施設整備費(建物の新設・改修等)を除く。 |
| | (イ)構成する児童の数が20から35人の支援の単位 3,706,000円-(36人-支援の単位を構成する児童の数)×26,000円 | |
| | (ウ)構成する児童の数が36から45人の支援の単位 3,706,000円 | |
| | (エ)構成する児童の数が46から70人の支援の単位 3,706,000円-(支援の単位を構成する児童の数-45人)×30,000円 | |

II すべての子育て家庭を
支える環境づくり
1 子育て家庭への支援

| | | |
|--------------------------|--|--|
| | (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円 | |
| 開設日数加算 (1日8時間以上開所の場合) | (年間開所日数-250日)×15,000円 | |
| 時間開設加算 | (ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間の年間平均時間数×292,000円 (イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数×131,000円 | |
| 障害児受入加算 | 障害児の受入を推進するため、必要な専門知識を有する放課後児童支援員等を雇用し、配置した場合 1,712,000円 | |

(注)補助基準額は、支援の単位当たりの年額とする。

(出所:こども未来部こども家庭課提出資料(平成27年度分))

当該補助金に関して、要綱等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成27年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

放課後児童クラブの1人当たりの面積は1.65㎡以上を確保することが望まれている(厚生労働省「放課後児童クラブガイドライン」)。市が実施している児童クラブにおいて上記基準値を下回る施設は以下のとおりである。

図表3-II-1-14 1人当たり面積

(単位:㎡、人)

| 児童クラブ名 | 形態 | 保有スペース | 児童数(注) | 1人当たり面積 |
|-----------|------|--------|--------|---------|
| 文閲児童クラブ | 余裕教室 | 99.1 | 73 | 1.36 |
| 桜山児童クラブ | 余裕教室 | 65.2 | 45 | 1.45 |
| 生野児童クラブ | 余裕教室 | 63.5 | 53 | 1.20 |
| 山の田児童クラブ | 余裕教室 | 68.8 | 67 | 1.03 |
| 山の田児童クラブ② | 民家 | 45.3 | 33 | 1.37 |
| 角倉児童クラブ | 余裕教室 | 61.9 | 53 | 1.17 |
| 向井児童クラブ | 余裕教室 | 63.0 | 54 | 1.17 |
| 豊浦児童クラブ | 余裕教室 | 87.4 | 59 | 1.48 |
| 豊浦児童クラブ | 余裕教室 | 64.8 | 54 | 1.20 |

II すべての子育て家庭を
支える環境づくり
1 子育て家庭への支援

| | | | | |
|----------|------|-------|----|------|
| 豊浦児童クラブ | 余裕教室 | 64.8 | 55 | 1.18 |
| 長府児童クラブ | 余裕教室 | 64.8 | 40 | 1.62 |
| 王司児童クラブ | 専用棟 | 100.2 | 86 | 1.17 |
| 清末児童クラブ | 専用棟 | 100.2 | 88 | 1.14 |
| 小月児童クラブ | 余裕教室 | 61.0 | 42 | 1.45 |
| 王喜児童クラブ | 余裕教室 | 64.8 | 50 | 1.30 |
| 川中西児童クラブ | 余裕教室 | 63.0 | 47 | 1.34 |
| 垢田児童クラブ | 余裕教室 | 63.0 | 53 | 1.19 |
| 熊野児童クラブ① | 専用棟 | 100.2 | 70 | 1.43 |
| 熊野児童クラブ② | 専用棟 | 100.2 | 69 | 1.45 |
| 一の宮児童クラブ | 専用棟 | 109.0 | 67 | 1.63 |
| 川棚児童クラブ | その他 | 64.0 | 45 | 1.42 |

(出所:こども未来部こども家庭課提出資料)

(注)平成 27 年 5 月 1 日時点

上記表の中で最も1人当たり面積の狭い山の田児童クラブ②は暫定的に民家を利用している。現在教育委員会と協議中で、新たな余裕教室の利用等の対策を検討中である。

市の方針としては、今後の利用者数を見込み、利用者数の増加が見込まれる地区については学校の余裕教室の確保や、専用棟の新設等に対応し、利用者数の減少が見込まれる地区については、開所場所の統合を進め効率的な運営を図る方針である。

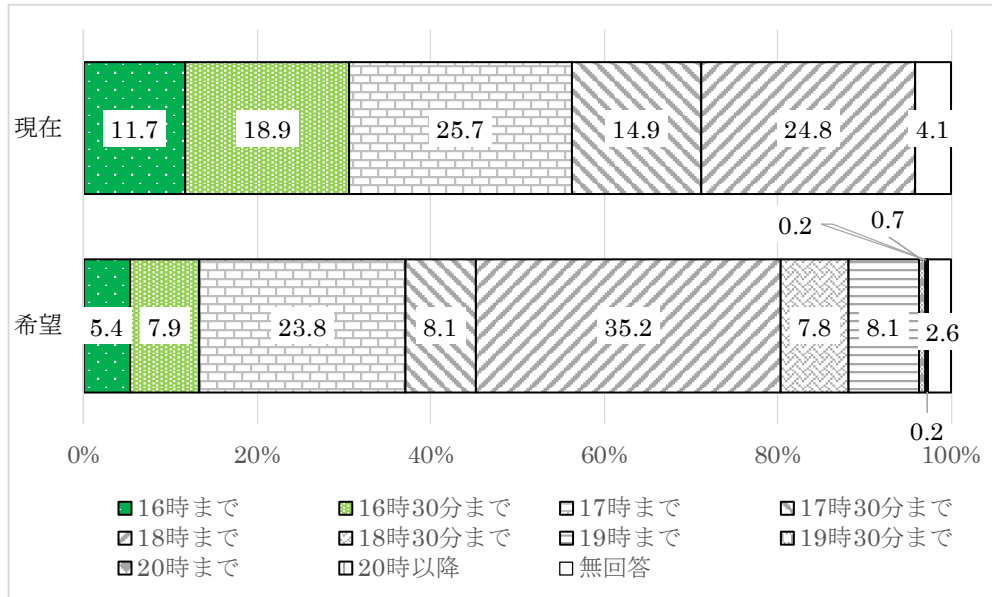
また、市では、利用者の希望や意見を運営に取り入れるため、平成 25 年9月に下関市内に在住の就学前児童がいる世帯を対象に無作為抽出で 5,000 世帯に対して郵送でアンケートを実施している。

放課後児童クラブの利用時間(長期休暇利用時間)についてのアンケート結果は以下のとおりである。

現在の利用時間外となる 18 時 30 分以降の時間帯を希望する者は全体の 9.2%となっている。

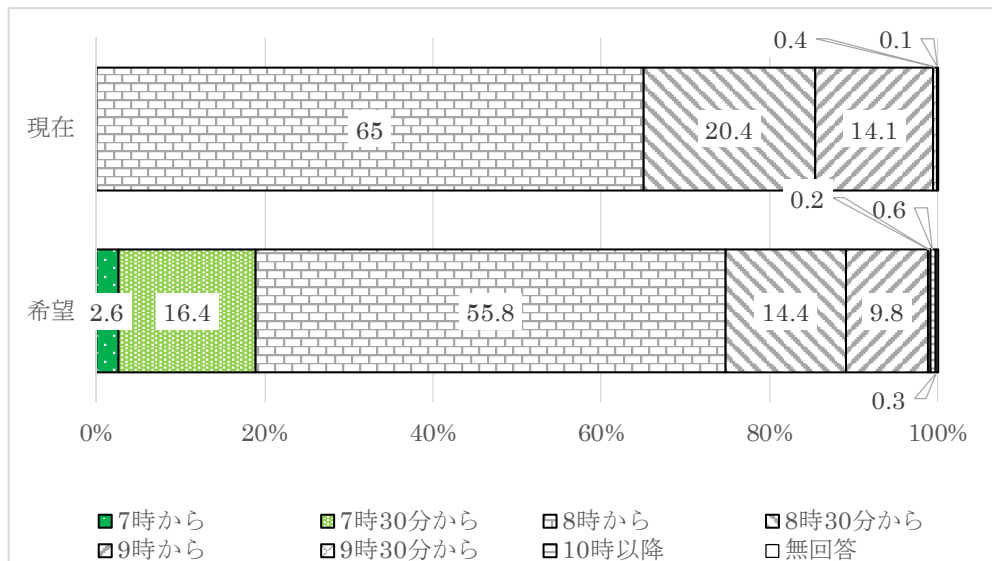
長期休暇中の利用時間では、現在の利用時間外となる8時より前の時間帯を希望する者は全体の 19.0%であり、18 時 30 分以降の時間帯を希望する者は全体の 8.9%となっている。

図表3-II-1-15 放課後児童クラブの利用終了時間



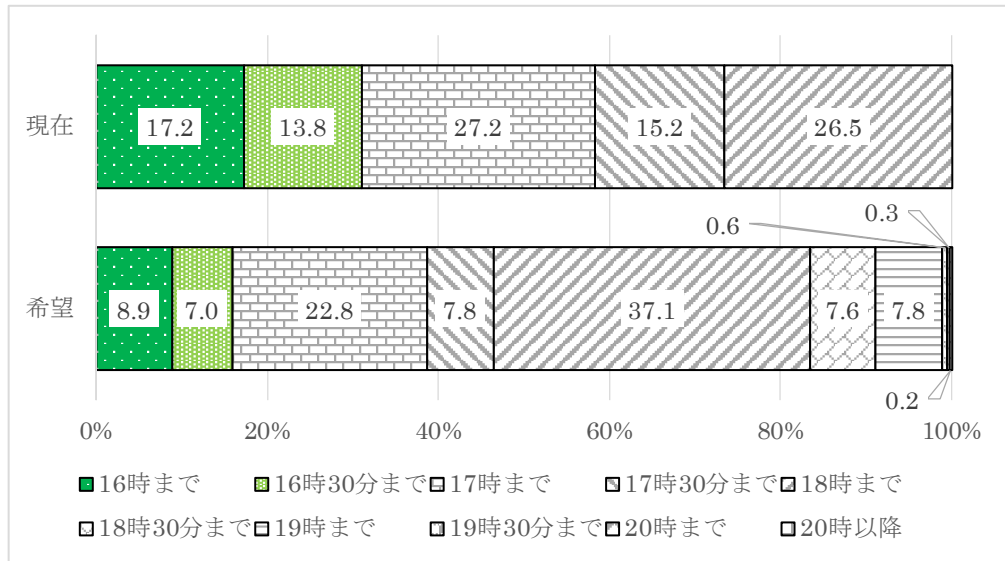
(出所: 下関市「下関市の子ども・子育てのための新しい計画づくりのためのアンケート調査結果報告書」)

図表3-II-1-16 長期休暇中の放課後児童クラブの利用開始時間



(出所: 下関市「下関市の子ども・子育てのための新しい計画づくりのためのアンケート調査結果報告書」)

図表3-II-1-17 長期休暇中の放課後児童クラブの利用終了時間



(出所:下関市「下関市の子ども・子育ての新しい計画づくりのためのアンケート調査結果報告書」)

市では、上記アンケート結果及び厚生労働省が示す「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、平成 27 年度から対象学年を小学校3年生までから小学校6年生までとし、土曜日の開設時間を「8時から 13 時まで」を「8時から 18 時まで」、平日及び長期休業日の開設時間を「18 時まで」から「18 時 30 分まで」に延長している。

市における待機児童数は以下のとおりである。

図表3-II-1-18 待機児童数(平成 28 年5月1日時点)

(単位:人)

| 児童クラブ名 | 待機児童数 |
|----------|-------|
| 文関児童クラブ | 10 |
| 生野児童クラブ | 3 |
| 山の田児童クラブ | 16 |
| 角倉児童クラブ | 3 |
| 向井児童クラブ | 3 |
| 王司児童クラブ | 19 |
| 清末児童クラブ | 21 |
| 小月児童クラブ | 4 |
| 川中西児童クラブ | 5 |
| 川棚児童クラブ | 6 |
| 合計 | 90 |

(出所:こども未来部こども家庭課提出資料)

上記児童クラブのうち、「山の田児童クラブ」は余裕教室を確保し、また、「王司児童ク

ラブ」「清末児童クラブ」は専用棟を建設することで待機児童の解消を図る予定である。

【監査結果】—意見—

放課後児童クラブの開所時間について

市は、平成 25 年9月に放課後児童クラブについてのアンケートを実施し、その結果及び厚生労働省が示す「放課後児童クラブガイドライン」に基づき、対象年次の引き上げや土曜日並びに長期休暇中の開所時間を延長し、対応を進めている。

保育所やこども園の利用児童数が近似している他市(図表 3-II-1-7 中核市 利用児童数 参照)や山口県内の他市の開所時間は以下のとおりである。

| 中核市等 | 平日 | 長期休暇中 |
|--------|--------------------|--------------------|
| 旭川市 | 下校時～午後6時 30 分 | 午前8時～午後6時 30 分 |
| 秋田市 | 正午～午後 10 時(注1) | (注2) |
| 柏市 | 午後1時 30 分～午後7時 | 午前8時～午後7時 |
| 高槻市 | 午後1時 30 分～午後6時(注3) | 午前8時 30 分～午後7時 |
| 豊中市 | 放課後～午後7時 | 午前8時 30 分～午後7時 |
| 奈良市 | 放課後～午後5時(注4) | 午前8時～午後5時(注4) |
| 岩国市 | 放課後～午後6時 30 分 | 午前8時～午後6時 30 分 |
| 宇部市 | 下校時～午後7時(注1) | (注2) |
| 下松市 | 放課後～午後7時(注1) | 午前8時～午後7時(注1) |
| 山陽小野田市 | 放課後～午後5時(注5) | 午前8時 30 分～午後5時(注5) |
| 周南市 | 放課後～午後6時(注4) | 午前8時～午後6時(注4) |
| 萩市 | 放課後～午後6時 30 分 | 午前8時～午後6時 30 分 |
| 光市 | 放課後～午後7時 | 午前8時～午後7時 |
| 防府市 | 下校時～午後6時 | 午前8時～午後6時 |

(注1)各施設により開所時間が異なるため、開始時間については各施設のうち最も早い時間を記載し、終了時間については各施設のうち最も遅い時間を記載している。

(注2)市のホームページ上に開所時間の掲示がないため、記載を省略している。

(注3)平日のみ午後7時まで延長可能

(注4)午後7時まで延長可能

(注5)特に市長が認める者は午後6時まで延長可能

山陽小野田市や防府市と比べると、市の開所時間は長く設定されている。また、岩国市や宇部市とは同水準であり、一定の水準が確保されていると言える。

一方、秋田市や柏市、豊中市等においては、開所時間が市よりも長く設定されており、また、秋田市や宇部市では施設ごとに開所時間を設定するなど、利用状況やニーズに柔軟に対応していると考えられる。

保護者にとって、より利用しやすい事業とするために、アンケート等により利用者のニ

ーズを随時把握するとともに、他市の状況も参考にしながら、各施設の開所時間について継続的に検討を行うことが望ましいと考える。

(4) 経済的負担の軽減

市は、今後の国の動向を踏まえ、教育費や養育に要する費用、医療費の負担軽減を図るための助成を行うとともに、各種制度の周知を図っており、平成 27 年度における各施策内容は以下のとおりである。

| 施策 | 内容 | 事業 |
|-------------------|--|---|
| ① 就園・就学費の負担軽減 | 就園・就学に必要な費用を助成するとともに、資金の貸し付け等を行う。 | (ア)私立幼稚園就園奨励費補助 (イ)就学援助費支給業務 (ウ)特別支援教育就学奨励費交付事業 (エ)スクールバス運営業務 (オ)遠距離通学費補助業務 |
| ② 養育に要する費用の負担軽減 | 国の動向を踏まえ、保育料や養育に要する費用等の負担軽減を図るとともに、各種制度の周知を図る。 | (ア)保育園、幼稚園、認定こども園の保育料の軽減 (イ)乳幼児医療費の助成 (ウ)未熟児養育医療 (エ)児童手当給付 (オ)児童扶養手当給付 |
| ③ 子育てに関する医療費の負担軽減 | 子育てに関する医療費の負担軽減を図るため、医療費の健康保険自己負担分を助成する。 | (ア)難病患者在宅ケア推進 |
| 不妊治療に関する費用の負担軽減 | 不妊に悩む人の不妊治療への経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成する。 | 監査対象事業なし |

① 就園・就学費の負担軽減

(ア) 私立幼稚園就園奨励費補助(こども未来部こども育成課)

当補助事業は、下関市に居住し、私立幼稚園に就園している満3歳から5歳の園児の家庭を対象に、国の補助金を財源の一部として補助を行い、入園料及び保育料の経済的負担を軽減し、幼稚園教育について一層の普及と就園の奨励を図るために実施する事業である。

当該事業の平成 27 年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-II-1-19 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|------------------|---------|-----------|
| 負担金補助及び交付金 | 122,400 | 104,788 |
| 下関市私立幼稚園就園奨励費補助金 | | (104,788) |
| 支出費用合計 | 122,400 | 104,788 |
| 一般財源 | 85,800 | 72,563 |
| 県支出金 | 8,000 | 2,363 |
| 国庫支出金 | 28,600 | 29,861 |
| 財源合計 | 122,400 | 104,788 |

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

下関市私立幼稚園就園奨励費補助金の概要は以下のとおりである。

図表3-II-1-20 下関市私立幼稚園就園奨励費補助金概要

| 補助事業名称 | | 下関市私立幼稚園就園奨励費補助金 | | |
|---|----------|------------------|-----------|---|
| 補助対象等 | | | | |
| 設置者(私立幼稚園を設置している者)が下関市に居住する満3歳から小学校就学の始期に達するまでの私立幼稚園に在園する幼児(以下、「園児」という)の保護者に対し、園児の属する世帯の所得の状況に応じて保育料等を減免する場合に、別に定める基準の範囲内において補助を行う。 | | | | |
| 関連法規 | | | | |
| 下関市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 | | | | |
| 補助金額 | | | | |
| 区分 | 補助対象経費 | 多子区分 | 補助限度額(年額) | 小学校4年生から20歳未満の兄弟を含む同一世帯の子どものうち年齢が上から3番目以降にあたる場合の補助限度額(年額) |
| 生活保護世帯 | 入園料、保育料の | 第1子 | 274,000円 | |
| | | 第2子 | 274,000円 | |
| | | 第3子以降 | 274,000円 | |

II すべての子育て家庭を支える環境づくり
1 子育て家庭への支援

| | | | | |
|--|-------|-----------|-----------|-----------|
| 市民税が非課税の世帯 市民税の所得割が非課税の世帯 | 合計額 | 第1子 | 199,000 円 | 208,800 円 |
| | | 第2子 | 208,000 円 | 213,600 円 |
| | | 第3子以降 | 274,000 円 | |
| 市民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯 | | 第1子 | 82,000 円 | 163,200 円 |
| | | 第2子 | 150,000 円 | 190,800 円 |
| | | 第3子以降 | 274,000 円 | |
| 市民税の所得割課税額が 77,101 円以上 97,000 円未満の世帯 | | 第1子 | 44,000 円 | 129,600 円 |
| | | 第2子 | 131,000 円 | 145,500 円 |
| | | 第3子以降 | 274,000 円 | |
| 市民税の所得割課税額が 97,000 円以上 211,200 円以下の世帯 | | 第1子 | 44,000 円 | 72,600 円 |
| | | 第2子 | 131,000 円 | 145,500 円 |
| | | 第3子以降 | 274,000 円 | |
| 上記の所得割課税額を超える世帯 | 第1子 | | 54,600 円 | |
| | 第2子 | 109,200 円 | 136,500 円 | |
| | 第3子以降 | 274,000 円 | | |
| 備考 | | | | |
| 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する | | | | |
| 2 「第1子」とは同一世帯内に小学校3年生までの兄又は姉を有していない園児 | | | | |
| 3 「第2子」とは同一世帯内に小学校3年生までの兄又は姉を一人有する園児 | | | | |
| 4 「第3子以降」とは同一世帯内に小学校3年生までの兄又は姉を二人以上有する園児 | | | | |
| 5 この表における市民税の所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額とする | | | | |
| 平成 27 年度補助額(千円) | | | 104,788 | |

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

当該補助金に関して、要綱等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

(イ) 就学援助費支給業務(教育部学校教育課)

義務教育活動を行うには、施設整備及び維持修繕に関する費用や、教職員の給与及び旅費、学校運営に関する費用等、様々な費用を要するが、義務教育は無償が原則であるため(憲法第 26 条第2項、教育基本法第3条、第4条、学校教育法第6条)、学校運営に関する費用は国、県及び市が負担している。

一方で、受益者負担の考え方に基づき通学費や学用品費(教科書を除く)、修学旅行費等の経費については、児童・生徒の保護者が負担することになっている。

II すべての子育て家庭を
支える環境づくり
1 子育て家庭への支援

これらの保護者が負担すべき費用について、保護者の経済的理由により児童・生徒の教育の機会が妨げられるべきではないため、憲法第 26 条第 1 項、教育基本法第 4 条第 3 項、学校教育法第 19 条では、国及び地方公共団体に対して奨学の措置を講じることを定めている。

市でも、就学援助制度(小学校、中学校)として、「下関市小・中学校児童生徒就学援助費交付要綱」を定め、経済的理由により就学が困難と認められる者に対して援助費を支給している。

市では教育委員会のホームページや市の広報誌等に制度を記載するとともに、入学時、進級時に学校で就学援助制度の書類を配布し広く広報を行っている。

当該事業の平成 27 年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-II-1-21 予算決算推移

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|------------------|---------|-----------|
| 扶助費 | 443,950 | 397,217 |
| 下関市小・中学校児童生徒就学援助 | | (397,217) |
| 支出費用合計 | 443,950 | 397,217 |
| 一般財源 | 442,965 | 396,237 |
| 県支出金 | - | 78 |
| 国庫支出金 | 985 | 893 |
| 諸収入 | - | 9 |
| 財源合計 | 443,950 | 397,217 |

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:教育部学校教育課提出資料)

児童生徒就学援助事業の概要は以下のとおりである。

図表3-II-1-22 児童生徒就学援助事業概要

| | |
|---|------------------|
| 扶助事業名称 | 下関市小・中学校児童生徒就学援助 |
| 対象者 | |
| 下関市立小学校・中学校及び県立下関中等教育学校(前期課程)に在籍する児童・生徒の保護者で一定要件を満たす者 | |
| 対象要件 | |
| 下関市立小学校・中学校及び県立下関中等教育学校(前期課程)に在籍する児童・生徒の保護者で下記要件に該当する者 | |
| (i)生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 2 項の規定による保護を受けている者(以下、「要保護者」とする) | |
| (ii)市長が(i)に規定する者に準ずる程度に困窮していると認める者 | |
| (iii)(i)(ii)に定めるもののほか市長が特に必要があると認める者 | |

II すべての子育て家庭を支える環境づくり
1 子育て家庭への支援

| 支給開始月日 | | | |
|---|---|--------------------------|-------------------------------|
| 各年度の4月1日。年度途中で申請があった者については、申請の翌月の1日認定となる。ただし、1日申請のみ当月1日認定となる。 | | | |
| 支給額 | | | |
| 費目 | 学校 | 区分 | 金額 |
| 学用品費 (通学用品費含む) | 小学校 | 1年生 | 年間 11,420 円 |
| | | その他学年 | 年間 13,650 円 |
| | 中学校 | 1年生 | 年間 22,320 円 |
| | | その他学年 | 年間 24,550 円 |
| 新入学用品費 (4月1日付認定 新1年生のみ) | 小学校 | | 20,470 円 |
| | 中学校 | | 23,550 円 |
| 校外活動費 | 小学校 | 日帰り | 実質 (上限 1,550 円) |
| | | 宿泊 | 実質 (上限 3,570 円) |
| | 中学校 | 日帰り | 実質 (上限 2,240 円) |
| | | 宿泊 | 実質 (上限 6,010 円) |
| 修学旅行費 | 小学校 | | 実質 (上限 21,090 円) |
| | 中学校 | | 実質 (上限 43,710 円) |
| 給食費 | 小学校 | | 単価×給食を受けた回数 |
| | 中学校 | | |
| 通学費 | 小学校 | 通学距離 片道4km 以上 | 通学定期券代等実費相当額 (校区外通学者は対象外) |
| | 中学校 | 通学距離 片道6km 以上 | |
| | | 特別支援学級に在籍し、 公共交通機関を利用 | |
| 医療費 | 学校の健診等で治療の指示があつた学校病(トラコーマ・結膜炎・白癬・疥癬・膿痂疹・中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・う歯・寄生虫病) | | 実費 |
| 所得制限 | | | |
| 区分 | 所得の範囲 | | 支給率 |
| 第1区分 | 世帯の所得が生活保護基準額の 0倍以上 0.5 倍未満 | | 新入学用品費 150%、 その他の支給費目 100% |

II すべての子育て家庭を
支える環境づくり
1 子育て家庭への支援

| | | |
|----------------------------------|--------------------------------|---------|
| 第2区分 | 世帯の所得が生活保護基準額の 0.5倍以上1.0倍未満 | 100% |
| 第3区分 | 世帯の所得が生活保護基準額の 1.0倍以上1.1倍未満 | 80% |
| 第4区分 | 世帯の所得が生活保護基準額の 1.1倍以上1.2倍未満 | 65% |
| 第5区分 | 世帯の所得が生活保護基準額の 1.2倍以上1.3倍未満 | 50% |
| 関連法規 | | |
| 下関市小・中学校児童生徒就学援助費交付要綱 | | |
| 下関市小・中学校児童生徒就学援助費(医療費・学校給食費)交付要綱 | | |
| 平成27年度扶助金額(千円) | | 397,217 |

(出所:教育部学校教育課提出資料)

過去5年間の就学援助費の申請者数、認定者数、扶助額の推移及び総児童生徒数は以下のとおりである。少子化の影響により児童数、申請者数共に減少しており、認定者の総児童生徒数に占める割合は、平成23年度の35.2%から平成27年度の30.9%まで減少している。認定理由別でみると、要保護者以外の理由による認定者が大部分を占めている。

図表3-II-1-23 申請者数、認定者数推移

(単位:人、千円)

| 年度 | 区分 | 総児童 生徒数 | 申請 者数 | 認定者数 | | | | 不認定 者数 | 執行額 |
|-----|----|------------|----------|-----------|------------|-------------|-------|-----------|---------|
| | | | | 理由 (i) | 理由 (ii) | 理由 (iii) | 合計 | | |
| H23 | 小学 | 13,719 | 5,299 | 35 | 4,779 | 5 | 4,819 | 480 | 98,662 |
| | 中学 | 7,119 | 2,702 | 50 | 2,473 | 1 | 2,524 | 178 | 109,413 |
| | 合計 | 20,838 | 8,001 | 85 | 7,252 | 6 | 7,343 | 658 | 208,075 |
| H24 | 小学 | 13,283 | 5,217 | 31 | 4,712 | 3 | 4,746 | 471 | 91,446 |
| | 中学 | 7,078 | 2,757 | 33 | 2,520 | - | 2,553 | 204 | 107,992 |
| | 合計 | 20,361 | 7,974 | 64 | 7,232 | 3 | 7,299 | 675 | 199,438 |
| H25 | 小学 | 13,095 | 5,067 | 34 | 4,613 | 2 | 4,649 | 418 | 91,357 |
| | 中学 | 6,894 | 2,669 | 30 | 2,469 | - | 2,499 | 170 | 104,130 |
| | 合計 | 19,989 | 7,736 | 64 | 7,082 | 2 | 7,148 | 588 | 195,487 |
| H26 | 小学 | 12,882 | 4,972 | 35 | 4,090 | 2 | 4,127 | 845 | 81,386 |
| | 中学 | 6,875 | 2,696 | 40 | 2,288 | - | 2,328 | 368 | 98,684 |
| | 合計 | 19,757 | 7,668 | 75 | 6,378 | 2 | 6,455 | 1,213 | 180,070 |

II すべての子育て家庭を
支える環境づくり
1 子育て家庭への支援

| | | | | | | | | | |
|-----|----|--------|-------|----|-------|---|-------|-----|---------|
| H27 | 小学 | 12,732 | 4,491 | 26 | 3,798 | 2 | 3,826 | 665 | 75,300 |
| | 中学 | 6,654 | 2,484 | 33 | 2,139 | - | 2,172 | 312 | 92,577 |
| | 合計 | 19,386 | 6,975 | 59 | 5,937 | 2 | 5,998 | 977 | 167,877 |

(出所:教育部学校教育課提出資料)

対象要件のうち要保護者以外の認定者(理由 ii)(iii))についての所得別階層は以下のとおりである。

図表3-II-1-24 所得別階層

(単位:人)

| 所得階層 | 人数 |
|-----------------------------|-------|
| 1,000,000 円未満 | 1,621 |
| 1,000,000 円以上 2,000,000 円未満 | 1,476 |
| 2,000,000 円以上 3,000,000 円未満 | 1,925 |
| 3,000,000 円以上 4,000,000 円未満 | 855 |
| 4,000,000 円以上 | 62 |
| 合計 | 5,939 |

(出所:教育部学校教育課提出資料)

所得基準のベンチマークとなっている生活保護基準は、その適正化の観点から、厚生労働省において平成 25 年8月1日から3年程度かけて段階的に新たな基準への見直しを行っており、平成 27 年4月に生活保護基準の見直しが終了している。平成 27 年度における国の対応としては、平成 25 年当初に要保護者として就学支援を受けていた者で引き続き困窮していると市町村が認めた世帯については、要保護者としての国庫補助申請を認める取扱いとなっている。

市では生活保護基準の見直しに伴い、平成 26 年度以降の就学援助の認定基準額を引き下げている。

上記図表によれば所得階層として 3,000 千円未満が約 85%を占めており、経済的に困窮している世帯が適切に扶助を受けていることが確認できる。

平成 27 年度における市の支給額基準は図表 3-II-1-22 に示すとおりであり、国が示す補助限度額算定の基礎となる児童生徒1人当たりの予算単価は以下のとおりである。

図表3-II-1-25 児童生徒1人当たり予算単価

(単位:円)

| 費目 | 区分 | 小学校 | 中学校 |
|------------------|--------|--------|--------|
| 学用品費 | 1年生 | 11,420 | 22,320 |
| | その他の学年 | 13,650 | 24,550 |
| 新入学児童生徒 学用品費等 | | 20,470 | 23,550 |

II すべての子育て家庭を
支える環境づくり
1 子育て家庭への支援

| | | | |
|-------|------|--------|--------|
| 校外活動費 | 日帰り | 1,550 | 2,240 |
| | 宿泊 | 3,570 | 6,010 |
| 修学旅行費 | | 21,190 | 57,290 |
| 給食費 | 完全給食 | 51,000 | 60,000 |
| 通学費 | | 39,290 | 79,410 |
| 医療費 | | 12,000 | 12,000 |

(出所:文部科学省「平成27年度要保護児童生徒援助費補助金の事務処理について(通知)」)

市の支給単価の平成23年度から平成27年度までの推移は以下のとおりである。長く続く不況の影響から、平成26年度から支給単価の見直しが行われている。

図表3-II-1-26 支給単価推移(小学校)

(単位:円)

| 小学校(年額) | 区分 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|--------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 学用品費 | 1年生 | 11,100 | 11,100 | 11,100 | 11,420 | 11,420 |
| | 2年生以降 | 13,270 | 13,270 | 13,270 | 13,650 | 13,650 |
| 新入学児童生徒学用品費等 | | 19,900 | 19,900 | 19,900 | 20,470 | 20,470 |
| 校外活動費 | 日帰り | 1,510 | 1,510 | 1,510 | 1,550 | 1,550 |
| | 宿泊 | 3,470 | 3,470 | 3,470 | 3,570 | 3,570 |
| 修学旅行費 | | 20,500 | 20,500 | 20,500 | 21,090 | 21,090 |

(出所:教育部学校教育課提出資料)

図表3-II-1-27 支給単価推移(中学校)

(単位:円)

| 中学校(年額) | 区分 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|--------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 学用品費 | 1年生 | 21,700 | 21,700 | 21,700 | 22,320 | 22,320 |
| | 2年生以降 | 23,870 | 23,870 | 23,870 | 24,550 | 24,550 |
| 新入学児童生徒学用品費等 | | 22,900 | 22,900 | 22,900 | 23,550 | 23,550 |
| 校外活動費 | 日帰り | 2,180 | 2,180 | 2,180 | 2,240 | 2,240 |
| | 宿泊 | 5,840 | 5,840 | 5,840 | 6,010 | 6,010 |
| 修学旅行費 | | 42,500 | 42,500 | 42,500 | 43,710 | 43,710 |

(出所:教育部学校教育課提出資料)

当該扶助費に関して、要綱等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成27年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】一意見一

就学援助(給食費)の実施報告の効率化について

小学校及び中学校から「就学援助(給食費)実施報告書」の作成、提出を市は受け、それをもとに電卓により、給食回数に単価を乗じ金額を算定しているが、表計算ソフトなどを利用し、算定を自動計算にすることにより業務の効率化が図られると考えられるため、継続的な検討が望まれる。

(ウ) 特別支援教育就学奨励費支給業務(教育部学校教育課)

小学校もしくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童もしくは生徒又は特別支援学級に就学する児童もしくは生徒の就学の特殊事情に鑑み、(イ)就学援助費支給業務と同様に経済的理由により通学が困難と認められる者に対して援助費を支給しており、もって特別支援教育の普及奨励を図っている。

当該事業の平成27年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-II-1-28 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|---------------|-------|---------|
| 扶助費 | 9,930 | 8,481 |
| 特別支援教育就学奨励費事業 | | (8,481) |
| 支出費用合計 | 9,930 | 8,481 |
| 一般財源 | 7,561 | 5,086 |
| 国庫支出金 | 2,369 | 3,395 |
| 財源合計 | 9,930 | 8,481 |

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:教育部学校教育課提出資料)

特別支援教育就学奨励費事業の概要は以下のとおりである。

図表3-II-1-29 特別支援教育就学奨励費事業概要

| | | | |
|-----------------------|---------------|----|----|
| 扶助事業名称 | 特別支援教育就学奨励費事業 | | |
| 対象者 | | | |
| 特別支援学級に就学する児童又は生徒の保護者 | | | |
| 支給額 | | | |
| 費目 | 小・中学校 | 区分 | 金額 |
| 交通費(通学費) | 小学 | | 全額 |
| | 中学 | | |

II すべての子育て家庭を支える環境づくり
1 子育て家庭への支援

| | | | |
|---|----|-------------|---------------------|
| 学校給食費 | 小学 | | 単価×日数×1/2 |
| | 中学 | | |
| 修学旅行費 | 小学 | | 10,440 円 |
| | 中学 | | 28,185 円 |
| 校外活動等参加費 | 小学 | 日帰り | 国 775 円、市 1,030 円 |
| | | 宿泊 | 国 1,785 円、市 2,265 円 |
| | 中学 | 日帰り | 国 1,120 円、市 1,390 円 |
| | | 宿泊 | 国 3,005 円、市 2,455 円 |
| 学用品・通学用品購入費 | 小学 | | 5,710 円 |
| | 中学 | | 11,160 円 |
| 新入学児童生徒学用品 通学用品購入費 | 小学 | | 10,235 円 |
| | 中学 | | 11,775 円 |
| 付添保護者交通費 | 小学 | | 実費の半額 |
| | 中学 | | |
| 職場実習交通費 | 小学 | | 全額 |
| | 中学 | | |
| 交流及び共同学習交通費 | 小学 | | 全額 |
| | 中学 | | |
| 所得制限 | | | |
| 所得の範囲 | | 対象費目 | |
| 収入額が需要額の 2.5 倍未満 | | 上記経費 | |
| 収入額が需要額の 2.5 倍以上 | | 交通費(通学費) | |
| 中学校特別支援学級に在学する生徒で、教育課程に従い学校長の管理のもとに学校外の事業所等において、現場実習に参加する生徒 | | 職場実習交通費 | |
| 特別支援学級等に就学する児童又は生徒で、学校教育の一環として特別支援学校又は他の小・中学校の特別支援学級の児童生徒と共に集団活動を行う児童生徒 | | 交流及び共同学習交通費 | |
| 関連法規 | | | |
| 下関市小・中学校児童生徒就学援助費交付要綱 | | | |
| 平成 27 年度扶助金額(千円) | | 8,481 | |

(出所:教育部学校教育課提出資料)

平成 27 年度における市の支給額基準は図表 3-II-1-29 に示すとおりであり、市の支給単価の平成 23 年度から平成 27 年度までの推移は以下のとおりである(変更があった

II すべての子育て家庭を
支える環境づくり
1 子育て家庭への支援

項目のみ記載)。長く続く不況の影響から、平成 24 年度、平成 26 年度において支給単価の見直しが行われている。

図表3-II-1-30 支給単価推移(小学校)

(単位:円)

| 小学校(年額) | 区分 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|----------------------------|-----|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 修学旅行費 | | 10,300 | 10,150 | 10,150 | 10,440 | 10,440 |
| 校外活動等 参加費 | 日帰り | 国 775 市 1,000 | 国 775 市 1,000 | 国 775 市 1,000 | 国 775 市 1,030 | 国 775 市 1,030 |
| | 宿泊 | 国 1,735 市 2,200 | 国 1,735 市 2,200 | 国 1,735 市 2,200 | 国 1,785 市 2,265 | 国 1,785 市 2,265 |
| 学用品・通学 用品購入費 | | 5,550 | 5,550 | 5,550 | 5,710 | 5,710 |
| 新入学児童生 徒学用品・通 学用品購入費 | | 9,950 | 9,950 | 9,950 | 10,235 | 10,235 |

(出所:教育部学校教育課提出資料)

図表3-II-1-31 支給単価推移(中学校)

(単位:円)

| 中学校(年額) | 区分 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|----------------------------|-----|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 修学旅行費 | | 27,850 | 27,400 | 27,400 | 28,185 | 28,185 |
| 校外活動等 参加費 | 日帰り | 国 1,090 市 1,350 | 国 1,090 市 1,350 | 国 1,090 市 1,350 | 国 1,120 市 1,390 | 国 1,120 市 1,390 |
| | 宿泊 | 国 2,920 市 2,385 | 国 2,920 市 2,385 | 国 2,920 市 2,385 | 国 3,005 市 2,455 | 国 3,005 市 2,455 |
| 学用品・通学 用品購入費 | | 10,850 | 10,850 | 10,850 | 11,160 | 11,160 |
| 新入学児童生 徒学用品・通 学用品購入費 | | 11,450 | 11,450 | 11,450 | 11,775 | 11,775 |

(出所:教育部学校教育課提出資料)

当該扶助費に関して、要綱等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

II すべての子育て家庭を
支える環境づくり
1 子育て家庭への支援

(エ) スクールバス運營業務

市は、旧4町との合併により、広い面積を有することになったが、近年の少子化の進行等によって、下関市の児童・生徒数は減少の一途をたどり、多くの学校で小規模化や、統廃合が進んでいる。

市は、通学に時間や経費を要する者の負担軽減を図り、公平な教育環境を提供するため、スクールバス運營業務を行っている。対象となるエリアは豊田、豊浦、豊北の3つのエリアで、12路線で運行されている。

スクールバスの導入には初期投資費用、運営費を要するため、当該コストを勘案し運行ルートを定め、スクールバスを利用できないエリアに居住している児童・生徒に対しては、遠距離通学費補助業務により支援を行っている。

当該業務の予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-II-1-32 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|----------------|--------|----------|
| 旅費 | 4 | - |
| 需用費 | 8,508 | 6,507 |
| 役務費 | 874 | 731 |
| 委託料 | 25,327 | 24,480 |
| スクールバス運行業務(豊田) | | (2,556) |
| スクールバス運行業務(豊田) | | (7,080) |
| スクールバス運行業務(豊浦) | | (3,063) |
| スクールバス運行業務(豊北) | | (11,779) |
| 使用料及び賃借料 | 1,688 | 1,481 |
| 備品購入費 | 8,526 | 7,290 |
| 公課費 | 275 | 241 |
| 支出費用合計 | 45,202 | 40,733 |
| 一般財源 | 9,702 | 33,733 |
| 繰入金 | 26,900 | - |
| 市債 | 8,600 | 7,000 |
| 財源合計 | 45,202 | 40,733 |

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:教育部学校教育課提出資料)

市は、3つのエリア、12路線のスクールバスの運行について業務委託を行っており、業務委託の概要は以下のとおりである。

図表3-II-1-33 スクールバス運行業務概要

| | | | |
|----------------|---|--|--------|
| 契約名称 | スクールバス運行委託契約 | | |
| 業務場所 | ①豊田教育支所管内 ②豊田教育支所管内 ③豊浦教育支所管内 ④豊北教育支所管内 | | |
| 契約期間 | 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで | | |
| 契約内容 | 業務場所における小中学校の児童生徒を、登下校及びクラブ活動、校外活動等による移動の際にスクールバスにて送迎する。 また、緊急時にスクールバス運転業務に付随するものに対し、教育委員会が特に必要と認める場合における送迎。 | | |
| 契約相手先 | ①豊田タクシー有限会社 ②～④公益社団法人山口県シルバー人材センター | | |
| 契約の種類 | 随意契約 | | |
| 随意契約理由 | ①地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 生活バスの車両の空き時間を利用して、当該車両をスクールバスとして運行するため、生活バス運行の受託事業者に限定されるため。 ②～④地方自治法施行令第167条の2第1項第3号 各地区のシルバー人材センターにスクールバスの運転経験がある登録者が数名在籍しており、児童生徒との関わりにおいてなるべく同じ運転手が望ましく、過年度における実績もあるため。 | | |
| 平成27年度事業金額(千円) | ① | | 2,556 |
| | ② | | 7,080 |
| | ③ | | 3,063 |
| | ④ | | 11,779 |
| 利用者数(人) | ① | | 17 |
| | ② | | 45 |
| | ③ | | 35 |
| | ④ | | 126 |

(出所:教育部学校教育課提出資料)

エリアごとの1人あたりに要する費用は以下のとおりである。

図表3-II-1-34 エリア別利用者1人当たり単価

(単位:円)

| エリア | 利用者1人当たり単価 |
|-------------------|------------|
| ①豊田教育支所管内(豊田タクシー) | 150,404 |

II すべての子育て家庭を
支える環境づくり
1 子育て家庭への支援

| | |
|-----------------------|---------|
| ②豊田教育支所管内(シルバー人材センター) | 157,334 |
| ③豊浦教育支所管内(シルバー人材センター) | 87,536 |
| ④豊北教育支所管内(シルバー人材センター) | 99,828 |

(出所:教育部学校教育課提出資料)

利用者1人当たり単価に大きな差異が生じている背景として、運行エリアによってはへき地での運行があるため、運行距離が長くなることもあり、また、公共交通機関が運行しておらず、歩道、外灯が十分に整備されていない地域では、距離が短くても徒歩、自転車等で通学するには危険であるため、タクシーによるスクールバス送迎を行っている場合もあるので、1人当たり単価が運行エリアによって乖離している。

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成27年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

(オ) 遠距離通学費補助業務(教育部学校教育課)

当事業における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-II-1-35 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|----------|--------|----------|
| 扶助費 | 11,681 | 10,332 |
| 遠距離通学費扶助 | | (10,332) |
| 支出費用合計 | 11,681 | 10,332 |
| 一般財源 | 11,681 | 10,332 |
| 財源合計 | 11,681 | 10,332 |

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:教育部学校教育課提出資料)

遠距離通学費補助業務の概要は以下のとおりである。

図表3-II-1-36 遠距離通学費補助業務概要

| | |
|---|------------|
| 扶助事業名称 | 遠距離通学費補助業務 |
| 対象者 | |
| 自宅から学校まで通学路による通学距離が、児童(小学生)にあつては片道4km、生徒(中学生)にあつては片道6km以上の者。 ※対象距離は国の定める「義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令」第4条の指標に基づいている。 | |
| 支給開始月 | |
| 市長より認定確認があつた月から支給対象月となり、毎学期末までに保護者指定の銀行口座に振り込みがなされる。 | |

| 支給額 | | |
|---------------------------|------------|------------|
| 校種 | 通学方法 | 交付額 |
| 小学校児童 | 徒歩 | 月額 700 円 |
| | バス(生活福祉バス) | 実費相当額 |
| | 路線バス・電車 | 定期運賃の実費相当額 |
| 中学校生徒 | 徒歩 | 月額 1,300 円 |
| | 自転車 | 月額 2,300 円 |
| | バス(生活福祉バス) | 実費相当額 |
| | 路線バス・電車 | 定期運賃の実費相当額 |
| 所得制限 | | |
| なし | | |
| 関連法規 | | |
| 下関市立小・中学校児童生徒遠距離通学援助費交付要綱 | | |
| 平成 27 年度扶助金額(千円) | | 10,332 |

(出所:こども未来部こども家庭課提出資料)

当制度では、前述の(イ)下関市小・中学校児童生徒就学援助費にみられる所得額による制限は実施していない。これは、市の施策により小・中学校が統廃合されたことにより近距離圏内に小学校・中学校が存在せず、また、スクールバス運営の路線範囲からも離れ、通学に負担を要している状況を勘案しての措置である。

当該扶助費に関して、要綱等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

② 養育に要する費用の負担軽減

(ア) 保育園、幼稚園、認定こども園の保育料の軽減(こども未来部こども育成課)

当事業は、「下関市子どものための教育・保育給付等に関する条例」第7条第1項の規定により定められる保育料額の一部に対し、市が助成費を支給し、第2子を有する世帯にかかる経済的負担を軽減することを目的としている。

平成 25 年に実施された“下関市の子ども・子育ての新しい計画づくりのためのアンケート調査”(ニーズ調査)の結果において、現実の子ども数が、理想の子ども数より少ない理由として、「経済的に厳しいから」との回答が約8割となっている。また、市への充実を望む子育て支援として、「幼稚園や保育園に係る費用負担を軽減してほしい」、「教育費など、子育てにかかる経済的負担を軽減してほしい」との経済的な要望が上位となっている。

子育てに必要な費用を負担に感じる家庭が多くなっており、子育てに係る経済的支援

II すべての子育て家庭を
支える環境づくり
1 子育て家庭への支援

のニーズが高くなっていることから、第2子保育料軽減事業は、多子世帯に係る有効な経済的支援施策として実施したものである。

当該事業の平成 27 年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-II-1-37 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|---------------|--------|----------|
| 扶助費 | 75,714 | 75,714 |
| 第2子保育料軽減事業助成費 | | (75,714) |
| 支出費用合計 | 75,714 | 75,714 |
| 一般財源 | 18,502 | 18,502 |
| 国庫補助金 | 57,212 | 57,212 |
| 財源合計 | 75,714 | 75,714 |

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

第2子保育料軽減事業助成費の概要は以下のとおりである。

図表3-II-1-38 第2子保育料軽減事業概要

| 扶助事業名称 | 第2子保育料軽減事業 | | |
|---|------------|----------|----------|
| 対象者 | | | |
| 第2子とは、生計を一にする世帯に2人以上の扶養児童(当該年度の初日の前日における年齢が20歳に満たない者をいう)のある世帯において、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者をいう。 | | | |
| (1)扶養児童のうち第1子に該当する者が、学校教育法第1条に規定する小学校(同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部を含む)の第1学年から第3学年までの学年に在籍し、又は小学校就学前である子どもであること。 | | | |
| (2)扶養児童のうち第1子に該当する者が、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設への通所、又は児童発達支援、医療型児童発達支援、教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業の利用を行っていない世帯における、第2子に該当する者であること。 | | | |
| (3)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第4項に規定する支給認定子どものうち、同法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分で認定された者であること。 | | | |
| 扶助額 | | | |
| 助成費の額は、第2子の保育料額に、階層区分に応じて定める率を乗じた額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額)とする。 | | | |
| 世帯の階層区分 | | 多子軽減額 | |
| 階層区分 | 定義 | 2号認定(注1) | 3号認定(注2) |

II すべての子育て家庭を支える環境づくり
1 子育て家庭への支援

| | | | | |
|------------------|---------------------------------|----------------|--|--|
| A | 生活保護世帯 | | 小学校3年生までの兄弟がある場合、その兄弟を含めて2番目の子どもについては、保育料の半額の助成となる。 小学校3年生までの兄弟がある場合、その兄弟を含めて2番目の子どもについては、保育料の半額の助成となる。 小学校3年生までの兄弟がある場合、その兄弟を含めて2番目の子どもについては、保育料の1/4の助成となる。 | |
| B | 市民税非課税 | | | |
| C | 市民税所得割非課税(均等割のみ課税) | | | |
| D1・2 | 市 民 税 所 得 割 額 | 48,600 円未満の世帯 | | |
| D3・4 | | 58,800 円未満の世帯 | | |
| D5・6 | | 77,100 円未満の世帯 | | |
| D7 | | 97,000円未満の世帯 | | |
| D8 | | 108,600 円未満の世帯 | | |
| D9 | | 169,000円未満の世帯 | | |
| D10 | | 211,200 円未満の世帯 | | |
| D11 | | 230,100 円未満の世帯 | | |
| D12 | | 301,000円未満の世帯 | | |
| D13 | | 397,000円未満の世帯 | | |
| D14 | | 397,000円以上の世帯 | | |
| 関連法規 | | | | |
| 第2子保育料軽減事業実施要綱 | | | | |
| 平成 27 年度扶助金額(千円) | | | 75,714 | |

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

(注1)満3歳以上の小学校就園前の子どもであって、保育を必要とする子ども

(注2)満3歳未満の保育を必要とする子ども

当該扶助費に関して、要綱等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

(イ) 乳幼児医療費の助成(こども未来部こども家庭課)

乳幼児医療費助成事業は乳幼児の医療費の一部を助成することにより、乳幼児の健全やかな成長と子育てを行う保護者に対し経済的な支援を充実させることを目的としている。当該事業は山口県と共同で行われている。

当該事業の平成 27 年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-II-1-39 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|-----|-------|-------|
| 共済費 | 11 | 10 |
| 賃金 | 756 | 762 |
| 需用費 | 720 | 517 |
| 役務費 | 1,852 | 1,278 |

II すべての子育て家庭を
支える環境づくり
1 子育て家庭への支援

| | | |
|---------------|---------|-----------|
| 委託料 | 21,952 | 18,860 |
| 乳児医療費支払及び審査委託 | | (18,762) |
| その他 | | (97) |
| 扶助費 | 435,538 | 434,222 |
| 乳幼児医療費助成 | | (434,222) |
| 支出費用合計 | 460,829 | 455,651 |
| 一般財源 | 291,435 | 272,965 |
| 県支出金 | 169,394 | 155,680 |
| 諸収入 | - | 27,005 |
| 財源合計 | 460,829 | 455,651 |

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:こども未来部こども家庭課提出資料)

このうち、乳幼児医療費助成事業の概要は以下のとおりである。

図表3-II-1-40 乳幼児医療費助成事業概要

| | |
|---|------------|
| 扶助事業名称 | 乳幼児医療費助成事業 |
| 対象者 | |
| <p>下関市に住民票があり、健康保険制度に加入している義務教育就学前(小学校入学前)までの乳幼児。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する者は、対象から除かれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法による保護を受けている者(生活保護停止中を含む) ・児童福祉法による児童福祉施設に入所している児童で、国又は地方公共団体の負担による医療を受けることができる者 | |
| 扶助額 | |
| 医療費のうち、医療保険適用の自己負担額 | |
| 所得制限 | |
| <p>【3歳未満の乳幼児の場合】</p> <p>所得制限なし。</p> <p>【3歳以上～義務教育就学前(小学校入学前)の乳幼児の場合】</p> <p>乳幼児の父母の市区町村民税所得割額(税額控除前)の合計が136,700円以下の場合、交付対象となる。</p> <p>所得制限額算定式</p> <p style="padding-left: 2em;">:市区町村民税所得割額(税額控除前)-(19,800円×年少扶養の数+7,200円×高校生等の数)</p> | |

| 関連法規 | |
|---------------------|---------|
| 山口県福祉医療費助成事業補助金交付要綱 | |
| 平成 27 年度扶助金額(千円) | 434,222 |

(出所:こども未来部こども家庭課提出資料)

乳幼児医療費の審査支払事務に関する委託契約は、健康保険法第 76 条第5項に基づき契約を締結している。契約の概要は以下のとおりである。

図表3-II-1-41 乳幼児医療費支払及び審査委託概要

| | | |
|----------------|---|--|
| 契約名称 | 乳幼児医療費支払及び審査委託 | |
| 適用対象地域 | 下関市における福祉医療 | |
| 契約期間 | 昭和 49 年4月に契約を締結し、毎年更新されている。 | |
| 契約内容 | 重度心身障害者医療費助成要綱、乳幼児医療費助成要綱及びひとり親家庭等医療費助成要綱に基づく福祉医療費助成制度の実施に係る福祉医療費請求書の審査支払に関する事務 | |
| 契約相手先 | 山口県国民健康保険団体連合会 | |
| 契約の種類 | 健康保険法第 76 条第5項に基づく委託契約 | |
| 平成 27 年度決算(千円) | 18,762 | |

(出所:こども未来部こども家庭課提出資料)

乳幼児医療費助成を受けるためには、交付申請が必要となる。受給資格確定後は、山口県内の医療保険適用診療であれば交付された福祉医療費受給者証と健康保険証の提示により医療を受けることが可能となる(下図表における「現物払」)。

山口県外の医療機関で受診した場合は、いったん自己負担分を支払い、後日医療費の払い戻しを受けることになる(下図表における「償還払」)。

過去5年に亘る乳幼児医療費助成事業の助成額と案件数の推移は以下のとおりであり、少子化の影響により医療費助成額、案件数ともに減少傾向にある。

図表3-II-1-42 乳幼児医療費助成事業の助成額、案件数の推移

(単位:千円、件)

| 区分 | | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|-----|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 現物払 | 医療費 | 441,305 | 434,493 | 425,424 | 423,514 | 420,396 |
| | 件数 | 231,163 | 225,366 | 220,388 | 217,670 | 225,360 |
| 償還払 | 医療費 | 15,577 | 14,318 | 13,228 | 14,486 | 13,825 |
| | 件数 | 3,146 | 3,090 | 2,887 | 2,992 | 3,125 |
| 合計 | 医療費 | 456,882 | 448,812 | 438,653 | 438,001 | 434,222 |
| | 件数 | 234,309 | 228,456 | 223,275 | 220,662 | 228,485 |

(出所:こども未来部こども家庭課提出資料)

当該制度は毎期 6 月から 7 月に更新申請を受け、次期の更新までの受給資格を決定する。そのため、年度内に転出・所得更正等や高額療養費に係る助成等が生じた場合

に過払金が発生する場合があります。

過去3年に亘る過払金の発生額と回収額は以下のとおりである。

図表3-II-1-43 乳幼児医療費助成事業の調定額、
収入済額及び収入未済額の推移

(単位:千円)

| 区分 | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|---------------|-------|----------|----------|----------|
| 返還金 | 調定額 | 946 | 1,741 | 3,611 |
| | 収入済額 | 763 | 1,547 | 3,125 |
| | 収入未済額 | 183 | 193 | 486 |
| 高額療養費等 受入金 | 調定額 | 13,690 | 22,748 | 23,880 |
| | 収入済額 | 13,690 | 22,748 | 23,880 |
| | 収入未済額 | 0 | 0 | 0 |

(出所:こども未来部こども家庭課提出資料)

市は、住民票や所得のデータをシステムに取り込み、住民票の異動リストや所得更正リストを出力することで過払いが発生する対象者の絞り込みを行っている。また、高額療養費に係る助成制度利用者については、レセプトデータを入手し基本データと照合することで支給対象外となる対象者の絞り込みを行っている。抽出した対象者について、支払済み額を確認し過払い額を確定している。過払金の返還がない場合は年に2回督促状を送付しており、過払金の回収が進まない場合は、電話にて催告を行っている。

平成 27 年度末収入未済額は 486 千円と僅少であり適時回収が図られていることが確認できる。

債権は滞納が長期化するにつれ回収が難しくなることから、督促状の郵送後に速やかに納付がなされていない場合には、電話による催告のほか戸別訪問を行うなど、過払金は可及的速やかに回収することが望ましい。

当該委託、扶助額に関して、契約や要綱等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

(ウ) 未熟児養育医療(こども未来部こども家庭課)

赤ちゃんの体の発育や機能が未熟な状態で生まれた場合、正常な状態で生まれた新生児と比べて疾病にもかかりやすく、死亡率も高くなる傾向にある。また、心身の障害を残すことも多いため、生後速やかな入院治療が必要な場合がある。

未熟児養育医療制度は、医療を必要とする未熟児に対して養育に必要な医療の給付を行うことで、乳児の健康管理と健全な育成を図ることを目的としている(母子保健法第 20 条)。

当該事業の平成 27 年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-II-1-44 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|--------------|--------|----------|
| 役務費 | 14 | - |
| 委託料 | 21 | 13 |
| 扶助費 | 20,377 | 30,100 |
| 未熟児養育医療費助成制度 | | (30,100) |
| 支出費用合計 | 20,412 | 30,114 |
| 一般財源 | 4,390 | 1,683 |
| 分担金・負担金 | 2,962 | 2,547 |
| 国庫支出金 | 8,707 | 17,261 |
| 県支出金 | 4,353 | 8,621 |
| 財源合計 | 20,412 | 30,114 |

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:こども未来部こども家庭課提出資料)

市が実施する未熟児養育医療費助成制度の概要は以下のとおりである。

図表3-II-1-45 未熟児養育医療費助成制度概要

| 扶助事業名称 | 未熟児養育医療費助成制度 |
|--|--------------|
| 対象者 | |
| 下関市に居住する次のいずれかの症状に該当する未熟児で、入院して養育を受ける必要があると医師が認めた乳児(満1歳未満) | |
| 1. 出生時の体重が 2,000 グラム以下のもの | |
| 2. 生活力が特に薄弱で、次に掲げるいずれかの症状を示すもの | |
| (1) 一般状態 | |
| ア) 運動不安、けいれんがあるもの | |
| イ) 運動が異常に少ないもの | |
| (2) 体温 | |
| 体温が摂氏 34 度以下 | |
| (3) 呼吸器・循環器系 | |
| ア) 強度のチアノーゼを持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの | |
| イ) 呼吸回数が毎分 50 を超えて増加の傾向にあるか、また毎分 30 以下のもの | |
| (4) 消化器系 | |
| ア) 生後 24 時間以上排便のないもの | |
| イ) 生後 48 時間以上嘔吐が持続しているもの | |
| ウ) 血性吐物、血性便のあるもの | |

| | |
|--|--------|
| (5) 黄疸 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの | |
| 扶助額 | |
| 指定養育医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要した医療費 | |
| 所得制限 | |
| 所得制限規定はなく、所得に応じて徴収額が算定される。 徴収額は未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱 別表1 の徴収基準額表に定めた徴収基準月額により算定した額となる。 ただし、当該児童の措置に要した費用について徴収する額は、市の支弁すべき額又は費用総額から「医療保険各法」及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」による負担額を差し引いた額を超えないものであること。 | |
| 関連法規 | |
| 山口県未熟児養育医療給付費負担金交付要綱 未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱 | |
| 平成 27 年度扶助額(千円) | 30,100 |

(出所:こども未来部こども家庭課提出資料)

未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱 別表1 徴収基準額表

(単位:円)

| 階層 | 世帯の階層の区分 | | 徴収 基準月額 | 徴収基準 加算月額 |
|---------|--|---------------------|------------|--------------|
| A 階層 | 生活保護法による被保護世帯及び、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付受給世帯 | | 0 | 0 |
| B 階層 | A階層を除き当該年度分の市民税非課税世帯 | | 2,600 | 260 |
| C 階層 | A 階層及びD階層を除き当該年度分の市民税の課税世帯であつて、その市民税の額の区分が右の区分に該当する世帯 | 均等割の額のみ(所得割の額のない世帯) | 5,400 | 540 |
| | | 所得割のある世帯 | 7,900 | 790 |

II すべての子育て家庭を
支える環境づくり
1 子育て家庭への支援

| | | 所得税の年額 | | | |
|-------------|---|---------------------|-----|---------|--|
| | | | | | |
| D 階 層 | A 階層を除き前 年分の所得税世 帯であって、その 所得税課税の額 の区分が右の区 分に該当する世 帯 | 15,000 以下 | D1 | 10,800 | 1,080 |
| | | 15,001～ 40,000 | D2 | 16,200 | 1,620 |
| | | 40,001～ 70,000 | D3 | 22,400 | 2,240 |
| | | 70,001～ 183,000 | D4 | 34,800 | 3,480 |
| | | 183,001～ 403,000 | D5 | 49,400 | 4,940 |
| | | 403,001～ 703,000 | D6 | 65,000 | 6,500 |
| | | 703,001～1,078,000 | D7 | 82,400 | 8,240 |
| | | 1,078,001～1,632,000 | D8 | 102,000 | 10,200 |
| | | 1,632,001～2,303,000 | D9 | 123,400 | 12,340 |
| | | 2,303,001～3,117,000 | D10 | 147,000 | 14,700 |
| | | 3,117,001～4,173,000 | D11 | 172,500 | 17,250 |
| | | 4,173,001～5,334,000 | D12 | 199,900 | 19,990 |
| | | 5,334,001～6,674,000 | D13 | 229,400 | 22,940 |
| | | 6,674,001 以上 | D14 | 全額 | 左の徴収基準 月額10% ただしその額が 26,300 円に満 たない場合は 26,300 円 |

(出所:厚生労働省「未熟児養育医療費等国庫負担金について」)

当該扶助費に関して、要綱等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

(エ) 児童手当給付(こども未来部こども家庭課)

児童手当は、子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としている。0歳から中学校卒業までの児童を養育している者に支給される。

支給要件や支給額等は児童手当法第4条、第6条で以下のように定められている。市は法定受託事務として、国に代わり申請の受理、認定及び支給に関する事務手続を行っており、児童手当は 10 月(6月分～9月分)、2月(10 月分～1月分)、6月(2月分～5月分)に支払われている。

国が実施する児童手当制度の概要は以下のとおりである。

図表3-II-1-46 国の児童手当制度概要

| | | | |
|-------------------------|--|--|----------|
| 支給対象者 | ○中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで) | | |
| 受給資格者 | ○監護生計要件を満たす父母等 ○児童が施設に入所している場合は施設の設置者等 | | |
| 手当月額 | ○0～3歳未満 | 一律 15,000 円 | |
| | ○3歳～小学校修了まで | ・第1子、第2子:10,000 円 ・第3子以降:15,000 円 (施設の設置者等を除く) | |
| | ○中学生一律 | 10,000 円 | |
| | ○所得制限以上 | 一律 5,000 円 (当分の間の特例給付) | |
| 所得制限 限度額 (注1)(注2) | 扶養親族等の数 | 所得額 | 収入額(注3) |
| | 0人 | 6,220千円 | 8,333千円 |
| | 1人 | 6,600千円 | 8,756千円 |
| | 2人 | 6,980千円 | 9,178千円 |
| | 3人 | 7,360千円 | 9,600千円 |
| | 4人 | 7,740千円 | 10,021千円 |
| | 5人 | 8,120千円 | 10,421千円 |

(出所:内閣府、厚生労働省「平成27年度における児童手当制度について」)

(注1)所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者についての限度額(所得額ベース)は上記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

(注2)扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。

(注3)収入額は、所得額に給与所得控除額等相当分を加算した額(実際の適用は所得額で行い、収入額は用いない)。

当該事業の平成27年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-II-1-47 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|-----|-------|-------|
| 報酬 | 1,689 | 1,683 |
| 共済費 | 292 | 279 |
| 賃金 | 1,109 | 942 |
| 旅費 | 11 | 3 |
| 需用費 | 970 | 786 |

II すべての子育て家庭を
支える環境づくり
1 子育て家庭への支援

| | | |
|--------------------|-----------|-------------|
| 役務費 | 3,526 | 3,440 |
| 委託料 | 3,302 | 2,115 |
| 児童手当支給電算システム保守業務委託 | | (1,555) |
| その他 | | (559) |
| 使用料及び賃貸料 | 349 | 1 |
| 備品購入費 | 4 | 3 |
| 扶助費 | 4,034,750 | 3,949,480 |
| 児童手当給付 | | (3,949,480) |
| 支出費用合計 | 4,046,002 | 3,958,736 |
| 一般財源 | 624,158 | 609,767 |
| 国庫支出金 | 2,808,222 | 2,748,149 |
| 県支出金 | 613,622 | 600,300 |
| 諸収入 | - | 520 |
| 財源合計 | 4,046,002 | 3,958,736 |

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:こども未来部こども家庭課提出資料)

このうち、児童手当支給電算システム保守業務委託、児童手当給付の概要は以下のとおりである。

a. 児童手当支給電算システム保守業務

図表3-II-1-48 児童手当支給電算システム保守業務概要

| | |
|--------|--|
| 契約名称 | 児童手当支給電算システム保守業務 |
| 業務場所 | 下関市こども未来部こども家庭課 |
| 契約期間 | 平成 27 年4月1日から平成 28 年3月 31 日 |
| 契約相手先 | (株)アイネス |
| 契約内容 | ソフトウェア保守 ①電話等による問い合わせへの対応 ②障害発生時の原因調査と復旧処置作業 ③銀行の統廃合に伴うマスタの変更 ④年度切替作業等の対応 ⑤軽微なシステム修正 ⑥システム運用サポート、管理等の作業 ⑦人事異動等の操作研修作業 |
| 契約の種類 | 随意契約 |
| 随意契約理由 | 地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号 障害発生時の適切かつ迅速な対応、また、システム運用のサポー |

II すべての子育て家庭を
支える環境づくり
1 子育て家庭への支援

| | |
|-----------------|--|
| | トが唯一可能な業者である下関市導入済みの児童手当支給電算システムの開発業者と契約を締結することが適切であるため。 |
| 平成 27 年度契約額(千円) | 1,555 |

(出所:こども未来部こども家庭課)

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成27年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

b. 児童手当給付事業

図表3-II-1-49 児童手当給付事業概要

| | |
|---|-----------|
| 扶助事業名称 | 児童手当給付事業 |
| 対象者 | |
| <p>○受給資格者</p> <p>下関市に住所がある者で、下記の「支給対象児童」を養育する父母等のうち、恒常的に収入の多い方(生計中心者)が受給資格者となる。収入が同等の場合は、税法上の扶養や健康保険の扶養などにより判断される。</p> <p>父母が離婚協議中で別居している場合、住民票上父母が別世帯になっていること及び離婚協議中である旨の証明がなされれば、児童と同居する親が受給資格者になることができる。</p> <p>○支給対象児童</p> <p>中学校修了前まで(15歳到達後最初の3月31日まで)日本国内に居住している児童。海外留学の場合は、条件により支給される場合がある。</p> | |
| 支給開始月 | |
| <p>請求を行った月の翌月分から支給される。</p> <p>月末の出生・転入などで月内に申請することができない場合、出生日・転出予定日の翌日から15日以内に申請すれば、出生日・転出予定日を含む月の翌月から支給となる。</p> | |
| 支給額 | |
| <p>国の児童手当制度(図表3-II-1-46)と同様。</p> | |
| 所得制限 | |
| <p>給与所得者は給与所得控除後の所得額、他の所得者は確定申告書の所得額から、一律控除8万円と下記の所得控除該当額を控除した所得額を、扶養人数に応じた所得制限額と照らし合わせて手当の支給額を判定する。</p> | |
| 扶養親族等の人数 | 所得制限額(円) |
| 0人 | 6,220,000 |
| 1人 | 6,600,000 |

II すべての子育て家庭を
支える環境づくり
1 子育て家庭への支援

| | |
|---|------------------------|
| 2人 | 6,980,000 |
| 3人 | 7,360,000 |
| 4人 | 7,740,000 |
| 5人 | 8,120,000 |
| 6人以上 | 扶養親族等の人数が1人増すごとに38万円加算 |
| <p>・扶養親族等の人数は、前年(1月から5月分の手当の場合は前々年)12月31日時点での税法上の扶養親族等の人数を指す。</p> <p>・対象となる所得額は、請求者本人の前年(1月から5月分の手当の場合は前々年)の所得となる。</p> <p>※老人控除対象配偶者、老人扶養親族1人につき6万円を所得制限額に加算する。</p> <p>※〔所得控除〕雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除、勤労学生控除</p> | |
| 関連法規 | |
| 児童手当法、児童手当法施行規則 | |
| 平成27年度扶助額(千円) | 3,949,480 |

(出所:こども未来部こども家庭課提出資料)

児童手当の請求は、こども家庭課、各総合支所市民生活課、各支所の窓口で行うこととなっており、更新手続として毎年6月1日に現況届により児童手当等を引き続き受ける要件を充足しているかどうかの確認を行っている。現況届が提出されない場合は、6月以降の手当の支給がなされない。

市外への転出や、受給者が公務員になった(公務員の場合は所属庁の負担となるため)、児童を監護しなくなった、又は生計を同じにしなくなった時などは届出が必要となるが、受給者の失念等により届出がなされない場合は、児童手当の過払いが発生することになる。

平成23年度から平成27年度までの過払金の発生金額と回収金額は以下のとおりである。

図表3-II-1-50 過払金 発生金額回収金額推移

(単位:千円、件)

| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 発生金額 | - | 300 | 780 | 830 | 860 |
| 発生件数 | - | 9 | 15 | 5 | 13 |
| 回収金額 | - | 200 | 830 | 830 | 870 |
| 回収件数 | - | 7 | 15 | 5 | 14 |
| 収入未済額 | - | 100 | 50 | 50 | 40 |
| 未收件数 | - | 2 | 2 | 2 | 1 |

(出所:こども未来部こども家庭課提出資料)

市は、平成 19 年度に導入の児童手当システムで住民票や受給者の所得データを取り込み、住民票の異動リストや所得更正リストを出力することで過払いが発生する対象者の絞り込みを行っている。抽出した対象者について、支払済み額を確認し過払い額を確定している。過払金については、納付書を送付し、納期限以降 15 日以内に入金が確認できない場合は、督促状を発送することで回収を行っている。

収入未済額は平成 27 年度末時点で 40 千円と僅少であるが、平成 24 年度に発生した債権であり、対象者とは諸事情により連絡が取れていない状態にある。

債権は滞納が長期化するにつれ回収が難しくなることから、督促状の郵送後に速やかに納付がなされていない場合には、電話による督促や戸別訪問など行い、可及的速やかに回収することが望ましい。

当該扶助費に関して、規程等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】-意見-

児童手当給付申請(認定請求)方法について

市は、児童手当給付申請及び現況届の申請は窓口で行うことを市のホームページ上で広報している。郵送による申請についても受付けてはいるが、積極的な勧奨は行っていない。これは、窓口にて書類の審査を実施する必要があり、審査により記載内容に変更が生じる可能性や、誤りが判明する可能性が多いためであり、また、児童手当給付申請については、出生届等の他の手続と同時に実施するため、郵送などによる手続を勧奨する必要はないとのことである。

近年共稼ぎ世帯が増加している中で、手続を行うため市役所の窓口まで来ることは、市民にとって負担になると考えられる。また、宇部市においては現況届、金融機関変更届、氏名住所変更届については電子申請サービスでの申請が可能となっている。

記載内容や情報に誤りが多く発生する箇所については、記載例等をホームページに掲載するなどの方法で、申請書の不備発生リスクを軽減することが可能であり、郵送や電子申請等による申請が可能となることで窓口混雑も緩和されることになる。

そのため、窓口での申請以外の方法についてもホームページで周知し利便性を高めることを検討していくことが望ましい。

(オ) 児童扶養手当給付(こども未来部こども家庭課)

児童扶養手当は、両親又は父親もしくは母親のどちらかがいない(父又は母が重度障害者の場合も含む)児童が育成される家庭等の生活の安定や自立の促進、児童の健全な成長のために手当を支給する制度で、児童扶養手当を支給することで児童の福祉の増進を図ることを目的としている。

当該事業の平成 27 年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-II-1-51 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|----------|-----------|-------------|
| 報酬 | 1,702 | 1,742 |
| 共済費 | 274 | 273 |
| 賃金 | 807 | 643 |
| 旅費 | 4 | 2 |
| 需用費 | 821 | 526 |
| 役務費 | 1,024 | 971 |
| 委託料 | 1,740 | 391 |
| 使用料及び賃貸料 | 608 | 607 |
| 扶助費 | 1,408,500 | 1,380,787 |
| 児童扶養手当支給 | | (1,380,787) |
| 支出費用合計 | 1,415,480 | 1,385,947 |
| 一般財源 | 945,116 | 924,745 |
| 国庫支出金 | 470,364 | 460,131 |
| 諸収入 | - | 1,070 |
| 財源合計 | 1,415,480 | 1,385,947 |

(出所:こども未来部こども家庭課提出資料)

市が実施している児童扶養手当給付事務の概要は以下のとおりである。

図表3-II-1-52 児童扶養手当給付事務概要

| 扶助事業名称 | 児童扶養手当給付 |
|---|----------|
| 対象者 | |
| <p>次の条件にあてはまる「児童」を監護している母や、条件にあてはまる「児童」を監護し、かつ生計を同じくしている父、又は父母にかわってその児童を養育している者(養育者)が手当を受けることができる。なお、「児童」とは18歳に達する日以後、最初の3月31日(18歳到達の年度の末日)までをいう。また、心身に概ね中度以上の障害(特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害)がある場合は、20歳未満まで手当が受けられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童 2. 父または母が死亡した児童 3. 父または母が重度の障害の状態にある児童 4. 父または母の生死が明らかでない児童 5. 父または母に1年以上遺棄されている児童 6. 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 | |

II すべての子育て家庭を
支える環境づくり
1 子育て家庭への支援

| 7.父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童 8.婚姻によらないで生まれた児童 9.父、母とも不明である児童 | | | |
|---|-------------------------|------------------------|---------------------------|
| 支給開始月 | | | |
| 認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年3回支払月の前月までの分が支払われる。 4月11日(12月から3月分)、8月11日(4月から7月分)、 12月11日(8月から11月分) | | | |
| 支給額 | | | |
| 区分 | 1人 | 2人目の加算額 | 3人目以降の加算額 (1人につき) |
| 全部支給 | 月額 42,330 円 | 月額 10,000 円 | 月額 6,000 円 |
| 一部支給 | 月額 42,320 円 ～9,990 円 | 月額 9,990 円 ～5,000 円 | 月額 5,990 円 ～3,000 円 |
| 手当の受給を開始してから5年経過又は手当の支給要件に該当して7年以上経つ場合に、受給資格者やその子ども等の障害・疾病等により就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲がみられない者については、支給額の2分の1が支給停止となる(受給資格者が養育者の場合、原則児童が8歳未満の場合を除く)。 | | | |
| 所得制限 | | | |
| 扶養親族等の数 | 請求者(本人) | | 扶養義務者、配偶者、孤児等の養育者の所得制限限度額 |
| | 全部支給 | 一部支給 | |
| 0人 | 190,000 円未満 | 1,920,000 円未満 | 2,360,000 円未満 |
| 1人 | 570,000 円未満 | 2,300,000 円未満 | 2,740,000 円未満 |
| 2人 | 950,000 円未満 | 2,680,000 円未満 | 3,120,000 円未満 |
| 3人 | 1,330,000 円未満 | 3,060,000 円未満 | 3,500,000 円未満 |
| 4人 | 1,710,000 円未満 | 3,440,000 円未満 | 3,880,000 円未満 |
| 関連法規 | | | |
| 児童扶養手当法、児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱 | | | |
| 平成 27 年度扶助金額(千円) | | | 1,380,787 |

(出所:こども未来部こども家庭課提出資料)

児童扶養手当の受給資格者(所得制限で全部支給停止の者も含む)は、児童扶養手当現況届に児童扶養手当法施行規則第4条各号に示されている書類を添えて8月1日から8月31日までに提出しなければならない。同書類の提出は、児童扶養手当を引き続き受ける要件の確認及び8月分からの手当の支給額を決定するために提出が義務付け

られており、現況届を提出されない場合、8月分以降の手当の支給が差し止められる。

対象児童に増減があった場合や、国民年金、厚生年金、恩給などの公的年金を受けようになった場合、及び所得の高い扶養義務者と同居する場合等、受給資格に変動が生じた場合は、各種届の提出が必要となる。受給額の更正の結果、児童扶養手当の過払いが発生した場合は、(元)受給者は市に対して返還義務が生じることになる。

平成 23 年度から平成 27 年度までの過払金の発生金額と回収金額は以下のとおりである。

図表3-II-1-53 過払金 発生金額回収金額推移

(単位:千円、件)

| | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 発生金額 | 5,441 | 3,140 | 1,872 | 2,955 | 7,004 |
| 発生件数 | 328 | 225 | 211 | 222 | 199 |
| 回収金額 | 3,428 | 1,981 | 1,124 | 2,501 | 1,070 |
| 回収件数 | 132 | 100 | 105 | 128 | 90 |
| 収入未済額 | 2,013 | 3,172 | 3,921 | 4,374 | 10,308 |
| 未收件数 | 196 | 321 | 427 | 521 | 630 |

(出所:こども未来部こども家庭課提出資料)

市は、平成 19 年度導入の児童扶養手当システムで住民票や受給者の所得のデータを取り込み、住民票の異動リストや所得更正リストを出力することで過払いが発生する対象者の絞り込みを行っている。また、年金受給者については、支払期(4・8・12月)前の日本年金機構への照会及び本人からの申出により確認を行い、婚姻(事実婚など)については、上記の住民票異動リスト及び市民からの通報等により確認を行っている。抽出した対象者について、支払済み額を確認し過払い額を確定している。過払金については、納付書を4月、10月に送付し、入金を確認できない場合は納期翌月に督促状を送付することで回収を行っている。また、年に概ね2回程度催告状を送付している。過払金の回収が進まない相手先に対しては戸別訪問により回収を行っている。

収入未済額は平成 27 年末度時点で 10,308 千円であり、多額の未回収が発生している状態にある。

当該扶助費に関して、規程等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】-意見-

過払金の回収方法について

市では、過払金の回収を促進するため分割納付による回収も認めているが、回収以上に発生が増加しているため収入未済額は増加の傾向にある。債権は滞納が長期化す

るにつれ回収が難しくなることから、収入未済額の回収方法について検討する必要がある。

③ 子育てに関する医療費の負担軽減

(ア) 難病患者在宅ケア推進(こども未来部こども保健課)

難病患者在宅ケア推進は、児童福祉法に基づき、厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する小児慢性特定疾病医療費補助制度の適用を受ける児童等に対して医療費の助成を行う事業である。

当該事業の平成 27 年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-II-1-54 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|------------|--------|----------|
| 報酬 | 2,920 | 2,591 |
| 共済費 | 370 | 361 |
| 報償費 | 42 | - |
| 旅費 | 61 | 5 |
| 需用費 | 156 | 127 |
| 役務費 | 343 | 235 |
| 委託料 | 317 | 257 |
| 使用料及び賃借料 | 345 | 257 |
| 備品購入費 | 22 | 15 |
| 扶助費 | 55,735 | 45,931 |
| 小児慢性特定疾病対策 | | (45,757) |
| その他 | | (174) |
| 支出費用合計 | 60,311 | 49,784 |
| 一般財源 | 30,314 | 20,688 |
| 国庫支出金 | 29,997 | 29,095 |
| 財源合計 | 60,311 | 49,784 |

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:こども未来部こども保健課提出資料)

小児慢性特定疾病対策の概要は以下の通りである。

図表3-II-1-55 小児慢性特定疾病対策概要

| 扶助事業名称 | | 小児慢性特定疾病対策 | | | | | |
|--|-----------------|------------|-------|------------------|------------------------|-------|------------------|
| 対象者 | | | | | | | |
| <p>○対象となる者</p> <p>(1)小児慢性特定疾病にかかっており、厚生労働大臣が定める慢性疾病及び当該疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度であること。</p> <p>小児慢性特定疾病の要件は以下の通り。</p> <p>①慢性に経過する疾病であること</p> <p>②生命を長期的に脅かす疾病であること</p> <p>③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること</p> <p>④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること</p> <p>(2)18歳未満の児童であること。(ただし、18歳到達時点において本制度の対象になっており、かつ18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の者を含む)</p> <p>○対象となる疾病</p> <p>以下の14疾病群に属する704疾病が対象である。</p> <p>悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患</p> | | | | | | | |
| 扶助額 | | | | | | | |
| 下記の表に記載された額を自己負担の上限とし、自己負担額を超える額を助成する。 | | | | | | | |
| 階層区分の基準 | | 自己負担上限額(円) | | | | | |
| | | 原則 | | | 平成26年12月までに 認定を受けた者 | | |
| | | 一般 | 重症 | 人工呼 吸器等 装着 | 一般 | 重症 | 人工呼 吸器等 装着 |
| 生活保護 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 市民税非 課税世帯 | 低所得Ⅰ (～80万円) | 1,250 | 1,250 | 500 | 1,250 | 1,250 | 500 |
| | 低所得Ⅱ (80万円超) | 2,500 | 2,500 | | 2,500 | | |
| 一般所得Ⅰ 市民税 ～7.1万円未満 | | 5,000 | 2,500 | | | 2,500 | |

II すべての子育て家庭を支える環境づくり
2 地域で子育てを支える環境づくり

| | | | | | | |
|-------------------------------------|---------|--------|--------|--------|--|--|
| 一般所得Ⅱ 市民税 7.1万円以上 25.1万円未満 | 10,000 | 5,000 | | 5,000 | | |
| 上位所得 市民税 25.1万円超 | 15,000 | 10,000 | | 10,000 | | |
| 入院時の食事 | 1/2自己負担 | | 自己負担なし | | | |
| 関連法規 | | | | | | |
| 児童福祉法、児童福祉法施行令 | | | | | | |
| 平成 27 年度扶助額(千円) | | | | 45,757 | | |

(出所:こども未来部こども保健課提出資料)

当該扶助費に関して、規程等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

2 地域で子育てを支える環境づくり

当施策目標では、施策展開の方向として「子育て支援拠点施設の充実」「地域の子育て支援団体・支援者の育成及びネットワークの形成」を掲げている。

(1) 子育て支援拠点施設の充実

市は、子育てをする親同士や、子育て家庭と地域の人がつながることができるよう、身近な交流の場づくりを推進しており、平成 27 年度における各施策内容は以下のとおりである。

| 施策 | 内容 | 事業 |
|----------------------|---|--------------------|
| 地域子育て支援拠点事業の充実 | 子育て家庭が相互に交流を行い、子育てについての相談や情報の提供、助言などを行う場の充実を図る。 | 地域子育て支援拠点事業(再掲)(注) |
| ①次世代育成支援拠点施設による子育て支援 | 次代を担う子どもたちを多世代で育むための施設「ふくふくこども館」において、親子が一緒に過ごせる遊び場や交流スペースの提供、子どもの一時預かり、相談など、一体的な子育て支援を行う。 | (ア)ふくふくこども館の運営 |

II すべての子育て家庭を支える環境づくり
2 地域で子育てを支える環境づくり

| 施策 | 内容 | 事業 |
|--------------|---|----------|
| 地域が育つ場づくりの推進 | 地域の人と子どもがふれあう機会を通して、一人ひとりの子育て意識が高まるよう、誰でも参加できる交流の場づくりを推進する。 | 監査対象事業なし |

(注)本設「II すべての子育て家庭を支える環境づくり 1子育て家庭への支援 (1)情報提供体制・相談体制の充実 ① 相談体制の充実 (ア)地域子育て支援拠点事業」と同じ事業であるため、記載は省略している。

① 次世代育成支援拠点施設による子育て支援

(ア) ふくふくこども館の運営(こども未来部こども家庭課)

市は、子育て講座をはじめ、子育て相談、子育てに関する情報提供、子どもに遊びや体験の場を提供するなど、子育て家庭への支援を行うと共に、子どもの健全な発達、育成を図る施設を目指している。また、市民参加による運営、世代交流を通じた子育て支援事業を展開することにより、地域で子どもを育むことを目指し、下関市全体の子育て力向上を図ることをビジョンに掲げ、子育て支援機能を中心とし、世代間交流、市民活動機能を備え、次代を担う子どもたちを多世代で育むための次世代育成支援拠点施設「ふくふくこども館」を、平成 26 年4月にJR下関駅ビル内に設置し、子どもと親と一緒に遊べるプレイランドや、こども一時預かり室、相談室、交流スペースなどを配置している。

当該事業の平成 27 年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-II-2-1 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|----------------------|---------|----------|
| 需用費 | 40 | 1 |
| 役務費 | 26 | 25 |
| 委託料 | 60,441 | 61,140 |
| 次世代育成支援拠点施設管理運営の年度協定 | | (60,156) |
| その他 | | (983) |
| 使用料及び賃貸料 | 24,202 | 24,200 |
| 負担金補助及び交付金 | 35,635 | 35,518 |
| 支出費用合計 | 120,344 | 120,887 |
| 一般財源 | 498 | 109,282 |
| 使用料・手数料 | - | 123 |
| 国庫支出金 | 4,923 | 5,710 |
| 県支出金 | 4,923 | 5,710 |
| 基金繰入金 | 110,000 | - |

II すべての子育て家庭を
支える環境づくり
2 地域で子育てを支える
環境づくり

| | | |
|------|---------|---------|
| 諸収入 | - | 61 |
| 財源合計 | 120,344 | 120,887 |

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:こども未来部こども家庭課提出資料)

市が設置しているふくふくこども館の概要は以下のとおりである。

図表3-II-2-2 ふくふくこども館概要

| 支援施設内容 | (1)プレイランド (2)こども一時預かり室 (3)交流スペース・クリエイティブランド (4)多目的室 (5)相談室 (6)授乳室 (7)屋上広場 | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|--|-------|-------|--|----|---|---|----|---------|-------|-------|----------|---------|-------|-------|
| 事業内容 | (1)親子が気軽に集い、相互に交流する場の提供 (2)親子で遊び、学ぶ場の提供 (3)子育てに関する相談及び支援 (4)子育てに関する講座、研修会などの実施 (5)子育てに関する活動を行う団体等との連携及び調整 (6)子育てに関する情報の収集及び提供 (7)子どもの一時預かり (8)その他、支援施設の設置の目的を達成するために必要な事業 | | | | | | | | | | | | | | |
| 開館時間 | 午前 10 時から午後 6 時まで | | | | | | | | | | | | | | |
| 休館日 | 水曜日(水曜日が祝日の時は翌平日) 12 月 29 日から翌年 1 月 1 日まで | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用料 | ●こども一時預かり室(1人1時間につき) 平日 600 円 土曜、日曜、休日 700 円 ●多目的室(1時間につき) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">全面</th> <th style="text-align: center;">大</th> <th style="text-align: center;">小</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日</td> <td style="text-align: center;">1,000 円</td> <td style="text-align: center;">600 円</td> <td style="text-align: center;">400 円</td> </tr> <tr> <td>土曜、日曜、休日</td> <td style="text-align: center;">1,200 円</td> <td style="text-align: center;">700 円</td> <td style="text-align: center;">500 円</td> </tr> </tbody> </table> 入場料又はそれに類するものを徴収して使用する場合は、上記表で定める使用料に下記率を乗じて得た額を加算する。 入場料等の最高額が 1,000 円以下の場合 50% 入場料等の最高額が 1,000 円を超え 2,000 円以下 80% | | | | 全面 | 大 | 小 | 平日 | 1,000 円 | 600 円 | 400 円 | 土曜、日曜、休日 | 1,200 円 | 700 円 | 500 円 |
| | 全面 | 大 | 小 | | | | | | | | | | | | |
| 平日 | 1,000 円 | 600 円 | 400 円 | | | | | | | | | | | | |
| 土曜、日曜、休日 | 1,200 円 | 700 円 | 500 円 | | | | | | | | | | | | |

II すべての子育て家庭を
支える環境づくり
2 地域で子育てを支える
環境づくり

| | | |
|-------|---|--------------|
| | の場合 入場料等の最高額が 2,000 円を超える場合 営利を目的として使用する場合 | 100% 200% |
| 利用対象者 | <p>●プレイランド</p> <p>(1)18 歳以上の保護者が同伴する6歳以下の未就学者及び当該保護者</p> <p>(2)(1)に掲げる者の家族</p> <p>(3)上記他市長が入場を認めた者</p> <p>●こども一時預かり室</p> <p>生後6月以上6歳以下の未就学者</p> <p>利用は1回につき3時間以内であるが、市長が特に必要があると認めるときは、3時間を超えて使用することができる。</p> | |

(出所: 下関市次世代育成支援拠点施設の設置等に関する条例)

ふくふくこども館は、指定管理者である下関こども未来創造ネットが管理運営を行っている。その概要は以下のとおりである。

図表3-II-2-3 次世代育成支援拠点施設管理運営概要

| 基本協定概要 | |
|-----------|--|
| 指定管理施設名称 | ふくふくこども館 |
| 指定管理期間 | 平成 26 年4月 1 日から平成 29 年3月 31 日まで |
| 指定管理業務の内容 | <p>(1)施設の維持管理に関する業務</p> <p>(2)こども一時預かり室、多目的室及び附属設備の使用許可及び下記行為を行う場合の許可に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をすること ・印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること <p>(3)施設の運営企画に関する業務</p> <p>(4)その他市長が必要と認める業務</p> |
| 指定管理の根拠 | 地方自治法第 244 条の2第3項 |
| 指定管理者 | 下関こども未来創造ネット |
| 年度協定概要 | |
| 年度協定名称 | 下関市次世代育成支援拠点施設の管理運営に関する年度協定 |
| 協定期間 | 平成 27 年4月 1 日から平成 28 年3月 31 日まで |
| 年度協定の目的 | 施設の管理運営に関する業務の内容、目標値及びその実施の対価とする指定管理料を定めること |

II すべての子育て家庭を
支える環境づくり
2 地域で子育てを支える
環境づくり

| | |
|----------------------|---------------|
| 目標値の設定 | 年間利用者数 100 千人 |
| 平成 27 年度指定管理料(千円)(注) | 60,441 |

(注)このうち 1,000 千円は修繕費に対する概算支払額であり、年度末に実績額との差額が返戻される。

平成 27 年度の返戻額は 284 千円であり、実際の指定管理料は 60,156 千円となる。

(出所:こども未来部こども家庭課提出資料)

市は、指定管理者から管理運営業務の実施状況について、事業報告書で報告を受けている。

施設の立地が駅ビル内であり、使用料が一部を除き無料であるため、来場者数は多く、開設初年度は 249 千人、2 年目は 186 千人の入場者数を記録している。2 年目は初年度に比して約 25%減少しているが、年間利用者目標数の 100 千人を超える入場者数となっている。各施設の利用者数は以下のとおりである。

図表3-II-2-4 利用者数推移

(単位:人)

| 場所 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 増減 |
|-------------|----------|----------|---------|
| プレイランド | 165,913 | 137,611 | △28,302 |
| 多目的室 | 10,494 | 11,384 | 890 |
| こども一時預かり室 | 938 | 905 | △33 |
| 交流スペース・屋上広場 | 72,595 | 36,879 | △35,716 |
| 合計 | 249,940 | 186,779 | △63,161 |

(出所:こども未来部こども家庭課提出資料)

こども一時預かり室の利用者数は 33 人減少しているが、一人当たりの利用時間数が伸びているため、総利用時間は 1,708 時間から 1,927 時間へと 219 時間増加している。

その他、相談室における相談件数は以下の表のように増加傾向にあり、ふくふくこども館は次世代育成支援拠点施設として一定の機能を果たしていると言える。

図表3-II-2-5 相談件数推移

(単位:件)

| 相談方法 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 増減 |
|------|----------|----------|-----|
| 巡回 | 503 | 593 | 90 |
| 個別 | 52 | 72 | 20 |
| 電話 | 13 | 26 | 13 |
| メール | 9 | 3 | △6 |
| その他 | 4 | 25 | 21 |
| 合計 | 581 | 719 | 138 |

(出所:こども未来部こども家庭課提出資料)

当該年度協定に関して、協定等の定めに従って手続が実施されているかを確認する

II すべての子育て家庭を支える環境づくり
3 子どもの権利を守るための環境づくり

ため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

(2) 地域の子育て支援団体・支援者の育成及びネットワークの形成

市は、子育てを地域全体で支えるため、子育て支援団体の育成、子育てに関する情報を共有できる仕組みづくりなど地域の関係機関との連携強化を図っており、平成 27 年度における各施策内容は以下のとおりである。

| 施策 | 内容 | 事業 |
|--------------------|---|----------|
| 子育て関係者の連携体制の強化 | 子育てを支援する活動団体と関係機関のネットワークの強化を図る。 | 監査対象事業なし |
| 地域関連団体への支援 | 地域において、子育てを支援する団体や子育てサークル等の活動を支援する。 | 監査対象事業なし |
| 子育て支援者の育成 | 子どもの成長や子育てを応援するため、地域の人の様々な能力を生かし、子育て支援者として育成する。 | 監査対象事業なし |
| 子育てを支援する人材の確保 | 地域において、互いに支えあう子育て支援を推進するため、子育て支援の担い手となる人材を確保する。 | 監査対象事業なし |
| 子育てを地域全体で支援する意識の啓発 | 次世代育成支援対策推進の周知を目的とした行事の開催や啓発紙の配布等を行い、地域全体で子どもを見守り、成長を支援していく意識啓発を図る。 | 監査対象事業なし |

3 子どもの権利を守るための環境づくり

当施策目標では、施策展開の方向として「児童虐待を防止するための対策と相談の充実」、「要保護児童への支援体制の充実」、「地域の関係機関の連携」を掲げている。

(1) 児童虐待を防止するための対策と相談の充実

市は、様々な事業の連携により養育支援が必要な家庭を早期に発見し、支援につなげるなど虐待を未然に防ぐための取組を推進するとともに、子育てに不安や負担感をもつ保護者が、気軽に相談できる相談体制の充実を図っており、平成 27 年度における各施策内容は以下のとおりである。

II すべての子育て家庭を支える環境づくり
3 子どもの権利を守るための環境づくり

| 施策 | 内容 | 事業 |
|--------------|--|----------------------------------|
| ① 相談体制の強化・充実 | 自分の行為を虐待ではないかと悩む親や、虐待を見たり聞いたりした人が早期に相談・通報できる身近な相談体制を整備する。 また、育児の不安や孤立感を抱える家庭、児童の養育上の問題を抱える家庭等への訪問や生活支援の充実を図る。 | (ア)児童虐待相談窓口の強化・充実 養育支援訪問事業(注) |
| 情報の周知 | 児童虐待の防止や早期発見のため、児童虐待に関する情報(どのような行為が虐待であるか、虐待を目撃した場合の対処方法等)の周知を図る。 | 監査対象事業なし |

(注)本節「II すべての子育て家庭を支える環境づくり 1子育て家庭への支援 (1)情報提供体制・相談体制の充実 ① 相談体制の充実 (イ)養育支援訪問事業」と同じ事業であるため、記載は省略している。

① 相談体制の強化・充実

(ア) 児童虐待相談窓口の強化・充実(こども未来部こども保健課)

当事業は、子どもを虐待しているのではないかと感じる保護者や周囲の虐待に気付いた市民が、気軽に相談できる相談窓口を設置する事業である。

当該事業の平成 27 年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-II-3-1 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|----------|-------|---------|
| 報償費 | 180 | 66 |
| 旅費 | 138 | 243 |
| 需用費 | 162 | 129 |
| 役務費 | 42 | 91 |
| 委託料 | 3,312 | 3,145 |
| システム開発委託 | | (2,916) |
| その他 | | (229) |
| 使用料及び賃借料 | 40 | 36 |
| 備品購入費 | 178 | 34 |
| 支出費用合計 | 4,052 | 3,746 |

II すべての子育て家庭を
支える環境づくり
3 子どもの権利を守るた
めの環境づくり

| | | |
|-------|-------|-------|
| 一般財源 | 1,588 | 1,198 |
| 県支出金 | 1,232 | 1,273 |
| 国庫支出金 | 1,232 | 1,273 |
| 財源合計 | 4,052 | 3,746 |

(注) () 書きは内訳数値を示している。

(出所: こども未来部 こども保健課 提出資料)

このうち、システム開発委託の概要は以下のとおりである。

図表3-II-3-2 相談記録システム構築業務概要

| | | |
|-----------------|--|--|
| 契約名称 | 下関市家庭児童相談室 相談記録システム構築業務 | |
| 業務場所 | こども保健課 | |
| 契約期間 | 平成 27 年 10 月 15 日から平成 28 年 3 月 31 日 | |
| 契約内容 | (1) データベースの製作(システム仕様を満たすデータベースを、MS アクセスを用いて製作する) (2) システム構築業務(ネットワーク対応ハードディスクに(1)データベースの製作で開発したデータベースを導入し、平成 28 年 3 月 31 日までにシステムが円滑に稼働できる状態にする) (3) 操作研修業務 | |
| 契約相手先 | 株式会社エイム | |
| 契約の種類 | 随意契約 | |
| 随意契約理由 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 本業の実施には、高度な技術、実績及び業務遂行能力を必要とすることから、競争入札によりもっとも低額な入札額を提示したものと契約することは適さないため。したがって、委託業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、企画提案書及びプレゼンテーションをもって審査を行い、本市の求める仕様に最も適合した委託業者を選定したため。 | |
| 平成 27 年度契約額(千円) | 2,916 | |

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

(2) 要保護児童への支援体制の充実

市は、虐待を受けた子どもの精神的なケアと家庭の養育機能の回復の支援を図っており、平成 27 年度における各施策内容は以下のとおりである。

| 施策 | 内容 | 事業 |
|----------------|---|----------|
| 要保護児童への支援体制の充実 | 虐待を受けた子どもの精神的なケアを行う関係機関と連携を図り適切な対応を行うとともに、家庭の養育機能回復を支援する。 | 監査対象事業なし |
| DVの被害者の子どもへの支援 | DVの被害者の子どもの精神的なケアを図るとともに、家庭の自立を支援する。 | 監査対象事業なし |

(3) 地域の関係機関の連携

市は、行政、児童相談所、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、各種団体など、地域の関係機関が連携し、児童虐待の防止、早期発見・早期対応、保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会のネットワーク機能を強化しており、平成27年度における各施策内容は以下のとおりである。

| 施策 | 内容 | 事業 |
|---------|---|----------|
| 関係機関の連携 | 要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るとともに、市民と情報を共有し、連携を図る。 | 監査対象事業なし |

4 ひとり親家庭への支援

当施策目標では、施策展開の方向として「ひとり親家庭の生活と自立支援」、「相談の充実」を掲げている。

(1) ひとり親家庭の生活と自立支援

市は、経済的支援や就労支援を通じ、生活の安定と自立に向けて支援を行っており、平成27年度の施策内容は以下のとおりである。

| 施策 | 内容 | 事業 |
|-----------|--|---|
| ① 自立支援の充実 | 医療費の助成等の経済的支援を行うとともに、就労に関する情報提供・相談等、自立を支援する取組を推進するとともに、母子生活支援施設の効果的なあり方の検討を行う。 | (ア)ひとり親家庭等医療費の助成 (イ)母子父子寡婦福祉資金の貸付 (ウ)ひとり親家庭等に対する支援の充実 |

① 自立支援の充実

(ア) ひとり親家庭等医療費の助成(こども未来部こども家庭課)

ひとり親家庭等医療費の助成事業はひとり親家庭(母子・父子)等の児童の医療費の

II すべての子育て家庭を
支える環境づくり
4 ひとり親家庭への支援

一部を助成することにより、ひとり親家庭等の児童の健やかな成長と子育てを行う保護者に対し経済的な支援を充実させることを目的としている。当該事業は山口県と共同で行われている。

当該事業の平成 27 年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-II-4-1 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|--------------------|---------|-----------|
| 共済費 | 11 | 10 |
| 賃金 | 756 | 742 |
| 旅費 | 3 | 2 |
| 需用費 | 299 | 212 |
| 役務費 | 621 | 382 |
| 委託料 | 7,938 | 6,661 |
| ひとり親家庭等医療費支払及び審査委託 | | (6,661) |
| 使用料及び賃貸料 | 4 | 3 |
| 扶助費 | 233,100 | 221,351 |
| ひとり親家庭等医療費助成事業 | | (221,351) |
| 支出費用合計 | 242,732 | 229,367 |
| 一般財源 | 152,972 | 135,564 |
| 県支出金 | 89,760 | 78,727 |
| 諸収入 | - | 15,075 |
| 財源合計 | 242,732 | 229,367 |

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:子ども未来部子ども家庭課提出資料)

ひとり親家庭等医療費助成事業の概要は以下のとおりである。

図表3-II-4-2 ひとり親家庭等医療費助成事業概要

| 扶助事業名称 | ひとり親家庭等医療費助成事業 |
|---|----------------|
| 対象者 | |
| 下関市に住民票があり、健康保険制度に加入している者で下記要件を充足する者。 | |
| (1)市民税所得割非課税の者 | |
| 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童を扶養している父・母・養育者と児童 | |
| 年少扶養控除等を廃止した税制改正前の規定によって計算された市民税所得割が非課税となる場合を含む | |
| (2)児童扶養手当受給者と同じ所得水準の世帯の者 | |

| | |
|---|---------|
| 12歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童 (3)上記の所得水準を超える者 6歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童 | |
| 下記要件のいずれかに該当する者は、対象には含まれない。 ・生活保護法による保護を受けている者(生活保護停止中を含む) ・児童福祉法による児童福祉施設に入所している児童で、国又は地方公共団体の負担による医療を受けることができる者 | |
| 扶助額 | |
| 医療費のうち、医療保険適用の自己負担分。 医療保険適用外のもの(入院時の食事代など)は、助成の対象には含まれない。 | |
| 所得制限 | |
| 対象児童の属する世帯のうち、当該児童、その直系血族及びきょうだい(生計中心者に限る)のすべてが市民税所得割非課税である場合に限る。 | |
| 関連法規 | |
| 山口県福祉医療費助成事業補助金交付要綱 | |
| 平成27年度扶助金額(千円) | 221,351 |

(出所:こども未来部こども家庭課提出資料)

ひとり親家庭等医療費の審査支払事務に関する委託契約は、本節「1子育て家庭への支援 (4)経済的負担の軽減 ②養育に要する費用の負担軽減 (イ)乳幼児医療費助成に記載してある乳幼児医療費助成事業と同じ契約であり健康保険法第76条第5項に基づき契約を締結している。

ひとり親家庭等医療費の助成を受けるためには、交付申請が必要となる。受給資格確定後は、山口県内の医療保険適用診療であれば交付された福祉医療費受給者証と健康保険証の提示により医療を受けることが可能となる(下表における「現物払」)。

山口県外の医療機関で受診した場合は、いったん自己負担分を決済し、後日医療費の払い戻し精算を行うことになる(下表における「償還払」)。

過去5年に亘るひとり親家庭等医療費助成事業の助成額と案件数の推移は以下のとおりであり、少子化の影響により医療費助成額、助成件数共に減少傾向にある。

図表3-II-4-3 ひとり親家庭等医療費助成事業の助成額、助成件数の推移

(単位:千円、件)

| 区分 | | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|-----|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 現物払 | 医療費 | 233,220 | 225,931 | 221,136 | 217,745 | 212,989 |
| | 件数 | 82,554 | 80,319 | 77,798 | 77,593 | 74,251 |
| 償還払 | 医療費 | 8,108 | 7,581 | 7,449 | 7,786 | 8,361 |
| | 件数 | 2,876 | 3,021 | 2,046 | 3,287 | 3,496 |

II すべての子育て家庭を
支える環境づくり
4 ひとり親家庭への支援

| | | | | | | |
|----|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 合計 | 医療費 | 241,328 | 233,512 | 228,585 | 225,532 | 221,351 |
| | 件数 | 85,430 | 83,340 | 79,844 | 80,880 | 77,747 |

(出所:こども未来部こども家庭課提出資料)

当制度は毎期7月末に申請交付を受け、1年ごとの更新であるため、年度途中で転出・所得更正等や高額療養費に係る助成、受給者の婚姻(事実婚含む)等が生じた場合に過払金が発生することになる。

過去3年に亘る過払金の発生額と回収額は以下のとおりである。

図表3-II-4-4 ひとり親家庭等医療費助成事業の調定額、
収入済額、収入未済額の推移

(単位:千円)

| 区分 | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|---------------|-------|----------|----------|----------|
| 返還金 | 調定額 | 2,298 | 2,217 | 2,855 |
| | 収入済額 | 696 | 428 | 937 |
| | 収入未済額 | 1,601 | 1,788 | 1,917 |
| 高額療養費等 受入金 | 調定額 | 13,977 | 26,297 | 14,138 |
| | 収入済額 | 13,977 | 26,297 | 14,138 |
| | 収入未済額 | 0 | 0 | 0 |

(出所:こども未来部こども家庭課提出資料)

市は、住民票や所得のデータをシステムに取り込み、住民票の異動リストや所得更正リストを出力することで支給対象外となる対象者の絞り込みを行っている。また、高額療養費に係る助成制度利用者については、レセプトデータを入手し基本データと照合することで支給対象外となる対象者の絞り込みを行い、婚姻による資格喪失の確認については、住民票の更新や変更の届出などの手続の際に受給者の住所を検索し、婚姻の有無について確認を行っている。抽出した対象者について、支払済み額を確認し過払い額を確定している。過払金については、納付書を送付し、入金の確認できない場合は納期翌月に督促状を送付することで回収を行っている。また、入金がない相手先については電話による催告により回収を行っている。

収入未済額は平成 27 年末時点で 1,917 千円となっている。

当該委託、扶助に関して、要綱等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】-意見-

過払金の回収方法について

市では、過払金の回収を促進するため分割納付による回収も認めているが、回収以上に発生が増加しているため収入未済額は増加の傾向にある。債権の滞納は長期化す

II すべての子育て家庭を
支える環境づくり
4 ひとり親家庭への支援

るにつれ回収が難しくなることから、督促状の郵送後に速やかに納付がなされていない場合には、戸別訪問などを行い、可及的速やかに回収することが望ましく、収入未済額の回収方法について検討する必要がある。

(イ) 母子父子寡婦福祉資金の貸付(こども未来部こども家庭課)

母子父子寡婦福祉資金貸付金は、ひとり親家庭の父母等が、就労や児童の就学などで資金が必要となったときに、都道府県、指定都市又は中核市から貸付けを受けられる資金で、ひとり親家庭の父母の経済的自立を支援するとともに生活意欲を促進し、その扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。

当該事業の平成 27 年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-II-4-5 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|--------------|--------|---------|
| 旅費 | 124 | 7 |
| 需用費 | 259 | 85 |
| 役務費 | 627 | 288 |
| 委託料 | 1,932 | 743 |
| 使用料及び賃借料 | 523 | 521 |
| 貸付金 | 28,512 | 9,990 |
| 技能取得 | | (222) |
| 修業 | | (1,340) |
| 生活 | | (800) |
| 転宅 | | (658) |
| 就学支度 | | (6,970) |
| 償還金 | 20,024 | 20,024 |
| 繰出金 | 10,303 | 10,303 |
| 次年度繰越金 | - | 81,072 |
| 支出費用合計 | 62,304 | 123,035 |
| 繰入金 | 3,465 | 1,646 |
| 諸収入(貸付金元利収入) | 32,316 | 38,568 |
| 諸収入(雑入) | - | 6 |
| 前年度繰越金 | 26,523 | 82,814 |
| 財源合計 | 62,304 | 123,035 |

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:こども未来部こども家庭課提出資料)

母子父子寡婦福祉資金貸付事業の概要は以下のとおりである。

II すべての子育て家庭を支える環境づくり
4 ひとり親家庭への支援

図表3-II-4-6 母子父子寡婦福祉資金貸付事業概要

| 貸付種類 | 貸付対象 | 内容 | 貸付限度額 | 貸付期間 | 措置期間 | 償還期間 | 利率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|--|---|---|------------------------------|-------------------------------------|-------------------|------------|---------|---------|------|---------|---------|------------|----------|----------|--------------|----------|----------|--------------|----------|----------|--------|----------|----------|--------------|----------|----------|------------|----------|----------|-------|----------|-------------------------------|------|---------|----------|---|-------------------|-----|
| 事業開始資金 | ①母子家庭の母 ②父子家庭の父 ③母子・父子福祉団体 ④寡婦 | 事業を開始するのに必要な設備費、機械材料等の購入費 母子・父子福祉団体が貸付対象となる場合は、政令で定める事業であることが必要。 | ①②④2,830,000円 ③4,260,000円 | 1年 | 7年以内 | 年1.5%又は無 利率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業継続資金 | ①母子家庭の母 ②父子家庭の父 ③母子・父子福祉団体 ④寡婦 | 現在営んでいる事業を継続するために必要な商品材料の購入費等運転資金 母子・父子福祉団体が貸付対象となる場合は、政令で定める事業であることが必要。 | 1,420,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 修学資金 | ①母子家庭の母が扶養する児童 ②父子家庭の父が扶養する児童 ③父母のいない児童 ④寡婦が扶養する子 | 高等学校、短期大学、高等専門学校又は専修学校、大学で修学するために必要な経費 【例：授業料、書籍代、交通費等】 生活費は含まれない。 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>修学課程</th> <th>自宅から通学 (月額)</th> <th>自宅外から通学 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立高校</td> <td>18,000円</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td>私立高校</td> <td>30,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>専修学校(一般課程)</td> <td>32,000円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>公立短期大学</td> <td>45,000円</td> <td>51,000円</td> </tr> <tr> <td>公立専修学校(専門課程)</td> <td>53,000円</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>私立短期大学</td> <td>53,000円</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>私立専修学校(専門課程)</td> <td>54,000円</td> <td>64,000円</td> </tr> <tr> <td>私立大学</td> <td>54,000円</td> <td>64,000円</td> </tr> </tbody> </table> | 修学課程 | 自宅から通学 (月額) | 自宅外から通学 (月額) | 公立高校 | 18,000円 | 23,000円 | 私立高校 | 30,000円 | 35,000円 | 専修学校(一般課程) | 32,000円 | - | 公立短期大学 | 45,000円 | 51,000円 | 公立専修学校(専門課程) | 53,000円 | 60,000円 | 私立短期大学 | 53,000円 | 60,000円 | 私立専修学校(専門課程) | 54,000円 | 64,000円 | 私立大学 | 54,000円 | 64,000円 | 就学期間中 | 各学校卒業後6月 | 10年以内 ※専修学校(一般課程)については5年以内 | 無利率 | | | | | |
| 修学課程 | 自宅から通学 (月額) | 自宅外から通学 (月額) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公立高校 | 18,000円 | 23,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 私立高校 | 30,000円 | 35,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 専修学校(一般課程) | 32,000円 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公立短期大学 | 45,000円 | 51,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公立専修学校(専門課程) | 53,000円 | 60,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 私立短期大学 | 53,000円 | 60,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 私立専修学校(専門課程) | 54,000円 | 64,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 私立大学 | 54,000円 | 64,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 技能取得資金 | ①母子家庭の母 ②父子家庭の父 ③寡婦 | 自ら事業を開始し、又は就職するために必要な授業料・材料費等(貸付対象者が高等学校に就学する場合を含む) 特別貸付:自動車免許の取得に必要な資金 一括貸付:知識技能の習得等のため各種学校や養成施設等に入学する場合の入学金等、入学に要する費用に必要な資金 | 一括貸付:68,000円(月額) 特別貸付:460,000円 一括貸付:816,000円 一括貸付は最大12月相当額を初年度に貸付けるもの | 知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲 | 知識技能習得後1年 | 10年以内 | 年1.5%又は無利率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 修業資金 | ①母子家庭の母が扶養する児童 ②父子家庭の父が扶養する児童 ③父母のいない児童 ④寡婦が扶養する子 | 事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するための経費 特別貸付:自動車免許の取得に必要な資金 但し、高校3年在学中で就職を希望する児童に限る | ①一般貸付:68,000円(月額) ②特別貸付:460,000円 | 知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲 | 知識技能習得後1年 | 6年以内 | 無利率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 就職支度資金 | ①母子家庭の母又は児童 ②父子家庭の父又は児童 ③父母のいない児童 ④寡婦 | 一般貸付:就職するのに必要な経費 【例:被服、履物等の購入費】 特別貸付:自動車の購入に必要な資金 | ①一般貸付:100,000円 ②特別貸付:320,000円 | | 1年 | 6年以内 | 年1.5%又は無利率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 医療介護資金 | ①母子家庭の母又は児童 ②父子家庭の父又は児童 ③寡婦 | 医療、介護を受けるために必要となる経費 【例:医療保険の自己負担分、病院に要する交通費、医師が必要と認めた按摩・マッサージ等に係る費用等】 当該医療、介護を受ける期間が概ね1年以内の場合に限る。 | ①医療:340,000円 ②介護:500,000円 ③特別貸付:480,000円 特別貸付は、貸付申請者に所得税が課税されていない又は所得税が課税されていても申請時に経済的な事情が所得税非課税の者と同程度と認められる場合に行うもの。 | | 6月 | 5年以内 | 年1.5%又は無利率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生活資金 | ①母子家庭の母 ②父子家庭の父 ③寡婦 | 知識技能を習得している間、医療、介護を受けている間の生活を安定、維持するのに必要な経費 | 103,000円(月額) 技能習得期間中のみ141,000円(月額) 母、父または寡婦が生計の中心でない場合は69,000円(月額) | 医療介護を受けている期間中で1年以内 | 医療介護を受けている期間が満了して6月 | 5年以内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 生活安定貸付 配偶者のいない女子となつて7年未満の母、又は配偶者のいない男子となつて7年未満の父の生活を安定、維持するのに必要な資金 | 103,000円(月額) (合計240万円、2年間を限度) 養育費貸付 生活安定期間中、養育費取得に係る裁判等に要する費用を生活安定貸付一般分の12月相当額を限度に、貸付けることができる。 | 母子家庭又は父子家庭となつて7年以内で総額限度額内の期間 | 貸付期間満了後6月 | 8年以内 | 年1.5%又は無利率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 失業期間中の貸付 離職し、就労の意思及び能力を有するにも関わらず、職に就くことができない状態(失業)にある方の生活を維持するのに必要な経費 | 103,000円(月額) ただし、下記の場合は69,000円(月額) ①母又は父が生計の中心者でない ②現に扶養する子のいない寡婦の場合 ③現に扶養する子の生計を維持していない寡婦の場合 | 離職に係る日の翌日から起算して1年を超えない期間 | 貸付期間終了後(貸付期間中に失業中でなくなった場合、その翌日から)6月 | 5年以内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住宅資金 | ①母子家庭の母 ②父子家庭の父 ③寡婦 | 住宅を建設、購入、補修、保念、改築、又は増築するのに必要な資金 | 1,500,000円 災害により特に必要と認められる場合は2,000,000円 | | 6月 | 6年以内 特別貸付は7年以内 | 年1.5%又は無利率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 転宅資金 | ①母子家庭の母 ②父子家庭の父 ③寡婦 | 住宅を移転するために必要な経費 | 260,000円 | | 6月 | 措置期間経過後3年以内 | 年1.5%又は無利率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 就学支度資金 | ①母子家庭の母が扶養する児童 ②父子家庭の父が扶養する児童 ③父母のいない児童 ④寡婦が扶養する子 | 入学又は就業施設へ入所するために必要な経費 【例:被服、履物等の購入費、入学金等】 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>修学課程</th> <th>自宅から通学 (一時金)</th> <th>自宅外から通学 (一時金)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>39,500円</td> <td>39,500円</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>46,100円</td> <td>46,100円</td> </tr> <tr> <td>公立高校</td> <td>150,000円</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>公立専修学校(高等課程)</td> <td>410,000円</td> <td>420,000円</td> </tr> <tr> <td>私立専修学校(高等課程)</td> <td>410,000円</td> <td>420,000円</td> </tr> <tr> <td>公立短期大学</td> <td>370,000円</td> <td>380,000円</td> </tr> <tr> <td>公立専修学校(専門)</td> <td>580,000円</td> <td>590,000円</td> </tr> <tr> <td>私立専修学校(専門)</td> <td>580,000円</td> <td>590,000円</td> </tr> <tr> <td>私立大学</td> <td>90,000円</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>修業施設</td> <td>90,000円</td> <td>100,000円</td> </tr> </tbody> </table> | 修学課程 | 自宅から通学 (一時金) | 自宅外から通学 (一時金) | 小学校 | 39,500円 | 39,500円 | 中学校 | 46,100円 | 46,100円 | 公立高校 | 150,000円 | 160,000円 | 公立専修学校(高等課程) | 410,000円 | 420,000円 | 私立専修学校(高等課程) | 410,000円 | 420,000円 | 公立短期大学 | 370,000円 | 380,000円 | 公立専修学校(専門) | 580,000円 | 590,000円 | 私立専修学校(専門) | 580,000円 | 590,000円 | 私立大学 | 90,000円 | 100,000円 | 修業施設 | 90,000円 | 100,000円 | 当該学校卒業後6月 ※入学した者が死亡又は修学(知識技能の習得)を辞めた時は死亡又は辞めた後6月 | 就学10年以内 修業5年以内 | 無利率 |
| 修学課程 | 自宅から通学 (一時金) | 自宅外から通学 (一時金) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小学校 | 39,500円 | 39,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中学校 | 46,100円 | 46,100円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公立高校 | 150,000円 | 160,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公立専修学校(高等課程) | 410,000円 | 420,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 私立専修学校(高等課程) | 410,000円 | 420,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公立短期大学 | 370,000円 | 380,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公立専修学校(専門) | 580,000円 | 590,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 私立専修学校(専門) | 580,000円 | 590,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 私立大学 | 90,000円 | 100,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 修業施設 | 90,000円 | 100,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 結婚資金 | ①母子家庭の母が扶養する児童 ②父子家庭の父が扶養する児童 ③寡婦が扶養する児童 | 母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童・寡婦が扶養する子が結婚するために必要な経費 | 300,000円 | | 6月 | 5年以内 | 年1.5%又は無利率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(出所:こども未来部こども家庭課「母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧」)

(関連法規:母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則等)

過去3年に亘り市が実施した母子父子寡婦福祉資金調定額・収入済額・収入未済額は以下のとおりである。

図表3-II-4-7 母子父子寡婦福祉資金調定額・収入済額・収入未済額推移

(単位:千円、%)

| | | 貸付額 | 調定額 | 収入済額 | 収入未済額 | 納期未到来債権額 | 収納率 |
|-------------|-----|--------|---------|--------|--------|----------|------|
| 平成 27 年度 | 現年度 | 9,190 | 35,262 | 31,727 | 3,534 | 112,441 | 90.0 |
| | 過年度 | 800 | 87,803 | 6,840 | 80,962 | | 7.8 |
| | 合計 | 9,990 | 123,065 | 38,568 | 84,497 | | 31.3 |
| 平成 26 年度 | 現年度 | 8,113 | 38,352 | 34,071 | 4,281 | 137,708 | 88.8 |
| | 過年度 | 147 | 88,795 | 5,273 | 83,521 | | 5.9 |
| | 合計 | 8,260 | 127,148 | 39,344 | 87,803 | | 30.9 |
| 平成 25 年度 | 現年度 | 7,946 | 42,814 | 38,355 | 4,458 | 167,793 | 89.6 |
| | 過年度 | 2,088 | 90,489 | 6,152 | 84,336 | | 6.8 |
| | 合計 | 10,034 | 133,303 | 44,508 | 88,795 | | 33.4 |

(注)貸付額の過年度分は、当該年度の前年度までに貸付決定した継続貸付の額である。

(出所:こども未来部こども家庭課提出資料)

市は、償還対象者に対し納付書を送付し、入金を確認できない場合は督促状を送付することで収入未済額の回収を行っている。また、年に概ね 2 回程度催告書を送付している。収入未済額の回収が進まない相手先に対しては、戸別訪問を行い収入未済額の回収を行っている。

債権管理、滞納整理のあり方について現在検討中であり、方針が定まっていないため、債権回収業者を利用して債権の回収を図る等の対策は実施されていない。

収入未済額は平成 27 年度末時点で 84,497 千円であり、多額の未回収金が発生している状況にある。

当該貸付に関して、施行令等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】-意見-

債権管理、滞納整理方法について

市では収入未済額の回収を促進するため分割納付による回収も認めており、収入未済額は減少の傾向にはあるが、平成 27 年度末時点で 84,497 千円と多額である。債権は滞納が長期化するにつれ回収が難しくなることから、督促状の郵送後、速やかに納付がなされていない場合には、電話による督促や戸別訪問など行き、可及的速やかに回収することが望ましい。

母子父子寡婦福祉資金貸付は、ひとり親家庭の父母の経済的自立を支援するとともに生活意欲を促進し、その扶養している児童の福祉を増進することを目的としたものであるため、債権の回収には一定の配慮が必要であると考えますが、当該事業は貸付という方法で行っているため、債権の回収を適正に図らなければならない側面もある。

このことから、本人又は家族の病気や障害など、返済が困難となるやむを得ない事情

がある場合には、償還の猶予や免除等の検討を行い、一方、返済可能な状態にありながら返済しない場合、返済する努力をしようとしめない場合などで、長期間に亘り返済が滞っている債権回収の外部委託等を行うなど、債務者の実情に合わせた債権管理、滞納整理方法について、市として検討する必要がある。

なお、平成 26 年度包括外部監査においても回収状況に関する意見があり、市においても対策を進めている。現在、母子父子寡婦福祉資金貸付業務も含めた児童福祉総合システムの構築を行っており、平成 29 年 4 月から稼動予定で、滞納者データの管理機能を高め、児童手当、児童扶養手当等の業務とも連携可能とする見込みである。

(ウ) ひとり親家庭等に対する支援の充実(こども未来部こども家庭課・こども保健課)

市ではひとり親家庭等に対する主な支援施策として「母子生活支援施設入所措置支援事業」と「母子等福祉援護業務」を行っている。

a. 母子生活支援施設入所措置支援事業

母子生活支援施設とは、児童福祉法(昭和 22 年制定)に定められる施設であり、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設である(児童福祉法第 38 条)。

当初は「母子寮」と称され施設利用者の「保護」を目的としていたが、平成 10 年の児童福祉法改正に伴い「母子生活支援施設」に改称され、目的も「保護するとともに、生活を支援する」に変更されている。

また、平成 16 年の児童福祉法改正に伴い保護対象者の範囲が拡大され「支援施設の利用者」から「支援施設の利用者及び、退所者」に変更となっている。

施設の形態としては、平成 14 年に厚生労働省が示した「母子家庭等自立支援対策大綱」における「母子生活支援施設や住宅など自立に向けた生活の場の整備」のもと、母子生活支援施設は、地域で生活する母子への子育て相談・支援や、保育機能の強化、サテライト型などの機能強化が求められており、様々な施策が進められている。

DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者保護では、平成 16 年に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」において、一時保護施設として母子生活支援施設が位置づけられ、母子生活支援施設が「DV 被害者の保護に加えて生活の基盤づくりを行い、自立支援を行う施設」であることが法律上明文化された。

当該事業の平成 27 年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-II-4-8 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|--------|-------|-------|
| 役務費 | - | 3 |
| 委託料 | 8,683 | 8,310 |
| 支出費用合計 | 8,683 | 8,313 |
| 一般財源 | 4,342 | 3,970 |
| 国庫支出金 | 4,341 | 4,342 |
| 財源合計 | 8,683 | 8,313 |

(出所:こども未来部こども家庭課)

母子生活支援施設入所措置支援事業の概要は以下のとおりである。

○概要

児童福祉法第 38 条の規定に基づく母子生活支援施設を設置し、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする。

○対象者

配偶者に先立たれた、離別されたなどで 18 歳未満の子どもを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性及びその児童。

○利用者数の推移

図表3-II-4-9 利用者数推移

(単位:世帯、人)

| | 入所 | | 退所 | | 年度末入所数 | |
|----------|----|----|----|----|--------|----|
| | 世帯 | 人員 | 世帯 | 人員 | 世帯 | 人員 |
| 平成 25 年度 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 |
| 平成 26 年度 | 1 | 4 | - | - | 2 | 6 |
| 平成 27 年度 | 3 | 9 | - | - | 5 | 15 |

(出所:こども未来部こども保健課提出資料)

平成 27 年度末における入所世帯のうち 1 世帯は生活自立支援目的であり、その他の世帯は DV 被害者保護目的である。近年 DV 被害者保護による案件が増加している。これに関連して市では、平成 27 年度までは DV 被害者保護に関する事業はこども未来部こども保健課が運営し、生活自立支援はこども未来部こども家庭課において運営を行っていたが、利用者の多くが DV 被害者であるため、平成 28 年度からこども未来部こども保健課で管理を行っている。

○入所委託費用(厚生労働省「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金

について」)

入所する施設の月額保護単価×その施設の定員(その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数)

$$\times \text{支弁率} \left[\frac{\text{その支弁義務者の支弁すべきその月初日の措置児童数等又は世帯数}}{\text{その施設その月初日の総措置児童数等又は世帯数}} \right]$$

保護単価:措置児童等の1人当たりの事務費及び事業費の月額、その他の単価であって、市長がその施設、里親及び一時保護所について設定したもの。

○情報の開示

母子生活支援施設の目的は自立支援、DV 被害者保護にあり、施設に関する情報を開示することは利用者保護の観点から適切ではない。そのため、市ではパンフレットやリーフレットを備え置くことはしておらず、ホームページ等での説明は行っていない。

【監査結果】-意見- **情報の開示について**

市の子育てに関連するホームページでは、母子生活支援施設入所措置事業に関する情報の開示は確認できない。実施している制度の内容から積極的に情報を開示することはできないが、制度が存在することや、保護対象となる事象など、概略的事項についての記載は可能と考えられる。

実際、市民部人権・男女共同参画課では、ホームページに DV 被害に関連する情報を示しているため、子育てに関するホームページに同様の情報を掲載する又は、子育てに関連するホームページからもアクセスできるようにすることが必要であると考えられる。

b. 母子等福祉援護事業

国の施策である「母子家庭等対策総合支援事業」では以下の事業を実施しており、各自治体では、各地域のニーズを評価し、各自治体において支援メニューを策定している。

母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供するとともに、養育費の取り決め等についての相談・情報提供、面会交流の支援等を実施する母子家庭等就業・自立支援事業を推進する。

また、本事業のうち在宅就業推進事業においては、自営型の在宅就業を希望するひとり親家庭の親が、業務を行いながら立ち立ちに向けたノウハウを蓄積できるよう、「在宅就業コーディネーター」がサポートを行う。

母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業

・高等職業訓練促進給付金等事業

看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合に、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金を支給すると

もに、養成課程の修了後に修了支援給付金を支給する。

・自立支援教育訓練給付金事業

地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講したひとり親家庭の親に対して、講座修了後に受講料の一部を支給する。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、ひとり親家庭の親が高卒認定試験合格のための講座(通信講座を含む)を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部を支給する。

母子・父子自立支援プログラム策定事業

個々のひとり親家庭の親の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細かな就業支援等を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業を推進する。

ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業

地方自治体の相談窓口に、就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員と連携することで、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的・包括的な支援体制を構築・強化する。

ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等が、自立のための資格取得や疾病などにより一時的に生活援助、保育のサービスが必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において児童の世話などを行う。

ひとり親家庭等生活向上事業

貧困の連鎖を防止するため、ひとり親家庭への学習支援ボランティア事業を充実する(月2回(年24回)→週1回(年52回))。

また、相談支援、生活支援講習会の開催、児童訪問援助員(ホームフレンド)の派遣、ひとり親家庭の情報交換の場の提供などにより、ひとり親家庭等の生活の支援を図る。

市では、国が示す7つの事業のうち、「母子家庭等就業・自立支援事業」と「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業」を行っている。

当該事業の平成27年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-II-4-10 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|-----|-------|-------|
| 報酬 | 3,832 | 3,443 |
| 共済費 | 623 | 573 |

II すべての子育て家庭を
支える環境づくり
4 ひとり親家庭への支援

| | | |
|----------------|--------|----------|
| 旅費 | 21 | - |
| 需用費 | 281 | 138 |
| 委託料 | 1,394 | 558 |
| 使用料及び賃借料 | 8 | - |
| 扶助費 | 64,895 | 54,065 |
| 高等職業訓練促進給付金等事業 | | (54,065) |
| 支出費用合計 | 71,054 | 58,779 |
| 一般財源 | 21,687 | 9,075 |
| 国庫支出金 | 49,367 | 49,704 |
| 財源合計 | 71,054 | 58,779 |

()書きは内訳数値を示している。

(出所:こども未来部こども家庭課提出資料)

○母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援事業として、母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、弁護士等のアドバイスを受け養育費の取り決めなどの専門的な相談を行う「母子家庭等就業・自立支援センター事業」を実施している。

山口県では山口市内に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づいて設置された「山口県母子・父子福祉センター」があり、「山口県母子家庭等就業・自立センター」は同建物内に併設されている。「山口県母子家庭等就業・自立センター」は、県から委託を受けて母子家庭の母等を対象とした様々な支援を行っている。市では、平成27年度は、就業支援講習会等事業として「介護職員初任者研修」の実施委託を行った。

○母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業

市では、国の制度と同様に「高等職業訓練促進給付金等事業」と「自立支援教育訓練給付金事業」の二つを実施しているが、「高等職業訓練促進給付金等事業」の利用が主となっている。

高等職業訓練促進給付金等事業は、ひとり親が求職活動に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格を取得することを推進し、修業中の経済的負担の軽減を図ることでひとり親家庭の自立を図ることを目的としている。当該事業の概要は以下のとおりである。

図表3-II-4-11 高等職業訓練促進給付金等事業概要

| 扶助事業名称 | | 高等職業訓練促進給付金等事業 | |
|---|--------------|----------------|-----------|
| 対象者 | | | |
| <p>養成機関において修業を開始した日以降、また、修了支援給付金の対象者は修業開始日及び当該養成機関のカリキュラムを修了した日において、下記事項のすべてを満たすひとり親</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する者 ・児童扶養手当の支給を受けているもの、又はこれと同様の所得水準にあること ・養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得並びにその資格による自立が見込まれる者 ・就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者 ・原則として、過去に訓練促進給付金又は修了支援給付金を受給していない者。ただし、支給決定を受けた対象資格について、修業期間が翌年度以降に亘る場合は除かれる ・求職者支援制度における職業訓練受講給付金や雇用保険法第24条に定める訓練延長給付等、高等職業訓練促進給付金等事業と趣旨を同じくする給付を受けていない者 ・下関市又は他市の自治体が支給する給付金を受けて修業していたが、地震などの災害等、本人の意思によらない事情により修業を継続することができなくなったため、自立を目指して改めて修業を開始する者 ・生活環境上の大きな変化が生じ、所有する資格に基づく就労で得る収入では自立が困難となったため、現状より収入が多く見込める資格の取得が必要になった者 ・原則として、下記に示す対象資格を有していない者 | | | |
| 対象資格 | | | |
| 看護師 | 介護福祉士 | 保育士 | 理学療法士 |
| 美容師 | 作業療法士 | 理容師 | |
| 支給額 | | | |
| 支給期間 | 支給金額 | | |
| ●訓練促進給付金 | 対象世帯区分 | 月額 | |
| 養成機関において修業する期間の全期間(上限2年) | 市民税 | 100,000円 | 平成24年4月以降 |
| | 非課税世帯 | 141,000円 | 平成24年3月以前 |
| 平成24年3月31日までに修業を開始した者は、修業する全期間 | 市民税 課税世帯 | 70,500円 | |
| ●修了支援給付金 | 対象世帯区分 | 修了後支給額(1回) | |
| 修了日を経過した日以降 | 市民税 非課税世帯 | 50,000円 | |

II すべての子育て家庭を
支える環境づくり
4 ひとり親家庭への支援

| | | | |
|--------------------------|-------------|----------|--|
| | 市民税 課税世帯 | 25,000 円 | |
| 原則として、同一の者に同一の給付金は支給しない。 | | | |
| 所得制限 | | | |
| なし | | | |
| 関連法規 | | | |
| 下関市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱 | | | |
| 平成 27 年度扶助金額(千円) | | 54,065 | |

(出所:こども未来部こども家庭課提出資料)

自立支援教育訓練給付金は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 31 条及び第 31 条の 10 に基づき母子家庭の母及び父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援し、もって、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的としている。当該事業の概要は以下のとおりである。

図表3-II-4-12 自立支援教育訓練給付金概要

| | |
|--|-------------|
| 扶助事業名称 | 自立支援教育訓練給付金 |
| 対象者 | |
| 母子家庭の母又は父子家庭の父であって、以下の要件を全て満たす者 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・申請時において市内に住所を有する者 ・児童扶養手当の支給を受けている者又はこれと同様の所得水準にある者 ・交付を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況、労働市場の状況等から判断して、訓練給付金を受けることが適職に就くために必要であると認められる者 ・原則として、過去に訓練給付金の交付を受けたことがない者 ・下記に示す対象講座の受講開始日現在において、雇用保険法の規定による教育訓練給付の受給資格を有していない者 | |
| 対象講座 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座 ・その他就業に結び付く可能性の高い講座として、市長が下関市の実情に応じてその対象として認める講座 | |
| 支給額 | |
| 対象講座の受講のために支払った費用の 10 分の 2 に相当する額 支給上限額は 100,000 円であり、支給額が 4,000 円を下回るときは支給されない。 | |
| 所得制限 | |
| なし | |
| 関連法規 | |
| 下関市自立支援教育訓練給付金交付要綱 | |

II すべての子育て家庭を支える環境づくり
5 健やかに育つ環境づくり

| | |
|------------------|---|
| 平成 27 年度扶助金額(千円) | - |
|------------------|---|

(出所:こども未来部こども家庭課提出資料)

母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金の受給者は児童扶養手当受給者であることを原則としており、市は児童扶養手当の資格の喪失時に当給付金の資格喪失を確認している。また、高等職業訓練促進給付金受給者は、年に3回定期面談において事実婚や同棲等の状況を確認しており、修業実施状況、資格取得見込などの状況についても確認している。

当該扶助に関して、要綱等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

(2) 相談の充実

市は、母子・父子自立支援員による相談活動を通じ、生活の安定と自立に向けて支援を行っており、平成27年度における施策内容及び関連する事業は以下のとおりである。

| 施策 | 内容 | 事業 |
|-----------|---|------------|
| ① 相談体制の充実 | 母子・父子自立支援員をはじめ、関係機関の相談・支援体制の充実を図る。また、当事者団体の育成や交流の場の確保など気軽に相談できる環境整備を推進する。 | (ア)就労相談の実施 |

① 相談体制の充実

(ア) 就労相談の実施(こども未来部こども家庭課)

市は、子育て講座をはじめ、子育て相談、子育てに関する情報提供、子どもに遊びや体験の場を提供するなど、子育て家庭への支援を行うと共に、子どもの健全な発達、育成を図る施設として「ふくふくこども館」を平成 26 年4月に JR 下関駅ビル内に設置し、子育て育成や子育て親の交流の場を提供している。

当該事業については、本節「2地域で子育てを支える環境づくり (1)子育て支援拠点施設の充実 ①次世代育成支援拠点施設による子育て支援 (ア)ふくふくこども館の運営」において説明を行っている。

5 健やかに育つ環境づくり

当施策目標では、施策展開の方向として「安心して出産できる保健・医療体制の整備」、「健やかに育つための保健・医療体制の整備」、「食育の推進」、「学童期・思春期から成人期に向

けた保健対策の推進」を掲げている。

(1) 安心して出産できる保健・医療体制の整備

市は、子どもを安心して生み育てることができるよう、妊娠・出産期における健康づくり支援や相談体制及び医療体制の充実を図っており、平成27年度における各施策内容は以下のとおりである。

| 施策 | 内容 | 事業 |
|-------------|--|-----------|
| ①相談・指導体制の充実 | 安心して出産するために、気軽に相談できる体制を整備し、妊婦の保健医療に対する適時適切な指導・助言を行う。 | (ア)妊婦健康診査 |
| 周産期医療の充実 | 安全な出産を確保するため、地域の周産期医療施設と連携し、母体・新生児救急医療体制の充実を図る。 | 監査対象事業なし |

① 相談・指導体制の充実

(ア) 妊婦健康診査(こども未来部こども保健課)

妊婦の疾病異常の早期発見及び早期治療を図るため、妊婦の健康診査を医療機関に委託して実施する。

当該事業の平成27年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-II-5-1 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|------------|---------|-----------|
| 共済費 | 9 | 8 |
| 賃金 | 605 | 550 |
| 需用費 | 1,106 | 583 |
| 役務費 | 158 | 124 |
| 委託料 | 189,268 | 175,238 |
| 妊婦健康診査事業 | | (175,062) |
| その他 | | (176) |
| 使用料及び賃借料 | 120 | 11 |
| 負担金補助及び交付金 | 1,577 | 1,710 |
| 扶助費 | 46 | - |
| 支出費用合計 | 192,889 | 178,226 |

II すべての子育て家庭を
支える環境づくり
5 健やかに育つ環境づく
り

| | | |
|------|---------|---------|
| 一般財源 | 192,889 | 178,226 |
| 財源合計 | 192,889 | 178,226 |

()書きは内訳数値を示している。

(出所:こども未来部こども保健課提出資料)

妊婦健康診査事業の概要は以下の通りである。

図表3-II-5-2 妊婦健康診査事業概要

| | | |
|-----------------|---|--|
| 契約名称 | 妊婦健康診査事業 | |
| 業務場所 | 各医療機関 | |
| 契約期間 | 平成 27 年4月 1 日から平成 28 年3月 31 日 | |
| 契約内容 | 実施する健康診査は、妊婦健康診査 | |
| 契約相手先 | 一般社団法人下関市医師会 一般社団法人山口県医師会 公益社団法人福岡県医師会 | |
| 契約の種類 | 随意契約 | |
| 随意契約理由 | 地方自治法施行令第 167 条の2 第1項第2号 ①妊婦の移動等の負担を軽減するとともに、異常時の安全を確保するには、近傍の専門医に受診することが望ましいため。 ②妊娠中は、妊婦の精神的な安定、安心感等に配慮する必要があるため、競争により妊婦が受診すべき医療機関を決定することは、適当ではないため。 ③下関市医師会及び各県医師会のほかには下関市内及び各県内の医療機関の契約を一元化できる機関は存在しないため。 | |
| 平成 27 年度契約額(千円) | 175,062 | |

(出所:こども未来部こども保健課提出資料)

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

(2) 健やかに育つための保健・医療体制の整備

市は、子どもの健康が確保されるよう、乳幼児健康診査等において子どもの健康づくり支援を行うとともに、保護者の育児不安の解消や虐待防止の観点から、情報提供体制、相談体制の充実を図っている。また、子どもが病気やけがの際に安心できる小児医療体制の充実も図っている。

各施策内容及び関連する事業は以下のとおりである。

| 施策 | 内容 | 事業 |
|--------------|---|--------------------------|
| ① 健康診査等の充実 | 乳幼児期の心身の発達異常を早期に発見し、適切な対応を行うため、健康診査の充実を図るとともに、経過観察の必要な乳幼児について保健指導を行う。 | (ア)予防接種の推進 (イ)乳幼児健康診査 |
| 相談・指導体制の充実 | 安心して育児を行うことができるよう、気軽に相談できる体制を充実し、乳幼児の保健医療に対する適時適切な指導・助言を行う。 | 監査対象事業なし |
| 生活習慣病予防対策の推進 | 乳幼児期からの生活習慣病予防に関する知識の普及啓発を図る。 | 監査対象事業なし |
| 小児医療体制の充実 | 休日・夜間の救急医療体制を充実するとともに、小児救急医療体制や適正な受診についての周知を図る。 | 監査対象事業なし |

① 健康診査等の充実

(ア) 予防接種の推進(こども未来部こども保健課)

当事業は、ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎(ポリオ)・麻しん(はしか)・風しん・日本脳炎・結核等の発生及び蔓延を防止するため、主に乳幼児を対象として、定期予防接種を実施する事業である。

当該事業の平成 27 年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-II-5-3 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|-----|---------|---------|
| 報酬 | 2,258 | 2,246 |
| 共済費 | 379 | 369 |
| 賃金 | 605 | 551 |
| 旅費 | 35 | 83 |
| 需用費 | 923 | 731 |
| 役務費 | 253 | 202 |
| 委託料 | 513,164 | 485,706 |

II すべての子育て家庭を
支える環境づくり
5 健やかに育つ環境づく
り

| | | |
|------------|---------|-----------|
| 予防接種業務委託契約 | | (484,896) |
| その他 | | (810) |
| 使用料及び賃借料 | 83 | 66 |
| 支出費用合計 | 517,700 | 489,958 |
| 一般財源 | 517,700 | 489,526 |
| 国庫支出金 | - | 432 |
| 財源合計 | 517,700 | 489,958 |

()書きは内訳数値を示している。

(出所:子ども未来部子ども保健課提出資料)

予防接種業務委託契約の概要は以下の通りである。

図表3-II-5-4 予防接種業務委託契約概要

| | |
|--------|---|
| 契約名称 | 予防接種業務委託契約 |
| 業務場所 | 各医療機関 |
| 契約期間 | 平成 27 年4月 1日から平成 28 年3月 31 日 |
| 契約内容 | 別表に掲げる予防接種を実施する業務 (別表)より抜粋 四種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・急性灰白髄炎) 三種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風) 急性灰白髄炎 二種混合(ジフテリア・破傷風) 麻しん・風しん混合 ほか |
| 契約相手先 | 一般社団法人下関市医師会 一般社団法人山口県医師会 公益社団法人福岡県医師会 等 |
| 契約の種類 | 随意契約 |
| 随意契約理由 | 地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号 ①出来るだけ近隣の医療機関において予防接種を受けられるよう、複数の相手先を選定する必要があり、競争入札に適さないため。 ②下関市医師会及び山口県医師会は、市内及び県内の会員医師及び会員医療機関を統括しており、両機関の他に類似機関がないため。 ③医療法人せんじゅは、所属の医師が下関市医師会及び山口 |

II すべての子育て家庭を
支える環境づくり
5 健やかに育つ環境づくり

| | |
|------------------------|--|
| | <p>県医師会に加入をしていないが、合併前の旧豊北町の時より個別に契約していた経緯があり、地域的に予防接種を実施できる数少ない医療機関の一つであるため。</p> <p>④山口県立総合医療センター及び国立大学法人山口大学は、県立及び国立の医療機関であり、事例の少ない特殊な治療等の必要な市民が入院若しくは通院治療中に本機関で予防接種を行わざるをえない場合もあるため。</p> |
| 平成 27 年度契約額(千円) | 484,896 |

(出所:こども未来部こども保健課提出資料)

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

(イ) 乳幼児健康診査(こども未来部こども保健課)

乳幼児の疾病異常の早期発見及び早期治療を図るため、乳幼児の健康診査を医療機関に委託して実施する。

当該事業の平成 27 年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-II-5-5 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|------------|----------|----------|
| 報酬 | 2,630 | 2,629 |
| 共済費 | 4 | 0 |
| 賃金 | 242 | 277 |
| 報償費 | 4,199 | 4,153 |
| 旅費 | 167 | 164 |
| 需用費 | 1,192 | 701 |
| 役務費 | 515 | 373 |
| 委託料 | 42,048 | 40,054 |
| 乳幼児健康診査事業 | (42,031) | (40,051) |
| その他 | (17) | (2) |
| 使用料及び賃借料 | 39 | 32 |
| 備品購入費 | 306 | 283 |
| 負担金補助及び交付金 | 327 | 234 |
| 支出費用合計 | 51,669 | 48,905 |

II すべての子育て家庭を
支える環境づくり
5 健やかに育つ環境づく
り

| | | |
|------|--------|--------|
| 一般財源 | 51,669 | 48,905 |
| 財源合計 | 51,669 | 48,905 |

()書きは内訳数値を示している。

(出所:こども来部こども保健課提出資料)

乳幼児健康診査事業の概要は以下の通りである。

図表3-II-5-6 乳幼児健康診査事業概要

| | | |
|-----------------|---|--|
| 契約名称 | 乳幼児健康診査事業 | |
| 業務場所 | 各医療機関 | |
| 契約期間 | 平成 27 年4月1日から平成 28 年3月 31 日 | |
| 契約相手先 | 一般社団法人下関市医師会 一般社団法人山口県医師会 公益社団法人福岡県医師会 等 | |
| 契約内容 | 実施する健康診査は、乳児一般健康診査(1箇月児健康診査、3 箇月児健康診査、7箇月児健康診査)、3歳児健康診査及び乳幼 児精密健康診査 | |
| 契約の種類 | 随意契約 | |
| 随意契約理由 | 地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号 ①産婦・乳児の移動等の負担を軽減するとともに、異常時の安全 を確保するには、近傍の専門医に受診することが望ましいため ②産後間もない時期は、産婦の精神的な安定、安心感等に配慮 する必要があり、競争により乳児が受診すべき医療機関を決定す ることは、適当ではないため ③下関市医師会及び各県医師会のほかには下関市内及び各県 内の医療機関の契約を一元化できる機関は存在しないため | |
| 平成 27 年度契約額(千円) | 40,051 | |

(出所:こども未来部こども保健課提出資料)

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

(3) 食育の推進

市は、乳幼児期から望ましい食習慣を身に付け、「食」を通じた健やかな身体と豊かな人間性を育むことができるよう、子どもの成長に応じた食育を推進しており、平成 27 年度における施策内容は以下のとおりである。

| 施策 | 内容 | 事業 |
|---------|--|----------------------------|
| ① 食育の推進 | 下関市の食育推進計画「下関ぶちうま食育プラン」に基づき、子どもたちが「食」を通じて健やかな身体と、豊かな人間性を育むことができるよう学習機会を充実するとともに、地域の関連団体と連携した取組を推進する。 | (ア)保育園、幼稚園、認定こども園における食育の推進 |

① 食育の推進

(ア) 保育園、幼稚園、認定こども園における食育の推進(こども未来部こども育成課)

当事業は、保育園、幼稚園、認定こども園の給食等を通じ、子どもの「食べる力」を豊かに育む支援を行うとともに、保護者の子どもの栄養に関する正しい知識の普及を図ることを目的としている。

当該食育の推進に係る平成 27 年度における予算決算数値は、本章「I 子どもの成長を支える環境づくり1就学前の教育・保育の総合的な提供(1)教育・保育の充実①就学前教育・保育環境の充実(イ)保育環境適正化推進事業」に記載の図表 3-I-1-4 のとおりである。

図表 3-I-1-4 のうち、下関市立保育所及びこども園給食調理業務の概要は以下のとおりである。

図表3-II-5-7 下関市立保育所及びこども園給食調理業務概要

| 契約名称 | 下関市立保育所及びこども園給食調理業務 |
|--|---------------------|
| 契約内容 | |
| 1)総則 | |
| ア 業務場所に掲げる保育園及びこども園における給食の趣旨を十分認識し、園の園児に安全かつ安心で良質な食を提供すること | |
| イ 園内の調理室を使用して調理すること。したがって、園の施設外で調理して搬入する方法は、絶対に認められないものであること | |
| ウ 調理については、原則として市の提案した献立に基づき協議の上で決定した献立を実施するものとし、受託者の都合で変更することは認められないこと。このため、協議の場となる会議等が開かれる場合は、これに出席すること | |
| エ 園児の発達段階や健康状態に応じた幼児食、離乳食、アレルギー対応食等への配慮など、安全面、衛生面、栄養面等での質の確保を図ること | |
| オ 業務に従事する者に対して、あらかじめ衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施し、業務に従事させること、また、業務に従事した後においても、適切に業務が遂行 | |

II すべての子育て家庭を
支える環境づくり
5 健やかに育つ環境づくり

| できているか定期的に確認するとともに、必要な教育又は訓練を継続的に実施すること | | |
|--|--|-------------------------|
| カ 園が実施する食育に積極的に協力すること(例 クッキング保育、給食だよりの作成等) | | |
| 2)調理、3)盛り付け・配膳・下膳・後片付け、4)食材調達等の補助、5)保存食、6)検食、7)展示食、8)残菜等の処理、9)献立の変更、10)施設、設備、食器、器具備品等の使用、11)調理工程、12)必要書類の作成事務、13)安心・安全な給食提供の実施、14)防火管理等の協力 | | |
| 契約1 | | |
| 契約相手先 | (有)シースカイツリー | |
| 業務場所 | C 保育園、D こども園、E 保育園 | |
| 契約期間 | 平成 27 年4月1日から平成 27 年6月 30 日まで | |
| 契約の種類 | 随意契約 | |
| 随意契約理由 | 地方自治法施行令 167 条の2第1項第2号 保育所給食調理業務は「下関市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」第1条第8号に該当し、本来3年の長期継続契約としているが、平成 27 年4月に川棚保育園がこども園へ移行することが決定したため、平成 26 年9月から平成 27 年3月末までの契約としていた。しかし、他の保育園・こども園給食調理業務は、業者選定期間を設けるため7月を長期継続契約委託開始月としており、この契約対象となっている保育園・こども園についても7月を契約開始月としたいため、4月から6月の3箇月間という短い期間については、現在契約している業者に依頼することが望ましいと判断したため。 | |
| 平成 27 年度契約額(千円) | 5,371 千円 | |
| 契約2 | | |
| 契約相手先 | A 社 | |
| 業務場所 | A こども園、B 保育園 | |
| 契約期間 | 平成 25 年7月1日から平成 28 年6月 30 日まで | |
| 契約の種類 | 条件付き一般競争入札 | |
| 予定価格(千円) | 35,766 | |
| 入札金額 (予定価格に 対する割合) | A 社 33,226 千円 92.9% | B 社 37,270 千円 104.2% |
| | C 社 40,068 千円 112.0% | D 社 94,605 千円 264.5% |

II すべての子育て家庭を
支える環境づくり
5 健やかに育つ環境づく
り

| | | |
|-------------------|---|----------|
| 契約額(千円)(注1) | | 33,226 |
| 平成 27 年度分(千円)(注1) | | (11,391) |
| 契約3 | | |
| 契約相手先 | 西日本フードサービス(株) | |
| 業務場所 | C 保育園、D こども園、E 保育園 | |
| 契約期間 | 平成 27 年7月1日から平成 30 年6月 30 日まで | |
| 契約の種類 | 条件付公募型プロポーザル方式による随意契約 | |
| 随意契約理由 | <p>地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号 保育所給食調理業務は、多数園児の日々の給食を提供するという専門性、特殊性を必要とする業務であり、その趣旨を十分認識した上で、安全かつ安心で良質な食を提供する必要がある。また、これまで、条件付き一般競争入札によって選定した過去の業者には、従業員の退職やそれに伴う交替により、給食調理業務経験の浅い人材が配置されることがあり、保育所の給食運営に支障をきたすことがあった。そこで、相手方業者を選定するには、保育所給食への基本理念、食育の取組、衛生管理等給食業務に関する姿勢や実績と共に、職員の雇用体制、人員配置など総合的な評価結果で選定することが適当であり、価格の多寡を基準に業者を選定する競争入札は適さないと判断したため。</p> | |
| 契約額(千円) | | 73,872 |
| 平成 27 年度分(千円) | | (18,468) |
| 契約4 | | |
| 契約相手先 | 西日本フードサービス(株) | |
| 業務場所 | J こども園、K 保育園 | |
| 契約期間 | 平成 27 年7月1日から平成 30 年6月 30 日まで | |
| 契約の種類 | 条件付公募型プロポーザル方式による随意契約 | |
| 随意契約理由 | 契約3における随意契約理由と同様。 | |
| 契約額(千円) | | 42,379 |
| 平成 27 年度分(千円) | | (10,594) |
| 契約5 | | |
| 契約相手先 | 西日本フードサービス(株) | |
| 業務場所 | F 保育園、G 保育園 | |
| 契約期間 | 平成 26 年7月1日から平成 29 年6月 30 日まで | |
| 契約の種類 | 条件付公募型プロポーザル方式による随意契約 | |
| 随意契約理由 | 契約3における随意契約理由と同様。 | |

II すべての子育て家庭を
支える環境づくり
5 健やかに育つ環境づく
り

| | | | |
|--------------------------|-------------------------------|---------------------|---------------------------|
| 契約額(千円) | | 41,223 | |
| 平成 27 年度分(千円) | | (13,740) | |
| 契約6 | | | |
| 契約相手先 | E 社 | | |
| 業務場所 | H 保育園、I 保育園 | | |
| 契約期間 | 平成 25 年7月1日から平成 28 年6月 30 日まで | | |
| 契約の種類 | 条件付一般競争入札 | | |
| 予定価格(千円) | 51,062 | | |
| 入札金額 (予定価格に 対する割合) | E 社 | 43,961 千円 86.1% | F 社 50,413 千円 98.7% |
| | G 社 | 93,754 千円 183.6% | |
| 契約額(千円)(注2) | | 43,961 | |
| 平成 27 年度分(千円)(注2) | | (15,072) | |
| 契約7 | | | |
| 契約相手先 | ウオクニ(株) | | |
| 業務場所 | L 保育園、M 保育園 | | |
| 契約期間 | 平成 26 年7月1日から平成 29 年6月 30 日まで | | |
| 契約の種類 | 条件付公募型プロポーザル方式による随意契約 | | |
| 随意契約理由 | 契約3における随意契約理由と同様。 | | |
| 契約額(千円) | | 41,189 | |
| 平成 27 年度分(千円) | | (13,729) | |
| 契約8 | | | |
| 契約相手先 | ウオクニ(株) | | |
| 業務場所 | N 保育園、O 保育園 | | |
| 契約期間 | 平成 26 年7月1日から平成 29 年6月 30 日まで | | |
| 契約の種類 | 条件付公募型プロポーザル方式による随意契約 | | |
| 随意契約理由 | 契約3における随意契約理由と同様。 | | |
| 契約額(千円) | | 48,833 | |
| 平成 27 年度分(千円) | | (16,277) | |

(注1) ()書きは内訳数値を示している。

(注2)契約額は消費税率5%の税込金額、平成 27 年度分は消費税率8%の税込金額を記載している。

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結

II すべての子育て家庭を
支える環境づくり
5 健やかに育つ環境づく
り

果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】—意見—

1 食当たり単価について

下関市立保育所及びこども園給食調理業務に関しては、複数の業者と委託契約を締結しており、契約の種類も随意契約、条件付公募型プロポーザル方式による随意契約、条件付き一般競争入札と複数の方法で行われている。

当該業務における各保育園又はこども園における給食提供数等は、以下のとおりである。

| 委託先 | 保育所又はこども園 | 提供日数 | 提供給食数 | 契約額 | 1食当たり単価 |
|---------------|-----------------|------|--------|----------|---------|
| A社 | Aこども園・B保育園 | 294 | 28,119 | 11,391千円 | 405円 |
| (有)シースカイツリー | C保育園・Dこども園・E保育園 | 74 | 21,810 | 5,371千円 | 246円 |
| 西日本フードサービス(株) | C保育園・Dこども園・E保育園 | 221 | 66,164 | 18,468千円 | 279円 |
| | F保育園・G保育園 | 294 | 31,606 | 13,740千円 | 435円 |
| | Jこども園・K保育園 | 220 | 35,542 | 10,594千円 | 298円 |
| E社 | H保育園・I保育園 | 295 | 52,052 | 15,072千円 | 290円 |
| ウオクニ(株) | L保育園・M保育園 | 295 | 24,975 | 13,729千円 | 550円 |
| | N保育園・O保育園 | 294 | 49,998 | 16,277千円 | 326円 |

上図表のとおり、1食当たりの単価は246円から550円と様々である。各保育園・こども園における園児の発達段階や健康状態、園児数や職員数による必要食数など、それぞれ条件が異なることから、各園によって1食当たりの単価に一定の幅が生じることは当然のことと認識されるが、各園で提供される給食の安全面、衛生面、栄養面等における質の公平性が担保されているかどうかについては継続的に検討することが望ましい。

(4) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進

市は、十代の自殺防止対策や、性や喫煙・飲酒・薬物に関する正しい知識の普及など、学童期・思春期における心身の健康の向上を図るための取組を推進しており、平成27年度における各施策内容は以下のとおりである。

| 施策 | 内容 | 事業 |
|------------|---|----------|
| 思春期保健体制の充実 | 思春期保健関係機関と連携し、性や生命に関する学習機会の充実や喫煙・薬物に関する正しい知識の普及を図る。 | 監査対象事業なし |

II すべての子育て家庭を支える環境づくり
 5 健やかに育つ環境づくり

| 施策 | 内容 | 事業 |
|------------|--|----------|
| 相談の充実 | 児童・生徒の心のケアや身体の問題に対応する相談体制の充実を図る。 | 監査対象事業なし |
| 十代の自殺防止の推進 | 十代の自殺を防止するため、幅広い関係者が児童生徒の問題行動の未然防止や自殺の兆候の早期発見等に取り組むことや、相談体制の充実を図る。 | 監査対象事業なし |

III みんなが育つ環境づくり

市は、子どもの成長には、愛情があふれるあたたかい家庭とともに、様々なことを学ぶことができる地域の環境が重要であると考えており、また、親や家族、地域も子どもの成長に喜びを感じ、子どもとともに成長することが重要であると考えている。

そのため、次代の下関市を担う子どもたちが生きる力と豊かな心を育み、また、家庭を築き子どもを生み育てることの意義と喜びを理解することができるよう、教育環境の充実を図るとともに、家庭・地域の子育て力を高めるための意識啓発や学習機会の充実を図っている。

施策目標は以下の2点を設定している。

- 子どもたち一人ひとりの生きる力の育成
- 子どもと家庭が地域で学び・育つ環境づくり

1 子どもたち一人ひとりの生きる力の育成

当施策目標では、施策展開の方向として「学校教育の充実」、「子どもの状況に応じたきめ細かな教育の充実」を掲げている。

(1) 学校教育の充実

市は、豊かな心を育むとともに確かな学力と体力を身に付け、子ども一人ひとりが自信と希望をもって自らの将来や社会を力強く切りひらいていけるよう、教育活動の充実を図っており、平成27年度における各施策内容は以下のとおりである。

| 施策 | 内容 | 事業 |
|------------------|--|----------|
| 確かな学力の育成 | 基礎的な知識・技能を確実に身に付け、自ら活用する力などを育成する。 | 監査対象事業なし |
| 情報モラル教育の推進 | 子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校、家庭における情報モラル教育を推進する。 | 監査対象事業なし |
| 豊かな心の育成 | 自他の生命を尊重する心や思いやりの心などを育むとともに、「ふるさと下関」に対する誇りと愛情を育む。 | 監査対象事業なし |
| 健やかな体の育成 | 子どもの健やかな成長を支援するため、体力の向上を図るための取組や健康教育、食育を推進する。 | 監査対象事業なし |
| 心の問題に配慮した教育環境の整備 | 不登校や人間関係の悩み、性の逸脱行為など、児童生徒が直面する心の問題に対応するため、相談体制、個別ニーズへの適正な対応の充実を図る。 | 監査対象事業なし |

III みんなが育つ環境づくり
2 子どもと家庭が地域で
学び・育つ環境づくり

| 施策 | 内容 | 事業 |
|--------------------|--|----------|
| 学校の組織力と教職員の資質向上の推進 | 学校の組織力と教職員一人ひとりの教師力を高めることにより、学校の教育力の向上を図る。 | 監査対象事業なし |

(2) 子どもの状況に応じたきめ細かな教育の充実

市は、発達障害を含む特別な支援を要する子どもが自立し、社会参加に必要な力を培うため、特別支援教育支援員の充実を図っており、平成 27 年度における施策内容は以下のとおりである。

| 施策 | 内容 | 事業 |
|-----------|---|----------|
| 特別支援教育の充実 | 就学支援体制の確立と支援員の資質向上を図るとともに、特別支援教育支援員の配置体制の充実を図る。 | 監査対象事業なし |

2 子どもと家庭が地域で学び・育つ環境づくり

当施策目標では、施策展開の方向として「子どもたちが健全に学び・育つ地域の環境づくり」、「親・家庭の子育て力の向上」、「次代の親の育成」を掲げている。

(1) 子どもたちが健全に学び・育つ地域の環境づくり

市は、学校をはじめ、地域の関係機関の連携の下、いじめ、不登校、非行、ひきこもり等への対応など、子どもが健全に成長することができる環境づくりを推進している。

また、すべての子どもが放課後や休日、夏休み等の長期休暇中に、身近な地域で安全に遊び、学べる居場所づくり、地域の人とともに様々な体験活動を行うことができる機会づくりを推進しており、平成 27 年度における各施策内容は以下のとおりである。

| 施策 | 内容 | 事業 |
|------------------|--|-------------|
| 地域とともにある学校づくりの推進 | 地域、学校、家庭が一体となった協議の充実やコーディネーターの養成、配置の促進など、学校と地域の連携を強化し、学校や地域の課題解決を図る。 | 監査対象事業なし |
| ① 児童・青少年の健全育成の推進 | 児童・青少年が現在の生活を充実して送るとともに、社会的に自立した個人として成長できるよう支援を行う。 | (ア)家庭教育推進事業 |
| 青少年の非行防止対策 | 関係機関、関連団体、地域と密接な連携を図り、児童・青少年の非行防 | 監査対象事業なし |

III みんなが育つ環境づくり
 2 子どもと家庭が地域で
 学び・育つ環境づくり

| 施策 | 内容 | 事業 |
|-----------------------|--|-------------------------|
| の推進 | 止に努める。 | |
| 相談体制の充実 | 児童や青少年、その保護者の不安や悩みに対応する相談体制の充実を図る。 | 監査対象事業なし |
| 有害情報から子どもを守る体制の整備 | 地域の有害環境への対応や、インターネット等メディアによる有害情報対策を推進するため、関係機関の連携を図るとともに、フィルタリング(有害サイトアクセス制限)の利用促進のための情報の周知を図る。 | 監査対象事業なし |
| ②放課後や週末の子どもの居場所づくりの推進 | 放課後子供教室など、すべての子どもを対象として放課後や週末等に、地域の人との協力を得て子どもが自主的に参加し、自由に遊び、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進する。 | (ア)学校・家庭・地域の連携による教育支援活動 |
| 児童館活動等の充実 | 子どもに健全な遊びを提供し、健康を増進し、情操を豊かにするための活動の場や、保護者同士のコミュニケーションの場を提供する。 | 監査対象事業なし |
| 子どもが学ぶ機会の充実 | 子どもの自然や社会に対する意識・関心を高め、また、理解を深めるため、自然や環境、産業など様々な学習や体験活動等の機会の充実を図る。 | 監査対象事業なし |
| 地域の人や異年齢児との交流活動の充実 | 高齢者や異年齢児との交流を通し、周囲との関わり方や社会的経験を学ぶ機会の充実を図る。 | 監査対象事業なし |
| 文化・芸術活動の充実 | 文化・芸術に関する活動及び絵本の読み聞かせや読書を通し、情操豊かな子どもを育成する。 | 監査対象事業なし |

III みんなが育つ環境づくり
 2 子どもと家庭が地域で
 学び・育つ環境づくり

① 児童・青少年の健全育成の推進

(ア) 家庭教育推進事業（教育部生涯学習課）

当事業は、幼児・児童を持つ保護者を対象に、正しい家庭教育のあり方を研修する機会を提供するものである。

当該事業の平成 27 年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-III-2-1 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|--------------|-------|---------|
| 報償費 | 476 | 396 |
| 委託料 | 4,200 | 4,200 |
| 家庭教育推進事業開催委託 | | (4,200) |
| 支出費用合計 | 4,676 | 4,596 |
| 一般財源 | 4,676 | 4,596 |
| 財源合計 | 4,676 | 4,596 |

(注) ()書きは内訳数値を示している

(出所:教育部生涯学習課提示資料)

家庭教育推進事業開催委託の概要はそれぞれ以下のとおりである。

図表3-III-2-2 家庭教育推進事業開催委託概要

| | |
|--------|---|
| 契約名称 | 平成 27 年度家庭教育推進事業開催業務委託 |
| 業務場所 | 下関市立公民館等 |
| 契約期間 | 平成 27 年4月1日から平成 28 年3月 31 日まで |
| 契約内容 | 家庭教育の重要性が増す近年、家庭の教育力を高めるため、親子で学ぶ講座やふれあう場を創出し、家庭教育のあり方を考える機会を提供するために開催する講座、教室、体験学習等の企画及び運営 |
| 契約相手先 | 下関市連合婦人会 下関地区婦人会 |
| 契約の種類 | 随意契約 |
| 随意契約理由 | 地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号 下関市連合婦人は、昭和 21 年に発足し、平成 18 年5月 17 日に旧豊浦郡4町と合併後も旧下関地区において、下関地区婦人会として継続し、発足以来の「地域のネットワークを形成し、家庭や地域の教育力を高める」を重点目標の一つとして活動を行ってきた。近年、少子高齢化などの社会教育構造の変化とともに、家庭教育の重要性が増してきている中、本事業の運営において |

III みんなが育つ環境づくり
 2 子どもと家庭が地域で
 学び・育つ環境づくり

| | |
|-----------------|--|
| | 講座開設・講師の選定及び起用に最も適した団体であり、また、地域・家庭とのネットワーク形成において、同等の能力を有した団体もないことから、競争入札に適さないため。 |
| 平成 27 年度契約額(千円) | 4,200 |

(出所:教育部生涯学習課提示資料)

平成 27 年度家庭教育推進事業開催業務委託は随意契約により行われており、契約等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

② 放課後や週末の子どもの居場所づくりの推進

(ア) 学校・家庭・地域の連携による教育支援活動（教育部生涯学習課）

当事業は、社会全体の教育力の向上を図ることを目的とし、地域の実情に応じて学校・家庭・地域の連携協力のための様々な取組みを有機的に組み合わせる支援を行い、地域住民等の参画による「ふるさと下関協育ネット」及び「放課後子供教室」を実施することにより、充実した教育支援活動を推進するものである。

当該事業の平成 27 年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-III-2-3 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|-------------------------|--------|---------|
| 報償費 | 40 | 15 |
| 旅費 | 91 | 47 |
| 委託料 | 12,241 | 11,583 |
| 放課後子供教室運営委託(吉田放課後子ども教室) | | (1,520) |
| 放課後子供教室運営委託(豊浦地域子ども教室) | | (1,432) |
| その他 | | (8,631) |
| 使用料及び賃借料 | 15 | 5 |
| 備品購入費 | - | 155 |
| 支出費用合計 | 12,387 | 11,806 |
| 一般財源 | 8,258 | 7,872 |
| 国庫支出金 | 4,129 | 3,934 |
| 財源合計 | 12,387 | 11,806 |

(注) ()書きは内訳数値を示している

(出所:教育部生涯学習課提示資料)

このうち、放課後子供教室運営委託(吉田放課後子ども教室)及び放課後子供教室運営委託(豊浦地域子ども教室)の概要はそれぞれ以下のとおりである。

● 放課後子供教室運営委託(吉田放課後子ども教室)

図表3-Ⅲ-2-4 放課後子供教室運営委託(吉田放課後子ども教室)概要

| | | |
|-----------------|--|--|
| 契約名称 | 下関市放課後子供教室運営業務委託 | |
| 業務場所 | 吉田公民館 図書談話室 | |
| 契約期間 | 平成 27 年4月1日から平成 28 年3月 31 日まで | |
| 契約内容 | <p>放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することを目的とし、以下の業務を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教室の企画・立案 ・教室の実施 ・学校関係者、児童クラブ相談員等との連絡調整 ・教室の普及・啓発、広報活動及び事業評価 ・上記に係る事業計画書及び実績報告書の提出 ・上記に定める事項に付随するもの | |
| 契約相手先 | 吉田放課後子ども教室 | |
| 契約の種類 | 随意契約 | |
| 随意契約理由 | <p>地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号 放課後子供教室事業は、放課後や週末等に子ども達の安全・安心な活動拠点を地域の方々の参画を得て定期的・継続的に提供するものであり、当該事業の趣旨と一致し、実施可能である団体が他にないため。</p> | |
| 平成 27 年度契約額(千円) | 1,520 | |

(出所:教育部生涯学習課提示資料)

● 放課後子供教室運営委託(豊浦地域子ども教室)

図表3-Ⅲ-2-5 放課後子供教室運営委託(豊浦地域子ども教室)概要

| | | |
|-------|--|--|
| 契約名称 | 下関市放課後子供教室運営業務委託 | |
| 業務場所 | 室津小学校、誠意小学校、川棚小学校、小串小学校、宇賀小学校の各小学校、公民館等 | |
| 契約期間 | 平成 27 年4月1日から平成 28 年3月 31 日まで | |
| 契約内容 | 図表 3-Ⅲ-2-4 放課後子供教室運営委託(吉田放課後子ども教室)概要における契約内容と同様。 | |
| 契約相手先 | 豊浦地域子ども教室 | |

Ⅲ みんなが育つ環境づくり
 2 子どもと家庭が地域で
 学び・育つ環境づくり

| | | |
|-----------------|--|-------|
| 契約の種類 | 随意契約 | |
| 随意契約理由 | 図表 3-Ⅲ-2-4 放課後子供教室運営委託(吉田放課後子ども教室)概要における随意契約理由と同様。 | |
| 平成 27 年度契約額(千円) | | 1,432 |

(出所:教育部生涯学習課提示資料)

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】-意見-

収支精算書について

業務成果検査を行うに際し、市は委託先より収支精算書の提出を受けている。収支精算書は歳入及び歳出のそれぞれの合計額並びにその内訳を記載した書類であるが、歳入の合計額と歳出の合計額が一致していない収支精算書がある。収支精算書は歳入の合計額と歳出の合計額を一致させることによって、歳入及び歳出の内容を適切に把握するものであるため、業務成果検査を適切に行うためには、歳入の合計額と歳出の合計額を一致させるよう委託先への指導を行う必要があると考えられる。

(2) 親・家庭の子育て力の向上

市は、子どもの成長における家庭の重要性について意識啓発を図るとともに、子育てをする親が自信と責任をもって子育てができるよう、子育てに関わる情報提供や相談、学習機会や親子のふれあいの機会の充実を図っており、平成 27 年度における各施策内容は以下のとおりである。

| 施策 | 内容 | 事業 |
|--------------------------|--|-------------------------------|
| ① 家庭の子育て力向上への支援 | 子どもの成長における家庭での子育ての重要性を理解し、家庭の教育力の向上を図るための学習機会の充実を図る。 | (ア)出生記念樹贈呈 家庭教育推進事業(再掲)(注) |
| 保育園・幼稚園・学校等における子育て家庭への支援 | 保育園・幼稚園・学校などにおいて、家庭教育に関する情報提供や相談の充実を図る。 | 監査対象事業なし |
| 親子がふれあう機会の充実 | 地域において、親子で参加して様々な体験ができる講座や行事を開催する。 | 監査対象事業なし |

III みんなが育つ環境づくり
 2 子どもと家庭が地域で
 学び・育つ環境づくり

| 施策 | 内容 | 事業 |
|-----------------|--|----------|
| あたたかい家庭づくりの意識啓発 | 家族の団らんや、家庭における役割分担・家事分担とともに、家族のきずなの重要性が認識されるよう意識啓発を図る。 | 監査対象事業なし |

(注) 同節「2子どもと家庭が地域で学び・育つ環境づくり (1)子どもたちが健全に学び・育つ地域の環境づくり ①児童・青少年の健全育成の推進 (ア)家庭教育推進事業」と同じ事業であるため、記載は省略している。

① 家庭の子育て力向上への支援

(ア) 出生記念樹贈呈 (都市整備部公園緑地課)

当事業は、出生時に市に住民登録した新生児を対象として、希望者に出生記念樹の苗木を贈呈し、緑化意識の高揚を図るものである。

当該事業の平成27年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-III-2-6 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|-----------------|-------|-------|
| 需用費 | 1,136 | 1,053 |
| 出生記念樹苗木の買入れ(前期) | | (401) |
| 出生記念樹苗木の買入れ(後期) | | (480) |
| その他 | | (172) |
| 役務費 | 47 | 34 |
| 支出費用合計 | 1,183 | 1,088 |
| 一般財源 | 1,183 | 1,088 |
| 財源合計 | 1,183 | 1,088 |

(注) ()書きは内訳数値を示している

(出所:都市整備部公園緑地課提示資料)

このうち、出生記念樹苗木の買入れの前期・後期の概要はそれぞれ以下のとおりである。

● 出生記念樹贈呈(前期)

図表3-III-2-7 出生記念樹苗木の買入れ(前期)概要

| | |
|------|----------------------------|
| 契約名称 | 出生記念樹苗木の買入れ |
| 業務場所 | 納入場所:本庁、各支所及び各総合支所 |
| 契約期間 | 納入期限:平成27年8月31日、平成27年9月4日 |
| 契約内容 | 出生記念樹苗木を納入場所に納入する。 納入条件 |

III みんなが育つ環境づくり
 2 子どもと家庭が地域で
 学び・育つ環境づくり

| | |
|---------------|---|
| | 納入樹木は発育良好のこと 納入樹木は病虫害による被害のないこと 納入樹木は移植品又は、完全な根をした細根の多い栽培品であること 納入樹木はポットの状態で納入すること |
| 契約相手先 | (株)グリーンセンター日進 |
| 契約の種類 | 随意契約 |
| 随意契約理由 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 下関市契約規則第19条の表第2号 財産の買入に係る売買予定価格が80万円を超えないものであるため。 |
| 平成27年度契約額(千円) | 401 |

(出所:都市整備部公園緑地課提示資料)

● 出生記念樹贈呈(後期)

図表3-III-2-8 出生記念樹苗木の買入れ(後期)概要

| | |
|---------------|--|
| 契約名称 | 出生記念樹苗木の買入れ |
| 業務場所 | 納入場所:本庁、各支所及び各総合支所 |
| 契約期間 | 納入期限:平成28年3月7日、平成28年3月11日 |
| 契約内容 | 図表 3-III-2-7 出生記念樹苗木の買入れ(前期)概要における契約内容と同様。 |
| 契約相手先 | 山口県酪農農業協同組合 |
| 契約の種類 | 随意契約 |
| 随意契約理由 | 図表 3-III-2-7 出生記念樹苗木の買入れ(前期)概要における随意契約理由と同様。 |
| 平成27年度契約額(千円) | 480 |

当該苗木の買入れに関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成27年度の支出からサンプルで関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

(3) 次代の親の育成

市は、次代の親となる子どもが、結婚や、男女が協力して家庭を築くことや、子どもを生み育てることの意義、子どもや家庭の大切さについて理解することができるよう、意識啓発を図るとともに、乳幼児とふれあう機会の充実を図っており、平成27年度における各施策内容は以下のとおりである。

III みんなが育つ環境づくり
 2 子どもと家庭が地域で
 学び・育つ環境づくり

| 施策 | 内容 | 事業 |
|--------------------|--|----------|
| 次代の親の育成 | 思春期の児童・生徒が、結婚や子どもを生き育てることの意義や家庭の重要性を学ぶ機会、乳幼児とふれあう機会の充実を図る。 | 監査対象事業なし |
| 思春期における男女共同参画意識の啓発 | 男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さについて意識啓発を図る。 | 監査対象事業なし |

IV 子育てと仕事の両立を応援する環境づくり

市は、男女ともに仕事と生活をバランスよく両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現を社会全体の運動として推進していく必要があり、働きながら子育てをする家庭を支援するため、多様な保育サービスの充実を図るとともに、子育て家庭に配慮した職場環境整備を促進するための事業所への働きかけ、ワーク・ライフ・バランスの意義や働き方の見直しについての個人、事業主、地域への周知を図っている。

施策目標は以下の2点を設定している。

- 保育サービス等の充実
- 仕事と生活の調和の実現

1 保育サービス等の充実

当施策目標では、施策展開の方向として「多様な保育サービスの充実」「放課後児童クラブの充実」を掲げている。

(1) 多様な保育サービスの充実

市は、就学前の保育の量的拡充を図るとともに、保護者の多様な就労形態に対応し、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、幼稚園における一時預かりなど、多様な保育サービスの充実を図っており、平成27年度における各施策内容は以下のとおりである。

| 施策 | 内容 | 事業 |
|--------------------|---|-----------|
| 教育・保育の提供体制の充実(再掲) | 施設型給付により、保育園、幼稚園、認定こども園の充実を図る。 また、地域型保育事業の導入を図る。 | 監査対象事業なし |
| ① 多様な保育サービスの充実(再掲) | 延長保育や休日保育、病児・病後児保育等の多様な保育サービスや幼稚園における一時預かりの充実を図る。 | (ア)病児保育事業 |

① 多様な保育サービスの充実(再掲)

(ア) 病児保育事業(こども未来部こども家庭課)

児童が病気の場合、他の子どもへの感染、波及などが懸念され一般の保育園・幼稚園では一時預かりを断られる場合がある。病児保育事業とは、児童が病気であり、集団保育の困難な期間、その児童に対し一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的としている。

当該事業の平成27年度における予算決算数値は以下のとおりである。

IV 子育てと仕事の両立を
 応援する環境づくり
 1 保育サービス等の充実

図表3-IV-1-1 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|----------|--------|----------|
| 需用費 | 50 | 52 |
| 役務費 | 24 | 14 |
| 委託料 | 48,562 | 46,188 |
| 病児保育事業委託 | | (46,188) |
| 支出費用合計 | 48,636 | 46,254 |
| 一般財源 | 16,262 | 15,544 |
| 国庫支出金 | 16,187 | 15,355 |
| 県支出金 | 16,187 | 15,355 |
| 財源合計 | 48,636 | 46,254 |

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:こども未来部こども家庭課提出資料)

市の病児保育事業の概要は以下のとおりである。

図表3-IV-1-2 病児保育事業概要

| | |
|------|---|
| 事業名 | 病児保育事業(病児・病後児型) |
| 保育時間 | 月曜日～金曜日 8時～18時 土曜日 8時～14時 日・祝日・盆・年末年始は除き、連続利用は原則として7日以内 |
| 対象者 | (1)当面症状の急変は認められないが、市長が指定する病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により家庭で保育を行うことが困難な乳児・幼児又は小学校に就学している児童 (2)市長が指定する病気の回復期であり、集団保育が困難でかつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により家庭で保育を行うことが困難な乳児・幼児又は小学校に就学している児童 |
| 利用料 | 児童1人1日 2,000円 (ただし生活保護世帯及び市民税非課税世帯は1,000円) その他食事・おやつ等は実費負担となる。 |

(出所:こども未来部こども家庭課ホームページ)

病児・病後児保育実施施設は、平成 27 年4月1日時点で4施設あり、委託により事業を実施している。

病児保育事業の内容は以下のとおりである。

図表3-IV-1-3 病児保育事業概要

| | | |
|--------|--|-----------------------|
| 契約名称 | 病児保育事業委託 | |
| 業務場所 | ①病児保育室ここいえ ③おひさまキッズハウス | ②すこやかルーム ④わかば病児保育所 |
| 契約期間 | 平成 27 年4月1日から平成 28 年3月 31 日まで | |
| 契約内容 | 児童が病中・病後にあり、保護者が勤務等のやむを得ない理由で家庭保育ができない場合、原則7日間を限度に施設で預かる事業 | |
| 契約相手先 | ①かねはら小児科 ③青葉こどもクリニック | ②うめだ小児科 ④昭和病院 |
| 契約の種類 | 随意契約 | |
| 随意契約理由 | 地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号 あらかじめ市長が指定した施設においてのみ実施できる事業であり、競争入札に適さないため。 | |
| 事業金額 | 平成 27 年度決算 | |
| 金額(千円) | かねはら小児科 | 18,769 |
| | うめだ小児科 | 8,557 |
| | 青葉こどもクリニック | 10,359 |
| | 昭和病院 | 8,503 |

(出所:こども未来部こども家庭課提出資料)

病児・病後児保育施設の運営は利益が出にくく、また、小児科自体の数も少ないため、市における設置場所はすべてある程度の利用者が見込める旧市内に位置している。

病児・病後児保育は通常の保育と異なり、季節により一時的に利用者数が増加し、また、突発的に病児保育が必要となる場合がある。各施設における利用実績及び1日当たりの利用人数は以下のとおりである。定員数に対する利用者数割合は概ね年々増加し、病児保育室ここいえが 80.7%(平成 27 年度)と一番高い状況にある。

図表3-IV-1-4 病児保育利用実績推移

(単位:人、人/日)

| 年度 | 区分 | ①ここいえ | ②すこやか | ③おひさま | ④わかば |
|----------|-----------|-------|-------|-------|------|
| | | 定員数 | 8 | 4 | 8 |
| 平成 25 年度 | 延利用人数 | 1,284 | 224 | 843 | 420 |
| | 1日当たり利用人数 | 4.3 | 0.7 | 2.8 | 1.4 |

| | | | | | |
|----------|-----------|-------|-----|-----|-----|
| 平成 26 年度 | 延利用人数 | 1,467 | 343 | 736 | 388 |
| | 1日当たり利用人数 | 4.9 | 1.1 | 2.5 | 1.3 |
| 平成 27 年度 | 延利用人数 | 1,932 | 387 | 836 | 362 |
| | 1日当たり利用人数 | 6.4 | 1.3 | 2.8 | 1.2 |

(注)年間の平均利用可能日数を 300 日と想定して算定している。

(出所:こども未来部こども家庭課提出資料)

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】-意見-

病児・病後児保育方法のありかたについて

就労環境の変化により共稼ぎ世帯が増加し、また、核家族で構成されるため祖父、祖母に児童を預けることが難しい場合もあり、病児・病後児保育施設のニーズが年々高まっている。

市では、平成 31 年度までに新たに 1 箇所の病児・病後児保育施設を開設できるように、医療機関等に働きかけを行うことを「For Kids」プラン 2015」において示している。

施設を新たに設け利用者の利便性を高めることも有用であるが、他の市が実施している事業として、ベビーシッター等の派遣を利用した保護者に対して利用料の一部を助成する「訪問型病児・病後児保育利用助成制度」(埼玉県川口市)、保育士または看護師の資格を有する保育者が病児・病後児童がいる家庭に訪問し保育を行う「訪問型病児保育モデル事業」(大阪市の一部地域)、及び賛助会員同士で援助活動を行う「こども緊急サポートネットワーク」(札幌市)などがあり、施設型以外の方法で病児・病後児保育を検討することも必要であると考えます。

市では「ファミリーサポートセンター事業」が運用されており、登録している会員間で相互援助が行なわれているが、病児保育は実施されていない。これは、病児保育には医療や保育の専門的知識が必要となり、現行の会員はボランティア会員であり、医療や保育の専門的知識を有していないことにある。

札幌市で実施されている「こども緊急サポートネットワーク」では、提供会員は登録後に研修を受講する必要があるが、保育士資格などの条件はない。

対象となる病児・病後児の範囲は制限されると思われるが、就労している父母の緊急サポート事業として機能することは有用であり、試験的に運用するなど、今後の病児・病後児保育の方針を策定する上で検討することが望ましい。

(2) 放課後児童クラブの充実(再掲)

市は、児童健全育成の場として放課後児童クラブの質及び量的な拡充を図るとともに、放

IV 子育てと仕事の両立を
 応援する環境づくり
 2 仕事と生活の調和の実現

課後子ども総合プランに基づき、放課後子供教室など地域の子育て支援活動と連携し、多様なニーズに対応したサービスの充実を図っており、平成 27 年度における各施策内容は以下のとおりである。

| 施策 | 内容 | 事業 |
|-----------------|--|------------------------------|
| 放課後児童クラブの充実(再掲) | 放課後における小学校児童の健全育成を図るため、高学年の利用ニーズを含めた地域の需要を考慮しながら量的な拡充に努めるとともに、施設環境の整備など管理運営の充実を図る。 | 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)(再掲)(注) |
| 指導内容の充実(再掲) | 指導内容を充実するとともに、研修の実施等により指導員の資質向上を図る。 | 監査対象事業なし |

(注)「Ⅱ すべての子育て家庭を支える環境づくり 1 子育て家庭への支援 (3)放課後児童クラブの充実 ①放課後児童クラブ充実 (ア)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)」と同じ事業であるため、記載は省略している。

2 仕事と生活の調和の実現

当施策目標では、施策展開の方向として「ワーク・ライフ・バランスを実現する働き方の見直し」、「働く母親・父親を支える職場づくりの推進」を掲げている。

(1) ワーク・ライフ・バランスを実現する働き方の見直し

市は、個人、事業主、地域など、社会全体における、ワーク・ライフ・バランスの意義や働き方の見直しに向けての意識啓発を図っている。

また、家庭において父親、母親がともに育児や家事の責任を担い、協力しあえるよう、男女共同参画の推進についての意識啓発を図っており、平成 27 年度における各施策内容は以下のとおりである。

| 施策 | 内容 | 事業 |
|-----------------------|--|----------|
| ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発 | ワーク・ライフ・バランスの考え方の理解や合意形成を促進するため、労働者、事業主、地域住民等への意識啓発を図る。 | 監査対象事業なし |
| 働き方の見直しについての意識啓発 | 父親・母親ともに職業生活優先の意識や固定的役割分担意識を改めるとともに、家庭生活・家庭教育の重要性を認識し、バランスのとれた働き | 監査対象事業なし |

IV 子育てと仕事の両立を
 応援する環境づくり
 2 仕事と生活の調和の実
 現

| 施策 | 内容 | 事業 |
|-------------------|---|----------|
| | 方やライフスタイルを考えることのできる意識の啓発を図る。 | |
| 家庭における男女共同参画意識の啓発 | 固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女がともに個人の能力を活かすことができるよう、男女共同参画について意識啓発を図る。 | 監査対象事業なし |
| 父親の家事・育児への参加促進 | 家事・育児等は、家族の共同責任であるという意識の浸透を図り、父親の家事・育児への参画を促進する。 | 監査対象事業なし |

(2) 働く母親・父親を支える職場づくりの推進

市は、育児休業や看護休暇などの各種法制度の普及・定着、子育てしやすい職業形態の導入など、事業主に対して積極的な子育て支援への取組、職場意識の醸成を促している。また、出産・子育てのために離職した保護者への就労支援を推進しており、平成 27 年度における各施策内容は以下のとおりである。

| 施策 | 内容 | 事業 |
|---------------------|---|----------|
| 各種制度の普及啓発 | 育児休業や看護休暇等の趣旨や内容について、普及啓発を図る。 | 監査対象事業なし |
| 働く母親・父親を支える職場づくりの推進 | 働きながら子育てをしているすべての人が、仕事と生活のバランスがとれた働き方ができるよう、企業・事業主に対し、子育てをしている就労者に配慮した職場づくりや子育てを支援する制度の趣旨・内容についての普及啓発を図る。 | 監査対象事業なし |

V 安心して生活できる環境づくり

市は、子どもと子育て家庭が安心して、快適に生活できる環境を整備するため、子どもが快適な環境の中で生まれ育ち、のびのびと安全に活動できるよう、住居、遊び場を含めた地域の生活環境などの整備を進めるとともに、事故や犯罪から子どもを守る地域一体となった環境づくりを推進している。

施策目標は以下の2点を設定している。

- 子どもと子育て家庭に配慮したまちづくり
- 子どもが安心して生活できる環境づくり

1 子どもと子育て家庭に配慮したまちづくり

当施策目標では、施策展開の方向として「子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進」、「魅力ある遊び環境の整備」を掲げている。

(1) 子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進

市は、子どもや子育て家庭が暮らしやすい環境をつくるため、公営住宅、公共施設や大規模商業施設において、子育て家庭に配慮した施設整備を促進するとともに、子育てに配慮した施設等の情報提供の充実を図っており、平成 27 年度における各施策内容は以下のとおりである。

| 施策 | 内容 | 事業 |
|----------------------|---|----------|
| 子育てに配慮した居住環境の整備 | ゆとりをもって子どもを生み育てることができる環境に配慮した公営住宅の整備を推進する。 | 監査対象事業なし |
| 子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進 | 公共施設やデパート等の利用者が多い施設に、授乳室やベビーコーナーを設置する等、子ども連れの家庭に配慮した施設整備の推進を図る。 | 監査対象事業なし |
| 情報提供体制の充実 | 子育てに配慮された施設等の情報の収集を行い、情報提供の充実を図る。 | 監査対象事業なし |

(2) 魅力ある遊び環境の整備

市は、既存の公園の施設改修、リニューアル等により、身近な公園の充実を図るとともに、既存の施設の活用により、子どもの遊び場の充実を図っており、平成 27 年度における各施策内容は以下のとおりである。

V 安心して生活できる環境づくり
1 子どもと子育て家庭に配慮したまちづくり

| 施策 | 内容 | 事業 |
|-------------|---|---|
| ① 公園整備の推進 | 既存の公園の施設改修、リニューアル等により、身近な公園の充実を図るとともに、自然や歴史など地域の特性に応じた特色ある公園の整備を推進する。 | (ア)乃木浜総合公園の整備 (イ)街区公園の整備 (ウ)魅力ある公園への再整備事業 |
| 雨の日に遊べる場の提供 | ふくふくこども館や児童館の情報提供の充実や、公民館などの地域の既存施設活用により、雨の日に利用できる遊び場の充実を図る。 | 監査対象事業なし |

① 公園整備の推進

(ア) 乃木浜総合公園の整備（都市整備部公園緑地課）

当事業は、山陽地区のスポーツ・レクリエーション需要に対応した中核的な総合公園を目指すため、運動施設の充実を図るとともに、市民の憩いの広場を提供することにより健康増進や地域コミュニティの形成に資するため、広場及び緑地の整備を行うものである。

当該事業の平成27年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-V-1-1 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|-------------------------|---------|----------|
| 職員手当等 | 1,140 | 200 |
| 共済費 | 50 | 16 |
| 賃金 | 3,668 | 1,198 |
| 旅費 | 147 | 49 |
| 需用費 | 3,601 | 1,271 |
| 役務費 | 58 | 18 |
| 委託料 | 7,880 | 7,560 |
| H27 乃木浜総合公園2期整備実施設計委託業務 | | (7,560) |
| 使用料及び賃借料 | 4,243 | 1,349 |
| 工事請負費 | 790,962 | 210,672 |
| H26 乃木浜総合公園2期整備工事 | | (11,607) |
| H26 乃木浜総合公園2期整備工事(その1) | | (45,360) |
| H26 乃木浜総合公園2期整備工事(その2) | | (26,926) |
| H26 乃木浜総合公園2期整備工事(その3) | | (7,714) |

V 安心して生活できる環境づくり
1 子どもと子育て家庭に配慮したまちづくり

| | | |
|------------------------|---------|----------|
| H27 乃木浜総合公園2期整備工事(その1) | | (4,519) |
| H27 乃木浜総合公園2期整備工事(その2) | | (13,228) |
| H27 乃木浜総合公園2期整備工事(その3) | | (9,354) |
| H27 乃木浜総合公園2期整備工事(その4) | | (42,672) |
| H27 乃木浜総合公園2期整備工事(その5) | | (42,926) |
| H27 乃木浜総合公園2期整備工事(その6) | | (6,360) |
| 次年度繰越 | - | 374,045 |
| 支出費用合計 | 811,752 | 596,380 |
| 一般財源 | 6,351 | 7,723 |
| 国庫支出金 | 406,201 | 294,257 |
| 市債 | 399,200 | 294,400 |
| 財源合計 | 811,752 | 596,380 |

(注) ()書きは内訳数値を示している

(出所:都市整備部公園緑地課提示資料)

このうち、「H27 乃木浜総合公園2期整備実施設計委託業務」、「H26 乃木浜総合公園2期整備工事」、「H26 乃木浜総合公園2期整備工事(その1～その3)」、及び「H27 乃木浜総合公園2期整備工事(その1～その6)」の概要はそれぞれ以下のとおりである。

● H27 乃木浜総合公園2期整備実施設計委託業務

図表3-V-1-2 H27 乃木浜総合公園2期整備実施設計委託業務概要

| | | | | |
|--------------------------|-------------------------------------|---------------------|-----|---------------------|
| 契約名称 | H27 乃木浜総合公園2期整備実施設計委託業務 | | | |
| 業務場所 | 下関市乃木浜一丁目、二丁目 | | | |
| 契約期間 | 平成 27 年 7 月 9 日から平成 28 年 3 月 20 日まで | | | |
| 契約内容 | 設計業務 一式 | | | |
| 契約相手先 | D 社 | | | |
| 契約の種類 | 条件付き一般競争入札(地方自治法施行令第 167 条の5の2) | | | |
| 予定価格(千円) | 7,880 | | | |
| 入札金額 (予定価格に 対する割合) | A 社 | 14,040 千円 178.2% | B 社 | 16,200 千円 205.6% |
| | C 社 | 14,256 千円 180.9% | D 社 | 7,560 千円 95.9% |
| | E 社 | 13,241 千円 168.0% | F 社 | 20,347 千円 258.2% |
| | G 社 | 8,586 千円 108.9% | H 社 | 14,040 千円 178.2% |

V 安心して生活できる環境づくり
 1 子どもと子育て家庭に配慮したまちづくり

| | |
|-----------------|-------|
| 平成 27 年度契約額(千円) | 7,560 |
|-----------------|-------|

(出所:都市整備部公園緑地課提出資料)

当該工事に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

● H26 乃木浜総合公園2期整備工事

図表3-V-1-3 H26 乃木浜総合公園2期整備工事概要

| | | |
|--------------------------|---------------------------------|--------------------|
| 契約名称 | H26 乃木浜総合公園2期整備工事 | |
| 業務場所 | 下関市乃木浜一丁目 | |
| 契約期間 | 平成 27 年2月3日から平成 27 年6月 30 日まで | |
| 契約内容 | 園路広場整備工 一式 | |
| 契約相手先 | E 社 | |
| 契約の種類 | 条件付き一般競争入札(地方自治法施行令第 167 条の5の2) | |
| 予定価格(千円) | 18,416 | |
| 入札金額 (予定価格に 対する割合) | A 社 | 17,712 千円 96.2% |
| | B 社 | 17,604 千円 95.6% |
| | C 社 | 17,658 千円 95.9% |
| | D 社 | 17,931 千円 97.4% |
| | E 社 | 17,496 千円 95.0% |
| | F 社 | 17,668 千円 95.9% |
| | G 社 | 17,928 千円 97.3% |
| | H 社 | 17,582 千円 95.5% |
| | I 社 | 17,658 千円 95.9% |
| 平成 27 年度契約額(千円) | 18,597 | |
| 平成 27 年度分(千円) | 11,607 | |

(出所:都市整備部公園緑地課提出資料)

本契約においては、以下の理由により増額変更及び工期延伸が行われている。上記概要図表中の契約期間、及び平成 27 年度契約額(税込)は変更後で記載している。

(変更理由)

工事請負契約書第 25 条の定めに基づき、平成 27 年2月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置による請負代金額の変更の協議の請求が受注者からあり、適用基準日が平成 27 年2月 16 日の公共工事設計労務単価により積算したものを請負代金の額とすることに変更した。また、脱色AS舗

V 安心して生活できる環境づくり
1 子どもと子育て家庭に配慮したまちづくり

装施工箇所における土質が路床に適さないため、購入土置換による地盤改良を増工する必要が生じた。このことに伴い、当初予定していた平成 27 年 3 月 20 日までに施工を終えることが困難となった。

(変更内容)

| | 契約額(千円) | 契約期間 |
|-------|---------|-----------------------------------|
| 当初契約 | 17,496 | 平成 27 年 2 月 3 日から平成 27 年 3 月 20 日 |
| 変更後契約 | 18,597 | 平成 27 年 2 月 3 日から平成 27 年 6 月 30 日 |

当該工事に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

● H26 乃木浜総合公園2期整備工事(その1)

図表3-V-1-4 H26 乃木浜総合公園2期整備工事(その1)概要

| | | | |
|--------------------------|-------------------------------------|--------------------|---------------------------|
| 契約名称 | H26 乃木浜総合公園2期整備工事(その1) | | |
| 業務場所 | 下関市乃木浜一丁目 | | |
| 契約期間 | 平成 27 年 6 月 9 日から平成 27 年 9 月 30 日まで | | |
| 契約内容 | 脱色アスファルト舗装、コンクリート縁石、ベンチ、植栽工 一式 | | |
| 契約相手先 | B 社 | | |
| 契約の種類 | 条件付き一般競争入札(地方自治法施行令第 167 条の5の2) | | |
| 予定価格(千円) | 47,902 | | |
| 入札金額 (予定価格に 対する割合) | A 社 | 46,602 千円 97.3% | B 社 45,360 千円 94.7% |
| | C 社 | 46,980 千円 98.1% | D 社 45,900 千円 95.8% |
| | E 社 | 45,792 千円 95.6% | F 社 46,872 千円 97.8% |
| 平成 27 年度契約額(千円) | | 45,360 | |

(出所:都市整備部公園緑地課提示資料)

本契約においては、以下の理由により工期延伸が行われている。上記概要図表中の契約期間は変更後で記載している。

(変更理由)

園路路床部の締固に支障となる地盤の含水比が確認され、表面排水及び地下水対策が必要となった。さらに、園路路床部に施工時のトラフィカビリティが確保されていない箇所が確認され、路床改良が必要となった。これらに対し、植栽予定地への客土工、園路路床部への暗渠排水及び園路路床部の路床改良を増工し、脱色アスファルト舗装表

V 安心して生活できる環境づくり
1 子どもと子育て家庭に配慮したまちづくり

層工を減工して設計変更する必要が生じた。このことに伴い、当初予定していた平成 27 年8月 31 日までに施工を終えることが困難となった。

(変更内容)

| | 契約額(千円) | 契約期間 |
|-------|---------|-----------------------------|
| 当初契約 | 45,360 | 平成 27 年6月9日から平成 27 年8月 31 日 |
| 変更後契約 | 45,360 | 平成 27 年6月9日から平成 27 年9月 30 日 |

当該工事に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

● H26 乃木浜総合公園2期整備工事(その2)

図表3-V-1-5 H26 乃木浜総合公園2期整備工事(その2)概要

| | | | | |
|--------------------------|---------------------------------|--------------------|----|--------------------|
| 契約名称 | H26 乃木浜総合公園2期整備工事(その2) | | | |
| 業務場所 | 下関市乃木浜一丁目 | | | |
| 契約期間 | 平成 27 年6月2日から平成 27 年9月 11 日まで | | | |
| 契約内容 | 水路工、舗装工、防護柵工 一式 | | | |
| 契約相手先 | P社 | | | |
| 契約の種類 | 条件付き一般競争入札(地方自治法施行令第 167 条の5の2) | | | |
| 予定価格(千円) | 31,029 | | | |
| 入札金額 (予定価格に 対する割合) | A社 | 30,408 千円 98.0% | B社 | 26,865 千円 86.6% |
| | C社 | 28,080 千円 90.5% | D社 | 26,803 千円 86.4% |
| | E社 | 26,956 千円 86.9% | F社 | 26,927 千円 86.8% |
| | G社 | 26,794 千円 86.4% | H社 | 26,803 千円 86.4% |
| | I社 | 30,936 千円 99.7% | J社 | 26,927 千円 86.8% |
| | K社 | 26,960 千円 86.9% | L社 | 26,884 千円 86.6% |
| | M社 | 26,868 千円 86.6% | N社 | 26,805 千円 86.4% |
| | O社 | 26,807 千円 86.4% | P社 | 26,771 千円 86.3% |

V 安心して生活できる環境づくり
1 子どもと子育て家庭に配慮したまちづくり

| | | | |
|------------------------|--------------------|--------|--------------------|
| Q社 | 26,829 千円 86.5% | R社 | 26,827 千円 86.5% |
| S社 | 26,957 千円 86.9% | T社 | 26,805 千円 86.4% |
| U社 | 28,184 千円 90.8% | V社 | 26,786 千円 86.3% |
| W社 | 26,829 千円 86.5% | X社 | 26,859 千円 86.6% |
| Y社 | 26,835 千円 86.5% | Z社 | 26,817 千円 86.4% |
| AA社 | 28,836 千円 92.9% | AB社 | 26,794 千円 86.4% |
| AC社 | 26,964 千円 86.9% | | |
| 平成 27 年度契約額(千円) | | 26,926 | |

(出所:都市整備部公園緑地課提示資料)

本契約においては、以下の理由により増額変更及び工期延伸が行われている。上記概要図表中の契約期間、及び平成 27 年度契約額(税込)は変更後で記載している。

(変更理由)

工事区域内の山口県企業局西部利水事務所所有の電柱が水路新設により維持・管理に支障が生じた。また、公園区域内を盛土することから電線の離隔をとるため電柱を既存より高いもので更新する必要が生じた。また、このことに伴い、当初予定していた平成 27 年 8 月 31 日までに施工を終えることが困難となった。

(変更内容)

| | 契約額(千円) | 契約期間 |
|-------|---------|-----------------------------------|
| 当初契約 | 26,771 | 平成 27 年 6 月 2 日から平成 27 年 8 月 31 日 |
| 変更後契約 | 26,926 | 平成 27 年 6 月 2 日から平成 27 年 9 月 11 日 |

当該工事に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

● H26 乃木浜総合公園 2 期整備工事(その 3)

図表 3-V-1-6 H26 乃木浜総合公園 2 期整備工事(その 3)概要

| | |
|------|---------------------------|
| 契約名称 | H26 乃木浜総合公園 2 期整備工事(その 3) |
| 業務場所 | 下関市乃木浜一丁目 |

V 安心して生活できる環境づくり
 1 子どもと子育て家庭に配慮したまちづくり

| | | | |
|----------------------|---------------------------------------|-------------------|-----------------------|
| 契約期間 | 平成 27 年 12 月 10 日から平成 28 年 3 月 25 日まで | | |
| 契約内容 | 水路工 一式 | | |
| 契約相手先 | G 社 | | |
| 契約の種類 | 条件付き一般競争入札(地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2) | | |
| 予定価格(千円) | 7,714 | | |
| 最低制限価格(千円) | 6,923 | | |
| 入札金額 (予定価格に対する割合) | A 社 | 辞退 | B 社 6,978 千円 90.5% |
| | C 社 | 辞退 | D 社 7,234 千円 93.8% |
| | E 社 | 7,387 千円 95.8% | F 社 6,483 千円 84.0% |
| | G 社 | 6,966 千円 90.3% | H 社 7,403 千円 96.0% |
| | I 社 | 7,207 千円 93.4% | J 社 6,909 千円 89.6% |
| 平成 27 年度契約額(千円) | | 7,714 | |

(出所:都市整備部公園緑地課提示資料)

本契約においては、以下の理由により増額変更及び工期延伸が行われている。上記概要図表中の契約期間、及び平成 27 年度契約額(税込)は変更後で記載している。

(変更理由)

本工事の上流の既設水路の老朽化が著しく、水路にクラックがあることから吸出し等通水に支障が生じることから施工延長を行う必要が生じた。また、水路天端高の変更に伴う自由勾配側溝の規格を変更する必要が生じた。これらのことに伴い、当初予定していた平成 28 年 2 月 29 日までに施工を終えることが困難となった。

(変更内容)

| | 契約額(千円) | 契約期間 |
|-------|---------|-------------------------------------|
| 当初契約 | 6,966 | 平成 27 年 12 月 10 日から平成 28 年 2 月 29 日 |
| 変更後契約 | 7,714 | 平成 27 年 12 月 10 日から平成 28 年 3 月 25 日 |

当該工事に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

V 安心して生活できる環境づくり
 1 子どもと子育て家庭に配慮したまちづくり

● H27 乃木浜総合公園2期整備工事(その1)

図表3-V-1-7 H27 乃木浜総合公園2期整備工事(その1)概要

| | | | |
|--------------------------|--|-------------------|-----------------------|
| 契約名称 | H27 乃木浜総合公園2期整備工事(その1) | | |
| 業務場所 | 下関市乃木浜一丁目 | | |
| 契約期間 | 平成 27 年6月 26 日から平成 27 年9月 15 日まで | | |
| 契約内容 | 土工、アスファルト舗装工、区画線工 一式 | | |
| 契約相手先 | D 社 | | |
| 契約の種類 | 指名競争入札 | | |
| 契約理由 | 設計金額 500 万円未満の工事であるため、指名競争入札で入札を行っている。 | | |
| 予定価格(千円) | 4,594 | | |
| 入札金額 (予定価格に 対する割合) | A 社 | 4,568 千円 99.4% | B 社 辞退 |
| | C 社 | 4,536 千円 98.7% | D 社 4,519 千円 98.4% |
| | F 社 | 4,565 千円 99.4% | G 社 4,557 千円 99.2% |
| 平成 27 年度契約額(千円) | 4,519 | | |

(出所:都市整備部公園緑地課提示資料)

当該工事に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

● H27 乃木浜総合公園2期整備工事(その2)

図表3-V-1-8 H27 乃木浜総合公園2期整備工事(その2)概要

| | | | |
|----------------|-------------------------------------|--|--|
| 契約名称 | H27 乃木浜総合公園2期整備工事(その2) | | |
| 業務場所 | 下関市乃木浜一丁目、二丁目 | | |
| 契約期間 | 平成 27 年 11 月 13 日から平成 28 年3月 11 日まで | | |
| 契約内容 | 暗渠排水工、人孔設置工 一式 | | |
| 契約相手先 | H 社 | | |
| 契約の種類 | 条件付き一般競争入札(地方自治法施行令第 167 条の5の2) | | |
| 予定価格(千円) | 12,151 | | |
| 最低制限価格 (千円) | 10,897 | | |

V 安心して生活できる環境づくり
1 子どもと子育て家庭に配慮したまちづくり

| | | | | |
|----------------------|-----|--------------------|--------|---------------------|
| 入札金額 (予定価格に対する割合) | A 社 | 12,096 千円 99.5% | B 社 | 10,892 千円 89.6% |
| | C 社 | 10,892 千円 89.6% | D 社 | 12,636 千円 104.0% |
| | E 社 | 10,892 千円 89.6% | F 社 | 入札なし |
| | G 社 | 10,892 千円 89.6% | H 社 | 11,934 千円 98.2% |
| | I 社 | 9,968 千円 82.0% | J 社 | 10,743 千円 88.4% |
| 平成 27 年度契約額(千円) | | | 13,228 | |

(出所:都市整備部公園緑地課提示資料)

本契約においては、以下の理由により増額変更が行われている。上記概要図表中の平成 27 年度契約額(税込)は変更後で記載している。

(変更理由)

現地の地質状況が非常に悪いことが確認され、土砂の崩落を防ぐため土留めが必要であり、仮設工を増工し施工する必要が生じた。

(変更内容)

| | 契約額(千円) | 契約期間 |
|-------|---------|-------------------------------------|
| 当初契約 | 11,934 | 平成 27 年 11 月 13 日から平成 28 年 3 月 11 日 |
| 変更後契約 | 13,228 | 平成 27 年 11 月 13 日から平成 28 年 3 月 11 日 |

当該工事に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

● H27 乃木浜総合公園2期整備工事(その3)

図表3-V-1-9 H27 乃木浜総合公園2期整備工事(その3)概要

| | | |
|----------|---------------------------------------|--|
| 契約名称 | H27 乃木浜総合公園2期整備工事(その3) | |
| 業務場所 | 下関市乃木浜一丁目 | |
| 契約期間 | 平成 27 年 12 月 16 日から平成 28 年 3 月 30 日まで | |
| 契約内容 | 水路工 一式 | |
| 契約相手先 | E 社 | |
| 契約の種類 | 条件付き一般競争入札(地方自治法施行令第 167 条の5の2) | |
| 予定価格(千円) | 10,053 | |

V 安心して生活できる環境づくり
 1 子どもと子育て家庭に配慮したまちづくり

| | | | |
|-----------------------------------|-----|----------------------|--------------------------|
| 最低制限価格 (千円) | | | 9,014 |
| 入札金額 (予定価格に 対する割合) | A 社 | 9,068 千円 90.2% | B 社 辞退 |
| | C 社 | (注)9,014 千円 89.7% | D 社 10,053 千円 100.0% |
| | E 社 | (注)9,014 千円 89.7% | F 社 9,015 千円 89.7% |
| | G 社 | 9,536 千円 94.9% | H 社 (注)9,014 千円 89.7% |
| | I 社 | 8,610 千円 85.6% | J 社 9,039 千円 89.9% |
| | K 社 | (注)9,014 千円 89.7% | L 社 辞退 |
| 平成 27 年度契約額(千円) | | | 9,354 |

(注)入札額同額のため抽選により落札者決定

(出所:都市整備部公園緑地課提示資料)

本契約においては、以下の理由により増額変更及び工期延伸が行われている。上記概要図表中の契約期間、及び平成 27 年度契約額(税込)は変更後で記載している。

(変更理由)

水路天端高の変更に伴う自由勾配側溝の規格を変更する必要が生じた。また、水路工の施工延長を行う必要が生じた。さらに、水替え工を行う必要が生じた。これらのことに伴い、当初予定していた平成 28 年 3 月 18 日までに施工を終えることが困難となった。

(変更内容)

| | 契約額(千円) | 契約期間 |
|-------|---------|-------------------------------------|
| 当初契約 | 9,014 | 平成 27 年 12 月 16 日から平成 28 年 3 月 18 日 |
| 変更後契約 | 9,354 | 平成 27 年 12 月 16 日から平成 28 年 3 月 30 日 |

当該工事に関して、契約等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

● H27 乃木浜総合公園2期整備工事(その4)

図表3-V-1-10 H27 乃木浜総合公園2期整備工事(その4)概要

| | |
|-------------|------------------------|
| 契約名称 | H27 乃木浜総合公園2期整備工事(その4) |
|-------------|------------------------|

V 安心して生活できる環境づくり
 1 子どもと子育て家庭に配慮したまちづくり

| | | | | |
|--------------------------|--|--------------------|-----|--------------------|
| 業務場所 | 下関市乃木浜一丁目 | | | |
| 契約期間 | 平成 27 年 11 月 27 日から平成 28 年 3 月 18 日まで | | | |
| 契約内容 | 土工、広場工、クレイ舗装工、ベンチ 8 基、シェルター 4 基 散水栓 4 個 | | | |
| 契約相手先 | E 社 | | | |
| 契約の種類 | 条件付き一般競争入札(地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2) | | | |
| 予定価格(千円) | 41,709 | | | |
| 最低制限価格 (千円) | 37,846 | | | |
| 入札金額 (予定価格に 対する割合) | A 社 | 37,497 千円 89.9% | B 社 | 辞退 |
| | C 社 | 36,720 千円 88.0% | D 社 | 37,870 千円 90.8% |
| | E 社 | 37,854 千円 90.8% | F 社 | 37,765 千円 90.5% |
| | G 社 | 37,774 千円 90.6% | H 社 | 37,800 千円 90.6% |
| | I 社 | 40,748 千円 97.7% | J 社 | 37,857 千円 90.8% |
| | K 社 | 37,765 千円 90.5% | L 社 | 37,774 千円 90.6% |
| | M 社 | 37,787 千円 90.6% | N 社 | 37,712 千円 90.4% |
| | O 社 | 37,215 千円 89.2% | P 社 | 37,883 千円 90.8% |
| | Q 社 | 39,744 千円 95.3% | R 社 | 37,765 千円 90.5% |
| | S 社 | 37,883 千円 90.8% | T 社 | 37,883 千円 90.8% |
| | U 社 | 35,077 千円 84.1% | V 社 | 辞退 |
| | W 社 | 辞退 | X 社 | 37,033 千円 88.8% |
| | Y 社 | 38,314 千円 91.9% | | |

V 安心して生活できる環境づくり
1 子どもと子育て家庭に配慮したまちづくり

| | |
|-----------------|--------|
| 平成 27 年度契約額(千円) | 42,672 |
|-----------------|--------|

(出所:都市整備部公園緑地課提示資料)

本契約においては、以下の理由により増額変更が行われている。上記概要図表中の平成 27 年度契約額(税込)は変更後で記載している。

(変更理由)

多目的グラウンド整備の支障となる雑草が確認され、設計変更する必要性が生じた。

(変更内容)

| | 契約額(千円) | 契約期間 |
|-------|---------|-------------------------------------|
| 当初契約 | 37,854 | 平成 27 年 11 月 27 日から平成 28 年 3 月 18 日 |
| 変更後契約 | 42,672 | 平成 27 年 11 月 27 日から平成 28 年 3 月 18 日 |

当該工事に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

● H27 乃木浜総合公園2期整備工事(その5)

図表3-V-1-11 H27 乃木浜総合公園2期整備工事(その5)概要

| | | |
|--------------------------|---------------------------------------|---------------------------|
| 契約名称 | H27 乃木浜総合公園2期整備工事(その5) | |
| 業務場所 | 下関市乃木浜一丁目 | |
| 契約期間 | 平成 27 年 12 月 15 日から平成 28 年 3 月 18 日まで | |
| 契約内容 | グラウンド・コート柵工 一式 雨水排水設備工 一式 | |
| 契約相手先 | E 社 | |
| 契約の種類 | 条件付き一般競争入札(地方自治法施行令第 167 条の5の2) | |
| 予定価格(千円) | 47,251 | |
| 入札金額 (予定価格に 対する割合) | A 社 (注)42,926 千円 90.8% | B 社 (注)42,926 千円 90.8% |
| | C 社 (注)42,926 千円 90.8% | D 社 42,980 千円 91.0% |
| | E 社 (注)42,926 千円 90.8% | F 社 (注)42,926 千円 90.8% |
| | G 社 (注)42,926 千円 90.8% | H 社 (注)42,926 千円 90.8% |
| | I 社 42,936 千円 90.9% | J 社 (注)42,926 千円 90.8% |

V 安心して生活できる環境づくり
1 子どもと子育て家庭に配慮したまちづくり

| | | |
|-----------------|---------------------------|--------|
| | K 社 (注)42,926 千円 90.8% | |
| 平成 27 年度契約額(千円) | | 42,926 |

(注) 入札額同額のため抽選により落札者決定

(出所:都市整備部公園緑地課提示資料)

当該工事に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】-意見-

入札価格について

当該工事においては、大部分の事業者が同額で入札している状況であった。

当該工事は乃木浜総合公園の第3多目的グラウンド整備に係る防球ネットを設置する単一工種工事である。積算に当たっては特殊工種であるため標準積算資料がなく、見積による歩掛・単価を使用しているが、市の工事入札制度では、見積による歩掛・単価は入札前に公表することとなっていること、また前述のとおり単一工種工事であり積算が複雑でないことを鑑みると、結果的に同額での入札が重複することは十分想定されるものである。

しかし、結果として入札価格が同額の事業者のくじ引きによる落札となっており、積算能力の向上、技術力の向上等への意欲が後退する懸念もある。これに対し、市は平成 27 年度より予定価格の事後公表の実施による事業者の積算能力の向上を図っており、加えて平成 28 年度より価格と価格以外の要素(技術力等)を含めて、落札者を総合的に決定する総合評価方式も導入しており、事業者の技術力の向上も図っている。さらには、国土交通省が提供する電子入札システムも平成 27 年度より稼働しており、応札業者同士や職員との接触の削減による不正防止と、公告の Web 公開による公平性を確保していると考えられる。

引き続き、多様な入札制度を取り入れていくことで、適正な競争性の確保に取り組んでいくことが望まれる。

● H27 乃木浜総合公園2期整備工事(その6)

図表3-V-1-12 H27 乃木浜総合公園2期整備工事(その6)概要

| | |
|------|----------------------------------|
| 契約名称 | H27 乃木浜総合公園2期整備工事(その6) |
| 業務場所 | 下関市乃木浜一丁目 |
| 契約期間 | 平成 28 年1月 27 日から平成 28 年4月 28 日まで |

V 安心して生活できる環境づくり
 1 子どもと子育て家庭に配慮したまちづくり

| | | |
|--------------------------|---------------------------------|---------------------------|
| 契約内容 | 土工 一式 園路広場工 一式 | |
| 契約相手先 | I 社 | |
| 契約の種類 | 条件付き一般競争入札(地方自治法施行令第 167 条の5の2) | |
| 予定価格(千円) | 17,675 | |
| 最低制限価格 (千円) | 15,905 | |
| 入札金額 (予定価格に 対する割合) | A 社 (注)15,905 千円 90.0% | B 社 (注)15,905 千円 90.0% |
| | C 社 17,496 千円 99.0% | D 社 14,326 千円 81.1% |
| | E 社 17,604 千円 99.6% | F 社 17,632 千円 99.8% |
| | G 社 16,376 千円 92.6% | H 社 (注)15,905 千円 90.0% |
| | I 社 (注)15,905 千円 90.0% | |
| 平成 27 年度契約額(千円) | 15,905 | |
| 平成 27 年度分(千円) | 6,360 | |

(注)入札額同額のため抽選により落札者決定

(出所:都市整備部公園緑地課提示資料)

本契約においては、以下の理由により工期延伸が行われている。上記概要図表中の契約期間は変更後で記載している。

(変更理由)

当初想定していなかった現況地盤の浸食等が確認されたことにより、設計図書と現場が一致しないことから設計変更する必要が生じた。また、工事施工に伴い、公園利用者の安全を確保するため、工事車両の出入り口及び施工エリアの明確化等、関係団体との協議に不測の日数を要した。これらのことに伴い、当初予定していた平成 28 年 3 月 30 日までに施工を終えることが困難となった。

(変更内容)

| | 契約額(千円) | 契約期間 |
|-------|---------|------------------------------------|
| 当初契約 | 15,905 | 平成 28 年 1 月 27 日から平成 28 年 3 月 30 日 |
| 変更後契約 | 15,905 | 平成 28 年 1 月 27 日から平成 28 年 4 月 28 日 |

当該工事に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結

V 安心して生活できる環境づくり
1 子どもと子育て家庭に配慮したまちづくり

果、検出事項はなかった。

(イ) 街区公園の整備（都市整備部公園緑地課）

当事業は、周辺住民に身近なコミュニティ、レクリエーションの場である街区公園において、遊具施設等の充実を図り、安全で快適・健康的な生活環境を提供するものである。

当該事業の平成 27 年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-V-1-13 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|----------|--------|---------|
| 職員手当等 | 200 | 42 |
| 旅費 | 64 | 63 |
| 需用費 | 50 | - |
| 使用料及び賃借料 | 61 | 36 |
| 工事請負費 | 12,500 | 2,623 |
| 遊具看板設置工事 | | (2,623) |
| 支出費用合計 | 12,875 | 2,765 |
| 一般財源 | 725 | 253 |
| 国庫支出金 | 6,250 | 1,311 |
| 市債 | 5,900 | 1,200 |
| 財源合計 | 12,875 | 2,765 |

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:都市整備部公園緑地課提示資料)

遊具看板設置工事の概要は以下のとおりである。

図表3-V-1-14 遊具看板設置工事の概要

| | | | |
|-----------------|--|--------------------|--------------------------|
| 契約名称 | 遊具看板設置工事 | | |
| 業務場所 | 下関市内一円 | | |
| 契約期間 | 平成 27 年 12 月 28 日から平成 28 年 3 月 18 日まで | | |
| 契約内容 | 遊具看板 12 基の設置工事 | | |
| 契約相手先 | D 社 | | |
| 契約の種類 | 指名競争入札 | | |
| 契約理由 | 設計金額 500 万円未満の工事であるため、指名競争入札で入札を行っている。 | | |
| 予定価格(千円) | 2,939 | | |
| 入札金額 (予定価格に) | A 社 | 2,959 千円 100.7% | B 社 (注)2,623 千円 89.2% |

V 安心して生活できる環境づくり
1 子どもと子育て家庭に配慮したまちづくり

| | | | | |
|-----------------|-----|--------------------|-------|----------------------|
| 対する割合) | C 社 | 2,984 千円 101.5% | D 社 | (注)2,623 千円 89.2% |
| | E 社 | 2,938 千円 100.0% | F 社 | 2,954 千円 100.5% |
| 平成 27 年度契約額(千円) | | | 2,623 | |

(注) 入札額同額のため抽選により落札者決定

(出所:都市整備部公園緑地課提示資料)

当該工事に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

(ウ) 魅力ある公園への再整備事業（都市整備部公園緑地課）

当事業は、老朽化した遊具施設等を計画的に改修、更新することで、誰もが安心して安全に利用できる公園環境を提供するものである。

当該事業の平成 27 年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-V-1-15 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|-----------------|--------|----------|
| 職員手当等 | 340 | 298 |
| 旅費 | 13 | 13 |
| 需用費 | 104 | 42 |
| 使用料及び賃借料 | 280 | 257 |
| 工事請負費 | 40,000 | 34,463 |
| 公園遊具撤去更新工事(その1) | | (6,408) |
| 公園遊具撤去更新工事(その2) | | (4,098) |
| 公園遊具撤去更新工事(その3) | | (11,188) |
| 公園遊具撤去更新工事(その4) | | (2,615) |
| 公園遊具撤去更新工事(その5) | | (9,363) |
| 公園遊具撤去更新工事(その6) | | (788) |
| 支出費用合計 | 40,737 | 35,074 |
| 一般財源 | 2,137 | 1,842 |
| 国庫支出金 | 20,000 | 17,231 |
| 市債 | 18,600 | 16,000 |

V 安心して生活できる環境づくり
1 子どもと子育て家庭に配慮したまちづくり

| | | |
|------|--------|--------|
| 財源合計 | 40,737 | 35,074 |
|------|--------|--------|

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:都市整備部公園緑地課提示資料)

このうち、契約額が100万円を超える公園遊具撤去更新工事(その1)から(その5)の概要はそれぞれ以下のとおりである。

● 公園遊器具撤去更新工事(その1)

図表3-V-1-16 公園遊器具撤去更新工事(その1)概要

| | | | | |
|----------------------|-------------------------------|------------------|----|-------------------|
| 契約名称 | 公園遊器具撤去更新工事(その1) | | | |
| 業務場所 | 下関市彦島迫町四丁目 ほか | | | |
| 契約期間 | 平成27年8月5日から平成27年12月2日まで | | | |
| 契約内容 | 休憩施設撤去更新、展望台撤去、遊戯施設撤去更新 一式 | | | |
| 契約相手先 | A社 | | | |
| 契約の種類 | 条件付き一般競争入札(地方自治法施行令第167条の5の2) | | | |
| 予定価格(千円) | 6,687 | | | |
| 入札金額 (予定価格に対する割合) | A社 | 6,408千円 95.8% | B社 | 7,128千円 106.6% |
| | C社 | 6,588千円 98.5% | D社 | 6,561千円 98.1% |
| | E社 | 6,528千円 97.6% | F社 | 6,741千円 100.8% |
| | G社 | 6,620千円 99.0% | H社 | 6,566千円 98.2% |
| 平成27年度契約額(千円) | 6,408 | | | |

(出所:都市整備部公園緑地課提示資料)

当該工事に関して、契約等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成27年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

● 公園遊器具撤去更新工事(その2)

図表3-V-1-17 公園遊器具撤去更新工事(その2)概要

| | | | |
|------|-------------------------|--|--|
| 契約名称 | 公園遊器具撤去更新工事(その2) | | |
| 業務場所 | 下関市川中本町ほか | | |
| 契約期間 | 平成27年8月5日から平成27年11月2日まで | | |

V 安心して生活できる環境づくり
1 子どもと子育て家庭に配慮したまちづくり

| | | | |
|--------------------------|--|-------------------|--------------------------|
| 契約内容 | 土木、基礎工、コンビネーション遊具撤去更新工 1基 スイング遊具更新工 2基、既設2連ブランコ撤去工 1基 既設シーソー撤去工 1基、既設スライダー遊具撤去工 1基 | | |
| 契約相手先 | A 社 | | |
| 契約の種類 | 指名競争入札 | | |
| 契約理由 | 設計金額 500 万円未満の工事であるため、指名競争入札で入札を行っている。 | | |
| 予定価格(千円) | 4,712 | | |
| 入札金額 (予定価格に 対する割合) | A 社 | 4,098 千円 87.0% | B 社 4,263 千円 90.5% |
| | C 社 | 4,529 千円 96.1% | D 社 辞退 |
| | E 社 | 4,395 千円 93.2% | F 社 4,475 千円 95.0% |
| 平成 27 年度契約額(千円) | 4,098 | | |

(出所:都市整備部公園緑地課提示資料)

当該工事に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

● 公園遊器具撤去更新工事(その3)

図表3-V-1-18 公園遊器具撤去更新工事(その3)概要

| | | | |
|--------------------------|----------------------------------|--------------------|---------------------------|
| 契約名称 | 公園遊器具撤去更新工事(その3) | | |
| 業務場所 | 下関市金比羅町ほか | | |
| 契約期間 | 平成 27 年9月 28 日から平成 28 年1月 25 日まで | | |
| 契約内容 | 休憩施設撤去更新、展望台撤去、遊戯施設撤去更新 一式 | | |
| 契約相手先 | E 社 | | |
| 契約の種類 | 条件付き一般競争入札(地方自治法施行令第 167 条の5の2) | | |
| 予定価格(千円) | 12,459 | | |
| 最低制限価格 (千円) | 11,157 | | |
| 入札金額 (予定価格に 対する割合) | A 社 | 11,575 千円 92.9% | B 社 12,417 千円 99.7% |
| | C 社 | 11,938 千円 95.8% | D 社 10,982 千円 88.1% |

V 安心して生活できる環境づくり
1 子どもと子育て家庭に配慮したまちづくり

| | | | | |
|-----------------|-----|---------------------|-----|---------------------|
| | E 社 | 11,188 千円 89.8% | F 社 | 12,484 千円 100.2% |
| | G 社 | 11,392 千円 91.4% | H 社 | 12,700 千円 101.9% |
| | I 社 | 12,781 千円 102.6% | J 社 | 11,282 千円 90.6% |
| | K 社 | 10,908 千円 87.5% | L 社 | 11,991 千円 96.2% |
| 平成 27 年度契約額(千円) | | 11,188 | | |

(出所:都市整備部公園緑地課提示資料)

当該工事に関して、契約等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

● 公園遊器具撤去更新工事(その4)

図表3-V-1-19 公園遊器具撤去更新工事(その4)概要

| | | | | |
|------------------|--|-------------------|-----|-------------------|
| 契約名称 | 公園遊器具撤去更新工事(その4) | | | |
| 業務場所 | 下関市一の宮住吉一丁目ほか | | | |
| 契約期間 | 平成 27 年9月1日から平成 27 年 11 月 30 日まで | | | |
| 契約内容 | 遊戯施設撤去工 すべり台1基 円形ラダー1基 遊戯施設設置工 すべり台1基 円形ラダー1基 | | | |
| 契約相手先 | A 社 | | | |
| 契約の種類 | 指名競争入札 | | | |
| 契約理由 | 設計金額 500 万円未満の工事であるため、指名競争入札で入札を行っている。 | | | |
| 予定価格(千円) | 3,007 | | | |
| 最低制限価格(千円) | 2,590 | | | |
| 入札金額(予定価格に対する割合) | A 社 | 2,615 千円 87.0% | B 社 | 2,840 千円 94.4% |
| | C 社 | 2,851 千円 94.8% | D 社 | 2,789 千円 92.7% |
| | E 社 | 2,721 千円 90.5% | F 社 | 2,570 千円 85.5% |

V 安心して生活できる環境づくり
 1 子どもと子育て家庭に配慮したまちづくり

| | |
|-----------------|-------|
| 平成 27 年度契約額(千円) | 2,615 |
|-----------------|-------|

(出所:都市整備部公園緑地課提示資料)

当該工事に関して、契約等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

● 公園遊器具撤去更新工事(その5)

図表3-V-1-20 公園遊器具撤去更新工事(その5)概要

| | | | |
|------------------|---|-------------------|--------------------------|
| 契約名称 | 公園遊器具撤去更新工事(その5) | | |
| 業務場所 | 下関市一の宮町四丁目ほか | | |
| 契約期間 | 平成 27 年 10 月 7 日から平成 28 年 2 月 3 日まで | | |
| 契約内容 | 遊戯施設撤去工 木製遊具3基 すべり台2基 遊戯施設設置工 複合遊具1基 | | |
| 契約相手先 | J 社 | | |
| 契約の種類 | 条件付き一般競争入札(地方自治法施行令第 167 条の5の2) | | |
| 予定価格(千円) | 10,776 | | |
| 最低制限価格(千円) | 9,353 | | |
| 入札金額(予定価格に対する割合) | A 社 | 9,327 千円 86.6% | B 社 9,637 千円 89.4% |
| | C 社 | 9,372 千円 87.0% | D 社 9,306 千円 86.4% |
| | E 社 | 9,322 千円 86.5% | F 社 9,342 千円 86.7% |
| | G 社 | 9,338 千円 86.7% | H 社 9,315 千円 86.4% |
| | I 社 | 9,290 千円 86.2% | J 社 9,363 千円 86.9% |
| | K 社 | 9,374 千円 87.0% | L 社 9,352 千円 86.8% |
| 平成 27 年度契約額(千円) | 9,363 | | |

(出所:都市整備部公園緑地課提示資料)

当該工事に関して、契約等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

2 子どもが安心して生活できる環境づくり

当施策目標では、施策展開の方向として「子どもの交通等の安全確保」、「子どもを犯罪から守る活動の推進」を掲げている。

(1) 子どもの交通等の安全確保

市は、子どもを交通事故等から守るため、安全な道路環境の整備を進めるとともに、交通安全対策等を推進しており、平成 27 年度における各施策内容は以下のとおりである。

| 施策 | 内容 | 事業 |
|------------|--|----------|
| 交通安全対策の推進 | 子どもの交通安全教育や通学路での交通指導を推進するとともに、ドライバーの交通マナー向上のための啓発に努める。 | 監査対象事業なし |
| 防災対策の推進 | 子どもを含めた市民の防災意識の啓発を図るとともに、自主防災組織の組織化や災害に強い施設の整備、情報伝達手段の確立を推進する。 | 監査対象事業なし |
| 安全な道路環境の整備 | ガードレールやカーブミラー等、交通安全施設の改修及び設置を行い、交通安全に配慮した道路環境づくりを推進する。 | 監査対象事業なし |

(2) 子どもを犯罪から守る活動の推進

市は、子どもを犯罪の被害から守るため、家庭や地域の防犯意識を高めるとともに、子ども自身が危険を回避するための防犯知識の周知を図っている。また、防犯灯の設置などの環境整備を進めるとともに、地域で子どもを見守る体制づくりとその支援を推進しており、平成 27 年度における各施策内容は以下のとおりである。

| 施策 | 内容 | 事業 |
|-----------|--|----------|
| 防犯意識の普及啓発 | 家庭や地域の防犯意識を高めるとともに、子ども自身が危険を回避する力の育成を図る。 | 監査対象事業なし |

V 安心して生活できる環境づくり
 2 子どもが安心して生活できる環境づくり

| 施策 | 内容 | 事業 |
|------------------------|---|----------|
| 子どもの犯罪被害に関する地域の防犯体制の整備 | 関係機関と連携を図り、子どもを見守る体制づくりを推進するとともに、地域住民による見守り活動を支援する。また、子どもに関わる犯罪・被害に関する情報提供体制の充実を図る。 | 監査対象事業なし |
| 安全な生活環境の整備 | 防犯体制の整った生活環境の形成を推進する。 | 監査対象事業なし |

VI その他

本章「安心して生活できる環境づくり」までに記載した事業のほか、子ども・子育て支援に係る事業として各関連部署において実施されている事業のうち、監査対象事業とした項目は以下のとおりである。

| 関連部署 | 事業 |
|----------------|---|
| 1 こども未来部こども育成課 | (1)一般管理業務 (2)児童福祉施設整備資金元利補給業務 (3)特定教育・保育施設業務 (4)私立保育所施設整備費補助事業 |
| 2 教育部学校支援課 | (1)学校管理業務(小・中学校) (2)教育整備推進事業(小・中学校) (3)耐震補強事業(小・中学校) |
| 3 都市整備部公園緑地課 | (1)公園遊器具等安全点検業務 |

1 こども未来部こども育成課

(1) 一般管理業務(子ども・子育て施設)

こども未来部こども育成課では、保育所、幼稚園及び認定こども園の管理業務を行っている。

当該一般管理業務の平成 27 年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-VI-1-1 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|----------------|---------|---------|
| 報酬 | 383,448 | 334,891 |
| 給料 | 758,814 | 730,172 |
| 職員手当等 | 372,032 | 363,872 |
| 共済費 | 316,098 | 298,878 |
| 賃金 | 105,130 | 135,490 |
| 旅費 | 1,179 | 1,092 |
| 需用費 | 1,440 | 767 |
| 役務費 | 822 | 606 |
| 委託料 | 10,215 | 7,036 |
| 民間保育所保育料納付推進事業 | | (5,200) |
| 保育料システム保守業務 | | (1,404) |
| その他 | | (432) |
| 使用料及び賃借料 | 1,776 | 1,541 |

VI その他
1 こども未来部こども育成課

| | | |
|----------------|-----------|-----------|
| 負担金補助及び交付金 | 9,654 | 6,476 |
| 豊北町保育所通園事業費補助金 | | (3,173) |
| その他 | | (3,303) |
| 支出費用合計 | 1,960,608 | 1,880,826 |
| 一般財源 | 1,600,329 | 1,672,609 |
| 財産収入 | | 315 |
| 分担金・負担金 | | 2,456 |
| 使用料及び手数料 | 332,236 | 196,390 |
| 県支出金 | 23,990 | 1,135 |
| 国庫支出金 | 2,016 | 1,351 |
| 諸収入 | 2,037 | 6,568 |
| 財源合計 | 1,960,608 | 1,880,826 |

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

このうち、「民間保育所保育料納付推進事業」、「保育料システム保守業務」、及び「豊北町保育所通園事業費補助金」の概要はそれぞれ以下のとおりである。

① 民間保育所保育料納付推進事業

図表3-VI-1-2 民間保育所保育料納付推進事業概要

| | | |
|-----------------|--|--|
| 契約名称 | 民間保育所保育料納付推進事業 | |
| 業務場所 | 各民間保育所 | |
| 契約期間 | 平成 27 年4月1日から平成 28 年3月 31 日まで | |
| 契約内容 | (1)保育料納付書の受け渡しに関する業務 (2)保育料の納付指導に関する業務 (3)保育料の収納事務に関する業務 (4)その他前各号に関連する業務 | |
| 契約相手先 | 社会福祉法人小波会 他 28 先(計 29 先) | |
| 契約の種類 | 随意契約 | |
| 随意契約理由 | 地方自治法施行令 167 条の2第1項第2号 下関市が保育を委託している民間保育所に対し、業務を委託しようとするものであり、他に契約の相手方が存在しないため。 | |
| 平成 27 年度契約額(千円) | 5,200 | |

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】—意見—

委託料の算出方法について

委託料の月額、委託契約書別表1において定められた方法により算出される(以下、委託契約書別表1より抜粋)。

1 委託料は、毎月算定するものとし、次の表の歩合額の単価に市が毎月指定し受託者が実際に行った収納件数を乗じて得た額に基本額を加算した額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

| | | |
|-----|-------------|---------|
| 基本額 | 均等割 | 8,000 円 |
| | 規模割 定員1人につき | 50 円 |
| 歩合額 | 収納 1件につき | 500 円 |

2 基本額は、均等割の単価と平成 27 年4月1日現在の定員の数に定員1人当たりの単価を乗じた額の合計とする。

(後略)

なお、民間保育所保育料納付推進事業実施要綱(平成 17 年2月 13 日制定)別表においても上記と同様の算出方法が定められている。

当該委託契約に関して、平成 27 年度における各民間保育園における未納件数、収納件数及び収納率は以下のとおりである。

| No. | 園名 | 未納件数(注1) | 収納件数(注2) | 収納率(注3) |
|-----|------|----------|----------|---------|
| 1 | A保育園 | 16 | 190 | 92.2% |
| 2 | B保育園 | 30 | 0 | 0.0% |
| 3 | C保育園 | 55 | 2 | 3.5% |
| 4 | D保育園 | 4 | 0 | 0.0% |
| 5 | E保育園 | 18 | 1 | 5.3% |
| 6 | F保育園 | 29 | 143 | 83.1% |
| 7 | G保育園 | 41 | 0 | 0.0% |
| 8 | H保育園 | 68 | 153 | 69.2% |
| 9 | I保育園 | 10 | 25 | 71.4% |
| 10 | J保育園 | 12 | 0 | 0.0% |
| 11 | K保育園 | 24 | 67 | 73.6% |
| 12 | L保育園 | 17 | 0 | 0.0% |
| 13 | M保育園 | 21 | 3 | 12.5% |
| 14 | N保育園 | 82 | 10 | 10.9% |
| 15 | O保育園 | 19 | 0 | 0.0% |
| 16 | P保育園 | 16 | 2 | 11.1% |
| 17 | Q保育園 | 12 | 72 | 85.7% |

VI その他
1 こども未来部こども育成課

| | | | | |
|----|-------|-----|-----|--------|
| 18 | R保育園 | 21 | 42 | 66.7% |
| 19 | S保育園 | 8 | 0 | 0.0% |
| 20 | T保育園 | 44 | 66 | 60.0% |
| 21 | U保育園 | 11 | 0 | 0.0% |
| 22 | V保育園 | 45 | 35 | 43.8% |
| 23 | W保育園 | 18 | 48 | 72.7% |
| 24 | X保育園 | 0 | 38 | 100.0% |
| 25 | Y保育園 | 116 | 0 | 0.0% |
| 26 | Z保育園 | 26 | 1 | 3.7% |
| 27 | AA保育園 | 35 | 1 | 2.8% |
| 28 | AB保育園 | 37 | 0 | 0.0% |
| 29 | AC保育園 | 12 | 0 | 0.0% |
| 合計 | | 847 | 899 | 51.5% |

(注1)平成27年度決算時における平成27年度分保育料の未納件数

(注2)平成27年度中に委託により収納した平成27年度分保育料の件数

(注3)収納件数÷(未納件数+収納件数)により算出

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

上表のとおり、収納率が0%~100%と委託先間で大きな乖離が生じている。また、現在の委託料算出方法においては、基本額部分があり、収納件数がゼロの委託先に対しても委託料が発生する仕組みとなっている。

委託先に対して当該業務の実施状況の確認を行い、未納件数の多寡や収納率の程度に応じて、必要な指示・監督等を継続的に行うとともに、委託料の算出方法変更の可否を検討することが望ましい。

② 保育料システム保守業務

図表3-VI-1-3 保育料システム保守業務概要

| | |
|------|--|
| 契約名称 | 保育料システム保守業務(長期継続契約) |
| 業務場所 | こども未来部こども育成課内 |
| 契約期間 | 平成24年5月1日から平成29年4月30日まで |
| 契約内容 | (1)ハードウェア保守 ①保守対象機器(別紙2として「ハードウェア等機器詳細内訳書」あり) ②障害発生時の訪問修理及び定期訪問による注油、清掃、診断等 (2)ソフトウェア保守 ①電話等による問い合わせへの対応 ②障害発生時の原因調査と復旧措置作業 |

| | |
|-----------------|--|
| | ③システム運用サポート ④人事異動等の操作研修作業 ⑤システム運用サポート、管理等の作業 |
| 契約相手先 | (株)アイネス |
| 契約の種類 | 随意契約 |
| 随意契約理由 | 地方自治法施行令 167 条の2第1項第2号 本システムは(株)アイネスが開発しており、基本パッケージを下関市仕様にカスタマイズしている関係上、システム内容を熟知している業者以外での保守は不可能であり、また、開発においても優秀な成績で業務を履行しているため。 |
| 平成 27 年度契約額(千円) | 1,404 |

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

③ 豊北町保育所通園事業費補助金

図表3-VI-1-4 豊北町保育所通園事業費補助金概要

| | |
|---|---|
| 補助事業名称 | 豊北町保育所通園事業費補助 |
| 対象者 | |
| 下関市豊北町保育所等通園費補助金交付要綱 第2条 次の各号のいずれかに該当する者 (1)豊北町に住所を有し、保育所等に就園する児童(以下、本補助事業において「対象児童」という)の保護者のうち、対象児童を自家用車又は公共交通機関を利用して片道2キロメートル以上の送迎を行うことを常例とする者 (2)通園バス運行事業を行う保育所等の設置者 (3)前2号に定める者のほか、市長が特に必要と認める者 | |
| 関連法規 | |
| 下関市豊北町保育所等通園費補助金交付要綱 | |
| 補助金額 | |
| 第1号に該当する者 | (1)自家用車で送迎する場合 通園距離1km当たり8円を乗じて得た額(通園距離の上限は、1日片道 20km、1日1往復とする。) (2)公共交通機関を利用して送迎する場合 対象児童に係る定期券の購入額(通園しない期間に係る額を除く)の100分の80に相当する額 |

VI その他
1 こども未来部こども育成課

| | |
|------------------------|---|
| | (3)自家用車及び公共交通機関を利用して送迎する場合 (1)及び(2)で算定した額の合計額 |
| 第2号に該当する者 | 次に掲げる額のうち、いずれか低い方の額。ただし、第2号の額である場合において、当該額が燃料費、人件費(運転手に係るものに限る)その他市長が認める経費の合計額(以下、本補助事業において「必要経費」という)の100分の80を下回るときは、当該必要経費の100分の80に相当する額とする。 (1)必要経費に相当する額 (2)対象となる年度の通園バスを利用する対象児童延人数に240円を乗じて得た額 |
| 第3号に該当する者 | 市長が必要と認める額 |
| 平成 27 年度補助額(千円) | |
| | 3,173 |
| 保護者 | |
| | (1,641) |
| 通園バス事業者 | |
| | (1,532) |

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

当該補助金に関して、要綱等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

(2) 児童福祉施設整備資金元利補給業務

お年寄り、子どもや障害のある方々に福祉サービスを提供し、これらの方々が自立してその能力を発揮できるよう、必要な日常生活の支援、技術の指導などを行うことを目的として社会福祉施設が整備されている。

この社会福祉施設の整備を助成することを目的として、下関市社会福祉法人の助成に関する条例(平成 17 年条例第 142 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき、社会福祉法人に対して補助金を交付するものである。

当該事業の平成 27 年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-VI-1-5 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|-----------------------------|-------|---------|
| 負担金補助及び交付金 | 2,670 | 2,669 |
| 社会福祉施設整備費借入金償還元金及び利息に対する補助金 | | (2,669) |
| 支出費用合計 | 2,670 | 2,669 |

VI その他
1 こども未来部こども育成課

| | | |
|------|-------|-------|
| 一般財源 | 2,645 | 2,644 |
| 県支出金 | 25 | 25 |
| 財源合計 | 2,670 | 2,669 |

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

社会福祉施設整備費借入金償還元金及び利息に対する補助金の概要は以下のとおりである。

図表3-VI-1-6 社会福祉施設整備費借入金償還元金及び利息に対する補助金概要

| 補助事業名称 | 下関市社会福祉施設整備費等補助金 |
|---|---|
| 交付対象 | |
| <p>法人が社会福祉法第2条第2項に規定する第1種社会福祉事業の用に供する施設、同条第3項第2号に規定する保育所その他市長が適当と認める施設の創設、増築、増改築、改築又は大規模修繕等を国庫等の補助を受けて行う場合に、下関市社会福祉法人の助成に関する条例第2条第1項の規定により補助金を交付することができる。ただし、高齢者をその主たる対象者とする施設に係るものを除く。</p> <p>補助金の交付対象とするのは、次に掲げる費用とする。</p> <p>(1)施設整備に要する費用</p> <p>(2)設備整備に要する費用</p> <p>(3)前2号に掲げる費用に充てるため、独立行政法人福祉医療機構から借り入れた借入金の償還に要する費用(元金に係るものに限る)</p> <p>次に掲げる費用は、補助金の交付対象としない。</p> <p>(1)土地の買収又は整地に要する費用</p> <p>(2)既存建物の買収に要する費用</p> <p>(3)屋外環境整備に要する費用</p> <p>(4)その他市長が不適当と認める費用</p> | |
| 関連法規 | |
| <p>下関市社会福祉法人の助成に関する条例</p> <p>下関市社会福祉施設整備費等補助金交付要綱</p> | |
| 補助金額 | |
| 施設整備費等補助金 | <p>次のア又はイのいずれか低い額(以下、「合計補助標準額」という)の2分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)</p> <p>ア 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱等(以下、「国庫補助要綱」という)に基づき算定された施設整備に係る国庫補助金基本額及び設備整備に係る国庫補助基本額から、それぞれの国庫等補助</p> |

| | |
|------------------------|--|
| | 金額を控除した額に、それぞれ2分の1(知的障害者とその主たる対象者とする施設にあっては、5分の4)を乗じて得た額の合計額 イ 国庫補助要綱に基づき算定された施設整備に係る国庫補助基本額及び設備整備に係る国庫補助基本額に、それぞれ8分の1(知的障害者とその主たる対象者とする施設にあっては5分の1)を乗じて得た額の合算額 |
| 償還元金補助金 | 合計補助標準額から施設整備費等補助金の額を控除した額又は事業の実施のため借り入れた借入金の額(下関市社会福祉施設整備費等補助金交付要綱第2条第3項各号に掲げる費用に係るものを除く)のいずれか低い額を、当該借入金に係る償還期間の年数で除した額。ただし、山口県から当該借入金の償還元金に係る補助金が法人に対して交付されるときは、その交付される補助金の額を控除するものとし、かつ、当該借入金の償還元金として現に支払った額を限度とする。 |
| 平成 27 年度補助額(千円) | |
| | 2,669 |

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

当該補助金に関して、要綱等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

(3) 特定教育・保育施設業務

市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」を特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)という。

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付、その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする子ども・子育て支援法において、以下のとおり規定されている。

- 市町村は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、特定教育・保育施設から当該確認に係る教育・保育を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定教育・保育に要した費用について、施設型給付費を支給する。
- 支給認定子どもが特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けたときは、市町村は、支給認定教育・保育に要した費用について、施設型給付費として当該支給認定保護者に支給すべき額の限度において、当該支給認定保護者に代わり、当該特定教育・保育施設に支払うことができる。

上記の規定に基づき、こども未来部こども育成課は、支給認定保護者に代わり、特定教育・保育施設に対し、支給認定特定教育・保育に要した費用を支払う給付業務を行っている。

当該事業の平成 27 年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-VI-1-7 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|---------------------|-----------|-------------|
| 委託料 | 2,624,067 | 2,869,366 |
| 私立保育所施設型給付費委託 | | (2,869,366) |
| 負担金補助及び交付金 | 602,810 | 650,856 |
| 私立幼稚園・こども園施設型給付費負担金 | | (650,856) |
| 支出費用合計 | 3,226,877 | 3,520,223 |
| 一般財源 | 849,047 | 992,395 |
| 分担金・負担金 | 684,500 | 689,751 |
| 使用料及び手数料 | | 44 |
| 国庫支出金 | 1,059,469 | 1,138,406 |
| 県支出金 | 633,861 | 699,626 |
| 財源合計 | 3,226,877 | 3,520,223 |

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

このうち、私立保育所施設型給付費委託及び私立幼稚園・こども園施設型給付費負担金の概要はそれぞれ以下のとおりである。

① 私立保育所施設型給付費委託

図表3-VI-1-8 私立保育所施設型給付費委託概要

| | |
|--------|---|
| 契約名称 | 保育の実施に係る委託業務 |
| 業務場所 | 各保育所 |
| 契約期間 | 平成 27 年4月1日から平成 28 年3月 31 日まで |
| 契約内容 | 児童福祉法第7条に規定する保育所において児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、保育所保育指針その他関係法令等に基づき、保育の実施を行う。 |
| 契約相手先 | 社会福祉法人下関みらい 他 28 先(計 29 先) |
| 契約の種類 | 随意契約 |
| 随意契約理由 | 地方自治法施行令 167 条の2第1項第2号 児童の保育所入所については、保護者の申請に基づきながら、保護者の家庭状況や就労状況等から、児童の保育の実施について委託先を決定する必要がある。このことにより、児童を各該当保育所へ委託することが適当であると判断したため。 |

VI その他
1 こども未来部こども育成課

| | |
|-----------------|-----------|
| 平成 27 年度契約額(千円) | 2,835,936 |
| 管外保育園等委託料(千円) | 33,546 |
| 合計(千円) | 2,869,483 |

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】一指摘一

計上科目について

平成 27 年度歳入歳出決算調書(歳出)に計上されている委託料金額と上記 29 の保育園との契約額及び管外の保育所との契約額を集計した金額との間に以下のとおり差異が生じていた。

| 内容 | 金額(千円) |
|---------------------------------|-----------|
| 平成 27 年度歳入歳出決算調書 (目)児童措置費(節)委託料 | 2,869,366 |
| 委託契約額集計結果 | 2,869,483 |
| 差異額 | 117 |

当該差異は、管外の保育所との委託契約のうち、1つの契約に係る支出が委託料からではなく、負担金補助及び交付金から支出されていることによるものである。

歳出の内訳を適切に把握・管理するため、取引形態に応じて正確な科目で処理する必要がある。

② 私立幼稚園・こども園施設型給付費負担金

図表3-VI-1-9 私立幼稚園・こども園施設型給付費負担金概要

| | |
|---|---------------------|
| 補助事業名称 | 私立幼稚園・こども園施設型給付費負担金 |
| 対象者 | |
| 次に掲げる小学校就学前の子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの特定教育・保育の利用について行う。 | |
| 1 満3歳以上の小学校就学前子ども(次号に掲げる小学校就学前子どもに該当する者を除く) | |
| 2 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である者 | |
| 3 満3歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である者 | |
| 関連法規 | |
| 子ども・子育て支援法、内閣府告示第 49 号 | |

| 補助金額 | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|--|---------|-----------|---------|---------|------|----------------|-----------|---------|--------------|
| 子ども・子育て 支援法第 27 条 第 3 項 | 施設型給付費の額は、1月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする)とする。 1 小学校就学前子どもの区分、保育必要量、当該特定教育・保育施設の所在する地域等を勘案して算定される特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額) 2 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額 | | | | | | | | | |
| 内閣府告示 第 49 号第 2 条 | 内閣総理大臣が定める基準については、別表第2に規定するものとする。 | | | | | | | | | |
| 内閣府告示第 49 号別表第2(幼稚園) (一部抜粋)(単位:円) | | | | | | | | | | |
| 定員 区分 | 年齢 区分 | 基本部分 | | 基本加算部分 | | | | | | |
| | | 基本分単価 | | 処遇改善等加算 | | | 副園長・教頭 配置加算 | 3歳児 配置 | 改善加算 | |
| | | | A(注) | | A(注) | | | | | B(注) |
| 15人まで | 四歳以上児 | 97,630 | (103,940) | 950 | (1,020) | ×加算率 | 6,300 | 60 | (6,310) | (60 ×加算率) |
| | 三歳児 | 103,904 | | 1,020 | | ×加算率 | | ×加算率 | 6,310 | 60 ×加算率 |
| 16人から 25人まで | 四歳以上児 | 60,270 | (66,580) | 580 | (640) | ×加算率 | 3,789 | 30 | 同上 | |
| | 三歳児 | 66,580 | | 640 | | ×加算率 | | ×加算率 | | |
| 26人から 35人まで | 四歳以上児 | 44,250 | (50,560) | 420 | (480) | ×加算率 | 2,700 | 20 | | |
| | 三歳児 | 50,560 | | 480 | | ×加算率 | | ×加算率 | | |
| 36人から 45人まで | 四歳以上児 | 41,900 | (48,210) | 400 | (460) | ×加算率 | 2,100 | 20 | | |
| | 三歳児 | 48,210 | | 460 | | ×加算率 | | ×加算率 | | |
| 46人から 60人まで | 四歳以上児 | 38,760 | (45,070) | 370 | (430) | ×加算率 | 1,570 | 10 | | |
| | 三歳児 | 45,070 | | 430 | | ×加算率 | | ×加算率 | | |
| 平成 27 年度補助額(千円) | | | | 650,856 | | | | | | |

(注)A:月額調整、B:処遇改善等加算

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

当該負担金に関して、法令等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】一指摘一

計上科目について

前述①私立保育所施設型給付費委託における指摘事項「計上科目について」参照。

(4) 私立保育所施設整備費補助事業

当事業は、保育所緊急整備事業及び賃貸物件による保育所整備事業に要する経費の一部を補助することにより、保育所の整備等及び認定こども園等の新たな保育需要への対応を実施し、子どもを安心して育てることができるよう体制整備を行うことを目的としている。

当該事業の平成 27 年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-VI-1-10 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|---------------------|-------|-----------|
| 負担金補助及び交付金 | - | 132,702 |
| 子育て支援特別対策事業施設整備費補助金 | - | (132,702) |
| 支出費用合計 | (注2)- | 132,702 |
| 一般財源 | - | 44,234 |
| 県支出金 | - | 88,468 |
| 財源合計 | (注2)- | 132,702 |

(注1) ()書きは内訳数値を示している。

(注2)当事業費用は平成 26 年度繰越分を充当している。

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

子育て支援特別対策事業施設整備費補助金の概要は以下のとおりである。

図表3-VI-1-11 子育て支援特別対策事業施設整備費補助金概要

| 補助事業名称 | 子育て支援特別対策事業施設整備費補助金 |
|---|---------------------|
| 対象者 | |
| 下記の補助対象事業を実施する社会福祉法人 | |
| 対象事業 | |
| ①保育所緊急整備事業 <補助対象事業> 保育所の増築、大規模修繕等、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備 <対象経費> 本體工事費、保育所開設準備費、特殊付帯工事費、解体撤去工事費及び仮施設整備工事費 | |
| ②賃貸物件による保育所整備事業 <補助対象事業> | |

| | |
|--|--|
| 賃貸物件による新たな保育所の設置にかかる賃借料補助、改修費等補助、保育所開設準備費等 <対象経費> 賃借料補助、改修費等補助、保育所開設準備費 | |
| 関連法規 | |
| 下関市社会福祉法人の助成に関する条例 下関市子育て支援特別対策事業施設整備費補助金交付要綱 | |
| 補助金額 | |
| ①工事請負契約等を締結する単位ごとに、対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額(社会福祉法人及び学校法人の場合は、寄附金収入額を除く)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する ②下関市子育て支援特別対策事業施設整備費補助金交付要綱別表(第3条関係)(以下、「別表」という)1(3)補助基準額により算出した基準額の合計を算出する ③①により選定された額と②により算出した額のいずれか少ない方の額に3/4を乗じて得た合計額の範囲内の額を交付額とする (以下、別表より抜粋) <本体工事> | |
| 区分 | 基準額(1施設当たり) |
| 定員 20 名以下 | 81,000 千円 |
| 定員 21～30 名 | 87,600 千円 |
| 定員 31～40 名 | 98,500 千円 |
| 定員 41～70 名 | 111,800 千円 |
| 定員 71～100 名 | 146,700 千円 |
| 定員 101～130 名 | 175,200 千円 |
| 定員 131～160 名 | 203,700 千円 |
| 定員 161～190 名 | 232,200 千円 |
| 定員 191～220 名 | 262,900 千円 |
| 定員 221～250 名 | 287,000 千円 |
| 定員 251 名以上 | 317,600 千円 |
| 特殊附帯工事 | 13, 600 千円 |
| 設計料加算 | 総事業費の 5% |
| 保育所開設準備費加算 | 補助事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額 \times 1/2を定員数の増分加算 |
| ※ 増築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を | |

| <p>基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)</p> <p>※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。</p> <p><解体撤去工事、仮設施設整備工事></p> | | |
|---|-------------|-----------|
| 区分 | 基準額(1施設当たり) | |
| | 解体撤去工事費 | 仮設施設整備工事費 |
| 定員 20 名以下 | 1,796 千円 | 3,189 千円 |
| 定員 21～30 名 | 2,037 千円 | 3,904 千円 |
| 定員 31～40 名 | 2,716 千円 | 4,732 千円 |
| 定員 41～70 名 | 3,417 千円 | 6,572 千円 |
| 定員 71～100 名 | 4,819 千円 | 9,858 千円 |
| 定員 101～130 名 | 5,783 千円 | 11,830 千円 |
| 定員 131～160 名 | 7,229 千円 | 14,788 千円 |
| 定員 161～190 名 | 8,675 千円 | 16,168 千円 |
| 定員 191～220 名 | 10,121 千円 | 18,863 千円 |
| 定員 221～250 名 | 11,567 千円 | 21,558 千円 |
| 定員 251 名以上 | 13,013 千円 | 24,252 千円 |
| <p>※ 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)</p> | | |
| 平成 27 年度補助額(千円) | | 132,702 |

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

当該補助金に関して、要綱等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

2 教育部学校支援課

(1) 学校管理業務(小・中学校)

教育部学校支援課では、学校の予算配当・執行、学校への寄附採納、学校の備品・樹木・浄化槽等や用地・校舎及び付帯施設の維持管理に関する業務などを担当している。

当該学校管理業務の平成 27 年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-VI-2-1 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|---------------------|-----------|-----------|
| 報酬 | 56,071 | 55,662 |
| 給料 | 500,280 | 499,668 |
| 職員手当等 | 210,297 | 209,808 |
| 共済費 | 166,693 | 166,010 |
| 賃金 | 303 | 40 |
| 旅費 | 1,030 | 737 |
| 需用費 | 413,331 | 386,400 |
| 役務費 | 35,361 | 32,569 |
| 委託料 | 88,398 | 85,921 |
| 小・中学校電気工作物点検業務 | | (5,777) |
| 小・中学校・旧幼稚園消防設備等点検業務 | | (2,242) |
| し尿浄化槽維持管理業務 | | (12,388) |
| 機械警備業務 | | (4,405) |
| 川中中学校エレベーター保守点検業務 | | (1,879) |
| 川中中学校校舎環境衛生管理業務 | | (1,458) |
| 豊北中学校省エネルギー設備点検保守業務 | | (1,517) |
| 空調設備用自動制御機器保守点検業務 | | (1,090) |
| 豊北中学校エレベーター保守点検業務 | | (1,205) |
| その他 | | (53,957) |
| 使用料及び賃借料 | 78,909 | 72,623 |
| 工事請負費 | 63,360 | 62,904 |
| 公有財産購入費 | 3,000 | 3,000 |
| 備品購入費 | 6,933 | 6,340 |
| 負担金補助及び交付金 | 3,127 | 3,122 |
| 補償補填金 | 473 | 473 |
| 支出費用合計 | 1,627,568 | 1,585,285 |
| 一般財源 | 1,625,724 | 1,580,547 |
| 使用料及び手数料 | 753 | 727 |
| 県支出金 | 1,000 | 855 |
| 諸収入 | 91 | 3,155 |
| 財源合計 | 1,627,568 | 1,585,285 |

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:教育部学校支援課提出資料)

このうち、「小・中学校電気工作物点検業務」、「小・中学校・旧幼稚園消防設備等点検業務」、「し尿浄化槽維持管理業務」、「機械警備業務」、「川中中学校エレベーター保守点検業務」、「川中中学校校舎環境衛生管理業務」、「豊北中学校省エネルギー設備点検保守業務」、「空調設備用自動制御機器保守点検業務」、及び「豊北中学校エレベーター保守点検業務」の概要はそれぞれ以下のとおりである。

① 小・中学校電気工作物点検業務

図表3-VI-2-2 小・中学校電気工作物点検業務概要

| | | |
|---------------|---|---------|
| 契約名称 | 小・中学校電気工作物点検業務 | |
| 業務場所 | 下関市立小学校 27校、下関市立中学校 17校 | |
| 契約期間 | 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで | |
| 契約内容 | <p>①電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、指導または助言を行う 月次点検 隔月又は3箇月に1回点検 年次点検 毎年1回</p> <p>②電気工作物の設置、改造等の工事期間中にあつては、毎週1回以上の点検を行い指導または助言を行う</p> <p>③電気事故が発生した場合又は発生する恐れがある場合、臨時点検を行い下関市に対して応急措置を指導するとともに、再発防止についての指導または助言を行う</p> <p>④電気事業法に定める立入り検査の立会を行う</p> <p>⑤電気工作物の事故防止のため必要に応じて精密検査を行う(定例外業務)</p> | |
| 契約相手先 | 一般財団法人中国電気保安協会 | |
| 契約の種類 | 随意契約 | |
| 随意契約理由 | <p>地方自治法施行令167条の2第1項第2号 学校施設は災害発生時には避難場所としての機能を十分に果たすことが求められており、下関市を営業エリアとし緊急時や勤務時間外においても早急に対応できる体制を整えている必要があるため。</p> | |
| 平成27年度契約額(千円) | | 5,777 |
| 小学校費 | | (3,597) |
| 中学校費 | | (2,179) |

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:教育部学校支援課提出資料)

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】－意見－

契約業者の選定方法について

市は、小・中学校電気工作物点検業務について、随意契約により契約業者と契約している。

随意契約を採用した理由として、「学校施設は災害発生時には避難場所としての機能を十分に果たすことが求められていること」、「下関市を営業エリアとし緊急時や勤務時間外においても早急に対応できる体制を整えておく必要があること」を挙げている。確かに、当該業務は小中学校で実施されるもので、いつ避難場所となっても良いように平時から点検の実施が必要で、事故が発生した場合や、発生するおそれがある場合には、応急措置の指導をするなど、高い専門性と早急に対応できる体制が必要となる。しかし、上記の条件を満たし、過去の実績等から業務の実施に関して十分な信頼性を持つと判断できる業者が、契約相手先以外に下関市内にあるのであれば、少なくとも指名競争入札とすることも可能であったと考えられる。

そのため、当該業務について、少なくとも指名競争入札とできる可能性がないかどうかの検討も含め、随意契約とすることの妥当性について再考することが望ましいと考える。

【監査結果】－指摘－

随意契約チェックリスト(業務委託)について

平成 24 年 3 月 22 日付(下)契第 271 号下関市業務委託入札契約事務審査委員会委員長通知「業務委託に係るチェックシートの策定並びに取り組みの推進について」において、業務委託を行う場合で、契約方法が指名競争入札又は随意契約のときは該当するチェックリストにて契約方法の確認を行い、結果を執行伺と共に回議することとされているが、上記契約については、随意契約チェックリストが作成されていなかった。

業務委託に係るチェックシートの策定の趣旨は、各課所室において、随意契約や指名競争入札を行う際、過去の慣習等にとらわれることなく、法令に照らし適切に契約事務を行おうとしているかをチェックすることにより、契約方法の適切化に役立てることにある。

法令に従い適正な契約事務を執行するため、該当する場合には、上記通知に従って随意契約チェックリストにて契約方法の確認を行う必要がある。

② 小・中学校・旧幼稚園消防設備等点検業務

図表3-VI-2-3 小・中学校・旧幼稚園消防設備等点検業務概要

| | |
|------|---------------------|
| 契約名称 | 小・中学校・旧幼稚園消防設備等点検業務 |
|------|---------------------|

| | | |
|--------------------------|---|--------------------|
| 業務場所 | 小学校 33 校、中学校 12 校、旧幼稚園3園 | |
| 契約期間 | 平成 27 年7月6日から平成 28 年3月 28 日まで | |
| 契約内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・消防法に定める消防用設備等の点検 ・消防用設備等点検結果報告書の作成、関係各所への提出 ・既存設備図面の現地との相違確認 ・防火対象物定期点検の実施、点検報告書の作成及び提出 ・旧第四幼稚園(平成 27 年度解体予定)設置の消火器については、点検し学校支援課に返却する | |
| 契約相手先 | A 社 | |
| 契約の種類 | 指名競争入札 | |
| 契約理由 | 地方自治法施行令第 167 条第1項第1号 契約室登録業者のうち、本社が市内又は、支社・営業所が市内で登録してある業者で、消防用設備等点検に関する業務の実績が過去ある者。また、消防用設備等点検に関する業務が遂行でき、緊急時に即対応できる業者を指名する。 | |
| 予定価格(千円) | 2,706 | |
| 入札金額 (予定価格に 対する割合) | A 社 | 2,268 千円 83.8% |
| | B 社 | 3,078 千円 113.7% |
| | C 社 | 3,240 千円 119.7% |
| | E 社 | 6,480 千円 239.4% |
| | F 社 | 6,804 千円 251.4% |
| 平成 27 年度契約額(千円) | 2,268 | |
| 小学校費(千円) | (1,477) | |
| 中学校費(千円) | (764) | |
| 旧幼稚園費(千円)(注2) | (25) | |

(注1) ()書きは内訳数値を示している。

(注2)事務局費(一般管理業務)として計上されている。

(出所:教育部学校支援課提出資料)

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】—意見—

契約業者の選定方法について

市は、小・中学校・旧幼稚園消防設備等点検業務について、指名競争入札により契約業

者を選定している。

指名競争入札を採用した理由として、「登録業者のうち、本社、支社又は営業所が市内にある業者であること」、「消防用設備等点検に関する業務の実績があること」、及び「緊急時に即対応できる業者である必要があること」を挙げているが、この理由からは指名競争入札ではなく、条件付き一般競争入札とすることも可能であったと考えられる。

指名競争入札は、指名業者の選定に当たり、発注者の恣意性が介入するおそれがあることなどから、可能な限り一般競争入札とする必要があり、指名競争入札とすべきかどうか再考する必要があると考えられる。

③ し尿浄化槽維持管理業務

図表3-VI-2-4 し尿浄化槽維持管理業務概要

| | | |
|--------------------------|--|------------------|
| 契約名称 | し尿浄化槽維持管理業務 | |
| 業務場所 | 契約1. 下関市立安岡小学校ほか計4校(計11基) 契約2. 下関市立吉田小学校ほか計9校(計15基) 契約3. 下関市立一の宮小学校(計1基) 契約4. 下関市立王司小学校ほか計3校(計3基) 契約5. 下関市立吉見中学校(計1基) | |
| 契約期間 | 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで | |
| 契約内容 | ①浄化槽の保守点検及び清掃(汚泥調整を含む)を浄化槽法、環境省関係浄化槽法施行規則(以下、「省令」という)及び関係諸規定の規程により実施する ②技術上の基準は、省令第2条及び第3条の規定を順守する ③保守点検は、業務対象浄化槽点検回数以上、清掃は年1回以上実施するものとする ④消毒剤の補給は、必要に応じて行う | |
| 契約相手先 | C社(契約1、5) B社(契約2～4) | |
| 契約の種類 | 指名競争入札 | |
| 契約理由 | 地方自治法施行令第167条第1項第1号 専門の技術を要し、一般競争入札に適さないため。 | |
| 契約1 | | |
| 予定価格(千円) | 3,121 | |
| 入札金額 (予定価格に 対する割合) | A社 | 2,613千円 83.7% |
| | B社 | 2,630千円 84.3% |
| | C社 | 2,592千円 83.0% |

VI その他
2 教育部学校支援課

| | | | |
|--------------------------|-------|-------------------|--------------------------|
| 平成 27 年度契約額(千円) | | 2,592 | |
| 小学校費(千円) | | (1,711) | |
| 中学校費(千円) | | (881) | |
| 契約2 | | | |
| 予定価格(千円) | 5,218 | | |
| 入札金額 (予定価格に 対する割合) | A 社 | 4,536 千円 86.9% | B 社 4,514 千円 86.5% |
| | C 社 | 4,557 千円 87.3% | |
| 平成 27 年度契約額(千円) | | 4,514 | |
| 小学校費(千円) | | (2,303) | |
| 中学校費(千円) | | (2,211) | |
| 契約3 | | | |
| 予定価格(千円) | 1,767 | | |
| 入札金額 (予定価格に 対する割合) | A 社 | 1,566 千円 88.6% | B 社 1,529 千円 86.5% |
| | C 社 | 1,598 千円 90.4% | |
| 平成 27 年度契約額(千円) | | 1,529 | |
| 契約4 | | | |
| 予定価格(千円) | 2,802 | | |
| 入札金額 (予定価格に 対する割合) | A 社 | 2,438 千円 87.0% | B 社 2,424 千円 86.5% |
| | C 社 | 2,484 千円 88.6% | |
| 平成 27 年度契約額(千円) | | 2,424 | |
| 小学校費(千円) | | (2,230) | |
| 中学校費(千円) | | (194) | |
| 契約5 | | | |
| 予定価格(千円) | 1,535 | | |
| 入札金額 (予定価格に 対する割合) | A 社 | 1,350 千円 87.9% | B 社 1,342 千円 87.4% |
| | C 社 | 1,328 千円 86.5% | |
| 平成 27 年度契約額(千円) | | 1,328 | |

| 契約1～5合計 | |
|-----------------|---------|
| 平成 27 年度契約額(千円) | 12,388 |
| 小学校費(千円) | (7,773) |
| 中学校費(千円) | (4,615) |

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:教育部学校支援課提出資料)

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】－意見－

契約業者の選定方法について

市は、し尿浄化槽維持管理業務について、指名競争入札により契約業者を選定している。

指名競争入札を採用した理由として、「専門の技術を要すること」を挙げているが、この理由のみでは指名競争入札ではなく、条件付き一般競争入札とすることも可能と考えられる。

し尿浄化槽の維持管理は、清掃と、それにより抜き取った一般廃棄物たる浄化槽汚泥の収集運搬及び保守点検を行うものであるが、このうち、一般廃棄物の処理については、平成 26 年 10 月 8 日付け環廃対発第 1410081 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について(通知)」で明らかのように、市に統括的責任があることから、一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、市は業の許可の適正な運用を行うとともに、市が排出する一般廃棄物の収集運搬及びこれと密接に関連する清掃等の業務の委託について、「下関市浄化槽維持管理業務共同企業体取扱要綱」を定め、これに基づき、所要の許可等を有し、これらの業務をすべて適正に実施することができる複数の事業者の間で結成された共同企業体により、し尿浄化槽維持管理業務委託を行うこととしている。

したがって、これらの趣旨を踏まえると、指名競争入札とした理由として、「この業務は専門の技術を要し、一般競争入札に適さないため」のみでは不十分であり、地方自治法施行令第 167 条第 1 号に基づき、個別具体的に記載すべきと考えられる。

【監査結果】－指摘－

指名競争入札チェックリスト(業務委託)について

平成 24 年 3 月 22 日付(下)契第 271 号下関市業務委託入札契約事務審査委員会委員長通知「業務委託に係るチェックシートの策定並びに取り組みの推進について」において、業務委託を行う場合で、契約方法が指名競争入札又は随意契約のときは該当するチェックリストにて契約方法の確認を行い、結果を執行伺と共に回議することとされているが、上記契

約については、指名競争入札チェックリストが作成されていなかった。

業務委託に係るチェックシートの策定の趣旨は、各課所室において、随意契約や指名競争入札を行う際、過去の慣習等にとらわれることなく、法令に照らし適切に契約事務を行おうとしているかをチェックすることにより、契約方法の適切化に役立てることにある。

法令に従い適正な契約事務を執行するため、該当する場合には、上記通知に従って指名競争入札チェックリストにて契約方法の確認を行う必要がある。

④ 機械警備業務

図表3-VI-2-5 機械警備業務概要

| | | | | |
|--------------------------|--|-------------------|-----|--------------------|
| 契約名称 | 機械警備業務(菊川・豊田・豊北教育支所管内小学校) | | | |
| 業務場所 | <ul style="list-style-type: none"> ・契約1: 菊川教育支所管内小学校3校(下関市立豊東小学校、下関市立岡枝小学校、下関市立檜崎小学校) ・契約2: 豊田教育支所管内小学校5校(下関市立殿居小学校、下関市立豊田中小学校、下関市立三豊小学校、下関市立西市小学校、下関市立豊田下小学校) ・契約3: 豊北教育支所管内小学校6校(下関市立神玉小学校、下関市立角島小学校、下関市立神田小学校、下関市立阿川小学校、下関市立栗野小学校、下関市立滝部小学校) | | | |
| 契約期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・契約1: 平成 27 年4月1日から平成 30 年3月 31 日まで ・契約2: 平成 23 年4月1日から平成 28 年3月 31 日まで ・契約3: 平成 26 年7月1日から平成 29 年6月 30 日まで | | | |
| 契約内容 | (1)火災、盗難及び損壊行為の早期発見と拡大防止 (2)施設の異常確知時における関係先への通報、連絡 (3)警備装置等の点検及び警備実施事項の報告 | | | |
| 契約相手先 | A 社 | | | |
| 契約の種類 | 条件付き一般競争入札 | | | |
| 契約1 | | | | |
| 予定価格(千円) | 4,325 | | | |
| 入札金額 (予定価格に 対する割合) | A 社 | 4,047 千円 93.6% | B 社 | 4,548 千円 105.2% |
| | C 社 | 4,199 千円 97.1% | | |
| 契約額(千円) | | 4,047 | | |
| 平成 27 年度分(千円) | | 1,349 | | |
| 契約2 | | | | |
| 予定価格(千円) | 6,709 | | | |

| | | | | |
|--------------------------|-------|--------------------|-------|---------------------|
| 入札金額 (予定価格に 対する割合) | A 社 | 5,670 千円 84.5% | B 社 | 9,720 千円 144.9% |
| | C 社 | 8,100 千円 120.7% | D 社 | 14,904 千円 222.1% |
| | E 社 | 9,072 千円 135.2% | F 社 | 15,574 千円 232.1% |
| 契約額(千円)(注2) | | | 5,670 | |
| 平成 27 年度分(千円)(注2) | | | 1,166 | |
| 契約3 | | | | |
| 予定価格(千円) | 5,668 | | | |
| 入札金額 (予定価格に 対する割合) | A 社 | 5,668 千円 100.0% | / | |
| 契約額(千円) | | | | |
| 平成 27 年度分(千円) | | | 1,889 | |
| 契約1～3合計 | | | | |
| 平成 27 年度分(千円) | | | 4,405 | |

(注1) ()書きは内訳数値を示している。

(注2)契約額は消費税率5%の税込金額、平成 27 年度分は消費税率8%の税込金額を記載している。

(出所:教育部学校支援課提出資料)

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】－意見－

契約単位の設定について

機械警備業務の委託契約は、上記菊川・豊田・豊北教育支所管内小学校の機械警備業務委託のほか各小・中学校単位で行われている。これは、地元中小企業等も入札可能となるよう契約単位を小さくしているものと伺っているが、結果として委託先は限定的となっている。

平成 27 年度における機械警備業務の契約数は 50 を超えており、いずれも契約内容は同様であるが、契約毎に手続を行う必要があるため、業務の効率性が損なわれているおそれがある。また、契約単位を見直すことにより、委託料の縮減につながる可能性もあると考えられる。

したがって、業務の効率化及び経済性の観点から、地元中小企業等の過去の入札実績等を勘案し、複数の契約をひとつにまとめるなど、契約単位の見直しを行うことが望ましいと

考える。

⑤ 川中中学校エレベーター保守点検業務

図表3-VI-2-6 川中中学校エレベーター保守点検業務概要

| | | |
|-----------------|---|--|
| 契約名称 | 川中中学校エレベーター保守点検業務 | |
| 業務場所 | 川中中学校 下関市伊倉新町四丁目6番1号 | |
| 契約期間 | 平成 27 年4月1日から平成 28 年3月 31 日まで | |
| 契約内容 | <p>①遠隔監視メンテナンス エレベーターの運行状態を点検・確認するための遠隔点検・監視装置を設置し、電話回線を介しサービス情報センターにて常時運行状態を監視し、定期的に機器及び運行機能を点検する。</p> <p>②定期点検 定期的に技術員を派遣してエレベーター機器全般を点検し、必要に応じ清掃、給油、調整を行い、性能を最高に維持するよう適切な処置を行う。定期点検の結果については、「定期点検報告書」にて報告する。</p> <p>③定期整備 稼働頻度などの稼働データを考慮した適切な保守計画及び定期点検の結果により機器の性能に必要と判断される場合は、技術員を派遣し、直ちに修理又は部品の取替を行う。</p> <p>④年次検査 建築基準法に基づき、年1回年次検査員を派遣し、機器装置の細部を調査する。調査結果については、「定期検査報告書」にて報告する。</p> | |
| 契約相手先 | 東芝エレベーター(株) | |
| 契約の種類 | 随意契約 | |
| 随意契約理由 | 地方自治法施行令 167 条の2第1項第2号 現在稼働しているエレベーターは東芝製であり、これを専門的に修繕、保守し、故障時等の緊急時にも、早急かつ十分な対応が可能な業者は東芝エレベーター(株)のみであるため。 | |
| 平成 27 年度契約額(千円) | 1,879 | |

(出所:教育部学校支援課提出資料)

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】一指摘一

随意契約チェックリスト(業務委託)について

平成 24 年 3 月 22 日付(下)契第 271 号下関市業務委託入札契約事務審査委員会委員長通知「業務委託に係るチェックシートの策定並びに取り組みの推進について」において、業務委託を行う場合で、契約方法が指名競争入札又は随意契約のときは該当するチェックリストにて契約方法の確認を行い、結果を執行伺と共に回議することとされているが、上記契約については、随意契約チェックリストが作成されていなかった。

業務委託に係るチェックシートの策定の趣旨は、各課所室において、随意契約や指名競争入札を行う際、過去の慣習等にとらわれることなく、法令に照らし適切に契約事務を行おうとしているかをチェックすることにより、契約方法の適切化に役立てることにある。

法令に従い適正な契約事務を執行するため、該当する場合には、上記通知に従って随意契約チェックリストにて契約方法の確認を行う必要がある。

⑥ 川中中学校校舎環境衛生管理業務

図表3-VI-2-7 川中中学校校舎環境衛生管理業務概要

| | | | |
|--------------------------|--|-------------------|--------------------------|
| 契約名称 | 川中中学校校舎環境衛生管理業務 | | |
| 業務場所 | 川中中学校 下関市伊倉新町四丁目6番1号 | | |
| 契約期間 | 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで | | |
| 契約内容 | (A)空気環境測定(2月以内ごとに1回) 測定場所に設置してある空気調和設備及び機械換気設備を別々に運転し、測定項目内容を測定する。 (B)空気調和設備維持管理(年1回) 指定場所に設置してある空気調和設備の室内機に内蔵されているフィルターの清掃を行う。 (C)水質検査(検査項目ごとに7日以内ごとに1回、6月以内ごとに1回、6月1日から9月 30 日までの間に1回) (D)ねずみ等防除(6月以内に1回) | | |
| 契約相手先 | B 社 | | |
| 契約の種類 | 指名競争入札 | | |
| 契約理由 | 地方自治法施行令第 167 条第 1 項第 1 号 この業務は、専門の技術を要し、一般競争入札に適さないため。 | | |
| 予定価格(千円) | 1,737 | | |
| 入札金額 (予定価格に 対する割合) | A 社 | 1,620 千円 93.2% | B 社 1,458 千円 83.9% |
| | C 社 | 1,566 千円 90.1% | D 社 1,523 千円 87.6% |

| | |
|-----------------|-------|
| 平成 27 年度契約額(千円) | 1,458 |
|-----------------|-------|

(出所:教育部学校支援課提出資料)

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】－意見－

契約業者の選定方法について

市は、川中中学校校舎環境衛生管理業務について、指名競争入札により契約業者を選定している。

指名競争入札を採用した理由として、「専門の技術を要すること」を挙げているが、この理由からは指名競争入札ではなく、条件付き一般競争入札とすることも可能であったと考えられる。

指名競争入札は、指名業者の選定に当たり、発注者の恣意性が介入するおそれがあることなどから、可能な限り一般競争入札とする必要があり、指名競争入札とすべきかどうか再考する必要があると考えられる。

【監査結果】－意見－

予定価格の算定について

当該委託業務に関する予定価格は、前年度に当該業務を受託した業者1社から見積書入手し、当該見積金額にその他費用を加味することで算定されている。実際の入札者の中には、見積書を市に提示した業者も含まれているため、見積書を発行した業者が落札する可能性が高くなっている。

下関市契約規則には、予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易度、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないと規定されている。具体的な算定方法についての定めはないが、予定価格の算出は、競争の公正性を確保するために重要な意義を有するものであるため、複数業者より見積書入手する等予定価格の算定について検討することが望ましいと考える。

⑦ 豊北中学校省エネルギー設備点検保守業務

図表3-VI-2-8 豊北中学校省エネルギー設備点検保守業務概要

| | |
|------|---|
| 契約名称 | 豊北中学校省エネルギー設備点検保守業務 |
| 業務場所 | 豊北中学校 下関市豊北町大字滝部 1244 番地 36 |
| 契約期間 | 平成 27 年4月1日から平成 28 年3月 31 日まで |
| 契約内容 | 豊北中学校の省エネルギー設備の保守点検業務 ・地熱ヒートポンプシステム点検(年2回) |

| | |
|------------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・氷蓄熱パッケージエアコン点検(年1回) ・ポンプ点検(年2回) |
| 契約相手先 | 三機工業(株) |
| 契約の種類 | 随意契約 |
| 随意契約理由 | <p>地方自治法施行令 167 条の2第1項第2号 省エネルギー設備は様々な設備機械から構築されているが、それぞれの機器の総合的なバランスを踏まえた調整・点検が必要になる。また、蓄熱システムは独自の保守メンテのノウハウがあり通常の設備業者では点検等できない機種となっているため、この設備の導入時の施工者で現場の機器の性能又は、設定等熟知した業者と随意契約とするもの。</p> |
| 平成 27 年度契約額 (千円) | 1,517 |

(出所:教育部学校支援課提出資料)

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

⑧ 空調設備用自動制御機器保守点検業務

図表3-VI-2-9 空調設備用自動制御機器保守点検業務概要

| | |
|--------|--|
| 契約名称 | 空調設備用自動制御機器保守点検業務 |
| 業務場所 | 豊北中学校 下関市豊北町大字滝部 1244 番地 36 |
| 契約期間 | 平成 27 年4月1日から平成 28 年3月 31 日まで |
| 契約内容 | <p>基本保守 (1)熱源・ローカル一般機器 年1回総合点検整備、巡回訪問を通じて専属の専門技術員が信頼性維持のための保守業務を実施する。</p> <p>EV 総合サービス (1)セントラル 専属の専門技術員が一貫して保守点検作業を計画・実施し、常に信頼性の高い状態でのシステムの維持管理を行う。</p> |
| 契約相手先 | アズビル(株) |
| 契約の種類 | 随意契約 |
| 随意契約理由 | <p>地方自治法施行令 167 条の2第1項第2号 空調設備用自動制御機器は、特殊機器でありメーカーにしか点検することができないため。</p> |

| | |
|-----------------|-------|
| 平成 27 年度契約額(千円) | 1,090 |
|-----------------|-------|

(出所:教育部学校支援課提出資料)

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

⑨ 豊北中学校エレベーター保守点検業務

図表3-VI-2-10 豊北中学校エレベーター保守点検業務概要

| | |
|-----------------|---|
| 契約名称 | 豊北中学校エレベーター保守点検業務 |
| 業務場所 | 豊北中学校 下関市豊北町大字滝部 1244 番地 36 |
| 契約期間 | 平成 27 年4月1日から平成 28 年3月 31 日まで |
| 契約内容 | (1)点検・手入れ保全(点検項目ごとに周期の定めあり) (2)遠隔点検 (3)遠隔監視 (4)消耗部品供給 (5)機能維持工事 (6)定期検査(年1回) (7)緊急時の対応 |
| 契約相手先 | 三菱電機ビルテクノサービス(株) |
| 契約の種類 | 随意契約 |
| 随意契約理由 | 地方自治法施行令 167 条の2第1項第2号 エレベーターの保守業務は精密機械であり、各メーカーのノウハウもあるため、設置されているエレベーターに精通している必要がある。したがって、設置機種 of 専門業者に委託することにより、より適切な保守点検を行うことができるため随意契約とする。 |
| 平成 27 年度契約額(千円) | 1,205 |

(出所:教育部学校支援課提出資料)

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】－意見－

契約形態の検討について

エレベーターの保守点検業務の契約には、POG(パーツ・オイル・グリース)契約とフルメンテナンスマン契約がある。POG 契約は定期的な点検、注油、少額の消耗品の補充・交換を行うものであり、フルメンテナンスマン契約は POG 契約に加え、計画的に機械部品、電気部品の交換

を行い機能の維持を最大限達成する契約である。いずれの契約を選択するかは、エレベーターの経年劣化の状況、利用頻度、緊急度などを考慮して決定する必要があると考えられるが、市においては安全性と経済性の両面から検討を加えた結果、安全性を優先的に考慮し、フルメンテナンス契約により保守点検業務を委託している。

エレベーターの保守点検業務の契約の選択について、市はPOG 契約とフルメンテナンス契約のそれぞれのメリット・デメリットを検証しメンテナンスの採用基準を設け、各施設所管課が適切な保守管理方法を選択できるよう、平成 29 年 1 月 12 日に「エレベーター保守点検手法について」((下)管第 1671 号総務部長通知)が通知され、当該通知の「エレベーター保守点検手法の選択における指針」において、費用削減の面から可能な限り POG 契約が推奨されている。

したがって、今後、エレベーターの保守点検業務の契約を締結するに当たっては、当該通知の趣旨を鑑み、POG 契約とフルメンテナンス契約の選択検討を慎重に行うことが望まれる。

(2) 教育整備推進事業(小・中学校)

当事業は、「第2次下関市総合計画」において、学校の教育力の向上のための事業として掲げられている教育環境の整備に関連するものであり、市内小・中学校の教材教具を整備することを目的としている。

当該事業の平成 27 年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-VI-2-11 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|----------------------|---------|---------|
| 需用費 | 152,667 | 144,572 |
| 委託料 | 2,532 | 1,708 |
| 社会科副読本「わたしたちの下関」作成業務 | | (1,126) |
| その他 | | (581) |
| 使用料及び賃借料 | 34,128 | 30,075 |
| 備品購入費 | 57,071 | 51,497 |
| 支出費用合計 | 246,398 | 227,853 |
| 一般財源 | 243,331 | 223,943 |
| 国庫支出金 | 3,000 | 2,842 |
| 寄付金 | - | 1,000 |
| 諸収入 | 67 | 67 |
| 財源合計 | 246,398 | 227,853 |

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:教育部学校支援課提出資料)

社会科副読本「わたしたちの下関」作成業務の概要は以下のとおりである。

図表3-VI-2-12 社会科副読本「わたしたちの下関」作成業務概要

| | | |
|--------------------------|--|--------------------------|
| 契約名称 | 社会科副読本「わたしたちの下関」作成業務 | |
| 業務場所 | 小学校 50 校及び学校支援課(納品場所) | |
| 契約期間 | 平成 27 年 12 月 16 日から平成 28 年 3 月 28 日まで | |
| 契約相手先 | B 社 | |
| 契約内容 | 社会科副読本「わたしたちの下関」の作成及び印刷 (1)印刷物のデザイン及びレイアウトの作成(原稿は、教育委員会が提供する) (2)図、グラフ、地図等の編集及び挿入 (3)印刷物の印刷及び納品 (4)印刷物の仕分け及び梱包 (5)完成データを PDF ファイルで保存した CD の納品 | |
| 契約の種類 | 条件付き一般競争入札 | |
| 予定価格(千円) | 1,919 | |
| 入札金額 (予定価格に 対する割合) | A 社 1,177 千円 61.3% | B 社 1,126 千円 58.7% |
| 平成 27 年度契約額(千円) | 1,126 | |

(注) () 書きは内訳数値を示している。

(出所:教育部学校支援課提出資料)

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

(3) 耐震補強事業(小・中学校)

当事業は、旧耐震基準で建設された Is 値(地震力に対する建物の強度・靱性を考慮し算出される構造耐震指標)0.7 未満の校舎・屋内運動場の適切な耐震化、大規模空間を有する校舎の非構造部材の耐震化をすることを目的とする。

「第2次下関市総合計画」において、子どもたちが、安全な環境の中で安心して学び、様々な体験活動を通して成長し、社会で活躍できるよう、すべての学校において質の高い教育環境を確保することが求められているとされ、老朽化が著しい施設については大規模な改修を検討する必要があること、施設・設備の老朽化が著しい給食施設については集約化や公会計化、民間委託化を図る必要があるとしている。

学校施設の耐震化や老朽施設の改善などの整備の推進に加え、施設の計画的な集約化等を検討するなど安全な教育環境の整備に努めるという基本方向の下、以下の事業が挙げられている。

| 事業 | 事業概要 |
|-------------|--|
| 学校給食施設の管理運営 | 施設、設備の老朽化が著しい給食施設の集約化や公会計化、民間委託化を図るため、学校給食施設再編整備の検討を行う。 |
| 安全な施設、設備の充実 | 児童生徒及び教職員が安全・安心な校舎で快適な学校生活・教育活動ができるように小・中学校の耐震化及び長寿命化を行う。また、下関商業高等学校体育館の耐震化を進める。 |

(出所:第2次下関市総合計画)

平成 27 年度においては、「下関市立小・中学校耐震化計画」(平成 19 年3月策定)に基づいて、補強計画策定8棟、実施設計 31 棟の業務委託と耐震補強工事 29 棟を実施し、耐震化率は 89.8%となっている。その他、緊急の対策が必要な大規模空間を有する 11 棟の屋内運動場の吊り天井等の非構造部材の耐震化を進めるための実施設計業務委託を行っている。

当該事業の平成 27 年度における予算決算数値は以下のとおりである。

図表3-VI-2-13 予算決算数値

(単位:千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|-------------------------------------|-----------|-----------|
| 役務費 | 2,896 | 1,605 |
| 委託料 | 29,420 | 19,971 |
| 小月、王司、王喜(屋)小学校非構造部材耐震改修実施設計業務 | | (7,832) |
| 室津、誠意、川棚、宇賀、栗野(屋)小学校非構造部材耐震改修実施設計業務 | | (6,426) |
| 下関市立養治小学校校舎(1)耐震補強計画見直し業務 | | (1,069) |
| 川中、長成、豊北(武)、豊北(屋)中学校非構造部材耐震改修実施設計業務 | | (4,644) |
| 工事請負費 | 2,625,200 | 1,853,847 |
| 支出費用合計 | 2,657,516 | 1,875,424 |
| 一般財源 | 43,351 | 165,220 |
| 国庫支出金 | 751,865 | 719,504 |
| 市債 | 1,862,300 | 990,700 |
| 諸収入 | - | 0 |

| | | |
|------|-----------|-----------|
| 財源合計 | 2,657,516 | 1,875,424 |
|------|-----------|-----------|

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:教育部学校支援課提出資料)

このうち、「小月、王司、王喜(屋)小学校非構造部材耐震改修実施設計業務」、「室津、誠意、川棚、宇賀、栗野(屋)小学校非構造部材耐震改修実施設計業務」、「下関市立養治小学校校舎(1)耐震補強計画見直し業務」、及び「川中、長成、豊北(武)、豊北(屋)中学校非構造部材耐震改修実施設計業務」の概要、並びに耐震補強工事(工事請負費)に関する事項はそれぞれ以下のとおりである。

① 小月、王司、王喜(屋)小学校非構造部材耐震改修実施設計業務

図表3-VI-2-14 小月、王司、王喜(屋)小学校非構造部材耐震改修実施設計業務概要

| | | | | |
|----------------------|---|-------------------|----|-------------------|
| 契約名称 | 小月、王司、王喜(屋)小学校非構造部材耐震改修実施設計業務 | | | |
| 業務場所 | 小月小学校屋内運動場 下関市小月西の台6番1号 王司小学校屋内運動場 下関市王司神田六丁目9番1号 王喜小学校屋内運動場 下関市王喜本町二丁目12番30号 | | | |
| 契約期間 | 平成27年7月9日から平成28年3月18日まで | | | |
| 契約相手先 | F社 | | | |
| 契約内容 | 学校施設における天井等落下防止対策のための手引きに基づき、以下の設計を行う。 ・アリーナ、ステージの天井非構造部材の耐震化設計、アリーナ天井材撤去、ステージ耐震天井改修、撤去後の意匠設計、天井吊りバスケットゴールの耐震化 ・上記に伴う電気設備の耐震化設計 ・上記に伴う機械設備の耐震化設計 | | | |
| 契約の種類 | 条件付き一般競争入札 | | | |
| 予定価格(千円) | 5,618 | | | |
| 入札金額 (予定価格に対する割合) | A社 | 6,156千円 109.6% | B社 | 7,776千円 138.4% |
| | C社 | 6,102千円 108.6% | D社 | 5,724千円 101.9% |
| | E社 | 8,100千円 144.2% | F社 | 5,508千円 98.0% |
| | G社 | 6,156千円 109.6% | H社 | 8,100千円 144.2% |
| | I社 | 6,156千円 109.6% | J社 | 5,778千円 102.9% |

| | | | |
|-----------------|-----|--------------------|-------|
| | K 社 | 6,480 千円 115.3% | |
| 平成 27 年度契約額(千円) | | | 7,832 |

(出所:教育部学校支援課提出資料)

本契約においては、以下の理由により増額変更及び工期延伸が行われている。上記概要図表中の契約期間、及び平成 27 年度契約額(税込)は変更後で記載している。

(変更理由)

現地目視確認及び設計図書を確認した結果、石綿を含有する建材の使用の有無が確認できないため、石綿含有建材の分析調査を行う必要が生じた。また、このことに伴い、当初予定していた平成 28 年 2 月 26 日までに施工を終えることが困難となったため。

(変更内容)

| | 契約額(千円) | 契約期間 |
|-------|---------|-----------------------------------|
| 当初契約 | 5,508 | 平成 27 年 7 月 9 日から平成 28 年 2 月 26 日 |
| 変更後契約 | 7,832 | 平成 27 年 7 月 9 日から平成 28 年 3 月 18 日 |

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

② 室津、誠意、川棚、宇賀、栗野(屋)小学校非構造部材耐震改修実施設計業務
図表3-VI-2-15 室津、誠意、川棚、宇賀、栗野(屋)小学校
非構造部材耐震改修実施設計業務概要

| | |
|-------|---|
| 契約名称 | 室津、誠意、川棚、宇賀、栗野(屋)小学校非構造部材耐震改修実施設計業務 |
| 業務場所 | 室津小学校屋内運動場 下関市豊浦町大字室津下字新田 152 番地 1 誠意小学校屋内運動場 下関市豊浦町大字黒井字才舂 2200 番地 川棚小学校屋内運動場 下関市豊浦町大字川棚後楽 3650 番地 1 宇賀小学校屋内運動場 下関市豊浦町大字宇賀字ふけ 4961 番地 栗野小学校屋内運動場 下関市豊北町大字栗野字妙見 3349 番地 |
| 契約期間 | 平成 27 年 7 月 9 日から平成 28 年 2 月 26 日まで |
| 契約相手先 | H 社 |
| 契約内容 | 学校施設における天井等落下防止対策のための手引きに基づき、以下の設計を行う。 ・アリーナ、ステージの天井非構造部材の耐震化設計、アリーナ天井材撤去、ステージ耐震天井改修、撤去後の意匠設計、アリーナ天井反射幕(電動ロールスクリーン)撤去 |

| | | |
|--------------------------|------------------|--------------------|
| | ・上記に伴う電気設備の耐震化設計 | |
| 契約の種類 | 条件付き一般競争入札 | |
| 予定価格(千円) | 6,931 | |
| 入札金額 (予定価格に 対する割合) | A 社 | 6,480 千円 93.5% |
| | B 社 | 6,588 千円 95.1% |
| | C 社 | 6,696 千円 96.6% |
| | D 社 | 6,696 千円 96.6% |
| | E 社 | 7,020 千円 101.3% |
| | F 社 | 6,912 千円 99.7% |
| | G 社 | 6,534 千円 94.3% |
| | H 社 | 6,426 千円 92.7% |
| | I 社 | 6,642 千円 95.8% |
| | J 社 | 6,588 千円 95.1% |
| 平成 27 年度契約額(千円) | 6,426 | |

(出所:教育部学校支援課提出資料)

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

③ 下関市立養治小学校校舎(1)耐震補強計画見直し業務

図表3-VI-2-16 下関市立養治小学校校舎(1)耐震補強計画見直し業務概要

| | |
|--------|---|
| 契約名称 | 下関市立養治小学校校舎(1)耐震補強計画見直し業務 |
| 業務場所 | 養治小学校 下関市本町二丁目6番1号 |
| 契約期間 | 平成 27 年 11 月 6 日から平成 28 年 2 月 8 日まで |
| 契約内容 | 現在耐震補強工事を実施中の養治小学校校舎(1)について、当初の補強計画の評価を受けた日本 ERI 株式会社に対して、補強計画の変更の確認及び評価の再取得を行う。 |
| 契約相手先 | (株)早川金助建築研究所 |
| 契約の種類 | 随意契約 |
| 随意契約理由 | 地方自治法施行令 167 条の2第1項第2号 養治小学校校舎(1)については、耐震改修工事(平成 27 年 7 月契約)の施工中であるが、躯体の仕上げ材を撤去し既存コンクリート躯体の状況を確認したところ、当該既存コンクリート躯体への耐震補強部材の設置が困難であることが判明したため、早急に耐震補強計画の見直しを行う必要が生じた。耐震補強計画の見直しは、耐震判定委員会に提出した報告書の内容についての再評価を得なければならず、 |

| | |
|-----------------|--|
| | 本業務の緊急性を考慮すると本業務を行うものは、当該校舎の耐震診断及び耐震判定委員会に提出した報告書の内容を熟知している必要がある。当該校舎の構造等を熟知している業者であれば、期間が短縮でき価格も有利であるため、内容、目的、及び緊急性等を考慮し、当該校舎の補強計画を策定した業者との随意契約とする。 |
| 平成 27 年度契約額(千円) | 1,069 |

(出所:教育部学校支援課提出資料)

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

④ 川中、長成、豊北(武)、豊北(屋)中学校非構造部材耐震改修実施設計業務

図表3-VI-2-17 川中、長成、豊北(武)、豊北(屋)中学校非構造部材耐震改修実施設計業務概要

| | | | |
|----------------------|---|--------------------|---------------------------|
| 契約名称 | 川中、長成、豊北(武)、豊北(屋)中学校非構造部材耐震改修実施設計業務 | | |
| 業務場所 | 川中中学校武道場 下関市伊倉新町四丁目6番1号 長成中学校武道場 下関市長府日の出町4番1号 豊北中学校屋内運動場 下関市豊北町大字滝部幸神 1244 番地 36 豊北中学校武道場 下関市豊北町大字滝部幸神 1244 番地 36 | | |
| 契約期間 | 平成 27 年7月7日から平成 28 年2月 26 日まで | | |
| 契約相手先 | D 社 | | |
| 契約内容 | 学校施設における天井等落下防止対策のための手引きに基づき、以下の設計を行う。 ・武道場の天井非構造部材の耐震化設計 ・上記に伴う電気設備の耐震化設計 ・上記に伴う機械設備の耐震化設計 | | |
| 契約の種類 | 条件付き一般競争入札 | | |
| 予定価格(千円) | 4,915 | | |
| 入札金額 (予定価格に対する割合) | A 社 | 4,892 千円 99.5% | B 社 5,346 千円 108.8% |
| | C 社 | 5,184 千円 105.5% | D 社 4,644 千円 94.5% |
| 平成 27 年度契約額(千円) | 4,644 | | |

(出所:教育部学校支援課提出資料)

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平

成 27 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、
検出事項はなかった。

⑤ 耐震補強工事(工事請負費)に関する事項

小・中学校の耐震化及び長寿命化、及び学校給食施設の管理運営に関しては、市が重点的に取り組んでいる項目であり、前述のとおり平成 27 年度においては、「下関市立小・中学校耐震化計画」に基づいて、補強計画策定8棟、実施設計 31 棟の業務委託と耐震補強工事 29 棟を実施し、耐震化率は 89.8%となっている。

なお、平成 27 年度発注の工事の一部が延伸となっていたが、当該工事が平成 28 年7月に完了し、耐震化率は 90%以上という平成 27 年度末目標を上回り 92.5%を達成している。

【監査結果】－意見－

学校給食施設の耐震化について

市は、耐震化に優先して取り組んでいるが、以下のとおり耐震診断未了の建物、及び耐震診断は実施しているが耐震補強工事未完了の建物も存在している。

| No | 学校名 | 建物名 | 建築年月 | 各業務実績(年度) | | 備考 |
|----|------|-----------|---------|-----------|-------|--------|
| | | | | 診断 | 結果Is値 | |
| 1 | A小学校 | 給食室 | S57年3月 | 未実施 | － | |
| 2 | B小学校 | 普通・特別・管理棟 | S12年1月 | H23 | 0.7未満 | 統廃合(注) |
| 3 | C小学校 | 給食室 | S53年12月 | 未実施 | － | 統廃合(注) |
| 4 | D小学校 | 特別・普通棟 | S30年3月 | H23 | 0.7未満 | 統廃合(注) |
| 5 | E小学校 | 普通・特別棟 | S34年3月 | H23 | 0.7未満 | 統廃合(注) |
| 6 | F小学校 | 特別・管理棟 | S33年3月 | H23 | 0.7未満 | 統廃合(注) |
| 7 | G小学校 | 給食室 | S52年3月 | 未実施 | － | |
| 8 | H小学校 | 普通・特別・管理棟 | S28年3月 | H23 | 0.7未満 | 統廃合(注) |
| 9 | I小学校 | 普通・特別棟 | S31年3月 | H24 | 0.7未満 | 統廃合(注) |
| 10 | J小学校 | 給食室 | S53年3月 | 未実施 | － | |
| 11 | K小学校 | 給食室 | S51年3月 | 未実施 | － | |
| 12 | L小学校 | 給食室 | S54年9月 | 未実施 | － | |
| 13 | M小学校 | 給食室 | S50年3月 | 未実施 | － | |
| 14 | N小学校 | 普通・管理・特別棟 | S55年3月 | H23 | 0.7未満 | 統廃合(注) |
| 15 | O小学校 | 給食室 | S42年3月 | 未実施 | － | |
| 16 | P小学校 | 給食室 | S52年3月 | 未実施 | － | |
| 17 | Q小学校 | 給食室 | S54年3月 | 未実施 | － | |
| 18 | R小学校 | 給食室 | S56年3月 | 未実施 | － | |
| 19 | S小学校 | 管理・普通棟 | S31年3月 | H23 | 0.7未満 | 統廃合(注) |

| | | | | | | |
|----|------|--------|---------|-----|-------|--------|
| 20 | T小学校 | 管理・特別棟 | S47年3月 | H20 | 0.7未満 | 統廃合(注) |
| 21 | U中学校 | 普通棟 | S35年3月 | H23 | 0.7未満 | 統廃合(注) |
| 22 | V中学校 | 普通棟 | S36年3月 | H23 | 0.7未満 | 統廃合(注) |
| 23 | W中学校 | 普通棟 | S47年12月 | H23 | 0.7未満 | 統廃合(注) |
| 24 | X中学校 | 特別・管理棟 | S49年6月 | H21 | 0.7未満 | 統廃合(注) |
| 25 | Y中学校 | 給食室 | S53年8月 | 未実施 | — | |

(注)「下関市学校適正規模・適正配置基本計画(平成27年8月)」において統廃合対象となっている学校

(出所:教育部学校支援課提出資料)

「下関市立学校適正規模・適正配置基本計画(平成27年8月)」(以下、本意見において「基本計画」という)における統廃合対象校については、耐震性の指標とするIs値が0.7未満であり、また、給食室については、耐震診断未了となっている。

基本計画による統廃合対象校は統合が進められるため、耐震補強工事の対象外とされている。また、給食室については、現在学校給食施設の再編整備が検討されていることから、耐震診断が行われていない。なお、これらの計画において、対象棟が存続するよう計画が変更された場合は、耐震診断や耐震補強工事を行うこととしている。

しかし、統廃合計画や再編整備計画があるため耐震化が未了という現状においても、上記建物を児童・生徒が使用する可能性があり、その安全性が懸念される。

耐震補強工事未完了の統廃合対象校については、基本計画に従い統廃合を進め、学校給食施設の再編整備については、再編整備の検討主体である教育部学校保健給食課と学校の用地・校舎・附帯施設の維持管理を担当する学校支援課双方で確認しながら早期に方針決定を目指すとともに、児童・生徒の使用可能性等を勘案し、安全性の観点から早期に耐震診断を行い、耐震補強工事の要否について再度検討することが必要と考える。

3 都市整備部公園緑地課

(1) 公園遊器具等安全点検業務

国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)(平成26年6月)」(以下、「指針」という)によると、遊具の安全確保に当たり、リスクを適切に管理し、ハザードの除去に努めることが求められている。そして、遊具の構造や劣化などを要因とする物的ハザードを発見し、適切な措置を講ずるために、初期点検、日常点検、定期点検、精密点検を定め、安全点検で発見された物的ハザードに迅速かつ適切に対処する必要があり、定期点検の頻度は年1回以上とされている。

都市整備部公園緑地課では、専門業者への委託により年4回の定期点検を実施している。平成28年2月に実施された定期点検で使用禁止と判定された遊具は以下のとおりである。

図表3-VI-3-1 使用禁止公園遊具一覧(平成 28 年2月定期点検)

| | 地区 | 公園名 | 施設名 | 使用禁止開始 |
|---|-------|-------------|-------------------------|----------------|
| ① | 彦島地区 | 荒田広場 | 滑り台 | 平成 27 年 5 月点検 |
| ② | 彦島地区 | 塩谷公園 | 4連ブランコ | 平成 27 年 5 月点検 |
| ③ | 彦島地区 | 杉田南公園 | 2連ブランコ | 平成 27 年 5 月点検 |
| ④ | 彦島地区 | 彦島地区公園 | 砂場遊具 (ボード、タイヤ) | 平成 26 年 11 月点検 |
| ⑤ | 彦島地区 | 彦島地区公園 | 石コンビネーション (ネット) | 平成 27 年 8 月点検 |
| ⑥ | 旧市内地区 | 棕野町タウン児童公園 | 木コンビネーション (踊り場) | 平成 27 年 8 月点検 |
| ⑦ | 旧市内地区 | 棕野鳥越第2公園 | 2連ブランコ | 平成 27 年 8 月点検 |
| ⑧ | 旧市内地区 | 下関運動公園 | 木コンビネーション (ネット) | 平成 27 年 8 月点検 |
| ⑨ | 旧市内地区 | 一里山公園 | コンビネーション (木部) | 平成 27 年 11 月点検 |
| ⑩ | 川中地区 | 綾羅木タウン公園 | 滑り台 | 平成 27 年 5 月点検 |
| ⑪ | 川中地区 | 熊野1号児童公園 | スプリング(ウサギ) | 平成 27 年 8 月点検 |
| ⑫ | 川中地区 | 中尾公園 | 4連ブランコ | 平成 27 年 8 月点検 |
| ⑬ | 長府地区 | さつきヶ丘第2児童公園 | 1連スイング | 平成 27 年 8 月点検 |
| ⑭ | 長府地区 | 中六波町第1公園 | 石滑り台(踊り場) | 平成 27 年 8 月点検 |
| ⑮ | 山陽地区 | 乃木浜総合公園 | コンビネーショントン ネル(パイプ半円) | 平成 28 年 2 月点検 |

(上図表には主として子どもの利用に供する遊具を記載しており、東屋や水銀灯等は対象外としている。)

(出所:平成 28 年2月分公園遊器具等安全点検業務に係る遊器具水銀灯安全点検表)

これらの公園について、その後の遊具の管理状況等を確認するため、監査人が平成 28 年 11 月に視察を行い、併せて市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】—意見—

使用禁止遊具について

平成 28 年 11 月に実施した視察の結果、依然として使用禁止とされていた遊具が8施設あり、市に補修予定時期を確認したところ、平成 28 年度中または平成 29 年度中に補修する予定とのことであった。これらをまとめると、以下のとおりである。

図表3-VI-3-2 使用禁止公園遊具補修予定

| | 公園・施設名 | 使用禁止開始 | 補修等予定年度 |
|---|------------------------------|----------------|------------------------------|
| ① | 荒田広場 滑り台 | 平成 27 年 5 月点検 | 平成 28 年度中又は 平成 29 年度中 (※) |
| ⑤ | 彦島地区公園 石コンビネーション(ネット) | 平成 27 年 8 月点検 | 平成 29 年度中 |
| ⑥ | 棕野町タウン児童公園 木コンビネーション(踊り場) | 平成 27 年 8 月点検 | 平成 28 年度中 |
| ⑨ | 一里山公園 コンビネーション(木部) | 平成 27 年 11 月点検 | 平成 28 年度中又は 平成 29 年度中 (※) |
| ⑩ | 綾羅木タウン公園 滑り台 | 平成 27 年 5 月点検 | 平成 28 年度中又は 平成 29 年度中 (※) |
| ⑪ | 熊野1号児童公園 スプリング(ウサギ) | 平成 27 年 8 月点検 | 平成 28 年度中 |
| ⑫ | 中尾公園 4連ブランコ | 平成 27 年 8 月点検 | 平成 28 年度中又は 平成 29 年度中 (※) |
| ⑭ | 中六波町第1公園 石滑り台(踊り場) | 平成 27 年 8 月点検 | 平成 28 年度中又は 平成 29 年度中 (※) |

(※)予算の関係により未確定

「指針」では、重大な事故につながる恐れがある物的ハザードが認められた場合には、直ちに遊具の一部又は全体の使用中止の措置を講ずるとともに、補修、改良、移設、更新、撤去などの方針を迅速に定めて実施することとされている。しかし、上表の8施設では使用中止の措置は講じられていたが、平成 28 年 11 月時点において、補修等の実施が長期間行われていない。

「指針」で示されているとおり、公園は子どもの成長にとって必要不可欠な遊びの場を提供し、遊具は多様な遊びの機会を提供するものである。したがって、遊具が使用禁止になることは子どもの成長の機会を奪うことにつながるため、使用禁止期間は可能な限り短いことが望ましい。上表の補修予定では、使用禁止期間が長いもので2年以上となる可能性があり、早急に対処することが望ましい。

また、使用禁止とされた遊具について、「指針」では、立入り防止柵の設置や、可動部分の結束又は取り外し、遊具全体をシートで覆う等により、当該遊具を使用することができないようにし、併せて使用中止の旨を掲示し注意を喚起することとされている。上表の8施設について、視察時に市の対応等を確認した結果、次のとおりである。

①荒田広場 滑り台

施設を使用できないようにロープが張られていたものの、使用中止の注意喚起を示すプレート等が設置されていない。

⑤彦島地区公園 石コンビネーション(ネット)

施設のうちネット部分を使用できないことを示すロープが張られていたものの、使用できないようにシートで覆う等の対応が不十分であるため、子どもが使用しようと思えば使用できる状態にあり、使用中止の注意喚起を示す張り紙等も設置されていない。

⑥棕野町タウン児童公園 木コンビネーション(踊り場)

施設を使用できないようにロープが張られ、使用禁止の張り紙が設置されている。

⑨一里山公園 コンビネーション(木部)

施設を使用できないことを示すロープが張られていたものの、使用できないようにシートで覆う等の対応が不十分であるため、子どもが使用しようと思えば使用できる状態にあり、使用中止の注意喚起を示す張り紙等も設置されていない。

⑩綾羅木タウン公園 滑り台

施設を使用できないようにロープが張られ、使用禁止の張り紙が設置されている。

⑪熊野1号児童公園 スプリング(ウサギ)

施設を使用できないようシートで覆われている。

⑫中尾公園 4連ブランコ

施設を使用できないよう取り外されている。

⑭中六波町第1公園 石滑り台(踊り場)

施設を使用できないようにロープが張られ、使用禁止の張り紙が設置されている。

以上、使用中止とされた遊具はすべて使用できないようにするための措置が講じられていた。ただし、「指針」では、事故防止のための措置が、結果として予期しない遊びを生じさせ、事故を発生させるおそれがあるとしている。したがって、使用中止の措置を講じた遊具の利用という人的ハザードを取り除くため、特に⑤、⑨の2施設については、確実に使用することができないように追加で措置を講ずることが望ましい。

【監査結果】—意見—

公園の地域ニーズの把握について

市は、都市公園の整備に関し、「下関市公園施設長寿命化計画(平成27年3月)」を定め、老朽化した公園施設について、適切な維持保全管理による予防保全型管理を行うことで施設の長寿命化を図り、併せてライフサイクルコスト削減を目指している。

この予防保全型管理を行うに当たり、施設の更新を伴う修繕については、公園の利用状況の変化、利用者の要望など地域の実情に沿った公園機能の転換を含めた検討を実施すると

している。そこで、自治会や地域ごとの利用者によるニーズを踏まえるため、地元の意見集約を行った自治会長や子ども会会長と協議を行っているが、公園整備等に関する個別のアンケート調査等を行っておらず、自治会任せとなっている。

自治会については、自治会に加入している住民の高齢化や若年世代の自治会への不参加等が社会的に問題となっており、自治会への加入率減少や加入する自治会との繋がりが希薄化している。市でも、都市化や価値観の多様化、生活圏の拡大等により自治会加入率の低下や活動参加者の減少が認識されている(「下関市における地域内分権の推進方向(平成25年8月)」より)。このような中では、日常的に公園を利用している子育て世代の意見を自治会がすべて把握することに限界があり、意見集約を自治会任せとすることで、公園に対する地域のニーズを適切に把握できない可能性が高まるといえる。

身近な公園の充実を図り、子どもと子育て家庭に配慮したまちづくりを行うためには、子育て世帯からの意見を広く積極的に募集する必要がある。このためには、自治会の機能も尊重しつつ、子育て世帯と接触することの多い教育・保育施設や小児科医療機関等と連携するなど、幅広い意見を募集して地域ニーズを把握することが望ましい。

①荒田広場 滑り台



⑤彦島地区公園 石コンビネーション(ネット)



⑥ 椋野町タウン児童公園 木コンビネーション(踊り場)



⑨ 一里山公園 コンビネーション(木部)



⑩綾羅木タウン公園 滑り台



⑪熊野1号児童公園 スプリング(ウサギ)



⑫中尾公園 4連ブランコ



⑭中六波町第1公園 石滑り台(踊り場)



以上